第四回議会（定例）

自第一號　一九五四年四月五日
至第五號　一九五四年四月三十日

立法院會議錄（一）

公報

號外

一九五四年六月十八日

○第四回議会定例　立法院會議録　自才一号至才五号

第四回議会（定例）立法院会議録第一号

一九五四年四月五日（月曜日）

○議事日程第一号

午後二時開議

第一　会議録署名人の指名

第二　議席の決定

第三　議長選挙

第四　副議長選挙

第五　議事法規改正に関する件

○本日の会議に付した案件

日程第一　会議録署名人の指名

日程第二　議席の決定

日程第三　議長選挙

日程第四　副議長選挙

日程第五　議事法規改正に関する件

午後二時三十四分開議

○臨時議長（安谷屋周良君）　私が議員中の年長者でありますので、議事法規によりまして臨時議長の職務を行います。第四回議会は章典によつて開会されましたのでこれから本日の会議を開きます。

○臨時議長（安谷屋周良君）　日程第一議事録署名人の指名を議題といたします。議長指名に御異議ありませんか

（異議なし「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（安谷屋周良君）　御異議ありませんので照屋議員、石嶺議員のお二人に指名いたします。

○臨時議長（安谷屋周良君）　次、第二日程議席の決定でありますが、これは抽せん手数を省きまして現在着席なさつている通りに議席を決定したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（安谷屋周良君）　それではその通り決定致します。

○臨時議長（安谷屋周良君）　日程第三議長選挙を議題といたします。これから選挙の事務を行います。先ず最初に投票及開票立会人の指名をいたしたいと思いますが何名にしたらようございますか、お諮りいたします。

○新垣金造君　直ちに投票に移つても結構でありますが、今回の議員の分野はもう既にはつきりしております。戦前の議会なら議長又は副議長或は今日なら委員長とかいう名称になりましようが、戦前は参事会というのがありまして、こういつた役職は結局はよく選挙の餌になつて、引くり返つた例が幾らもあつたのであります。ところが戦後の議会の議員は皆が相当自覚をなしそして政党的に相当その運営が強化されて参りました。従つてその分野も自らはつきりして参つているのであります。今先までの情勢から申上げますれば、開会前にも社大さん民主さんの代表者が出て色々折衝したのでありますが、まだ妥協點まで行つていないのであります。議会を今後スムースに運営するために、出来得れば円満協調で今後の立法院としての議会運営をやつて行く上からしまして、投票までもつて行かないでもう一ぺん政党的に妥協し合う何か出来やせんかと思いますので、もう一ぺん三名宛の代表を送つて貰つて折衝して貰つたらと考えておりますが、うまく成功しますれば本日投票しなくても円満な解決が出来るのじやないかと思います。以上動議を提議いたします。

○兼次佐一君　十番議員（新垣金造君）の御意見に対しまして同感であります従いましてそういう前提の下に暫時休憩して貰いたい。動議を出します。

○臨時議長（安谷屋周良君）　只今十番議員（新垣金造君）から暫く休憩して意見の調整をしたいという御発言で、十五番議員（兼次佐一君）が賛成しておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（安谷屋周良君）　それでは暫く休憩いたします。

（午後二時四十五分休憩）

（午後二時五十二分再開）

○臨時議長（安谷屋周良君）　再開いたします。十五番議員（兼次佐一君）から交渉の結果を御報告願います。

○兼次佐一君　休憩中に行われた民主社大両党代表による議長問題をめぐつての打合は、結果に於て決選投票に移るということに決定いたしましたから左様御報告申上げます。

○臨時議長（安谷屋周良君）　只今の報告によりまして投票及開票立会人を議長に於て指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（安谷屋周良君）　御異議がないようですから、大浜議員、兼次議員に指名いたします。次に事務局職員をして投票用紙を配付いたさせます

（投票用紙配付）

投票箱の點検をいたします。投票方法でありますが、事務局員をして投票箱を持廻りさせますから自席で投票をお願いいたします。

（投票）

投票を終了します。暫く休憩いたします。

（午後二時五十八分休憩）

（午後二時五十九分再開）

○臨時議長（安谷屋周良君）　再開します。これから投票の點檢をいたします。

（開票）

開票の結果を御報告いたします。投票総数二十九票、有効投票二十九票無効なし、得票数を申上げます。平良幸市君十五票、（拍手）当山真志君（十四票、以上であります。開票の結果によりまして最多数得票者の平良幸市君を議長に決定いたします。以上で臨時議長としての日程を全部終了いたしましたから新しい議長と交替いたします議長平良幸市君を御紹介いたします。

（拍手）

○議長（平良幸市君）　御挨拶申上げます。只今投票の結果不肖私が議長席に就くことに相成りました。多数先輩各位を前に余りにも弱輩であります。省みて力の足りなさを思い、今期議会に背負わされた使命の重大さを思いますす時に、私の一生涯を通じて最も愼重に当らなければならない職責に就かされたことを痛感するものであります。でも民主原理に基き選び出された以上、誠心誠意全神経を住民の福祉向上の一點に集中して事に当りたいと、固く決意するものであります。超党派的に處理さるべき問題が余りにも山積されている今日であります。もとより安易なる妥協は排すべきであり、論ずべき點は先入感に捉われず、感情にはしらず徹底的に論じ合わなければなりませんが、超党派的に處理すべき問題はあくまでも歩み寄つて處理して沖縄縣民の自治能力を最大限に発揮していただいて、住民の要望に応えるべく自主性の確立を目指して議会運営に最善の御協力を賜わりますよう、心からお願い申上げまして議長就任の挨拶といたします。

（拍手）

○議長（平良幸市君）　臨時議長の日程を引継ぎまして次は副議長の選挙を議題といたします。最初にお諮りいたしますが、この選挙を如何なる方法によつてなしたがよいか、御意見を伺いたいと思います。

○兼次佐一君　副議長選挙に当りまして、議長選挙に於てとつた方法を以てせめて副議長選挙でも話合によつて決定したいという考え方を持ちますので暫時休憩をしていただきますよう動議を出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十五議員（兼次佐一君）から副議長選挙に当つては休憩をして、協議会を持つてそれで決めて行きたいという御意見があり賛成がありましたので動議は成立いたしましたが、左様取計つてよろしうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　では暫時休憩いたします。

（午後三時十六分休憩）

（午後三時十六分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。休憩中に於ける協議の結果を十五番議員（兼次佐一君）から御報告願います。

○兼次佐一君　休憩中に於ける民主、人民、社大、無所属代表による副議長選挙をめぐつての協議の結果は決選投票によることに相成りましたから、以上御報告いたします。

○議長（平良幸市君）　只今十五番議員（兼次佐一君）の報告によつて、副議長の選挙は投票に訴えることになりました。

（「議長休憩を願います」と呼ぶ者あり）

それでは休憩いたします。

（午後三時十七分休憩）

（午後三時十八分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。では副議長の選挙を投票によつて行うことにいたします。お諮りいたします。投票及開票立会人を決めなければいけませんが如何なる方法によつてばいけませんが如何なる方法によつて

（「議長指名」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　議長指名でよろしうございますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　では指名いたします。十五番議員（兼次佐一君）と六番議員（新里銀三君）に立会人をお願いいたします。職員をして投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（平良幸市君）　投票箱を點檢いたします。先の議長選挙と同様自席に於て投票願います。

（投票）

投票終了いたしました。暫時休憩いたします。

（午後三時二十一分休憩）

（午後三時二十二分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。開票に移ります。

（開票）

開票の結果を報告いたします。投票総数二十九票、有効投票二十九票、無効投票なし、得點数宮城正行君十五票、下里恵良君十四票、多数得點者宮城正行君が副議長に選定されました。

（拍手）

暫時休憩いたします。

（午後三時二十五分休憩）

（午後三時二十六分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。副議長宮城正行君を御紹介申上げます。

（拍手）

○宮城正行君　真摯重厚、御挨拶の第一声既に満場に泌みわたるような力をもつておられる名議長の下ならば、私とても勤めるとお思い下さつたのであるか、それとも一年生議員が壓倒的に多いので、その中の一人位は名譽の職を與えようという思召であるか、或は又もつと〳〵何か深い意味があるのであるか分りませんが、当選しました以上名議長を補佐いたしましてその職責を果したいと念じております。何と申しましても一年生　はじめてこちらに

立つてふるえている始末でございまして、皆様の御協力なしにはこの大任を達成することはむつかしいと思つております。どうぞ政党政派を超越されまして、沖縄の進み行く方向を決定するこの重大な任務を負うた皆さんと共に名議長を助けて邁進したいと考えております。どうぞ皆さんよろしく御協力の程をお願いいたします。

（拍手）

○議長（平良幸市君）　次は日程を打合せるために暫時休憩して御相談を申上げたいと思つております。休憩いたします。

（午後三時二十七分休憩）

（午後三時二十八分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。次の日程は議事法規改正に関する件を議題といたします。まだ委員会が構成されておりませんので、どうしても特別委員会を構成してでなければこの議題の処理は出来ないと思いますが特別委員会の構成を如何様に取計つたらよろしうございますか。

○兼次佐一君　暫時休憩願います。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩いたします。

（午後三時二十九分休憩）

（午後三時三十分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。只今日程に上つております議事法規改正に関する議題を審議検討して貰うため、特別委員会を構成したしたいと思いますが、只今休憩中でのお話の結果、特別委員を十名にお願いして、この十名の内訳は社大四名、民主四名人民党一、無所属一名、合計十名で構成したいとの相談の結果でありましたが、左様決定してよろしうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　では左様決定いたします。暫時休憩いたします。

（午後三時三十一分休憩）

（午後三時三十七分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します先刻構成されました特別委員会を次の方々におねがい致したいと思います。四番議員（天願雄治郎君）、五番議員星克君）、六番議員（新里銀三君）、八番議員（大浜國浩君）、十三番議員（瀬長亀次郎君）、十五番議員（兼次佐一君）、十七番議員（大山朝常君）十八番議員（長嶺秋夫君）、十九番議員（西銘順治君）、二十七番議員（知念朝功君）、以上十名におねがい致したいと思つております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ではさよう決定します。今議題に上つております議事法規改正に関する議題を只今御報告申上げました特別委員会に付託を致します。暫時休憩致します

（午後三時三十九分休憩）

（午後三時四十分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します本日の会議はこれを以つて閉じることに致します。

（午後三時四十分散会）

○本日の出席者左の通り

議長	平良	幸市君
臨時議長	安谷屋周良君	
〃	照屋	善清君
〃	石嶺	真誠君
副議長	宮城	正行君
議員	照屋	善清君
〃	石嶺	真誠君
〃	天願雄治郎君	
〃	星	克君
〃	新里	銀三君
〃	下里	恵良君
〃	大浜	國浩君
〃	砂川	恵敷君
〃	新垣	金造君
〃	当山	真志君
〃	與那覇金一郎君	
〃	瀬長亀次郎君	
〃	大湾喜三郎君	
〃	兼次	佐一君
〃	大山	朝常君
〃	長嶺	秋夫君
〃	西銘	順治君
〃	玉城	榮君
〃	仲宗根	巖君
〃	平良	良松君
〃	比嘉宇太郎君	
〃	仲里	猛君
〃	桃原	亀郎君
〃	知念	朝功君
〃	佐久川長吉君	
〃	長田	盛徳君

署名　議長　平良　幸市㊞
臨時議長　安谷屋周良㊞
照屋　善清㊞
石嶺　真誠㊞

第四回議会（定例）琉球立法院会議録第二号

一九五四年四月十三日（月曜日）

議事日程第二号

午後二時開議

第一　立法院規則の一部を改正する規則案（長嶺秋夫発議、規則案第一号）

第二　常任委員の選任

第三　常任委員長の選挙

第四　立法院法の一部を改正する立法案（知念朝功発議、立法案第一号）

第五　立法院規則案起草に関する件

○本日の会議に付した案件

日程第一　立法院規則の一部を改正する規則案

日程第二　常任委員の選任

日程第三　常任委員長の選挙

日程第四　立法院法の一部を改正する立法案

日程第五　立法院規則案起草に関する件

午後二時五分開議

○議長（平良幸市君）　開会致します出席二十八名、欠席一人であります。定足数に達しておりますので開会致します。欠席の下里議員は便船の都合で十四日に着くという電報が参つており

ます。日程に入ります前に諸般の報告を致したいと思っておりますが、諸般の報告は刷物にしてお手許に差上げた通りであります。

諸般の報告

一九五四年四月十三日（火曜日）

第一、電　報	八重山武富教育委員会	一九五三年十二月一日受理	
第二、〃　〃	八重山大浜教育委員会	〃　〃　十二月一日〃	
第三、〃　〃	八重山連合教育委員会	〃　〃　〃	
第四、〃　〃	八重山石垣農業協同組合	一九五四年四月十二日〃	
第五、〃　〃	八重山大浜農業協同組合	〃　〃　〃	

第一

受・一九五三年十二月一日

発・八重山武富教育委員会

宛・議長

電文

「遠くの教員に僻すう地手当支給されるよう補正豫算に是非計上されたし」

第二

受・一九五三年十二月一日

発・八重山大浜教育委員会

宛・議長

電文

「遠くの全教員に地域手当又は僻すう地手当を支給されるよう補正豫算に是非計上されたし」

第三

受・一九五三年十二月一日

発・八重山連合教育委員会

宛・議長

電文

「地域手当の無い地域の教員に僻すう地手当支給されるよう補正豫算に是非計上されたし」

第四

受・一九五四年四月十二日

発・八重山石垣農業協同組合

宛・議長

電文

「肥料適正価格維持と農協育成のため商社扱い絶対反対、農協扱いに是非御配慮乞う」石垣農協

第五

受・一九五四年四月十二日

発・八重山大浜農業協同組合

宛・議長

電文

「肥料の商社扱い反対」農協扱いに御裁量乞う」大浜農協

本日の日程は現在議会運営委員会がまだ設立されておりませんので、この日程の取決めには、本日一時から各党派代表の方々にお集りをおねがいして、そこで議長が一緒になつてお手許に配布してあります通りの日程を決めた訳であります。以上の通りの日程でありますが、御異議ございませんか。

○新垣金清君　議事日程に入る前に、議長の議会運営に対する質問を致したいと思つていますので、質問終了後に只今の日程を決めてもらいたい。議会運営については先般議長が選任を受けました当時、議長としての御所見の御披露はありましたが、これから實際運営に入りますので、更に御質問致したいと思つております。これを緊急動議として提出致します。

○議長（平良幸市君）　只今緊急動議が十番議員（新垣金造君）から出されましたが、御賛成の方…

（「賛成　とよぶ者あり）

十番議員（新垣金造君）から緊急動議の提案があり、賛成者がありましたので動議は成立致しました。一寸十番さん（新垣金造君）にお伺いしますが、これは日程変更の動議になる訳ですか追加の動議ですか。

○新垣金造君　日程変更の〃只今議長から提出された日程に入る前に、議長の議会運営に対して質問致したいと思つております。

○議長（平良幸市君）　日程追加になる訳ですね。

○新垣金造君　後になるんじやなく、日程の前にやつてもらいたいのであります。

○議長（平良幸市君）　今報告致しました日程の他更にこの日程を持ちたいという動議になる訳ですね。

○新垣金造君　そうです。

○議長（平良幸市君）　日程追加の動議が出ました。十番議員（新垣金造君）からの日程を追加するという御動議に御賛成の方は挙手ねがいます。

（十一名挙手）

十一名であります。出席議員議長を除いて二十七名、少数であります。よつて日程は先程申上げた通りの順序で致します。

○議長（平良幸市君）　日程第一立法規則の一部を改正する規則案を議題といたします。提案者十八番議員（長嶺秋夫君）から御説明ねがいます。

規則案第一号

立法院規則の一部を改正する規則案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十三日

発議者　長嶺　秋夫

立法院議長　平良幸市殿

立法院規則の一部を改正する規則

立法院規則（一九五二年決議第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

（常任委員会）

第十六条　常任委員会の委員の員数及

びその所管は左の通りとする。

一　行政法務委員会　六人

1　行刑及び更正保護に関する事項
2　戸籍、登記及び供託に関する事項
3　財産管理に関する事項
4　人権擁護に関する事項
5　裁判所の司法行政に関する事項
6.　検察庁の事務に関する事項
7　警察行政に関する事項
8　出入國管理に関する事項
9　選挙に関する事項
10　人事委員会に関する事項
11　地方庁に関する事項

二　内政委員会　六人

1　政府の財務に関する事項
2　市町村行政及び財務に関する事項
3　金融に関する事項
4　外資導入に関する事項

三　文教社会委員会　五人

1　中央教育委員会に関する事項
2　学校及び地方教育委員会に関する事項
3　社会教育に関する事項
4　社会福祉に関する事項
5　労務に関する事項
6　保健衛生に関する事項
7　移植民に関する事項
8　援護及び復員に関する事項

四　経済工務交通委員会　六人

1　農業、工鑛業、商業、林業、水産業及び畜産に関する事項
2　開拓に関する事項
3　協同組合に関する事項
4　貿易に関する事項
5　計量に関する事項
6　企業の免許に関する事項
7　特許権、商号、商標、商工業の登録に関する事項
8　援助物資の管理及び清算に関する事項
9　土木建築に関する事項
10　運輸に関する事項
11　港湾に関する事項
12　郵務に関する事項
13　電気に関する事項
14　気象に関する事項

五　議会運営委員会　五人

1　院の運営に関する事項
2　院の諸法規に関する事項
3　議長の諮問に関する事項
4　院の図書館に関する事項

六　豫算決算委員会　十四人

1　豫算決算
2　開拓に関する事項
3　協同組合に関する事項
4　貿易に関する事項
5　計量に関する事項
6　企業の免許に関する事項
7　特許権、商号、商標、商工業の登録に関する事項
8　援助物資の管理及び清算に関する事項
9　土木建築に関する事項
10　運輸に関する事項
11　港湾に関する事項
12　郵務に関する事項
13　電気に関する事項
14　気象に関する事項

五　議会運営委員会　五人

1　院の運営に関する事項
2　院の諸法規に関する事項
3　議長の諮問に関する事項
4　院の図書館に関する事項

六　豫算決算委員会　十四人

1　豫算決算

七　懲罰委員会　八人

1　議員の懲罰に関する事項

附　則

この規則は、一九五四年四月十二日から施行する。

○長嶺秋夫君　立法院規則の一部改正を発議しましたので、簡単にその理由と説明を加えたいと思います。只今立法院法の一部改正の特別委員会がありまして審議中でありますが、これが議会を通過致しましても主席が署名をして公布になる日までには相当の日数を要すると思うのであります。従いましてこの公布を待つて常任委員会を設置することは議会運営に支障を来すおそれがあるのでありまして、立法院法第二十九条の第二項の規定によりまして規則の一部を改正して直ちに委員会を設置し、議会運営の活動を活潑ならしめたいというのが改正の理由であります。簡単に説明申上げますと、現行の立法院規則第十六条の各号を次の通り改正するのであります。現行第二号の経済委員会を第五号の工務交通委員会に併合して経済工務交通委員会とする現行の第三号以下順次繰上げるのであります。尚本改正規則には目下改正しようとしている處の立法院法の常任委員会の数と一致させ、立法院法の改正によつても委員会の数及び委員の数に変動を来さないようにと考えたものであります。第二十九条の第二項の「院は政府の行政機構に変動のあつた時又は特に必要のある時と見た時は前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員を併合することができる。但しこの場合委員の数は三人を下らないものとする。」という法文によつて改正を要望しているのであります。宜しく御審議ねがいます。それから委員会の委員の数は一の行政法務委員会が六人、二の内政委員会同じく六人、文教社会委員会が五人、経済工務交通委員会が六人、それから議会運営委員会が五人、豫算決算委員会十四人、懲罰委員会が八人、以上であります。

○議長（平良幸市君）　発議者の御説明を終りました。質疑応答に移ります。

○知念朝功君　発議者に質問致します現行の立法院法によりますと、第二十九条には「常任委員会を右の通りとしその部門に属する議案（決議案を含む。）諸願陳情書等を審査する。一、行政委員会、二、経済委員会、三、内政委員会、四、文教社会委員会、五　工務交通委員会、六、議会運営委員会、七、豫算決算委員会、八、懲罰委員会」となつておりますが、この本法の委員会の種類を変更しないで、規則にある委員会を併合するような恰好になつております。法第二十九条の第一項二号の経済委員会というのが立法院規則のこの改正案の中には抜けております。それから法の第二十九条第一項第五号の工務交通委員会というのが又抜けております。これは本法を改正しないで規則におきまして委員会だけ名称を変更することは法律上妥当でないと思うんですが、如何でしようか。

○長嶺秋夫君　発議者としては必要があると認めたときは前項に定める以外の常任委員会にないもの又は前項に定める各常任委員会を併合することができるという第二項によつて、現在審議しゝある處の委員会で審議しているものに合うように致しまして、早く常任委員会を一応設置して議会運営をはかりたい。こういう趣旨でこゝに出した

のであります。

○知念朝功君　この第二十九条二項に対する解釋は、法を改正しないで直ちに規則によつて委員会の新設とか併合とかいうようなものができるという風には解釈されないと思います。これはどちらかといえば第二十九条の二項は立法によつてこの第二十九条第一項の各号の委員会の新設或いは併合ができるという規定だと解釈致しますが、母法を改正せずに直ぐ規則のみで委員会の種類を併合新設することは不可能だと思うのであります。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後二時二十分休憩）

（午後二時四十分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します只今日程第一の立法院法規則を一部改正する規則案の提案者からの御説明を終り、質疑応答を終り、大体意見の一致を見ておりますが、

○西銘順治君　議会活動を速かならしめ、しかもこれを円滑にやつていくために、読会を省略して可決して頂きたいと思います。

○議長（平良幸市君）　只今十九番（西銘順治君）から読会を省略して確定議に付したいという動議が出ておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

読会省略の動議は成立しました。読会省略の手続をとりたいと思つておりますが、その前に改めてはつきりさせるためにこの人数の處はもう一応読上げることに致します。行政法務委員会六名、内政委員会六名、文教社会委員会五名、経済交通工務委員会六名、議会運営委員会五名、豫算決算委員会十四名、懲罰委員会八名であります。それでは読会省略の手続をとることには異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは読会を省略して採決致します規則案第一号立法院規則の一部を改正する規則案を原案通り可決してよろしゆうございますか。

（「異議なし」「賛成」とよぶ者あり）

では可決確定致します。

○議長　平良幸市君）　日程第二、常任委員の選任を議題と致します。お諮り致しますが、如何ような方法で選任致したらよろしゆうございますか。

○当山真志君　この人数の振割についてはしばらく休憩ねがつて、そうして各政党から代表が集つて調整をして、相談をまとめてから常任委員を決定したいという意向を持つております。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十一番（当山真志君）からこの委員の人数の割振をするよう各政黨間の相談の時間を持つために休憩に移りたいという動議が出ておりまして賛成の声がありましたので、動議は成立致しました。さよう取計らつてよろしゆうございますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩致します。

（午後二時四十五分休憩）

（午後三時二十六分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します日程第二の常任委員の選任の方法についてお諮り致したいと思つております

○兼次佐一君　常任委員の選任方法は指名推薦によつて行いたいという動議を出します。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十五番（兼次佐一君）から選任方法については指名推薦にしたいという動議が出て、賛成がありましたので動議は成立致しました。さよう取計らつてよろしゆうございますか。

（「異議なし」「賛成」とよぶ者あり）

御異議ないようでありますので、先程の十五番（兼次佐一君）の動議によつて選任方法は指名推薦することに致します。

○兼次佐一君　常任委員を次の通り推薦致します。行政法務委員は、天願議員、星議員、玉城議員、西銘議員、宮城議員、知念議員、内政委員は、当山議員、大浜議員、石嶺議員、比嘉議員、仲宗根議員、佐久川議員、文教社会は砂川議員、新垣議員、桃原議員、仲里議員、瀬長議員、経済工務交通委員は安谷屋議員、與那嶺議員、大山議員、兼次議員、大湾議員、長田議員、議会運営委員は、照屋議員、下里議員、長嶺議員、平良良松議員、豫算決算委員砂川議員、大浜議員、新里議員、新垣議員、照屋議員、天願議員、西銘議員、長嶺議員、仲宗根議員、桃原議員、比嘉議員、瀬長議員、以上五名、経済工務交通委員は安谷屋議員、與那嶺議員、大山議員、兼次議員、大湾議員、長田議員、以上六名、議会運営委員会は照屋議員、下里議員、新里議員、平良良松議員、仲里議員、玉城議員、大湾議員、知念議員、以上六名、内政委員は当山議員、大浜議員、石嶺議員、比嘉議員、仲宗根議員、佐久川議員、以上六名、文教社会委員は砂川議員、新垣議員、桃原議員、中里議員、玉城議員、天願議員、西銘議員、長嶺議員、仲宗根議員、瀬長議員、以上五名、経済工務交通委員は安谷屋議員、與那嶺議員、以上五名、豫算決算委員は砂川議員、大浜議員、新里議員、照屋議員、天願議員、西銘議員、長嶺議員、仲宗根議員、瀬長議員、以上十名、懲罰委員会は星議員、下里議員、当山議員、平良良松議員、中里議員、玉城議員、大

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後三時三十一分休憩）

（午後三時三十八分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します只今日程に上つております常任委員の選任は十五番議員（兼次佐一君）から指名推薦になりました通り、行政法務委員は天願議員、星議員、玉城議員、西銘議員、宮城議員、知念議員、以上六名、内政委員は当山議員、大浜議員、石嶺議員、比嘉議員、仲宗根議員、佐久川議員、以上六名、文教社会委員は砂川議員、新垣議員、桃原議員、中里議員、玉城議員、天願議員、西銘議員、長嶺議員、仲宗根議員、瀬長議員、以上五名、経済工務交通委員は安谷屋議員、與那嶺議員、以上五名、豫算決算委員は砂川議員、大浜議員、新里議員、照屋議員、天願議員、西銘議員、長嶺議員、仲宗根議員、桃原議員、比嘉議員、兼次議員、瀬長議員、以上十名、懲罰委員会は星議員、下里議員、当山議員、平良良松議員、中里議員、玉城議員、大

湾議員、知念議員、以上八名、さよう決定してよろしゆうございますか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

御異議ないようでありますので、さよう決定致します。

○議長（平良幸市君）　日程第三、常任委員長の選挙を議題と致します。お諮り致します。如何なる方法によつて選挙致したらよろしゆうございましようか。

○中里猛君　常任委員会の委員長の選挙に当りましては、常任委員の選任方法通り各政党から代表者に出て頂いてお互に協調し合つて決めて頂いたらどうかと思います。

（「賛成」とよぶ者あり）

○新里銀三君　只今の二十五番議員（中里猛君）のおつしやられた通りやる方が建前であり、又そうしなければいけないと思いますが、しかし去つた議会の運営から見まして議長、副議長を與党即ち現在の社大党から選任されるのが然るべきであるが、又そういうことに前回では決定したのでありますが故に本回も然るべくお願い致します。

○議長（平良幸市君）　別に御意見ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

暫時休憩致します。

（午後三時四十三分休憩）

（午後三時四十五分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

休憩前二十五番議員（中里猛君）からの動議で、委員長選挙の方法は常任委員の選任の方法に準じて各党から代表者を挙げ、ここでお打合せをしてから決めたいという動議が出て、動議は賛成者がおりましたので成立致しましたこの動議の通り取計らつてよろしゆうございますか。

（「異議なし」「異議あり」とよぶ者あり）

では採決致します。動議の通り各党から代表者を挙げて一応選考してもろうという方法に御賛成の方は挙手ねがいます。

（十六名挙手）

出席議員議長を除き二十七名、賛成十六名、多数であります。よつて各党派から代表者を挙げて選考してもろうことに致します。暫時休憩致します。

（午後三後四十六分休憩）

（午後四時三十九分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します只今日程に上つております常任委員長の選挙に関しましては、休憩中に各党派ならびに各委員会において御協議になつた線に沿つて、議長指名で決定致したいと思いますが、よろしゆうございますか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では議長指名で決めることに致します

行政法務委員長に西銘議員、内政委員長当山議員、文教社会委員長桃原議員

経済工務交通委員長兼次議員、議会運営委員長長嶺議員、豫算決算委員長新垣議員、懲罰委員長知念議員、さよう決定してよろしゆうございますか。

（拍手）

ではさよう決定致します。

○議長（平良幸市君）　次の日程第四立法院法の一部を改正する立法案を議題と致します。これは先刻の本会議において特別委員会に起草を付託致したものを、知念議員が発議して立法案第一号として上程致している訳であります。発議者知念議員からの説明をおねがい致します。

立法案第一号

立法院法の一部を改正する立法案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十二日

発議者　知念　朝功

立法院議長　平良幸市殿

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

立法院法の一部を改正する立法院法（一九五三年立法第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四月二日」を「四月の第一月曜日」に、「日曜日」を「法定休日」に改める。

第二条第二項を次のように改め、第二項の次に次の一項を加える。

2　行政主席は、議員定数の四分の一以上から臨時会招集の要求があつたときは、要求書を受取つた日から二十日以内に、前項の例により、これを招集しなければならない。但し、二個以上の要求書が提出されたときは最初の要求書を受取つた日から起算する。

3　前二項の告示には、臨時会に付議すべき条件を記載しなければならない。但し、臨時会の開会中に急施を要する条件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができる。

第三条を次のように改める。

（臨時会招集の要求）

第三条　議員が、臨時会の招集を要求するには、議員定数の四分の一以上の議員が連名で、発議すべき件名及び理由を記載して、議長を経由し行政主席に要求書を提出しなければならない。

第四条中「定例会の期日」を「定例会の開会期日」に改める。

第六条を次のように改める。

（年長者の議長代行）

第六条　前条前段の選挙において、副議長若しくは議長に事故がある場合、又は前条後段の選挙の場合には、議員中の年長者が、議長の職務を行う。

第八条の次に次の一条を加える。

（臨時会の会期の起算）

第八条の二　臨時会の会期は、招集の当日からこれを起算する。

第十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の選挙の場合には、議員中の年長者が、議長の職務を行う。

第十九条を次のように改める。

（年長者の議長代行）

第十九条　前条の選挙においては、第六条の例により、議員中の年長者が議長の職務を行う。

第二十三条に次の一項を加える。

2　現行犯罪の場合を除いて、会期前に逮捕された議員は、院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

「第五章　委員及び委員会」を「第五章　委員会及び委員」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（委員会の種類）

第二十七条　委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

第二十八条を第二十九条とし、同条第二項を次のように改め、第三項を削る。

2　議長を除く議員は、少くとも一個の常任委員となる。但し、同時に二個を超える常任委員となることができない。二個の常任委員となる場合は、その一個は、行政監察委員又は豫算決算委員に限る。

第二十九条を第二十八条とし、同条第一項中第八号を削り、第二号から第七号までを次のように改め、第二項を削る。

二　内政委員会
三　文教社会委員会
四　経済工務委員会
五　議会運営委員会
六　豫算決算委員会
七　行政監察委員会

第三十条第二項を削り、同条を次のように改める。

（調査員及び調査書記）

第三十条　各常任委員会には、調査員及び調査書記を常置する。但し、院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

第三十一条を次のように改める。

（特別委員会）

第三十一条　特別委員会は、常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査する。

2　特別委員は、院において選任し、その委員会に付託された案件が、院で議決されるまでその任にあるものとする。

3　特別委員長は、委員会においてその委員が互選する。

第三十二条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項及び第三十一条第二項」に改める。

第三十三条中「事件」を「案件」に改める。

第三十六条中「議員」を「委員」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（委員会の公開）

第三十七条の二　委員会の議事は、これを公開する。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

第三十八条第一項を次のように改める。

委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

第四十条第二項の次に次の一項を加える。

3　少数意見者が、簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共に、これを会議録に掲載する。

第四十三条の見出しを「（議案の発議、その取扱）」に改め、同条第二項中「議案」を「立法案」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　立法案は、すべて三読会を経て議決しなければならない。但し、出席議員の四分の三以上の議決により、読会手続を省略することができる。

4　議案が発議又は提出されたときは、議長は、立法案以外の議案については、これを適当の委員会に付託し、その審査を経た後会議に付し、立法案については、第一読会の会議においてこれを適当の委員会に付託する。但し、発議者又は提出者の要求に基き、特に必要と認めたものは、院の議決で委員会の審査を省略することができる。

第四十三条の次に次の二条を加える。

（勧告書）

第四十三条の二　行政主席から立法勧告書又は豫算勧告書が提出されたときは、議長は、これを院の会議に上程しなければならない。

2　前項の勧告書中院において必要と認めたものについては、適当の委員会をして発案させる。

（行政主席及び政府委員の出席要求）

第四十三条の三　議長は、前条の勧告書を院の会議に上程しようとするときは、豫め行政主席又は政府委員若しくはその両方の出席を求めなければならない。第四十四条第一項中「事件」を「案件」に改め、第二項を次のように改める。

2　前項の中間報告があつた場合又は中間報告を求められて次の会議までに報告しなかつた場合にその条件について、院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は院の会議において審議することができる。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（行政府提出議案の修正、撤回）

第四十五条の二　行政主席が、院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し又は撤回するには、院の承諾を要する。

第四十六条第二項中「議長は、」の下に「討論を用いないで」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

3　議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。第四十七条中「総議員」を「議員定数」に改める。

第五十条を次のように改める。

（会議録）

第五十条　院は、会議の記録を保存

し、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。但し、秘密会議の記録中特に秘密を要するものと院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第五十二条第一項中「議決」を「可決」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の可決は、出席議員の三分の二以上の賛成がなければならない。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　行政主席及び政府委員

（行政主席の出席請求）

第五十五条の二　行政主席は、院又は委員会からその出席を求められたときは、院の会議又は委員会に出席しなければならない。

2　委員会が行政主席の出席を求めるには、議長を経なければならない。

（政府委員）

第五十五条の三　行政主席は、行政府から提出された議案又は勧告書について、院の会議又は委員会において、その趣旨及び内容を説明させるため政府委員を任命する。

2　行政主席が前項の政府委員を任免したときは、その氏名を議長に通知しなければならない。

（政府委員の出席請求）

第五十五条の四　行政主席は、院又は委員会から政府委員の出席を求められたときは、政府委員を派遣しなければならない。

2　委員会が政府委員の出席を求めるには、議長を経なければならない。

（発言）

第五十五条の五　行政主席又は政府委員が院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第五十六条を次のように改める。

（質問）

第五十六条　議員が、行政主席に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

2　質問は、簡明な主意書を作りこれを議長に提出しなければならない。

3　議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを院に諮らなければならない。

4　議長又は院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書の要旨を会議録に掲載する。

第五十七条の見出しを「（質問主意書の送付）」に改め、第一項を次のように改め、第二項を削る。

議長又は院の承認した質問については議長がその主意書を行政主席に送付する。

第六十条を次のように改める。

（請願書の提出）

第六十条　立法院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第六十一条の見出しを「（請願の処理）」に改め、第一項を次のように改める。

請願は、委員会の審査を経た後、これを議決する。

第六十二条第一項中「処理」を「措置」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（報告、書類帳簿提出の要求）

第六十四条　院から審査又は調査のため、行政府、官公署その他に対し、必要な報告又は書類帳簿の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第六十五条を次のように改める。

（証人の出頭）

第六十五条　院は、議案その他の審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めることができる。

2　前項により証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

「第十章辞職退職及び資格喪失」を「第十章辞職退職及び補欠」に改める。

「第十一章規律及び警察」を「第十一章　紀律」に改める。

第六十六条中「その議員」を「議員」に改める。

第七十条第一項中「発言を取り消させる」を「発言の取消を命ずる」に改める。

第七十五条第一項中「懲罰委員会」を「特別委員会」に改め、第三項後段を削り、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の処分の要求又は第三項の動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第七十六条第二項中「前条」を「前項」に、「総議員」を「議員定数」に改める。

附　則

この立法は、公布の日から施行する。

議事法規改正に関する報告書

一、審議の要旨及び目的

政府章典の改正により、従来の議員定数に異動を生じたのと、過去における議会運営の實績からしてこれに改正を加え、その円滑なる運営を期するためである。

四月五日の本会議において設置された、当議事法規改正案起草特別委員会は、四月六日、四月七日及び四月九日の三日間にわたり全委員出席のもとに開会し、愼重審議し、その起草を完了した

当特別委員会において審議検討をした改正条項の細部については、発議者より詳細説明申し上げることにして、先ず委員会における主なる審議の経過及び結果の要旨は次の通りである。

1　臨時会招集要求から招集までの期

間の法定

議員定数四分の一以上から臨時会招集の要求があつた場合、主席がこれを招集するのに、現行法には期間の制限が規定されてなかつたが、臨時会招集要求の緊急且つ重要性に鑑み、主席は要求書を受取つた日から二十日以内にこれを招集するようにその期間を法定することにした。

2　常任委員会の統合整理

政府章典の改正に伴い議員定数が減少したため従来の常任委員を統合整理し、現實に即する運営を期するため、現行の八個の委員会を七個の委員会とした。特に現行の懲罰委員会はこれを廃し、新しく行政監察委員会が加えられたのがその特色である。

3　議案の取扱及び審議経路の改正

従来立法案決議及其の他議案についても一様に第一読会において説明を聴取した後、院に諮つて適当な委員会に付託し、委員会の審査をまつて第二読会及第三読会の手続を経て議決されていたが今回その取扱及審議経路に改正を加え立法案は従来通りとし、立法案以外の議案については、議長が直接これを適当な委員会に付託し、委員会の審査を経て本会議に上程することゝし、尚読会の手続も経ないように規定した。

4　行政主席及政府委員

新に行政主席及び政府委員の章を設け、政府提出議案、立法勧告書の又は豫算勧告書説明については、従来の証人又は参考人としてでなく、提出した責任において本会議又は委員会において行政主席又は政府委員若しくはその両方が発言し、説明出来るようにし、従来疎遠勝ちであつた行政府及び立法院の連索を一層緊密にするように規定した。

尚本章の規定に行政主席を入れるかどうかについては可否兩論活潑な論議があつたが、採決の結果五対四の過半数の賛成によつて主席をも包含することにした。

5　質問の制限廃止及び承認の緩和

現行法では政府状況の報告、審議の勧告又は法案を返送した場合質問ができるように限定せられていたが、これを行政全般に亘り議員が任意に問題を定めて質問できるようにその範囲の制限をなくすると共に質問の承認についても、院の承認を議長の承認とこれを緩和した。

6　請願書の議員紹介

従来請願（陳情）は議員の紹介を必要としなかつたが、請願の重要性に鑑み、議員紹介により提出するを原則として規定し、又書のみで不十分な點は住民代表たる議員の補足的説明等によつて請願の趣旨が十分院に通ずるようにした。

7　其の他関係条項の整理及び字句の統一

前各号における改正条項及び新設条項からして必然的に生じた条項の整理、又は字句の統一及び訂正の個所についての要旨はこれを省略する。

8　議長及び委員長の表決権

議長及び委員長に表決を與えるかどうかについて、改正してはないが、当起草特別委員会において議題となり相当論議せられたのでついでに付言しておく。

議長及び委員長の現行の議決権をなくして議員として本来保有している表決権を與えるか、どうかについて検討が加えられ、一日間の研究日時を與え二回にわたつて委員会を開き愼重審議したが、結局議長及び委員長に表決権を與える事は適当でないとの意見が出て一人の反対を除いては、この意見に賛成したため、現行法通りとした。

右報告する。

一九五四年四月十三日

議事法規改正案起草特別委員会

委員長　知念　朝功

立法院議長　平良幸市殿

○知念朝功君　立法院法の一部を改正する立法案を起草するために　去る四月五日の本会議におきまして起草特別委員会が設置せられ、知念他九名の委員が明くる四月六日からこの起草の審査に取りかかつたのであります。四月六日、四月七日中一日明けまして四月九日の三日間にわたりまして、全員出席の下に愼重にこの法案を検討して参つたのであります。同特別委員会においての審査の報告は、報告書を作製して議長に提出致しておりますので、委員会の審査の状況については報告書を以て代えたいと存じます。この改正法案を発議するに当りまして、改正の案のもつとも重要な部分を御説明申上げたいと思います。改正の重要なものを述べていきますと、先ず現行法の第二条の臨時会の招集について或る程度改正を提案したのであります。即ち臨時会招集の要求のなされた日から招集までの期間について現行法に定めがありませんので、この臨時会招集の要求があつてから招集まで一定の期日を定めなければならない、臨時会招集は緊急な場合が多いのでこれを三十日間の間に招集しなければならないということを法定するという案をこゝに作つたのであります。それから臨時会招集の場合の要求が二個以上競合した場合には第一の要求を以てこの三十日の期間を定めるということに致したのであります。それから主席が臨時会招集の告示をなす場合、その会に付議すべき案件を明示すべき事にも致したのであります。それからこゝで触れておきたいと思いますのは、従来議員の数について総議員というのが度々出て来ますが、総議員の解釈が法律で定めた議員の定数であるのか、或いは現在の数である

のか、疑義がありましたので議員定数というように改正したのであります。次に重要な点は議員の逮捕特権についてでございます。第二十三条に入つております会期が始まる前に議員が逮捕されたとします場合、会議が始まつた後でその逮捕された議員の身柄を拘束することについて、院から辞諾を得なければならないかどうかということについて従来疑問がさしはさまれておりましたので、その場合の解決としまして、院の要求があれば会期中にこれ釈を放しなければならないという風に改正案を作製致したのであります。それから次はこの常任委員会の種類でございますが、第二十九条に参りまして第一に議員の数が減つた事とそれから従来の色々な委員会にしてもやつぱり整理統合すべきものがあるということになりまして、現行の行政法務委員会経済委員会、内政委員会、文教社会委員会、工務交通委員会、議会運営委員会、豫算決算委員会、懲罰委員会を整理致しまして行政法務委員会、内政委員会、文教社会委員会、経済工務交通委員会、議会運営委員会、豫算決算委員会、委員会の六つにまとめるように改正案を作製してあります　従来は委員が先になつていたのでありますが、先ず委員会というのがあつて、それから委員というものがいるという風に考えまして先行しているものを整理したのであります。第三十六条の委員会の審査において、委員長に表決権を與え採決権を剝奪すべきかどうかということでかなり活潑に討論が行われましたが、結局現行法通り委員会の長には表決権を與えないで、採決権のみを與えるという風に大多数の意見が一致しました。只一人少数意見がありましたが一説明を間違つておりましたので訂正致します第二十九条の常任委員会の方で申述べるのを間違いましたから訂正致します新しい改正案によりますものは行政法務委員会、内政委員会、文教社会委員会、経済工務交通委員会、議会運営委員会、豫算決算委員会及び行政警察委員会というようになつているのであります。それから先の臨時会の招集の處で三十日と申しましたのは二十日の誤りでありましたので訂正致します。それから次は第四十条の少数意見の報告でございますが、従来は少数意見はこれを院において報告することができるのであつたのでありますが、少数意見を報告するものが報告書を議長に提出した時は、委員会の報告と共にこれを会議録にも掲載し、そして少数意見というものを非常に重要視するように改したのであります。それから、「議員の議案発議、その取扱」という見出しの第四十三条について改正案を作製致したのであります。これも従来は立法案、決議案及びその他の議案についても、一様に第一読会で説明を聽取したあと院に諮つて適当な委員会に付託し、委員会の審査によつて第二読会、第三読会の手続を経て議決されていたが、今回その取扱の審議経路に改正を加えまして、立法案については従来通りとしまして、立法案以外の案件については議長が適当にこれを委員会に直接付託し、委員会の審査を経て本会議に上程する、尚不逮捕特権を規定したのが第二十三条の改正案であります。それから次に重要な改正案は行政主席及政府委員が議会に出席して発言するということについての規定を新しく作つたことであります。行政主席又は政府委員の章というものを設けまして行政府から提出する立法勧告書又は豫算勧告書の説明については従来の証人又は参考人としてでなく、提出した責任において、本会議又は委員会において行政主席又は政府委員若しくはその両方が発言し説明できるように致しまして、従来仲々遠慮勝であつた處の行政府及び立法府の連繫記を緊密にするというように改正したのであります。この點につきましては本委会の審査におきましても政府委員につきましては別に異存はなかつたのでありますが、行政主席が議会ならびに委員会に自ら出席して質疑に答え、質問に対して説明に答えるということが可であるか、非であるかということについて議論が重ねられまして、結局これは賛否両論が対立したのであります。つまり行政主席をして議会又は委員会に出席して発言してもろうということを法規で定めるという風な賛成意見と、又この點については布令第百号によつて立法院法の五十七条第二項は削除されたからこれを入れるべきでない、法で規定すべきでないという反対意見を挙手で表決をとつた結果、五対四で行政主席を本会議又は委員会に出席させて質問に対する説明答弁をしなければならないように規定したのであります。次は請願書請願についてでありますが、従来請願というものは議員の紹介を必要としなかつたのでありますが、請願の重要性に鑑みまして議員の紹介によつて提出するのを原則として規定し、且つ文書のみの不十分の點は住民代表者たる議員の補促的説明を以つて請願の趣旨が十分通ずるように致したいのであります。その他は大体技術的な點に関する改正案でありますが、先程申上げました委員長の表決権とこれと関連しまして、議長の表決権についても同様な意見と同様な御異議が出まして、議長にも表決権を與えるべきであつて、採決権は議長の権限からなくした方が良いという御意見で結局議長には表決権を與えないで採決権のみを與えるべきであるということにして現行法通りになつたのであります。以上で大体本改正案の重要な點に関する御説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明が終りましたので質疑応答に移ります休憩致します。

（午後五時休憩）

（午後五時二分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○新里銀三君　本案はきわめて重要な問題を含んでおりますので、研究の時間を與えてもらいますために委員会付託をおねがい致します。

○議長（平良幸市君）　委員会付託にして第一読会を終了するという動議が出ておりますが、さよう決定致してよろしうございますか。

（「賛成」「異議なし」とよぶ者あり）

それでは委員会に付託することに致します。どの委員会に付託致しますか。

（「行政法務」とよぶ者あり）

○新垣金造君　付託の前註文がありまず。本案は当然行政法務委員会付託になることだと思います。よつてこゝに一つ緊急の提議をしておきます。議員の懲罰規定の點でありますが、懲罰規定は主として議長の命に従わないもの或いは議会の秩序ということが中心になりますが、立法院法を色々檢討しまするのに、議員は自らいわゆる院内の紀律を守つていく上において夫々これに反するものに対する懲罰規定があるのでありまして、議長の職務を行う人に対する規定がありません。例えば議長が橫暴をきわめた、或いはこゝで一例を申上げますならば議長は議会によつて選挙されて就任の挨拶がある、そこにはどなたも誠心誠意住民の福祉のために働くというが、時々少数意見をふみにじる場合が過去において多くあつたことだし、今後も又ありうることだと思います。従つて議員の懲罰と同時に議長の不信任或いはその他の問題に対する懲罰の必要がある場合は、同一議員であるが議長という対象、職務に対する何がありませんので、この點も御研究をして頂きたいと思つております。本案は当然行政法務の方に付託されることが至当と思いますので、先程どなたさんかの御意見もありましたので賛成致します。

○議長（平良幸市君）　只今の立法院法の一部を改正する立法案を、行政法務委員会に付託をしたらという御意見が出ておりまするが、院の諸法規に関する項は議会運営委員会に包含されるように先程議決になりました議事運営の立法院規則にはなつているのでありますが、議会運営委員会に付託した方が妥当じやないかという見解を議長は持つものであります。如何ですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○大浜國浩君　法の技術面からいつたら行政法務が至当と思いますが、議会運営の面からしました場合において議会運営委員に引受けてもらつたら良いと思います。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　議会運営委員会に付託することに致します。

○議長（平良幸市君）　次日程第五立法院規則案起草に関する件を議題と致します。これは日程第四の立法院法の一部を改正する立法案が可決になれば当然これに伴うて現行の立法院規制が全般にわたつて改廃されなければならないと考えるのであります。従つてその案の起草を委員会に付託をして、そこで審議檢討して発議してもらいたいために本日の日程に上程した訳であります。これは日程第四と同様に議会運営委員会に付託してそこで起草してもらつたらという考を持つておりますが如何ですか。

（「賛成」とよぶ者あり）

ではさよう決定致します。

○議長（平良幸市君）　これで本日の日程を終了致しまして次の日程と本会議の日取りを諮りたいと思います。只今決議案が十件、請願が五十件以上、立法要請のメツセージが三つ参つております。次の日程は当然運営委員会で決議案、メツセージを日程に上して御審議するものと思いますが、今出ている處の決議案は日本復帰に関する決議案、これは社大黨からで、同じく社大黨から行政主席選挙早急實施に関する請願決議案、次は軍使用土地問題に関する請願決議案、以上の三つが社大党から出されたものであります。次、即時無条件祖國復帰に関する要請決議案任命主席の退陣要求と主席公選の速かなる實施に関する請願決議案、布令第百十六号の廃止と労働三法の全面的適用に関する請願決議案、次、軍使用地問題に関する請願決議案、以上が人民党から出されたものであります。次、軍使用土地問題に関する請願決議案、行政主席公選早急實施に関する請願決議案、行政権の民移壤に関する請願決議案これが民主党から出されているのであります。以上が今受付け決議案であり、又メツセージ第一号は文化財保護法に関する立法要請、メツセージ第二号は戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法要請、メツセージ三号は薬事法に関する立法要請、以上の通りでありますが、これは運営委員会において日程に組む事と思いますが、本会議の日をいつに決めたらよろしゆうございますか。

○瀬長亀次郎君　本会議は明日からずつと引きつづきやつてもらいたいと思います。理由はこゝに緊急な問題として軍使用地問題が出ております。この軍使用地問題は目下アメリカのワシントン政府の議会で沖縄の土地問題について買上げの問題或いは地代の問題等が現に審議中だといわれております。これにつきましては三政党とも各々の立場から出されておりますが、超党派的にこれの解決を見なくちやいかない立場に立つておりますので、こういつた問題は議会運営委員会で意見が一致すると思いますので、明日から引きつづき二時なら二時としてやつてもらえば、委員会は勿論全般のこともありますのでどうせ午前中にやるだろうと思いますし、ずつと引きつづきやつて頂きたいという意見を持つております。

○議長（平良幸市君）　只今十三番議員（瀬長亀次郎君）の御意見で引きつづき明日本会議を持てという御意見で

ありますが、別に御意見ございますか
（「異議なし」「賛成」とよぶ者あり）
では次の本会議は明日午後二時から致したいと思います。ではこれで散会致します。
（午後五時十五分散会）

○本日の出席者左の通り

議長　平良　幸市君
副議長　宮城　正行君
議員　安谷屋周良君
〃　照屋　善清君
〃　石嶺　真誠君
〃　天願雄治郎君
〃　星　克君
〃　新里　銀三君
〃　大浜　國浩君
〃　砂川　恵敷君
〃　新垣　金造君
〃　当山　真志君
〃　與那覇金一郎君
〃　瀬長亀次郎君
〃　大湾喜三郎君
〃　兼次　佐一君
〃　大山　朝常君
〃　長嶺　秋夫君
〃　西銘　順治君
〃　玉城　瑩君
〃　仲宗根　巖君
〃　平良　良松君
〃　比嘉宇太郎君
〃　中里　猛君
〃　桃原　亀郎君
〃　知念　朝功君
〃　佐久川長吉君
〃　長田　盛徳君

署名　議長　平良　幸市　㊞
照屋　善清　㊞
石嶺　真誠　㊞

第四回議会（定例）琉球立法院会議録
第三号
一九五四年四月十四日（水曜日）
議事日程第三号
午後二時開議
第一　メッセージ第一号（文化財保護法立法要請）
第二　メッセージ第二号（戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法要請）
第三　メッセージ第三号（薬事法立法要請）
第四　行政主席選挙早急実施に関する請願決議案
（西銘順治発議　決議案第二号）
第五　任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる実施に関する請願決議案
（瀬長亀次郎、大湾喜三郎発議　決議案第五号）
第六　行政主席公選早急実施に関する請願決議案
（新里銀三発議　決議案第九号）
第七　軍使用土地解決に関する請願決議案
（桃原亀郎発議　決議案第三号）
第八　軍使用地の問題に関する請願決議案
（瀬長亀次郎、大湾喜三郎発議　決議案第七号）
第九　軍使用土地問題に関する請願決議案
（当山真志発議　決議案第八号）
第十　布令第百十六号と労働三法の全面的適用に関する請願決議案
（瀬長亀次郎、大湾喜三郎発議　決議案第六号）
第十一　行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案
（星克発議　決議案第十号）

○本日の会議に付した案件
日程第一　メッセージ第一号
日程第二　メッセージ第二号
日程第三　メッセージ第三号
日程第四　行政主席選挙早急実施に関する請願決議案
日程第五　任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる実施に関する請願決議案
日程第六　行政主席公選早急実施に関する請願決議案
日程第七　軍使用土地解決に関する請願決議案
日程第八　軍使用地の問題に関する請願決議案
日程第九　軍使用土地問題に関する請願決議案
日程第十　布令第百十六号の廃止と労働三法の全面的適用に関する請願決議案
日程第十一　行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案

（午後二時三分開議）
○議長（平良幸市君）　開会致します
全員出席であります。諸般の報告はお手元に差上げてある刷物の通りであります。

諸般の報告
一九五四年四月十四日（水曜日）

第一、メッセージ第一号	行政主席	一九五四年四月七日受
第二、メッセージ第二号	同	同　四月一二日受
第三、メッセージ第三号	同	同　四月一二日受
第四、電　報	宮古地区組合	同　四月一二日受

第一、メッセージ第一号
一九五四年四月七日
行政主席　比嘉　秀平
立法院議長　平良幸市殿

文化財保護法に関する立法要請について

沖縄は戦前二十三の國宝を有し、有形無形の古文化財等が世界の文化愛好者から称讃と期待をかけられていた地であつたが、今次戦争で壊滅の危殆に瀕する状態になつており、民族文化保護育成の見地から　速急に立法措置を講ずる必要がありますので、該法案の立法要請をいたします。

第二、メツセージ第二号
一九五四年四月十二日
行政主席　比嘉　秀平
立法院議長　平良幸市殿

戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法要請について

首題について別紙理由により、該法案の立法要請をいたします。

別紙

立法要請の理由

現在の琉球における戸籍手数料は、それぞれ市町村条例をもつて徴収されますが、その内容と額において区々であるので、このたびの戸籍整備法の施行に伴い、全琉一定した基準（民政府の勧告書を参考にする）を定める立法の必要があると思料されるので、立法を要請いたします。

第三、メツセージ第三号
一九五四年四月十二日
行政主席　比嘉　秀平
立法院議長　平良幸市殿

薬事法に関する立法要請について

薬事関係を規整し、これが適正を図ることは緊急の問題でありますので、この法案の立法を要請いたします。

第四　電報
受、一九五四年四月十二日
発、宮古地区組合
宛、立法院議長
「電文」
「肥料の商社取扱い絶対反対」従来通り組合一元化の最善の御努力を乞う。

○議長（平良幸市君）　日程第一メツセージ第一号文化財保護法立法要請でありますが、これは文教社会委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　御異議ありませんので文教社会委員会に付託致します。

○議長（平良幸市君）　第二のメツセージ第二号戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法要請、これは行政法務委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　御異議ありませんので行政法務委員会に付託致します。

○議長（平良幸市君）　日程第三メツセージ第三号薬事法立法要請、これは文教社会委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では文教社会労務委員会に付託いたします。

○議長（平良幸市君）　日程第四行政主席選挙早急實施に関する請願決議案を議題と致します。

○長嶺秋夫君　日程の第四、第五、第六は主席選挙公選促進の同一内容をもつたものでありますので一括提案していただいたらと思います。

○議長（平良幸市君）　只今十八番、（長嶺秋夫君）から日程第四、五、六までは同一趣旨のものであるので一括上程したいという動議が出ておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では日程第四、第五、第六を一括上程して議題といたします。発議者の方から順を追うて発案理由の説明をお願いいたします。

決議案第二号

行政主席選挙早急實施に関する請願決議案右の議案を発議する。

一九五四年四月五日

発議者　西銘　順治

立法院議長　平良幸市殿

行政主席選挙早急實施に関する請願決議

終戦以来九カ年、琉球列島米國軍政府又は民政府のもと逐年復興の一途を辿つて来ましたが、過去七十有余年にわたり日本國の地方自治団体としての自治行政を運営し、民主主義政治完成の熱願にもゆる沖縄住民にとつて　自治権の拡大は實に切なる願望であり、殊に第二回目の立法院議員総選挙後に於けるその願望は、ますます切なるものがあります。

よつてこの際　一九五二年四月一日琉球政府創立式典における民政長官リッジウエイ大将の「自治政府の機構は行政主席の選挙によつて完結される」との声明を實現し　既に公布された行政主席選挙法による公選を行つて沖縄住民の期待に応え、米沖協力のもと、復興に一般の飛躍をなさしむべき早急に實施して貰うよう、院の議決を以つて要請致します。

右決議する。

宛　琉球列島米國民政府長官

○西銘順治君　この決議案を提案いたしました理由について申上げます。御承知の通り現在の琉球の三権分立の機構から申上げますというと、まだ十分に三権分立の形態を整えていないと考えているのであります。就中行政権は布告第十三号の第四条によりまして明確に行政主席がこれを握つているのでありますが、しかしながらその反面におきまして行政権行使についての責任の制度が確立されていない、日本におきましては憲法第六十五条と第六十六条によつて行政権は内閣に属し、しかも内閣は連帯して國会にその責任を

負うという規定になつているのであります。こういう観點からいたしまして主席の行政權行使に対する責任の制度を確立したい。これが第一の理由であります。もう一つはさきに群島政府の成立によりまして群島政府の知事が公選されたにもかかわらず、今度の琉球政府の主席についてはこれは軍が任命するということになつているのであります。これはむしろ自治の後退である自治權の拡大を望む住民の願望から致しますならば一日も早く主席を公選してこの願望に應え自治權を拡大する必要があるのじやないかと考えているのであります。この二つの觀點から致しまして提案した次第であります。

○議長（平良幸市君）　日程第五の発議者の御説明をお願い致します。

○瀬長亀次郎君　任命主席の退陣要求と主席公選の速かな實施についての請願決議案の説明を申上げます。その前にこの文を読んでみます。それに全体の説明も入つております。

（決議案朗読）

決議案第五号

任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる實施に関する請願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月九日

発議者　瀬長亀次郎
大湾喜三郎

立法院議長　平良幸市殿

任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる實施に対する請願決議

一、沖縄縣民の耐えがたい苦しみと、不幸の源となつているところの、アメリカ政府のきびしい軍政の継続は主席の任命制に如實にあらわれている。任命主席は、任命權者たるアメリカ民政府にのみ責任を負うものであつて、縣民に負うものではない。血の税金をおしつけられて、任命政府をまかなつてゐる沖縄縣民にとつて、實際は公僕たるべき主席が、政治の責任を負えない制度にもはや耐えることは出来ない。従つて、全縣民に責任をもつて行政の任にあたり得る主席の公選は、一日も早く實現されなければならない。それは民主々義のイ、ロ、ハであり、自由にして明るい生活を築き上げる前提をなすものである。

二、一九五四年三月十四日施行された第二回立法院議員の選挙は、日本復帰と主席公選を最高政治目標にかゝげ、独立と平和を求めて進む愛國勢力の勝利であつた。それは取りも直さず、日本復帰を實現し得る主席の公選をすみやかに實施せよとのやみがたい縣民の要求である。従つてアメリカ民政府は、縣民の熱烈な要求を素直にとり上げ、自由と民主々義の原則をつらぬき、沖縄縣民から、自分達の手によりその首長を選ぶ權限を拒否しつづけていることを止めなければならない。

三、比嘉任命主席は、日本國民としての良識と叡智に訴え一日も早く主席の椅子を退き、縣民が未だかと待つてゐる主席の公選を促進すべき時期であることを知るべきである。それのみか、比嘉主席が祖國復帰という熱烈な縣民の宿願を否定し阻止しつづけたゆるしがたい政治行動をつぐない得る唯一の道である。

四、主席公選の縣民の要求は、比嘉主席の退陣により、主席の任命替えにすりかえ、おきかえられてはならない。比嘉主席が太郎主席にとつてかわろうが、それが任命であれば、沖縄の事態は依然として変るものではないからである。問題の本質は比嘉秀平氏個人にあるのではなく、主席の任命制にあることを強調するものである。従つて新たに選出された琉球政府立法院は、次の事項を比嘉主席に要求すると共に、アメリカ民政副長官に請願するものである。

A　任命比嘉主席はすみやかに退陣し七十万縣民に主席任命制の可酷さを身をもつて示し、主席公選を促進すべきである。

B　アメリカ民政副長官は、任命比嘉主席の辞任を承認すると同時に、可及的すみやかに縣民の直接選挙による、民主的主席公選を認めることは時宜に適し、且つ、政局安定の唯一の道であることを、全縣民に宣言すべきである。

右決議する。

宛　琉球政府行政主席　比嘉秀平
　　琉球列島アメリカ民政副長官オグデン少将

○瀬長亀次郎君　以上のようになつておりますが、ここで一、二、三、四で謳つてありますのが今の任命主席の退陣要求と主席公選を速かに實施すべきであるというもの〻簡潔な理由となつております。現在この立法院が構成されまして、正副議長の選挙が終りましてから、比嘉主席の退陣要求がよく新聞に報道されております。私の狙いは比嘉主席が退陣をしてその代り誰かが任命されゝば或いは政局が安定するのだといつたようなことにあるのじやないのであります。私達はこれまで比嘉主席に対して色々問題を持ちかけ、そしてこういつたことのみが唯一の沖縄縣民の生活を安定させ、更に向上させていく途であるということを迫りましたが、それは比嘉秀平氏個人についているのではなかつたのであります。従つて比嘉任命主席の退陣理由は、取りも直さず任命替による主席の変更ではありません。主席が退陣する事によつて任命制度を比嘉主席、これ一代のみに限つてもらいたい。そして比嘉主席はその退陣の決意、更に退陣をするという實行によつて全縣民の要望である主席公選を一日も早く實現させるように努力して、更に今までの政治的な諸種の欠陥に対してもらいたいというの

が比嘉主席の退陣要求と主席公選が関連するものであります。なお強調いたしたいことは、任命制度であれば如何なる人が任命されようが沖縄の苦しい事態は依然として変らないという事であります。従つてそれでは比嘉主席が退陣をして空白ができるのではないかというかも知れませんが、この空白は副主席もおるし、いくらでも補うことができる。主席公選を万一全沖縄縣民の要求としてアメリカ民政府が取上げるならば、選挙は主席がやるのではなく、選挙管理委員会がやるのであります。従つて選挙に対しては何ら不都合を来さない。問題は比嘉主席が辞めるという決意によつて行政の責任者を選んで、本当に自分達の苦しいふところから税金で賄う政府を住民の公僕としてあらしめたいという自治の獲得へ向つて、比嘉任命主席が日本國民としての常識と叡智に訴えてこの際主席を退陣し、主席公選の速やかなる實施を促進して行くといつたのがこの請願の狙いであります。更に米民政府が今まで沖縄縣民の本当の欲求であつたところの自治の拡大強化、これによつて本当に誠意をもつておるとするならば、今まで拒否し続けてきたところの主席公選に対し拒否しないで、政局の安定の唯一の途は自らの手によつて縣民の首長、行政主席を選挙させることを全縣民に宣言すべきであるといつたようなのが大体主たる目的であります。それはアメリカ民政府が事ある毎に布告布令でもつてアメリカ軍隊沖縄に留つている理由は沖縄全住民の福祉と安全のためであると繰返しまき返し宣言している。この中からいきましてもアメリカ民政府としては縣民の要求を取上げてこの時期において首長選挙を拒否しないで許すということを宣言すべきであるという事に大体なると思います。以上を以ちまして私の提案の説明にかえます。

○議長（平良幸市君）　次は日程第六の提案者たる六番議員（新里銀三君）から……

決議案第九号

行政主席公選早急實施に関する請願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十三日

発議者　新里　銀三

立法院議長　平良幸市殿

行政主席公選早急實施に関する請願決議

琉球列島米國民政府の理解と援助により、琉球の政治が逐次自治を拡大しつゝあることは、まことに感謝にたえない所であります。

今や琉球人の自治能力は大に進み自由の獲得とその提議に対する熱意は燃え上りつゝあります。かゝる現状において、なお行政主席が任命されているということは、住民の自治精神を傷つけ、不平不満を誘発し、ひいては米琉相互の信頼と協力を阻害するばかりでなく、共産主義の進出に間隙を與えるおそれがあると信じます。

よつてこの際立法院の新しい発足を契機として、行政主席の公選を早急に實施していただくよう請願いたします右決議する。

宛　琉球列島米國民政副長官

○新里銀三君　行政主席公選早急實施法に関する請願決議案の理由を申上げます。一九五三年一月立法第三号によりまして琉球政府主席選挙法を満場一致をもつて可決したのでありますが、そしてその選挙法の中に選挙の期日を明確に記入し、一九五三年三月の第一日曜日に公選してもらうように条文の中に織込んであつたのでありますが、これが一九五三年布令第九十五号によりまして、その条文だけを無効だということ布令によりましてその儘になつたのであります。ところが我々沖縄は戦前におきましても既に自治の能力があることは自他共に認めているところであり、なお一九四八年以来引続き市町村長及び市町村議会議員、一九五二年には群島議会議員の総選挙がありまして、下部組織の選挙は殆ど住民の意思を徹して決定されておりますが、ひとり行政主席が未だに任命されているということは、我々沖縄におけるところの自治の後退だと信ずるものであります。今回幸いにいたしましてアイゼンハワーの一日の教書における裏付けといたしましてオグデン副長官、ブラムリー民政官はその日項目の中に民主的自治の継続ということをはつきりと公表されまして、我々沖縄住民と公約されたのであります。よつて我々民主党といたしましてもこの際是非主席の公選を實施していただき、我々全琉住民の意思によつて公選しなければならないということになりまして提案したのであります。

○議長（平良幸市君）　発議者の方々の提案理由の説明を終りました。質疑応答にうつります。

○新里銀三君　本案は発議者三者の内容がほゞ類似したものでありますが故に、一括いたしましてこれを委員会付託によつて審議を続行していただきたいと思います。動議を提出いたします

（「賛成」とよぶ者あり）

○新垣金造君　この三案が一括して委員会の方に付託されるようになると思いますので、質問じやなしにその委員会に意見を開陳しておきます。主選公選につきましては琉球政府立法院発足当時からすでに要望された事で、これが請願決議となり、更に主席の選挙法まで立案して公布されまして、これに対する選挙期日が先程の布令九十五号によつて先ず差止められたという形になつておりますが、本案を三つ統合して決定する上において最も重要な點は我々琉球住民を代表する立法院として民主自治の能力を最高限度に発揮する事であります。自治に対しては我々琉球住民もひとしく我等に自治能力あり

と断定するのでありまするが、ところが反面においてアメリカの専門家の研究においては、この點民主自治能力ありやという大きな疑問が残されているような気を強うするものであります。何故ならば琉球の自治は、沖縄縣の自治は大正九年特別縣制又は特別市町村制、即ち自治制が日本よりも大分おくれた。君主自能力がやや認められて大正九年から施行されました。從つて我々沖縄人は君主自治能力は十分であります。今琉球の統治形態はそれと同じく天皇に代る軍政府となり、又内務省から命ぜられた縣知事が沖縄の任命主席といつたような形で全く君主自治が継続されている感を強くするものであります。民主自治能力がそこらにアメリカと我々の食い違いがあり、アメリカは我々を試験台に乗せているものと本員は思うのであります。故に本案は単なるアメリカに対する請願決意でなくして、真にアメリカの民主自治を獲得するという意味から申しましての自治能力を発揮する即ち主席選挙法の一部が無効にされているから、その規定をあの選挙法の無効になつた分を先ず改正して提議すること、次はこの提議はあらゆる角度からながめて、本当に何年何月何日が適当であるかということを十二分に検討の上、これが決議案と別途に発議されることを要望して止まないものであります。本員は特にこの主席公選という問題につきましては第一回の立法院議会においてこの問題を取上げて発議をし、その後これが又主席選挙法の立案にまで関係しましたことがあり、当時それに対する一議員としての意見も公開してありましたので、今更過去を申し述べるのではありませんが、先ず我々は民主自治は自ら立法することであり、単にアメリカさんに布令で出してくれということでなくして、いわゆる民主自治能力の発揮をする。即ち主席避挙法であるということを断言しまして、この発議まで発展してもろわんことを切に要望して止まないのであります。

○議長（平良幸市君）　先程六番議員（新里銀三君）から委員会に付託したらという動議が提案されて賛成の声がありましたので、動議は成立いたしております。それでお諮りいたしますが第一読会を終えまして委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では委員会付託にいたします。次にお諮りいたします。この特別委員会の名称及び構成についての御意見を伺います。

○長嶺秋夫君　日程第四、第五、第六の議案を審議する委員会でありますが主席公選促進特別委員会として設置していただきたいと思います。更にその委員の員数及び委員の選任については議長に一任したいと思います。

○議長（平良幸市君）　只今十八番議員（長嶺秋夫君）から日程第四、第五第六、一括上程になりました。この案を審議検討するための特別委員会の名称を主席公選促進特別委員会と名付けその委員の員数並びに指名については議長に一任するという動議が出ておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

ではこの特別委員会の名称を主席公選促進特別委員会と名付け、委員は六名を以つて構成いたしたいと思います。委員の六名ということに御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では委員の六名を決定いたします。この六名の方を五番（星克君）六番（新里銀三君）、十四番（大湾喜三郎君）十九番（西銘順治君）、二十四番（比嘉宇太郎君）、二十七番（知念朝功君）以上の六名の方におねがいいたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では左様決定致します。

○議長（平良幸市君）　日程第七軍使用土地に関する請願決議案を議題と致します。

○中里猛君　日程第七、第八、第九の軍使用土地に関する講願決議案は何れも同一趣旨のものでありますので、一括して上程していただきたいことを要望いたします。

○議長（平良幸市君）　只今二十五番（中里猛君）から日程第七、第八、第九軍使用土地に関する決議案を一括上程したいとの意見が出ておりますが、左様取扱つてよろしゆうございますか

（「異議なし」とよぶ者あり）

では一括上程して議題とすることにいたしまして、日程第七の発議者から御説明をねがいます。

○桃原亀郎君　日程第七軍使用土地に関する請願決議案の説明をいたします

（決議案朗読）

決議案第三号

軍使用土地問題解決に関する請願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月五日

発議者　桃原　亀郎

立法院議長　平良幸市殿

軍使用土地問題解決に関する請願決議

米國の世界平和政策による琉球の基地長期保持、並びにこれに伴う軍使用土地問題は、琉球人の受ける犠牲に鑑み、その生存権、財産権尊重の立場から、切實にして最も重要な問題でありその合理的處理は、住民福祉の為に又米國施政の為に誤りなきを期さなければならない。

依つてその處理は、左の基本線に立つて為されるよう要望する。

一、土地の所有権を米國が取得し、又は所有権を取得したと同様な結果を来さないこと。

琉球人の土地に対する所有観念は、宗教的な執着心を持つものであり、これを奪うことは、民情の機微にふ

れ、米國に対する信頼感を阻害するものである。

二、適正にして完全な補償が為さるること。

補償は、単に適正なる地価評価に基いて算出された金額のみでなく、土地の使用不能による有形無形の生存権確保に必要な一切の損失に及ぶべきである。

日本行政協定に基く日本人の財産補償とその趣旨を異にすべきでなく且つ、琉球の特殊事情、即ち狭少な地域において全般的に使用することによつて受ける犠牲は、部分的に使用せられる日本の例の比でないことを考慮してそれ以上の額でなければならない。

三、軍使用土地を必要な最少限度に止めること。

不用土地に対しては、速かな解放が行われること、並びに使用地域に付いては、計画性を確立して安定の将来に対する不安を除き、残された地域に対する生活設計や政策を可能ならしめるよう為さるべきである

従来の布令等による土地使用問題処理の方針は、以上の原則によりはるかに遠い。依つてこの原則に抵触する布令等を廃止或は改正せられ補償に関する立法と相俟つて公正なる解決に協力せられるよう請願する。

右決議する。

琉球列島米國民政長官
宛　琉球列島米國民政副長官

米國大統領

○桃原亀郎君　以上の決議文を以て請願したいと思つておりますが、米國の世界平和政策のための琉球における基地保持の意味はよく分るのでありますが、その結果琉球住民の犠牲、特に軍に土地を使用された農民の受ける一方的な犠牲は言語でいゝ盡せないものがあるのであります。これらの人々の人権、財産権の尊重の立場において、これまでの民間団体又はその代表たる立法院において幾度かその公平な賠償を受けるところの権利の主張と訴えを繰返して参りましたが受入れられず、ついに民政府には豫算がない、しかも限られた豫算は支出せねばならないという意味から七十五パーセントを受取つて、後は異議申立をすれば滿足するところの處理ができるであろうというので、最後にこういう處置をとられたのであります。しかるに事態は更に重大化いたしまして、住民に恐怖と不安を與えていることは、沖縄における土地の借地制度に対しては地主の不滿があつて、土地の無期限使用、一括払がなされるに至つていよいよ我々琉球の住民はこの事實に反する報道に接しまして何を信じ誰を信じてよいか迷い、ただ奇怪という外はないのでありますここで我々はただ住民の真の事實とその真實なる声と福祉のために、住民に代つて住民の意思を訴えたいと思つてこういう決議案を出した次第であります。住民の真の福祉のためには右に掲げた處の基本線に立つて土地問題の處理がなされなければならないと要望するものであります。

一、土地の所有権を米國が取得し、又は所有権を取得したと同様な結果を来さないという条項でありますが、これにつきましては現に沖縄は日本の領土の一部といたしまして、現行法にいわゆる外國人土地法の第四条に謳われておりまして、國防上必要なる地区においては勅令を以て外國人又は外國法人の土地に関する権利の取得には禁止をなし、又は条件若しくは制限を付することを得る。

二、前項の地区は勅令を以てこれを指定し、第二項に該当するものが施行令となつておりまして、その一条には外國人土地法第四条第二項の規定により別表に掲ぐる地域を國防上必要なる地域に指定するというところに沖縄縣が入つているのであります。なお國際的信義の上から立ちましても我々沖縄は現に日本の領土権の放棄がされておらんのであります。朝鮮、台湾などは自ら別個の存在でありまして、これはあくまでも我々沖縄の領土権が日本に所有権が判然と属しているということを意味するものと考えるのでありましてただ制限を受けているのみと解釈するのであります。そしてこの平和条約第三条はあくまでも戦時における占領によるところの軍政でなくして、平時におけるところの平和による平時の行政に轉換しているのであります。こういう意味から考えまして、琉球におけるところのこの三権の統治はあくまでも平和による民政であつて、決して軍政であつて、決して軍政であつてはならんと考えるのであります。それはあくまでも住民の福祉が最後の目的でありまして、これによつてのみ沖縄の統治は行われるべきであると解釈をしておるのでありまして、こういう観點から考えまして、我々沖縄の唯一の生命に該当するところの土地がその所有権、財産権を尊重する立場からも、どうしても沖縄住民の福祉利益のためによつてのみこれを處理さるべきであるという観點から考えましても、土地の所有権は外國が、米國が取得し又は取得したと同様な結果を来してはならないということは、國際法の立場からも、なお國際信義の上からも当然こうあらねばならないということを考えるものであります。なお二つ目には公平な補償がなされるということになつておりますが、これは我々はこの基地設置による結果として受けるところの犠牲はあくまでも部分的な犠牲で、いわゆる補償のない犠牲であつてはならない、犠牲は或る程度止むを得ない點もあろうと思うのでありますが、いわゆる補償のない犠牲であつてはならんのでありまして、ここにおいて公平な補償を受ける権利があるのであります。この公平な補償を受ける権利については、基本的なものといたしましては、その損

失補償の中適正地価評価に基くところの賃貸料の補償が最も基本的なものであると考えます。然しながらこの適正賃貸料たるや余りにこつけいな程安過ぎて、そしてしかもこれは一方的に評価されたものでありまして、これの賃貸料の適正価格の評価につきましては、夫々民間団体からも委員会からも陳情されているのであります。我々はあくまでも土地の所有者によるところの要望、なお民間団体からの要望を考え合せまして、少く共沖縄においては特別な事情下にある関係上、それ以上の補償がなされなければならんと要望するものであります。なお日米行政協定に基くところの日本人の財産補償の趣旨に基きまして、潰地その他移轉、轉業或いは農作物更に休業或いは慰籍料といったような各面にわたるところの補償の面が一番重要な問題でありますがこれは今までの間殆ど省みられていない状態であります。こういう點を我々は特に狹少な地域において受ける犧牲を考慮に入れて、犧牲を受けるところの土地所有者のいわゆる生活補償、轉業補償、各面にわたる處の補償を考慮してもらいたいという要望をしているのであります。これにつきましては我々立法院におきましても是非その補償立法を準備し、そしてこれに対してアメリカの協力をおねがいしたいと思うのであります。三番目に軍使用土地を必要な最少限度に止めて、現に使用しない土地を速かに解放してもらいたいという事でありますが、これはこれまでも度々行われて参つたのでありますが、なおこの上に解放していただくべき土地が相当にあると考えまして、狹い沖縄の農村の土地の、いわゆる農家が土地を失うことは生命を失うことに匹敵する大事なものでありまして、これに対し軍は余りに尨大な土地を占用しておられるのでありまして、我々はこういうところにもつと軍の御配慮によつて土地の解放を要望するものでありまして、簡単に以上の説明をしているのでありますが、これにつきましては三案とも出ているのでありまして何れ委員会に出ると思います。十分御檢討をおねがいしたいと思いまして簡単に説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　日程第八の提案者から御説明をねがいます。

決議案第七号

軍使用地の問題に関する請願決議案右の議案発議する。

一九五四年四月十二日

発議者　瀬長亀次郎
大湾喜三郎

立法院議長　平良幸市殿

軍使用地の問題に関する請願

決議

一、沖縄における軍用地の総面積は、四二、四二四、五エーカー（五一、九三三、一〇三坪）一軍発表一で、沖縄の総面積（三七七、六三五、五八三坪）の一四パーセント、耕地面積の實に四一、二パーセントに達している。

アメリカ政府は、沖縄における現地代行機関を通じて、軍用地の使用占有につき一九五三年四月三日布令第百九号土地収用令を公布した。

土地所有者との協議で意見の一致を見ないときは、直ちに収用の告知をなし、告知の日から三十日以内にアメリカの申出を受諾するか、拒否することが出来るか、期間内に異議の申立てがなければ、当該土地の権利は一方的に定められた額でアメリカに譲渡されたものと見なす。しかし、どうしても地主が承知しないときは、民政副長官は、直ちに正式の收用宣言書を発して登記すること。更に緊急の場合にはいつでも收用出来るように規定している。一言にしてつくせぬ、土地の取り上げ自由というわけである。

更にアメリカ政府は、同年十二月五日布告第二十六号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」を公布し、強制收用の規定を明確にすると同時に、現在までの軍用地の使用と占有の法的根拠を明らかにせんとしたが、法的根拠を求めることが出来ず、今までの使用占有が、所有者との「黙契」によるものであることを承認させるを得なくなつている即ち既成事實のつみ重ねの上に軍用地を求久に占有せんとしているのである。しかしながら、かゝる一方的にして不当な處理に対し、住民は全面的に拒否しつずけているため、遂に最後の手段として、土地の買上げと永久使用の問題が現在ワシントンにおいてアメリカ議会の議題となつている状態である。アメリカに土地を買上げられたときの日本國民としての沖縄縣民は、土地を失つた流浪の民と化し、永久に植民地奴隷に転落することは火を見るより明らかである。我々はかゝるアメリカの一方的な、國際法を無視し、所有権を侵害するが如き政策に応ずることは出来ない。

アメリカは、今まで軍用地の占有については、全く無慈悲な政策をおし進めて来た。布告第二十六号の公布されたその日は、正に銃剣をもつて小禄村具志頭部落民の土地を收奪した日である。それは日本國民としての沖縄における民族解放の歴史に永久に汚點としてきざみ込まれるであろう。それは二十世紀文明の達した正義と人道に反する。

二、アメリカ政府は、五千二百万坪に達する軍用地代の強制支払をしているが、その額は一年坪当り二円二十銭（総額一一四、〇〇〇、〇〇〇円）である。ところが地主の要望額として土地連合会が示している額は、同じく十九円（総額九九一、五六〇、〇〇〇円）となつている。正に九分の一である。日本における軍用地の使用料が時価の三倍支払われている

事實を基礎にすると、アメリカ政府は、一年間で使用料として三十億円支払わなければならない結論に達する。

三、アメリカ占領軍の諸軍事施設によつて與えられた沖縄縣民の損害は、現在立法院事務局に報告された額だけで、二四九、九二八、二七七円の莫大な額に達している（対日講和条約発効後の分）。アメリカ民政府は用水、採石、採土、採砂、軍用道路立木等の被害に対しては全く一文の補償もなされず、被害者の真剣な陳情は、一顧も與えられずして一蹴されている現状にある。

縣民は、占領軍によつて與えられているかゝる損害に対し、即時支払を要求して立上つている。これは正当であり、これ以上我慢出来ない縣民の生活補償の叫びである。琉球政府立法院は、次の三項の要求を速やかに容れていただきたいことを請願するものである。

一、アメリカ政府による軍用地の買上げと永久使用には絶対反対する。軍用地の提供は、沖縄を日本に無条件に復帰させ、七十万沖縄縣民をも含めた八千五百万日本國民の意志を代表する日本國政府対アメリカ政府との条約、又は協定の締結以外には解決の道はない。

二、一の方法が講じられ、合法的に解決されるまで、軍用地の使用料は補償金として、毎年地主の要求する適正額を支払わなければならない。

三、軍施設による一切の損害について被害縣民の要求する適正額を、アメリカ政府は直ちに支払わなければならない。

右決議する

アメリカ合衆國大統領
同　陸軍長官
同　上院議長
同　下院議長
琉球列島米國民政長官
同　副長官

宛

○瀬長亀次郎君　日程第八の軍使用地問題に関する請願決議案の説明をいたします。これは全文を読みましても長いのでありますからその骨子について申上げます。第一番目にアメリカ政府による軍使用地の買上げと永久使用には絶対反対する。軍使用地の解決策は沖縄を無条件に復帰させ、七十万沖縄縣民をも含めた八千五百万日本國民の意思を代表する日本國政府アメリカ政府との条約又は協定の締結以外には途はあり得ない。二番目は一の方法が行使され合法的に解決されるまで、軍使用地の使用料は補償金として毎年地主の要求する適正額を支払わなければならない。三、軍施設による一切の損害について被害縣民の要求する適正額をアメリカ政府は直ちに支払わなければならない。この三點が主要點であります。先ず第一番の點でありますが、現在アメリカ政府が沖縄縣民に対し布告布令指令その他の文書によつて意思を発表したところの一九五〇年十二月五日付の極東軍司令部発琉球軍司令官宛のいわゆるスキャップ指令は相当の間隙がありましたために、二年後の一九五二年四月三十日即ち講和発効日の二日後に又新しく指令が出まして、内容を同じくする指令が出で、五十年十二月五日に出た指令は廃止の形になつておりますが、この指令は大体最初にアメリカ政府が沖縄において永久に又は臨時的に軍使用地を占用使用するということを文書で以てはつきりしたものであります。その中に民政副長官は合衆國政府が永久的に必要とするその他の財産（國有財産を除くものといわれております）若しくは施設を所有者が琉球人たると日本人たると又はその國籍の如何を問わず、購入により又は收用して所有権を獲得する。この中の第三はできるだけ談合による購入によつて獲得するものとする。若し適当な条件で購入できない場合は收用手続をとる。四年前からアメリカ政府は沖縄の土地買取について地主がきかない場合は強制收用することを明確にしております。更に同指令は土地の評価と取得の方法につきましては、アメリカの工兵隊即ちDEのもつている資料を基礎にしてその評価を決め、更に金の出し方については、ガリオア資金中から相当の資金を減ずることを条件として支出する。若し資金の足りない場合は支出できる範囲内の見返り資金を以てアメリカの欲しがつている土地の購入資金に充てるということが規定されております。購入資金はこういう風にして土地の購入に充てるということを指令で明確にしております。有名な契約権であります。これは五二年十一月一日に布令九十一号として公布されて、四カ月前にさかのぼつて同年八月一日から施行されている代物であります。この契約権の目的というのは、米國政府の必要とする土地及び財産の所有並びに占有を有効ならしめることにあると第一条に明確に謳つてあります。そして契約をする場合に、アメリカ政府対琉球の地主との直接契約はできないのであるから、自分達が任命した任命主席に契約権を與えて、任命主席対地主の契約が成立するその瞬間において地主はワシントン政府に自分達の土地を契約することを承認するという風な格好になつているのがこの契約権なる布令であります。更にそれに対しましては沖縄縣民は納得いかない。こういう風な一方的な不当な土地の契約については納得がいかないという声がほうはいとして全縣民にひびき渡つた。そういう風なことではいかないというので、又アメリカ民政府は自分達の要求をのみ押しつけまして、縣民の本当の要求を取上げないで何を出したかというと、土地收用令というものを出したのであります。これは五三年四月三日になつております。この土地收用令は地主が承知しようがしなかろうが一向お構いなしになつております。その土地の権利は所定の額－即ちアメリカが勝手に決めた所定の価であります－所

定の額で アメリカに譲渡されたものとみなすといういとも大膽な布令がそこに出ております。現在土地連合会が署名運動を展開してアメリカの一方的土地占有に対し政策を掲げてもらいたい私達沖縄縣民の本当の要求をきいてもらいたいという風な署名運動を展開して、殆ど四万人に上る署名を獲得しているということは、この土地收用令が出たのを契機といたしまして、全縣民の土地取上げに対し又は一方的契約又は地代の强制支払に対する反撃として現在出ているものであります。しかるにアメリカ政府の土地占有の野望を合理化せんとする縣民に対する無慈悲極まる仕打、これが一九五三年十二月五日軍用地域内における不動産の使用に対する補償の布告、いわゆる布告第二十六号を宣言しております。これには私がこれまで申上げましたように、アメリカ民政府は一九五〇年から現在まで三回四回に及んで布令布告を出して、アメリカの使つている土地の使用占有を合法化し、合理化せんとしましたが、これができなかつた。できなかつた理由は國際法的に違反し、そして二十世紀文明を出した世界の人道と正義に反し、なお財産権の無理な收奪に対する縣民の反撃があつたからであります。これが成功しなかつたことはアメリカ政府もその布告二十六号の前文において認めております。どういう風に認めているかといいますと、この布告二十六号の前文に、合衆國代行機関は合衆國が地主に対し正当な補償をなすことによつて軍用地の使用及び占有の権利を取得すべく該地主との書面による()締結交渉に努めたが、成功しなかつた事を布告自体が完全に認めております。更にこの布告の特色をなすものは何であるかといいますと、同じ前文の後半においてこう書いてあります前半は従来までアメリカが、即ち一九四五年四月沖縄に進入して来て以来、米占領軍が沖縄の土地を占領使用したのは一九五二年四月一十八日即ち講和発効日前日の二十七日であります。二十七日までの國際法的根拠を示してあります。それはどういう風にして示されてあるかというと、一九四五年四月から一九五二年四月二十七日までアメリカが琉球において軍事基地を占用使用した國際法的根拠は、一九〇七年のオランダのヘーグにおいて結ばれたところのいわゆるあの國際戦時法規、その中の陸戦条例によつてアメリカは占有使用して来たことをはつきり謳つております。更に第二番目に一九五二年四月二十八日講和条約発効以後はこの講和条約第三条によりまして沖縄の土地使用占有について努力して来たが遂にこれに成功しなかつたという、今先いつたのはその次に掲げられております。そして現在アメリカが占有使用している法的根拠を明確にしております。この法的根拠はどこにあるかといいますと、やはり布告二十六号の前文の後段にこういうことを書いてあります。「該土地が收用された一九五〇年七月一日及びその翌日から合衆國においてはその使用についての黙契とその借地料支払の義務が生じ、当該期日現在で合衆國は貸借権を與えられた。公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、合衆國憲法に反し、且つ琉球列島住民にとつて耐えがたいことである」ということを謳つております。即ちどういうことを意味するかということを申上げますと、一九五二年四月二十七日までの法的根拠はヘーグ陸戦条例によつて占有使用して来たということを明確にし、更にその後における土地の占有使用につきましては対日講和条約のあの後段の統治権によつてやつているといい且つ統治権によつてやつている場合には契約をしなければならない、住民との契約は不成功に終つたために現在では黙契によつて—即ち既成事實であります—過去八カ年アメリカ軍が沖縄に駐屯して来た間に既成事實が積み重ねられた、この積み重ねの上にこの土地の占有使用というものが合理化されんとしているのが現在までのアメリカの軍事基地、軍用地に関する住民との土地所有権の関係であり、國土の関係であります。これがこの説明の中に國際法的に合わない無視するということは私の想像ではなしに、創作ではなしに、アメリカ民政府が布告布令或いは又アメリカ民政府の上に立つているところのあの指令などによつて自ら曝露していることであります。私の創作ではありません。黙契によつてこの土地が占有され使用されている、そしてこれに対しましてどういう風になつているかというと、一方ではこの布告布令を出してこれを守つているかといいますと、そうではありません。今私が申上げました布告二十六号は去年の四月五日に出ております。この四月五日、この日は即ち銃剣を以つて小禄村具志部落の部落民の土地を收奪した日であります。布告を出した日に銃剣を以つて收奪している事實があります。これは長い沖縄縣民の解放の歴史に消す事のできない汚點として殘るでありましよう。こういう風な方法でアメリカは土地を占有し使用して来た、これに対しまして現在四月九日からワシントンにおけるアメリカ議会は、沖縄における土地問題について遂にデツドロツクに乗り上げまして沖縄の土地は買取つた方がよろしいということが今議論の焦點となつて、買上げる場合には幾ら出したらいいかということが新聞の報道によりますと約一千七百万ドルとなつております。これは沖縄の現在の金に直し二十億四千万となつております。問題は—その値段はあとで説明することにいたしまして—アメリカ政府がこういう風なことを議会で協議しているということは、沖縄現地に乗り込んで来たところの高官が帰つて行つての報告で、琉球における土地問題は今琉球の地主は一時に金を取つて生業資金としたい、そして

土地を売つてもよろしいという報告によつてその審議がなされているということを聞いておりますが、しかし私の今までの説明によりまして、そうではなしに既に四カ年前からアメリカ政府はこの土地を譲渡し、そしてこれを占有使用するという本当の意図ははつきりと布告布令に明記されております。従つて一高官や一上下院の議員の言説ではなしに、一貫したアメリカの政策であるということがはつきり分ると思います。何故私はそういうかと申上げますと、従つて沖縄の軍用地問題は如何に結束してかからなければ解決できない實に由々しい問題であるか、即ち現地を視察した人々の発言ではなしに一貫したワシントン政府の意図であるということを明確にしなければ、土地問題に対する取組み方がぐらつくのではないか、私はそう考えて今まで申上げたのであります。従つてこの土地問題はアメリカ民政府も又ワシントン政府も明確にしているように何ら國際法的な根拠を持ちません。黙契によつて彼らは今土地を使用し占有しているということをいゝ、更に譲渡させ、そして無理矢理にこの土地をアメリカが永久に使用するために所有権の権利を取ろうというのが大体の趣旨であるので、私はこれに対しましては、土地の租借問題はアメリカも認めているように、この沖縄を日本に無条件に復帰させまして、そして私達沖縄縣民七十万の意思も含めて、日本の全國民の意思を代表する日本國政府と並びにアメリカ政府との条約でない限り、土地問題の根本的解決はできないという結論に達したのであります。第二番目はその方法が合法的に行使されるまでは黙つておくかという問題が出ております。黙つておく訳にはいかないでありましようそして全縣民はそれを要望している、何を要望しているかと申上げますと、今土地事務所での統計を取つて見ましよう。現在アメリカが使つている土地の総面積は五千百九十五万八千坪、エーカーにして四万二千エーカーとなつております。これに対しましてこの面積は全面積の約十四パーセントに達しております。この四万二千エーカーを更に四万五千エーカーとして現在豫算議会で討論になつている新しく三千エーカーを獲得せんとする意図がそこに包藏されていると考えられます。この五千百九十五万八千坪を耕地面積に比較いたしますと、實に沖縄本島の耕地面積四万二千町歩の四割六分に上つております。この五千百五十九万八千坪というのは、田、畠、宅地、山林、原野、雑種地、塩田その他に更に区分されておりますが、半分は田と畠と宅地であります。これに対しましてアメリカ民政府は自分で出したところの布令布告に基いて、そして又米合衆國憲法にも人の所有地を無償で永久使用することは禁ぜられているから、この使用料を支払わなければならないということを明記して、幾ら使用料を出そうとしたかというと、實にこの土地連合会からも示しており、又今の行政府の土地事務所から示しておりますように、四万二千四百二十四エーカーの土地代十一万四千万円を含んでおります。坪当り二円四十銭であります。これに対しまして地主側の要求として現在時価で以て十九円を算定しております。坪当り年にこれが九億九千万円の要求である、即ちアメリカの示した値段はこの地主の要求の九分の一ということになつております。今先区分り致しまして、現在の宜野湾村、中城村、北中城村に示されました問題を取上げてみると、米國工兵隊によつて與えられようとしている宅地は三円二十六銭でありますが、これが米國の民間人と借地契約をしているのが現在坪当り九十六円になつております。更に民間人同志が貸しているのが百二十円になつております。これをなおしますと實に尨大な額に達します。今アメリカの出しているという一億一千万円でありますが、田と畠と宅地、山林、原野を平均いたしますと、實に三十億円の金がアメリカ政府から要求されなければならない金として算定されております。そしてその額は現在日本政府は八百以上の基地に対しまして、日本の地主に支払つているあの基準によりますと三十億をずつと越します。これに対しまして、これは一カ年の補償金として、借地料として、沖縄の地主が要求しているにかかわらず、アメリカはこれを一括して買上げ譲渡させるために二十億四千万円のはした金で沖縄の耕地面積の半分を買取ろうという野望を全世界に宣言してあります。如何に不当であり、そして一方的であり、非民主的であり國際法も何もないという状態をさらけ出しているのが現在のアメリカ工兵隊から示された地代の問題であります。従つてこれにつきましては是非地主の要求するところの、私が申上げましたような額を至急アメリカ政府は支払う義務があることは私がいうのではなくて、アメリカの憲法に規定されているという事はちやんと二十六号布告に明記されております。第三番目の説明に入ります。第三番目は軍施設による一切の提案に対し、被害縣民の要求する適正価格をアメリカ政府は直ちに支払わなければならないということを謳つておりますが、現在アメリカ軍施設によつて與えられるところの損害を、琉球政府立法院事務局に達した報告によりますと、どうなつているかということを、これは小禄村外十九カ村にわたつておりますが、上本部村からはじまり、軍用道路或いは採土、土地を取られ、石を採られ、或いは耕地を潰され農作物を潰され、或いは山森立木を射撃場によつて潰された金武村の如き、これを全部合計いたしまして幾らになつているかというと、二億四千九百九十二万八千二百七十七円の額が現在小禄村外十九カ村から立法院事務局に達している、アメリカ軍事施設による

損害補償の要求として出されております。これは勿論十九カ村でありますから二市四十一カ村のアメリカ軍事施設内にある市町村をまとめましたら、その三倍即ち六億、七億に達するものと推定されております。こういつた損害を與えながら、私が今説明いたしました数字は過去八カ年のものではなくて講和発効後現在までの二カ年の集計でありますから、そのつもりでお聽取をねがいたい。更に講和発効前のものをこういう方法で推計する時、實に十億を越すものと推定されます。かかる損害に対して一文の損害賠償もしないばかりか、更に今の土地使用料についても強制的に一方的なものを支払おうとしており、自分の使つているもの、自分の損害を與えたものに対してもその使用料を払えないのに、この土地に対して永久に買取るなどということが今アメリカのワシントンで議会に問題となつている。こういうことが世界にも知れ渡ると、アメリカの民主々義はどんなものであるかという事がはつきり明確にされる。從つて我々といたしましては、この際この土地問題については今まで申上げましたように、國際法的根拠から申上げても、私の主観ではなしに、アメリカ政府自ら布告によつて、この土地の占有と使用は黙契をもつて現在土地を使用占有しているということをいつている。こういつたことを根拠にいたし、私達はあくまでもこの土地問題の基本的な、そして根本的な解決は、私達七十万縣民を含めて八千五百万の全日本國民の意思を代表する日本政府アメリカ政府の本当の契約なしには解決し得ないという結論であり、それまでは土地の使用料を今まで説明申上げましたように三十億以上の適正価格を毎年補償金として払い、更に軍施設内において及ぼしたところの水その他の被害において、適正に支払つてもらうということにより、更に立法院におきましてこの問題を、いわゆる地代損害賠償に対する基準法ができれば、又作らなければいけないと思いますが、これができるまで、現在ワシントン政府でかかることが論議されているので、一日も早く全員一致の形でかかる問題に対しアメリカ政府の反省を促し、そして國際法に則り、世界の正義人道に則るような方法で土地問題を解決したいというのが発議者の請願決議案の趣旨であり、その理由の説明であります。

○議長（平良幸市君）　日程第五の提案者からの御説明をねがいます。

○当山真志君　決議案八号軍使用土地問題に対する請願決議案の説明を申上げます。ちよつと休憩をおねがいいたします。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩いたします。

（午後三時十六分休憩）

（午後三時十八分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

○当山真志君　ごく簡潔にいたしてありますので一応読んでから説明申上げます。（朗読）

決議案第八号

軍使用土地問題に関する講願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十二日

発議者　当山　真志

立法院議長　平良幸市殿

軍使用土地問題に関する請願決議

共産主義を排除し、自由民主主義を保持するため、琉球に軍事基地を必要とすることは、吾々住民のよく認識するところであり、米國の世界平和政策に協力するものである。ところが土地狭小で外に替地がなく、又米國の様に会社や工場などの廣場のない琉球住民は、今総面積の一六、四二%の土地が米國に使用され、いたつて廉い使用料を支払われて、不平不満の頂點に達している。

その使用料の適正額を支払い、住民を不安と貧困から救うということは、共産主義の侵入を防ぐ上からも最も必要なことゝ思う。よつて左記の通り要請する。

㈠　一エーカー当り弐万参千四百弐拾七円参拾六銭（年額）以上支払つてもらいたい。

現在米國が支払つている使用料は一エーカー当り平均弐千拾九円六拾銭（年額）、琉球土地委員会の評価は、壱万四千参百九拾四円弐拾四銭、地主の要求額は弐万参千四百弐拾七円参拾六銭となつている。特殊の事情にある琉球の事であり、地主の要求を取り上げてもらいたい。

㈡　土地の買上げにしないで、五カ年分宛の土地使用料を前払いしてもらいたい。

住民は土地の買上げに反対している。又時代の推移によつて地価の変動があるので、五カ年分を前払いし、地価の変動を勘案して五カ年毎に契約を更新してもらいたい。

㈢　琉球列島に於ける土地収用政策C項による、公共施設、道路並びに潰地等の補償もしてもらいたい。

基地建設工事等のため荒廃地になつた土地や道路の地代も、琉球政府においては支払えないので、この分も支払つてもらいたい。

日本に於いては戦時災害補償法を適用して國家が補償している。統治権を行使している米國は之等個人の損害を補償してもらいたい。

㈣　軍使用地を最小限度にとゞめてもらいたい。

軍使用地を罷り限り小さくし、不安の土地は早急に開放してもらいたい。

右決議する。

宛　米國合衆國大統領

同　上院議長

同　下院議長
同　國務長官

○当山真志君　骨子はアメリカがここに駐屯し、或いは統治権を持つということも共産主義の恐怖からこれを防ぐためである、こういう要素を入れて、ピンと頭にひびき、そしてその感じによつて我々の地代の増額をしてもらいたいという狙いで書いてあります。もう一つには適正価格というのを具体的にあげて、この具体的数字により向うが早急に豫算計上もできるようにというねらいをもつて起案したのであります。現在アメリカが使用している土地は四万二千四百二十四エーカー、それに日本國のこちらにおける所有を入れると四万五千エーカーそこらになる。そこで軍の現在支払つている地代が六体坪当り二円十九銭五厘で、これを売買時価になおすと三十六円五十八銭余になる。地価の総額が十一億そこらになるのであります。我々地主の要求はこの四万二千エーカーに対して九億九千百五十六万余円になつております。これを坪当りにしますと十九円十四銭売買一坪当りの価格に換算しますと、つまり六パーセントを逆算して売買時価にしますと三百十九円になります。これが百六十五億二千六百万円余になるのであります。土地委員会の出したのが十一円七十三銭七厘の坪当り賃貸料で、これを売買時価に換算しますと百九十五円六十銭、そして総額が百一億五千三百九十万余円となつているのであります。この開きたるや非常に大きいので、私達は土地委員会の出したのをこれは生産面の勘定から民家の取引或いは日本のそうした法規による換算法といつたような各方面から科学的に出した数字であるし、地主の出したのも大体民家の敗引や生産の状態を考えての数字になつているのであります。特にわが琉球が広大なる土地や耕地を持つアメリカと違い、取られたら外に買えばいいというような換地のないという事情をよく訴え、そして又土地を失つて後の職場が資本主義國家の大工場や大事業の発展したようなところのように、労務者の働く職場もないという特殊事情を訴えて、そしてこの地価の引上げをやつてもろうべく善處するように認めたのであります。以上簡単に説明を申上げて御審議をおねがいいたします。

○議長（平良幸市君）　以上で提案者の方々の御説明を終りましたので質疑応答に移ります。

○大山朝常君　日程第七号ならびに第八、第九はほとんどその目的が一つでありますし、尚内容もほぼ同様でありますので、特別委員会を構成しましてそこに付託して審議して頂きたいという風に考えております。委員会の名称は軍使用地特別委員会、委員の員数は議長に一任します。尚委員の構成についてはなるべく軍用地に関係の深い處の議員を指名して頂けばと思つております。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○新垣金造君　只今提議されました日程の七、八、九を一括して特別委員会付託にすることについては異存はありませんが、発議者に対して質問致します。どなたでも宜しいから御三名の御意見を承りたい。この問題は我々沖縄におけるあらゆる問題のうちで最も重要な問題であるということは皆さん御認識の通りであつて、異存はありません。處がこの問題は平和条約発効後幾度も取上げられて、又いくらも軍側と住民側において幾多の問題を惹き起して来た事實は、各立案者が御説明になつた通りであります。處が何故今日までこの問題が簡単に解決がつけられないか、それは國際現情に示された琉球の地位が非自治的な地位にあるのであろうが、如何なる場合においても世界の人類は夫々の所有権、又あらゆる人権に対しては世界人権宣言においても保障されているが、御承知の通り如何なる場合、如何なる處、如何なる住民に対してもその権利を侵害することはできないのでありまして、従つてアメリカの軍政府は色々手を換えてこれが解決を急いでいるでありましよう。處が我々沖縄住民の納得のいく所までは至らず、問題は今日まで残されてやつぱり解決はできません。今回この問題を気休め的な決議案によつて一もう一ぺんいい直します一気休め的な決議案を以てアメリカにこれを請願すれば、これがいくらか緩和されるであろうという気休めは結構でありましよう。處がもつとほり下げまして、如何に非自治住民として取扱われておろうが、我々は自らの自治能力をはつきりしなければならない。土地所有権については特に我々住民の財産権であるが故に、あらゆる角度からの所有権を保護し、この財産権の使用による収益に対しまして立法によつてこれが確保されなければなりません。處がすでに第一次立法院が解散になり、第二次立法院議会がここに開会され、重要問題として劈頭これが提議されたことは、問題が重要なだけに異存はないのであります。處がかかる気休め的な決議だけではいつもアメリカの後にいき、これまで布令布告によつて處理できなかつた。だから今度はワシントン政府の力によつて我々琉球住民の財産権を保護し正に剝奪せられようが、或いは住民の財産が奪われようとしている現情であるといわれても致し方ありません。我々はこの場合どこまでも我々沖縄人の財産権を我々自体の立法によつて法律を作つてこれを保護し、適正価格もすでに制定されて数字に現われている以上、これを立法化することによつて、或いは主席が或いは軍政府がこれを拒否することがあつても宜しい。我々琉球住民の財産保護の建前からどこまでもこれを立法しなければやつぱり非自治住民の取扱にすぎないのであります故に本員は特別委員会ができるとする

ならばやはりこの案件のみにすぎないでありましょう。我々はこの問題が簡単に解決されないということが、即ち立法することができなかつた立法院議会の罪であるということを考えまする場合、これの速かなる立法が望ましいのであります。土地問題が過去二カ年において論議されたのにかかわらず、只前進したのは適正価格がこれだけであるという土地連合委員会の決定の一部が前進であつて、その他この問題の取扱については何ら住民に対して満足を與える處置ではなかつた。更にこの案もそうであり、同じ財産権でありながら、一方は軍が使用しないために住民間において適当なる条件で地代が取引され、更にその財産を民法の低当にすれば金の借入れもでき、それによつて事業も行われるという法があるにかかわらず、軍政府の使用しているこの土地だけがかかる融通の利かないということは—

（「正会だぞ」とよぶ者あり）

即ち立法をなす所以であります。故にこの案と同時に速かに立法措置がなされることを要望するものであります。

○議長（平良幸市君）　先刻十七番議員（大山朝常君）から只今一括上程になつております日程第七、日程第八日程第九の三決議案は特別委員会に付託することにして、その特別委員会の名称は軍使用土地特別委員会、委員の員数ならびに人選に関しては議長指名にしたらという動議が出て、賛成の声がありましたので動議は成立致しておりますが、この動議通り取り計ろうことに御異存ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

ではさよう取計らうことに致します。軍使用土地特別委員会の員数を八名に致しまして、その八名は三番石嶺議員四番天願議員、十一番当山議員、十三番瀬長議員、十七番大山議員、十八番長嶺議員、二十六番桃原議員、二十八番佐久川議員、以上の八名の方々におねがい致したいと思つております。さよう決定してよろしうございますか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では左様決定致します。

○議長（平良幸市君）　次は日程第十布令第百十六号の廃止と労働三法の全面的適用に関する請願決議案を議題と致します。提案者からの説明をねがいます。

○大湾喜三郎君　決議案第六号を説明申上げる前に一寸読んで見ます。

（以下朗読）

決議案第六号

布令第百十六号の廃止と労働三法の全面的適用に関する請願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十日

発議者　瀬長亀次郎
大湾喜三郎

立法院議長　平良幸市殿

布令第百十六号の廃止と労働三法の全面的適用に関する請願決議

一九五三年十月一日から施行された労働三法は、沖縄のすべての労働者の期待と渇望を集めて、一年有余の軍との調整後漸く公布されたものであります。

然しながら同じ沖縄の労働者でありながら、六万余名の軍関係労働者はこの労働三法の恩恵をうけることなく、軍によつて別個に準備された布令百十六号を適用されております。

労働関係法規は、弱い労働者が自主的に団体を組織し、使用人と労働協約を結び、対等に交渉をなし、罷業の権利を得て合法的に勞働者の生活と地位を守ることが本来の目的であります。

布令第百十六号に、労働者の地位を向上させ、生活をまもるどころか、むしろ使用人に有利で、労働者に不利をあたえています。同一場所で労働者と使用人に二つの異つた法律が適用されるということは、矛盾も甚しく、いたづらな混乱を引きおこすものであり、實際上同一事業主や労働者が、時と所を違える度に適用法律が異り、一部使用者に於てはこれを悪用するおそれがあります。更に異つた二つの労働法規のあることは、沖縄における民族資本家の育成と発展を阻害しています。

依つて労働者の生活を向上させ、地位を確立するとともに、民族資本の育成にも資するため、布令第百十六号を廃止し、民労働三法を全面的に適用し直ちに實施していただきますよう請願します。

右決議する。

宛　琉球列島米國民政副長官

○大湾喜三郎君　現在沖縄に九万余名の民労働者には労働三法が適用され、更に六万余名の軍労働者関係は布令百十六号にしばられて現在二つの姿になつております。こちらに書いてありますす労働関係の法規というものは弱い労働者が自主的団体を組織するということになつておりますが、現在の布令百十号にしばられておりますために、軍の主観的な見解の下に労働組合を結成しても受付けておりません。こういう姿が現在二件あります。更に民労働法規の場合は、資本家から三名、労働者から三名、公益代表者から三名の委員を以つて労働委員を構成しておりますが、布令百十六号になりますと、軍の関係から三名、更に主席によつて推薦された者を軍が任命した労働委員三名で構成されております。こういう風な状態になりますと、民側から提訴されている問題はすべて労働者に対しては不利であります。更にこの布令百十六号の中に不当労働行為という条文がありますが、これは労働者に対する不当労働行為の拘束を書いてあります。労働三法は労働者を擁護するための法律がなければいけないのに対しまして、軍の布令百十六号は労働者に対して余りに拘束が大きいのであります。更に

それから一つの事件が持ち上つた場合組合の代表と団体交渉をする代表とを別個に分けてあるという風になつております。民労働関係の場合は組合代表がこの労働団体の代表となつて交渉するのでありますが、この布令百十六号によりますと組合代表以外の団体交渉を認められるという風な条文があります。更にこの布令百十六号が更に四種類に分類されておりまして、第一種から第四種までなつております。そのためにこれに対する救恤の規定も段階を生じて、第一種の場合は六十パーセント給與があるが二種、三種、四種になるとこの給與がない。同一場所に働いておりますのに、第一種の場合はあるが、第四種の場合はないという不公平さがあります。こういう風な状態から我々はこの布令百十六号を撤廃して民の労働三法一つにまとめて、現在の沖縄労働者九万余名を民労働三法によつて保護し、育成していきたいというのが願望であります。以上で説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明を終りました。質疑応答にうつります。

○瀬長亀次郎君　補促説明を関連して申上げます。今疑問になる點があると思いますので、その疑問になる點を説明します。廃止しないで、その中にある労働者に不利益を與えるようなものを修正する程度でいつたらどんなものかという意見もあると思いますが、この布令百十六号は労働三法が施行されたその日にアメリカは発布するように準備をして、同じ日に公布されたものであります。この場合に私は労働委員会の一員として軍にも当りました際には豫算に関係がある。專らそれのみ申しておりましたが、しかし豫算関係だけではないようであります。それは労働者の持つ基本的団結権、団体交渉権罷業権に対するどこまでも悪質な法律であるという事が、この布令が公布された日から現在までの事實によつて明確になつております。即ち第一種の如きは労働組合を作る事はできるが、しかし団体交渉権が與えられないようになつております。団体交渉をすることができない労働組合がどんなものであるかということは説明するまでもないのであります。一応組合を作つたが、不平があれば文書を以つて当該使用者に対して申し出よ、その文書に対する回答は勝手に向うでやるという規定になつております。即ち軍隊を持ちながら軍隊でないという吉田首相の言葉によく似たようなことがこの内容に明記されております。更に二種三種の労働者に対しましても労働組合を作り団体交渉をすることはできますが、この団体交渉をする場合の組合の役員に対しても、アメリカの民政府がこれを認めなければ労働組合員としてのこの団体交渉に応ずることはできないということになりまして現在軍関係の労働者は労働組合を作つても正式に団体交渉をする段階にまで至つていない。即ち一方的に使用者が決めるのであつて、使用者と同等の地位に立つて自分達の生活を安定させ、地位を向上させるという労働法規の基本線が明確に盛られておりません。そうして一条から更に全文にわたりましてこいつが関連して来ますので、第何条を修正してもらいたいとか、第何条第何項をこういうように修正してもらいたいという風なことをいいますと、ほとんど各条項に関連しております。更に今の大湾議員からの説明にありましたが、現行法の労働組合というものゝ中に不当労働行為というものがあります。不当労働行為は世界のいずれの國におきましても、民主的な國であり、労働立法によつて労働者の権利を守るという法律から申上げますと、不当労働行為はあくまでも使用者の不当労働行為であつて、労働者の個人又は労働者が加盟する労働組合の不当労働行為の取締ではないのであります。處がこの布令百十六号は明らかに被使用者としての労働者の個人又はその加盟する組合の不当労働行為などもはつきり規定されまして、がんじがらめになつております。從つてこれは政府関係の条項でありますので、これをむしろ廃止した方が良いという結論に達し更にもう一つは廃止したならば代るべきものがなければ修正というのがありますが、代るべきものはちやんと沖縄住民の代表として公選された立法院で可決され、そうして満場一致の形で通つて現在施行されている労働三法であります。この労働三法を全面的に適用しさえすれば何ら法的にも間隙が出て来ない。そこで全部百十六号を廃止して、民、軍を問わず軍労務者に対して生きる権利としての労働者の基本人権である団結権、団体交渉権罷業権を確認し、そうしてこれを確立していかなくちやいかないというのが大体の基本でありまして、更にもう一つは今労働者のほとんど全員が日本復帰を希望しているという事は、単なる母國に帰りたいという感情からでもないのであります。現在十万労働者といわれているその階級が一日も早く日本に帰らなくちやいかないということは、自分達の生活が非常に苦しい、そうして法的に見て、祖國の労働者に比較致しましてほとんど何らの保護もない。この保護もないために生活からしみ出る本当の欲求として祖國復帰を要望するということであります。日本において御承知のように労働三法はすでに七カ年前から公布實施され、更に失業保険法、更に現場において就業中怪我を致しましたら災害保険法、更に職業安定法という労働六法によつて守られており　沖縄における日本から来た労働者がここの労働者の四倍も賃金をとつているということは、こゝに来ている日本の労働者は全部日本の労働基準法によつて募集され、更にここに派遣されたものであり、日本の労働基準法で最低生活を基準にした賃金になつているために、沖縄における労働者

の賃金も實に沖縄労働者の三倍、或いは四倍という風な高給をとっているのはその法的根拠があるからであります從つて一日も早く労働法規で軍が出しました布令百十六号を廃止しまして全労働者階級が同じように生活の安定、地位の向上をはかるためにやつてもらいたいということでありまして、更に民族資本の問題がここに書かれておりますが、今民族資本と申しますのはアメリカの恩恵のみによつて本当に巨万の富を持つている買弁資本家ではなしに交通関係のもの、或いはその他の運輸関係のもの、更に土建関係、そういう風な民族資本、この労働三法が全面的に軍にも適用された場合非常に助かります。これは民族資本家を多く中心にいわれていることであります。そういつた意味合におきまして更に一使用者で現在沖縄の使用者のうちに軍関係の仕事をやつている人、更に独りで民間関係もやつているこの使用者は都合わるいときは軍布令百十六号を労働者に適用し、更に都合良いときは労働三法を適用するという矛盾も出ております。そういったような矛盾もかみ合せ、労働者の生活の安定と地位の向上をはかり、民族資本を本当に育成するために一日も早く同じ場所の同一労働者に対して二つの法律があるという矛盾を解決して、明るい生活と真の民主々義を労働者階級の生活の中に打ち立てていかなくちやいかないというのがこの提案した趣旨でありますので、以上補足説明致します。

○議長（平良幸市君）　質疑應答に移ります。別に御質疑がなければ一読会を終了して文教社会委員会に付託致したいと思います。如何ですか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では、只今上程の日程第十決議案第六を文教社会委員会に付託することに致します。

○議長（平良幸市君）　次、日程第十一、行政権の琉球政府権限移譲に関する請願決議案を議題と致します。発議者から説明願います。

決議案第十号

行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月十三日

発議者　星　克

立法院議長　平良幸市殿

行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議

立法院は、全住民を代表して、左記各項の實現方を請願致します。

一、琉球人の日本旅行許可に関する一切の権限を行政主席に移譲すること。

二、日本との貿易に関する一切の権限を行政主席に移管すること。

三、琉球人の裁判は、すべて裁判所に移譲すること。

請願の理由

住民は、かつて発表されたアイゼンハワー米國大統領、ダレス同國務長官ハル琉球列島米國民政長官、オグデン同副長官及びブラムリー同首席民政官の声明や勧告により、民族的悲願たる日本復帰促進運動を停止し、米國の善意に信頼して、共に現下の緊迫せる世界情勢の打開の為に全面的に協力を決意すると共に、自由平等の原則に反する政治経済の不備を除々に改めることが、反米容共の勢力を琉球から駆する最良の手段であり、從つて米國の琉球に於る基地建設の目的に副うものと確信する。

右決議する。

宛　琉球列島米國民政長官

同　副長官

○星克君　プリントにミスがありますので暫時休憩をおねがいします。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後三時五十七分休憩）

（午後三時五十九分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○星克君　朗読は省略致しまして簡単に発議の理由を申し述べます。完全な民主政治を希求するということは琉球の三政党、これらの一致する目標であることは論ずるまでもないのであります。祖國復帰を訴え或いは主席公選を叫ぶのもそのためであると思われます主席公選という問題は米國の琉球統治方針にも合致するものでありまして、当然實現をなし得るものと確信致します。處で主席を公選して見ても主席の権限或いは琉球政府の権限が現在のようなものであるならば、任命も公選も結局は五十歩百歩のものでありまして自治権確保の目標には凡そ遠いものがあると思われます。むしろ行政、立法司法各機関の権限を能う限り拡大するということは、主席公選の促進と併行してというよりも、むしろそれに先行して促進せらるべき問題と考えましてここに発議したのであります。案の内容につきましては取上げるべき問題は幾多ありますが、祖國への實質的復帰それから民権擁護の建前から当面の最も重要であると思われる處のものを三つだけかかげておきました。幸いにして院の御検討により取捨ならびに追加をおねがいしたいと思うものであります。以上申し述べまして発議の理由説明を終ります。終り。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明を終りました。質疑応答に移ります。

○瀬長亀次郎君　発議者に質問申上げます。この一から二、三はこれは当然の要求でありまして、正しい要求と思います。その他にも最も基本的な奴は澤山あります。ありますが、そういつたものを本当に實現させる目標として現在沖縄で一番要求されているものは一日も早く日本に帰りたいという、即ち祖國復帰の熱願であると思います。この祖國復帰に対しまして、万一、例えば条約三条の権利の放棄にしろ或いは条約三条の撤廃に致しましても問題

はとにかくとして、奄美大島が祖國に復帰した、そういつたような意味で奄美大島は復帰した。立ち所に生活が楽になつたということは現在ありませんが、復帰することによつて一、二、三にかかげられたことは一切解消する問題であります。即ち今の渡航の自由、この渡航の自由については非常に不自由であります。折角校舎建築の資金が日本で五千万円の金があるのに屋長教職員会長が取りにいこうとしたら、又これはいかんといつて足止を喰つたといつたようなものもなるだけ一日も早く除きたいということは願望であります。これに対して祖國復帰決議をやつて、一日も早く日本に返してもらつてこういうことのないように日本國民としての本当の独立、自由な生活にしたいといつたような願望を現わすような決議案についてそういうのをお出しになる積りはないか、お伺いします。

○星克君　お答え致しますが、私は日本復帰に対する問題は別個の問題でありまして、これに本員の具体的な意思の必要は認めません。とりあえず琉球政府の権限を拡大することが最も住民にとつて望ましいことであり、主席公選決議と併行してなされるべき当然の問題だと思うのであります。祖國に復帰するということが直ちに實現できるならば主席公選の決議案も勿論無益であります。不用なものであります。軍用地の問題も全く同様この點はよく御存知の通りであります。以上であります。

○瀬長亀次郎君　関連して我が申上げましたのは、主席に権限を移譲するということに対しては誰も異存があろう筈はないと思います。この問題は別と致しまして、日本に対する渡航の許可或いは貿易が全部統制されている。或いは才判権というものもほとんど制限されている。こういつた問題は日本復帰の問題をぬきにしては到底考えられません。従つてこういう基本的な人権に関する才判権の問題やら或いは貿易の問題或いは渡航の自由の問題、こういつた問題をどこまでも行政主席に移譲するということもあり得るでしよう又やらなくちやいけませんが、現在沖縄は外國になつており、この外國取扱を撤廃するためにはどうしても祖國復帰の意思表示がここで必要であると思いますが、これに対して関係がないとおつしやる訳でありますが、これをおききします。

○星克君　全然関連がないとも思つておりません。要は可能であるか困難であるか、それとも不可能であるかの見解に立つと思いますが、この立法院において主席公選促進を決議し、困難なる軍用土地問題の解決促進を請願する所以のものも、現段階において直ちに祖國復帰が可能でないという前提に立つものだと私は考えておりまして、先程申されました渡航の自由、特に祖國への渡航の自由ならびに貿易の自由、又我々琉球人が戦争は終了して平和になつておりながら軍才判に服するという不合理は、實に民権擁護の立場から到底忍び難いものであると考えまして三つだけ取上げたのであります。

○西銘順治君　発議者に対しまして質問を致したいと思います。この全項目については別に異存はないのでありますが、旅行許可に関する問題或いは貿易に関する一切の権限の問題、或いは才判管轄権の問題につきましても、結局は布令布告の廃止ということに帰するのでありますが、布令布告の廃止を入れる意思がありや否や、それからもう一つは単に旅行の権限を現在の儘行政主席に程譲した處で、任命主席の性格から致しまして、完全なる旅行の自由が許可されるかどうかも豫測しがたいのであります。こういう観點から致しまして、旅行に関する布令布告を廃して、これに代る法律を作るといつたようなことに書き換えた方が良いのではないかと考えますが、これに対する御質問をお願いします。

○星克君　全くその通りでありまして布令布告を立法院において改正をするそして我々の立法にとつてかえるということが結局同じ問題でありますが、これまで主席公選の選挙法を設けまして、その結果に照して見まして、先ず何よりも實情を訴え、要望を訴えて、そうしてスムースにいくためには決議案による方が最も妥当であると考えたのであります。

○兼次佐一君　本決議案の内容に盛られている三つの要求は、民族の悲願が日本復帰にあるという意味が請願の理由の中にも窺われるのでございますが民族の悲願である祖國復帰が我々琉球人として又立法院としても窮極の目的ではあるが、それまでの間この内容に盛られた處の権限を琉球政府に移してもらいたいという意味であるか。これが質問の一點であります。次は民族の悲願である祖國復帰を我々立法院は住民の意思を体して意思表示をするという意味で決議をし、これを関係要路当局に請願をなすべきであるという考え方をいだいておられるかどうか。この二點をお伺い致します。

○星克君　第一點はその通りであります。私を含む民主党の主義政策と致しまして、現實的に世界情勢をながめまして、琉球住民の祖國復帰運動これは誤解のないようおねがいしたいと思います。祖國復帰運動ということは自ら別個であることは蛇足かも知れませんが一祖國復帰を熱願するということ、これは誰しもが持つ民族的な本能でありまして、それを運動としてまき起すことが妥当であるかどうかは、三つの政党により各々意見を異にするものと思いますが、民主党は現段階において住民が祖國復帰運動をすることは、とりも直さず結果において祖國復帰をおくらせる事になるという見解を持つております。そういう意味からしてこの理由にもあります通り、現段階においては、民権のできるだけの拡大を目指

して進むという方法をとつているものであります。

○兼次佐一君　二番目の質問に答えて下さい。

○星克君　休憩おねがいします。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後四時十二分休憩）

（午後四時十四分再開）

○議長（平良幸市君）　再開します。

○星克君　第二點にお答えすることは第一點のお答で盡きていると思つておりますが、くり返して申上げるならば祖國復帰の運動ならびに立法院における決議には反対するものであります。理由は先程一點に申上げました通り、そうすることによつて祖國復帰の時期をおくらせるばかりである、促進することにはならないという理由に基くものであります。具体的に申上げるならば、琉球統治の米國民政府が琉球に基地を持ち、琉球を統治するという目的は、東洋ならびに琉球を含む日本から共産主義の脅威を取り除くことであると明確に幾度かその筋の高官が声明を発しております。こういう時期において祖國復帰を叫び、運動を展開してそれで目的が貫徹されるかどうか、甚だ疑問の點があるのでありまして敢えて本段階において復帰運動をしない所以のものであります。

（傍聽席騒然となる）

○議長（平良幸市君）　傍聽席は静かにねがいます。

（傍聽席騒然となる）

○瀬長亀次郎君　もう一つ簡単に質問申上げます。今引続き祖國復帰の問題が出ましたが、祖國復帰の願望或いは祖國復帰の住民の意思、これと祖國復帰運動は別だという風な話がありましたが、意思の自由、即ち人間の持つ意思は必ず発表を伴います。そうして発表は表現の自由が伴わなくちや意思というものは何もならぬと思いますが、この意思表示或いは表現の方法が祖國復帰運動になつて現われる、そういつた點におきまして発議者が意思の表示をしないということは、アメリカが復帰運動をやるなというからやらないのか、本当はやりたいがアメリカがやるなというからやらないのか、そこら邊をはつきりしてもらいたいと思います

（野次、拍手、傍聽席騒然となる）

（「議長取締らんか、何をボヤ〳〵している」とよぶ者あり）

○星克君　質問が脱線しているようであります。日本復帰問題は委員会に付託されてそこで愼重に檢討してもらいたいことを要望致します。

（「議題外である」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今の日程第十一は第一読会をこれで終了して行政法務委員会に付託致したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では　行政法務委員会に決議案第十号を付託することに致します。以上で本日の日程を終了致しましたので本日の会議は閉ずることに致します。次の本会議でありますが、只今委員会に付託致しました案件の審議檢討の進捗ぶりを見ないと決められないと思います。どうしましようか。

（「それは追つて議長から御通知ねがいます」とよぶ者あり）

次の日程は委員会の檢討の進捗量を見て議長から通知することに致したいと思つております。

（「異議なし」とよぶ者あり）

散会致します。

（午後四時十九分散会）

○本日の出席者左の通り

議長　平良　幸市君
副議長　宮城　正行君
議員　安谷屋周良君
〃　照屋　善清君
〃　石嶺　真誠君
〃　天願雄治郎君
〃　星　克君
〃　新里　銀三君
〃　下里　惠良君
〃　大浜　國浩君
〃　砂川　惠敷君
〃　新垣　金造君
〃　当山　真志君
〃　與那覇金一郎君
〃　瀬長亀次郎君
〃　大湾喜三郎君
〃　兼次　佐一君
〃　大山　朝常君
〃　長嶺　秋夫君
〃　西銘　順治君
〃　玉城　榮君
〃　仲宗根　源君
〃　平良　良松君
〃　比嘉宇太郎君
〃　中里　猛君
〃　桃原　亀郎君
〃　知念　朝功君
〃　佐久川朝吉君
〃　長田　盛徳君

署名　議長　平良　幸市　㊞
照屋　善清　㊞
石嶺　真誠　㊞

第四回議会（定例）立法院会議録第四号

一九五四年四月二十二日（木曜日）

議事日程第四号

（午後二時開議）

第一　給與改善に関する要請（外一件）

第二　日本復帰に伴い沖縄在住奄美大島同胞の居住権の自由及び既得権益の保護並に交易交通送金文化交流の自由等に関する陳情

第三　輸出型抜糖の消費税減税交渉方について

第四　遊興飲食税法の改正案に対する要望

第五　預金利子所得税の減税に関する陳情

第六　元琉球民政府西表採炭事業所従業員の退職金支給方に関する陳情

第七　元南四諸島官公署職員の恩給退職金未払俸給等に対する免税方

に関する陳情
第八　市町村税法の立法について
第九　輸入菓子に対する物品税増額に関する陳情
第一〇　與那國区への教育補助金について
第一一　児童の健全娯楽施設の保護育成方に関する陳情
第一二　カルテツクス労働争議の善處方に関する請願（外一件）
第一三　補助金交付方に関する陳情
第一四　教員の待遇改善に関する陳情（外一件）
第一五　校舎の早期建築と教員の待遇改善に関する陳情
第一六　結核豫防法の早調制定方に関する陳情
第一七　理容師美容師法の一部改正に関する陳情
第一八　布令第百十六号の撤廃、民労働法の全面的適用に関する陳情
第十九　種畜貸付に関する陳情
第二〇　ダム施設開墾地再開拓に関する要望
第二一　農道補修方に関する陳情（外一件）
第二二　トラバーチン採石業の補助育成方に関する陳情
第二三　製茶機械購入費補助方に関する陳情
第二四　森林経営案編成費補助方について（外一件）
第二五　商工会議所事業費補助に関する陳情
第二六　生産業の保護育成強化について
第二七　漁船建造費補助方に関する陳情
第二八　渡場運営補助金交付方に関する陳情
第二九　運搬船（貨客船）の災害被償に対する助成方について（外一件）
第三〇　白保、伊原間電話開通方に関する陳情
第三一　池間島郵便局舎並に電話業務復旧に関する陳情
第三二　電話施設の復旧方に関する陳情
第三三　福里郵便局復活方に関する陳情
第三四　道路改修方に関する陳情
第三五　西表島租納港突堤構築に関する陳情
第三六　桟橋延長方に関する陳情
第三七　戦前の郵便貯金簡易保険及び郵便年金等の払戻にについて
第三八　軍用水道よりの分割補給並びに水道施設方に関する陳情
第三九　與勝港しゆん渫工事に関する陳情
第四〇　護岸工事施行方に関する陳情（外一件）
第四一　高嶺村字真栄里護岸復旧工事に関する請願
第四二　高嶺村中央線道路復興に関する請願
第四三　大原郵便局設置に関する陳情
第四四　伊良部村渡口港桟橋復旧工事に関する陳情（外一件）
第四五　糸満港のしゆん渫に関する陳情
第四六　工業振興奨励補助金交付に関する陳情
第四七　交通安全協会に対し補助金助成方について
第四八　大島の祖國復帰に伴う剰餘豫算の措置方に関する陳情
第四九　諸要望事項について
第五〇　軍用地指定保留方に関する陳情
第五一　軍用地問題の早期解決方に関する陳情
第五二　メツセージ第四号（政府有財産法）
第五三　戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案（西銘順治発議立法案第二号）
第五四　行政主席選挙早急實施に関する請願決議案（主席公選促進特別委員長報告（決議案第二号）
第五五　任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる實施に関する請願決議案（主席公選促進特別委員長報告（決議案第五号）
第五六　行政主席公選早急實施に関する請願決議案（同右）（決議案第九号）
第五七　軍使用土地解決に関する請願決議案　軍使用土地特別委員長報告（決議案第三号）
第五八　軍使用地の問題に関する請願決議案（同右）（決議案第七号）
第五九　軍使用土地に関する請願決議案（同右）（決議案第八号）
第六〇　行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案（行政法務委員長報告）（決議案第十号）
第六一　立法院法の一部を改正する立法案（議会運営委員長報告）（立法案第一号）

○本日の会議に付した案件

日程第一　給與改善に関する要請（外一件）
日程第二　日本復帰に伴い沖縄在住奄美大島同胞の居住権の自由及び既得権益の保護並に交易交通送金、文化交流の自由等に関する陳情
日程第三　輸出型抜糖の消費税減税接渉方について
日程第四　遊興飲食税法の改正案に対する要望
日程第五　預金利子所得税の減免に関する陳情
日程第六　元琉球民政府西表採炭事業所従業員の退職金支給方に関する陳情
日程第七　元南西諸島官公署職員の恩給退職金未払俸給等に対する免税方に関する陳情
日程第八　市町村税法の立法について
日程第九　輸入菓子に対する物品税増額に関する陳情

日程第一〇　與那國区への教育補助金について
日程第一一　児童の健全娯楽施設の保護育成方に関する陳情
日程第一二　カルテツクスの労働争議の善處方に関する請願（外一件）
日程第一三　補助金交付方に関する陳情
日程第一四　教育の待遇改善に関する陳情（外一件）
日程第一五　校舎の早期建築と教員の待遇改善に関する陳情
日程第一六　結核豫防法の早期制定方に関する陳情
日程第一七　理容師美容師法の一部改正に関する陳情
日程第一八　布令第百十六号の撤廃、民労働法の全面的適用に関する陳情
日程第一九　種畜貸付に関する陳情
日程第二〇　ダム施設開墾地再開拓に開する要望
日程第二一　農道補修方に関する陳情（外一件）
日程第二二　トラバーチン採石業の補助育成方に関する陳情
日程第二三　製茶機械購入費補助方に関する陳情
日程第二四　森林経営案編成費補助方について（外一件）
日程第二五　商工会議所事業費補助方に関する陳情
日程第二六　生産業の保護育成強化について
日程第二七　漁船建造費補助方に関する陳情
日程第二八　渡陽運営補助金交付方に関する陳情
日程第二九　運搬船（貨客船）の災害補償に対する助成方について（外一件）
日程第三〇　白保、伊原間電話開通方に関する陳情
日程第三一　池間島郵便局舎並に電話業務復旧に関する陳情
日程第三二　電話施設の復舊方に関する陳情
日程第三三　福里郵便局復活方に関する陳情
日程第三四　道路改修方に関する陳情
日程第三五　西表島祖内港突提構築に関する陳情
日程第三六　棧橋延長方に関する陳情
日程第三七　戦前の郵便貯金簡易保険及び郵便年金等の払戻について
日程第三八　軍用水道よりの分割補給並に水道施設方に関する陳情
日程第三九　與勝港しゆん渫工事に関する陳情
日程第四〇　護岸工事施行方に関する陳情（外一件）
日程第四一　高嶺村字真栄里護岸復旧工事に関する請願
日程第四二　高嶺村中央線道路復興に関する請願
日程第四三　大原郵便局設置に関する陳情
日程第四四　伊良部村渡口港棧橋復旧工事に関する陳情（外一件）
日程第四五　糸満港のしゆん渫に関する陳情
日程第四六　工業振興奨励補助金交付に関する陳情
日程第四七　交通安全協会に対し補助助成方について
日程第四八　大島の復金に伴う剰余豫算の措置方に関する陳情
日程第四九　諸要望事項について
日程第五〇　軍用地指定保留方に関する陳情
日程第五一　軍地問題の早期解決方に関する陳情
日程第五二　メツセージ第四号
日程第五三　戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案
日程第五四　行政主席選挙早急實施に関する請願決議案
日程第五五　任命主席の退陣要求と主席公選のすみやかなる實施に関する請願()決議案
日程第五六　行政主席公選早急實施に関する請願()決議案
日程第五七　軍使用土地解決に関する請願()決議案
日程第五八　軍使用地の問題に関する請願()決議案
日程第五九　軍使用土地に関する請願決議案
日程第六〇　行政権琉球政府権限移譲に関する請願()決議案
日程第六一　立法院法の一部を改正する立法案

（午後二時十一分開議）

○議長（平良幸市君）　開会いたします。全員出席であります。諸般の報告をいたします。諸般の報告はお手許に配布してあります電文だけでありますそのプリントで諒承願います。

諸般の報告

一九五四年四月二十二日（木）
受・一九五四年四月十九日前十時
発・宮古糖商組合
宛・議長
「電文」
農聯に肥料独占取扱させることに対しては、絶対反対致します。宮古全農民は安くいつでも必要量購入出来る為に、各商社にも取扱いせしめるよう希望しております。農家繁栄のため、今後各商にも取扱いせしめるよう御高配を乞う。宮古糖商組合

○議長（平良幸市君）　日程第一から日程第六十一までありますので、一々読上げるのを省略いたしまして、お手許に配布してあります日程表によつて御承知を願いたいと思います。次にお諮り致します。日程第一から日程第五十一までは請願陳情になつておりますので、一括上程いたしまして、各委員会に付託致したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では日程第一から日程第五十一まで一括上程いたします。

請願（陳情）文書表

番号	第二一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月五日		
件名	給写改善に関する要請		
紹介議員		請願陳情者	沖縄教職員会 沖縄教職員会総会 沖縄教職員会政経委員会 沖縄宮古、八重山教職員会協議会 代表者　屋良朝苗

請願（陳情）の要旨

奄美大島の祖國復帰に伴い行政府豫算が一億二千万円程度の余剰があるとの事であるが、此の際教職員の多事の要望である。左記要望事項を容れて適正妥当な給與改善の措置を講じて貰い度い。

一、基本給を四、〇七三円ベース以上に引き上げて貰い度い。
二、年末手当も俸給の十割以上是非支給して貰い度い。
三、扶養家族手当制度を制定して手当を支給して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三〇号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月二三日		
件名	給與改善に関する要請		
紹介議員		請願陳情者	名護地区教育会

請願（陳情）の要旨

教職員は充分なる身分の保障をもされず、文化人としての最底生活の維持も出来ず且つ有能な教育者が、教壇を去つていく現状は沖縄の将来の発展のために實に憂慮されている状態であるから、奄美大島の復帰に伴う補正豫算編成の機に当り、左記要望事項の實現方取計つて貰い度い。

一、基本給を四、〇七三円ベースに引上げて貰い度い。
二、年末手当は俸給の十割以上支給して貰い度い。
三、扶養家族手当を支給して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五〇号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月二日		
件名	日本復帰に伴い、沖縄在住奄美同胞の居住権の自由及び既得権益の保護並に交易、交通、送金、文化交流の自由等に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	名瀬市議会議長 久井直信

請願（陳情）の要旨

米國政府並に日本政府の理解ある措置により昭和二十八年十二月二十五日懐しい母國に復帰出来た事は、奄美群島民にとつて最大の喜びであるが、然しながら此の喜びに引かえ在沖奄美大島出身の二万数千の同胞は引継き沖縄に居住する事を希望し且つ居住出来得るものと確信して居つたのであるが図らずも外國人としての外人登録をしなければならず之を為さない者は處罰を受け、軍労務者はその職場を失い、事業家は融資面その他いろいろの制約を受け、公務員は琉球公務員を以つて、その位置に止まる事を許されなくなつたために、之等同胞は郷里に残した家族への仕送りも出来ずその家族は日々の生活に事欠く實状にあり、それに加えて引揚者には僅か二〇弗の所持金しか認めないという制約を加えられている實状である。これに引かえ奄美大島に居住する沖縄同胞は復帰前と同じく凡ゆる企業の自由も許され何らの制限をも加えられず日本國民として身分の権益を保障され自由な生活を享受している事と比較した場合、沖縄在住の奄美同胞に対する處置は民主主義の理念に反しているものと思料されるから、沖縄大島相互の利益と幸福のために、沖縄在住の奄美同胞の居住権の自由と既得権を認め更に沖縄との交通、交易、送金、文化交流等の自由を認めて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月一五日	請願陳情者	宮古糖商組合 組合長　宮里良栄
件名	輸出型抜糖の消費税減税措置方について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

型抜糖は宮古群島輸出黒糖の七〇パーセントの實績を有し需要地に於ても好評を博されており、目下業者は数万斤の型抜糖と一カ年分の容器を保有し輸出に対する万全の準備を完了している矢先、日本國税庁では南西諸島から輸入する黒糖の内型抜糖は砂糖消費税法第三条第一号甲類（一斤四円）に該当せず、乙類として取扱う見解のもとに一斤八円課税しているとの事で生産者並に取扱業者に一大衝撃を與えている若し現状のまま放任すれば莫大な損害を蒙るのみならず、本群島の経済界に惡影響を及ぼすものであると思料されるから、型抜糖も第一種甲類に該当せしめるよう早期解決實現方に努力して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一八日	請願陳情者	那覇市飲食店組合 組合長　安里松藏 外六一名
件名	遊興飲食税法の改正案に対する要望	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

遊興飲食税法を対象とする改正案が立法要請され業者は、改正案に多大の関心をよせ、現行税法の修正を期待されて居たが、然るに今回の改正案は期待に反し、かえつて琉球一般の金詰り等により深刻なる経営困難な状態にある業者を益々窮地に陷し入れるものであると思料されるから、左記要望事項の善處方を願い度い。

一、立法第十七号（遊興飲食税法）に基き従来通り五十円以下は免税して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三七号	提出月日	二月二二日
受理月日	一九五三年十二月四日	請願陳情者	那覇無尽株式会社 社長　中村清栄 六名
件名	預金利子所得税の減免に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

金融機関にとつて貸付資金の増加は産業資金金融を合理的に促進し企業体の生産運営を円滑にする最も重要なる要素であり且つ地方貯蓄者にとつては貯蓄を以つて間接的に企業への参加を意味し又浮動購買力による物価高を抑制する等國民貯蓄の増大が一國経済に資す事の大なる事は論を要しないところである。これがために日本の各金融機関は自己の貸出資金の大本である預金の増強には最も関心を寄せて居り政府でも之に呼應して租税面で協力をなし國民貯蓄組合預金の非課税限度の引上げ、預利子所得率の引下げを實施して保護育成をなし、そのため最近自己資本の蓄積はかなり進んでいる状態にあるが、然るに戰争によつて破壊された経済を再建整備しなければならない過程にある琉球においては、むしろ所得税法により預金利子所得に対して二〇パーセントの税額が源泉で徴収され更に綜合所得に加算されて累進課税される事になつているために、かつて貯蓄増強の向上を阻止されている現状である。斯る大衆の零細預金に課税する事は、その目的が政府才入増加の目的とはいえ折角消費を節約して貯蓄せんとする貯蓄向上の萌芽を摘み取る事になり、大衆資本を死藏又は消費に追いやる重大な損失を招来する結果となり結局は、政府財源をも減少せしめる事になると思料されるから琉球経済の一段の飛躍を期する意味に於て、日本の現行同様預金利子所得税は源泉徴収一本とし、その税率を一〇％に引下げ、且つ國民貯蓄組合預金制度（非課税限度一〇万円）を實施している事を勘案して免税預金額の限度を五五円とされるよう特別な措置を講じて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二〇号	提出月日	四月二十七日
受理月日	一九五三年一一月五日	請願陳情者	元琉球民政府西表採炭事業所従業員 譜久村正三外一一二名
件名	元琉球民政府西表採炭事業所従業員への退職金支給方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

元琉球民政府西表採炭事業所の従業員の一部四十四名に対し、退職金の支給がなされたのであるが、然しながら当時の採炭所従業員は全部で壹百五十七名であつて、其の一部四十四名にのみ支給をなし他の従業員には支給しないという事は、不合理であり、片手落の措置であると思料されるから、尚一応の充分な再審議の上、解散当時の全従業員「四十四名を除く」に対しても公平に退職金が支給されるよう善處方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月十五日	請願陳情者	南西諸島恩給促進会 会長　山城篤男 外三〇名
件名	元南西諸島官公署職員の恩給、退職手当未払俸給等に対する免税方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

昭和二十八年法律第一五六号（元南西諸島官公署職員の身分並に恩給等の特別措置に関する法律）も今般公布を見、實施の時期が到来し既得権者への支給については、給付を受ける分に対しては左記理由により全部免税の措置を講じて貰い度い。

一、恩給退職手当未払俸給等の受給者は、殆ど老令者又は未亡人である故に給付金に対し課税をする事は不合理である。

二、給付金に対しては、支給側の日本政府に於ても法定税率二〇％であるが減率して一〇％の課税措置を取つているので、二重課税におちいらぬ様にして貰い度い。

三、支給額は日本円で算定されており、B円に換算すれば生活上の価値が極めて低くなる為に不利な立場にならぬようにして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月一二日	請願陳情者	那覇市美栄橋区Bの一四号 琉球工業連合会々長 安谷屋正良 外一名
件名	輸入菓子に対する物品税増額に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

琉球における現製菓業者は、昨夏以来原料の高値と大量に及ぶ輸入菓子の重壓に押されて大半は失業し殘余も辛うじてその日を過すという悲慘な状態にあり、斯く輸入が島内産業を不当に圧迫する場合、輸入制限による当然の措置がなされなければならないと思料される。日本においては産業の自主性を守る立場から昨年より菓子輸入を禁じ外貨の浪費と國内産業保護の一石二鳥政策を實施しているとのことである。したがつて最良の立地条件を持つ琉球において、その製菓工業の保護又貴重な外貨の節約と効率的使用の面から見ても輸入菓子の弊流は琉球経済の復興並に正常化に対して大きな障害となるものと思料されるから、琉球内製菓業者の保護育成の見地より、左記の通り課税して貰いたい。

一、現在琉球内で生産なく近い将来にも生産見込ない、所謂贅澤品に屬する菓子（各種チヨコレート菓子）には一〇〇％との課税

二、現在琉球内で生産されており敢て輸入する必要のない菓子に対しては六〇％との課税

三、現在琉球で生産されていないが将来生産可能の菓子に対しては、四〇％課税して戴き度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月二日	請願陳情者	石垣市議会議長 崎山信邦外一名
件名	市町村税法の立法について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

市町村税法の立法については、二年前から持ち越されたまま今日に至るまで、その實現を見ないのは遺憾である。石垣では、一九五四年度市民税の如きは、新法により賦課する豫定で、その立法を待っていたため遂にその賦課が遅れ従って適当な納期を失い又市税総体の納期の按配にもそごを来し徴税成績も著しく低下している状況であるので市町村税法は他に優先して早急に立法して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月一五日	請願陳情者	與那國区教育委員会
件名	與那國区への教育補助金について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

與那國区は台風の被害甚大なために町民の窮乏は甚だしく、五四年度豫算の編成に当り住民の担税力、公聽会等に於て教育財政に支障なきよう充分検討せるも住民の負担する教育税のみでは運営は不可能と思料され特に補助金を増額しなければ教育財政に支障を来す事になるから一、教育赴任旅費三万円、二、委員及職員旅費二万五千円、三、選挙費二万五千円、教員旅費三万円、教員手当四万五千円、計十五万五千円の豫算費目は是非必要につき補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二一日	請願陳情者	沖縄文化興業株式会社 社長宮城弘光
件名	児童の建全娯楽施設の保護育成方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

城岳遊園地は戦前戦後を通じて沖縄唯一の児童の文化施設として、次代を負う児童の文化数育並に情操教育に資すると共に精神文化の向上と良き環境を與えて身心共に達かに育成すべく目的の元に企図設立されたのであるが然るに開園するや社会事業的児童遊園地を営利会社と名のつくものが、経営して行くには多くの色々の面に困難を生ずるに至り、即ち税金の問題、敷地料の問題、営業許可の問題等により、現在では困はいの極に達し、現在のまま事業を経続することが不可能な状態となるものと憂慮されている現状であるから、児童の唯一の文化施設である遊園地を政府助成により永く保護育成をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月五日	請願陳情者	カルテツクス石油会社 労働組合員一同 代表者 新垣重剛
件名	カルテツクス労働争議の善處方に関する請願	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

労働三法が施行され永い無法時代から脱却して労働者の基本的人権が護られる事に非常に機待をして居つたのであるが、布令第一一六号の適用を受ける労働者は、實際は組合活動が大きく制約を受けるだけでなく活動そのものさえ、会社側の整理の対象となつて組合活動即ち失業といつた事になり返つて労働者の権利擁護の法の精神とは速な印象を深くして居る實状である。カルテツクス労働組合も結成に当り、三政党代表出席の元に結成されたのであるが、然しながら結成後組合幹部に対する会社側の態度が急変し単なる文書のミス、一日の欠勤等の理由により、次々にかく首された者数名に達する始末で、これが復職に就いて再三会社側に交渉せるも解決できず憂慮されている現状であり、而して今度のトラブルは会社側の悪意あるものと之が責任は会社側にあると思料されるから、復職が出来るよう善處方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一八日	請願陳情者	那覇市三区十六組組合代表　新垣重剛
件名	カルテツクス労働争議の善處方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

要旨同第一六号

請願（陳情）文書表

番号	第一九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月五日	請願陳情者	琉球臨時厚生協会　会長　胡屋朝賞
件名	補助金交付方に関する申請	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

厚生協会は万國に連なる赤十字社の一翼として日赤並に米赤の指導援助の元に琉球に於ける社会事業面に微力ながら貢献をなして居つたのであるが一九五二年に官営の医療機関制から個人開業制への移行により、そのため医療機関の高騰は、貧困にあえぐ者、薄給に悩む人の苦痛や悩を取除く目的の下に病院の設立を企図し「白い羽根」赤十社募金によつて、病院設立を見たのであるが、然しながら本病院の経営は、例年行つている「白い羽根」赤十社募金によつて集まつた資金で運営資金に当てゝいるのであるが現在の経済状態の悪化や一般住民の理解の不足と当病院の治療費の低廉は病院経費を非常に困難なる状態に陥れ、收出の不均衡を来し而してこのまゝの状態下推移すれば経営困難のため閉鎖しなければならぬものと憂慮されているから、経営資金並に設備の充實増加に必要な資金を補助して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一一日	請願陳情者	那覇地区連合教育委員会
件名	教員の待遇改善に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

教育公務員は平時に於ても國家社会の盛衰に関する重要職務であるが殊に現沖縄の段階に於ける職員の重大性は平時に比し更に一層の重大なるものであると思料されるので、今回奄美大島の復帰に伴う補正豫算の編成の機会に於いて左記目標額に引上げて戴き度い。

一、教員の給与を沖縄實際最低基準生活費七、六三二円（基本給五、八〇〇円、地域手当二〇%、家族手当一人二〇〇円宛）まで引上げて貰い度い

理由

一、本土公務員に比較して、沖縄四、〇五三円に対し本土は八、六五五円である。

二、本土公務員は、年末手当、勤務地手当、僻地手当、退職資金、その他種々の給与がある。

三、戦前昭和十二年の学校教員の平均給七五円は、現在価八、二五〇円となる。（一一〇倍）

請願（陳情）文書表

番号	第三九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月九日	請願陳情者	沖縄教育長会　代表　阿波根朝松　外八名
件名	教員の待遇改善に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

教員の任務の重大なる事は、歴史の明示する所であり特に混迷を極めている沖縄の現段階に於いては尚一層の重要なるものであると思料されるが、然るに沖縄の教員の給與は極めて薄く生活を保持し得ず子弟を教育するに困窮し教育に專念する事が出来ない状態で憂慮されているから、奄美大島の復帰に伴う補正豫算編成機に当り、左記事項の實現を願い度い。

一、教員の平均給与を沖縄實際最低基準生活費である七、六三二円（基本給五、八〇〇円、地域手当二〇%、家族手当二〇〇円）に引上げて貰い度い。

二、年末手当一〇割（月額給與）支給して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月十四日		
件名	校舎の早期建築と教員の待遇改善に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	沖縄PTA連合会長　天野鍛助　外八名

請願（陳情）の要旨

戦災校舎の復興と教員の待遇改善が終戦八年に亘る沖縄教育最大の悩で、その早期解決こそPTA会員の熱望している重要課題である。戦禍が餘り大きかつた為に校舎復興の現状は必要教室数についても未だ五〇%に足らず又教員の待遇も悪く教育界は依然として不安と悲惨な状態に置かれている實情であるので、かゝる状態を早期解決する意味において今回奄美大島の祖國復帰により生ずる豫算を校舎復旧費と教員の待遇改善費に最優先的に充当して戴き、左記事項の實現方を取計つてもらい度い。

一、プラムリ首席民政官の声明（三ケ年以内にカヤ葺校舎を解消させる）が早急に實現するようにしてもらいたい。

二、校舎配当の方法を教育区単位を改めて学校単位にしてもらい度い。

三、教職員の基本給を五、一五七円以上に引上げてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年一月二九日		
件名	結核豫防法の早期制定方に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	沖縄金武保養院療友会

請願（陳情）の要旨

琉球における結核患者は、終戦後一時激減の傾向にあつたが、戦災による住宅難のため難居を余儀なくされ、それに結核に対する無関心と相俟つて再び増加の傾向を示し毎年死亡者の数は上昇の一途を辿りつゝある現状にあるので憂慮されている状態である。先進國アメリカに於ては結核の豫防と治療は完備せる施設により殆ど絶滅の域に達して居り又日本に於ても戦後政府の対策により殆ど死亡者が半減せる現状である從つて琉球においても患者の早期発見、早期治療等を行い、被害を最少限度に喰止めると同時に豫防対策を強化する意味において早急に結核豫防法を制定してもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月一二日		
件名	理容師美容師法の一部を改正に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	宮古理髪学校々長　下里常信

請願（陳情）の要旨

全琉球の理容師、美容師の素質向上発展のために理容師、美容師法の一部を改正する必要があると思料されるので、理容師、美容師法施行規則中の第八条中に

一、年令の制限　二、理容師見習期間を何年以上修得したもの　三、實施試験にも、理容技術姿勢、理容、諸器具の持ち方及び基本動作、レザーの持ち方等の項目を制定し基本基礎により試験施行してもらい度い。尚理容師、美容師試験委員設置規程（告示第一三号）第二条中に宮古からも委員を選定させて、学科、實施試験は、宮古でも受験できるよう改正して戴きたい。

請願（陳情）文書表

番号	第五九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月一六日		
件名	布令第百十六号を撤廃し民労働法の全面的適用に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	那覇南港湾労働組合　代表者　桃原忠之助

請願（陳情）の要旨

軍民関係の全労働者の渇望していた労働三法も制定施行され労働者の自主的発展のために大きな機待をしていたのであるが、それが軍民二本立の労働法の施行となるに至り、軍関係労働者は民労働法適用外におかれて民主々義労働者の育成もおぼつかない状態である。なぜならば軍関係労働者が適用されている布令第百十六号は、労働法の基本的原則を余りにもかけはなれたものであり、労働者の生活権を擁護するどころか、かえつて制限下に置き、労働者の自主的発展のために大きな障害となつているから、布令第百十六号を撤廃して民労働法の全面的に適用できるようにしてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月六日	請願陳情者	八重山郡島竹富町長 仲本信幸
件名	種畜貸付に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

一九五三年度に於ける竹富町に対する政府有種畜の貸付は種牡牛一頭だけで本町が地理的に恵れず八つの島に分れている関係上、現在竹富町、黒島波照間島や東部西表島には、五〇頭以上の牝牛を有しながら、種牡牛がない為に改良増殖に非常に遅滞している状態であり、大島の日本復帰に伴い優良家畜の改良増殖を図る事が目下の急務であると思料されるから、一、種牡牛五頭（和種）二、種牝豚三頭（パークシヤ）三、種牡山羊三頭（ザーネン）の種畜の貸付をしてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月一二日	請願陳情者	宜野座村長 浦崎康裕 外二名
件名	ダム施設開墾土地再開拓に関する要望	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

宜野座村は今次大戦により基本産業の生産施設の喪失、海外出稼移民の送金杜絶等により、村の経済力は遂年不況の一途を辿り村民生活は年と共に窮迫の度を加え民心は動揺の傾向で物心両面における村の将来は實に憂慮すべき状態にあるので、而して斯る惡現象を打開克服して産業経済の振興を計り村民生活の安定を期するためには、一、ダムの施設　二、開墾地再開拓等が目下村民の当面切望する重要問題であると思料されるから、之が早期實現方を願い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二一日	請願陳情者	宮古郡島平良市字下里四七 大嶺農事實行組合長 池間昌祥 外八名
件名	農道補修方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

南西里区南端中央よりトリバー（船溜場）に至る道路は大嶺農事實行組合の主要農道であり且つ又船溜場、漁場、火葬場、屠殺場、石粉採堀場等への重要道路でもあるが昭和七年耕地農道として改修以来、補修した事がない為、路面は、でこぼこ甚しく人馬の通行に困難を極め食糧増産に支障を来たしている現状である。而して該道路の補修に就いては貧弱なる区民の財政にては到底不可能な事であると思料されるので、補修費の補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四〇号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月九日	請願陳情者	平良市字東仲宗根添山北区瓦原土底部落民、代表 仲宗根玄昌 外三名
件名	農道補修方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

瓦原部落の農道は、昔のままの惡道で特に宮積より土底通過並に該線に連続する西瓦原より城邊境界に至る延長一、九〇〇間の農道は広大なる農耕地を有し地味豊沃にして農業経営の合理化を計るに於ては平良市の穀倉と言はれる程の農耕地を有しているのであるが、然しながら農道が甚だしく破損している為に農業経営上非常に不利不便を来たしている現状であり該農道の補修については部落民の自力のみにては到底不可能の事と思料されるので補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一三号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二九日	請願陳情者	合資会社勝連石材工業社代表　前野　哲
件名	トラバーチン採石業の補助育成方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

勝連村平敷屋区のトラバーチン採石事業は、戦前戦後を通じて行はれ其の生産品は大理石に優る石材として、最近まで日本向輸出をなし又建築用石材、バラス等は軍、民需用として販売し、村経済発展の光明として相当活潑化して居つたが、然るに現在は日本向輸出は諸種の事情により停滞状態で、それにバラスの大量購入業者も減少し僅か民間建築用資材の販売のみで機械化しての事業として生産過剰のために運営困難な状態にあり、而して本事業の不振が村民に及ぼす影響は甚大で、業者自体の倒産、失業者の続出等沖縄経済面を混乱の状態に導き由しき社会問題を惹起するものと思料されるから、輸出産業の保護育成の立場から、左記要望事項の善処方を願い度い。

一、トラバーチンを法定鑛物に追加して貰い度い。
二、価格の維持並に販売の開拓を考慮して貰い度い。
三、本事業に対する復金融資の簡易化を図つて貰い度い。
四、採掘現場までの道路の整備に対し援助して貰い度い。
五、設備に対して補助政策を講じて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月三〇日	請願陳情者	石川市山城茶業協同組合長　山城正繁
件名	製茶機械購入費補助方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

石川市山川茶業協同組合は、戦前、戦後にかけて尨大な茶園を経営して年一八、〇〇〇斤の生産を挙げ販売高も相当な實績を示し農家経済の根源をなしているものであるが、然しながら、現在の製茶機械は戦前の残存機械をそのまま使用している現状で、生産品の向上層の高品価値を高め能率を上げるためには、製茶施設の改善が急務であると思料されるから、製茶業の保護育成等の見地から機械購入費補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一八五三年一一月二三日	請願陳情者	八重山郡大浜町　町長　大田守松　外一名
件名	森林経営案編成費補助方について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

大浜町に於て森林経営案が編成されたのは昭和二年で同昭和十二年には、その期限が切れた為、戦前戦後を通じて濫伐が行はれ経営案による合理的経営秩序が破壊されたので、従つて森林経営案編成の再建をなすことが大浜町に於て目下の急務であると思料されるが、戦後財政困難な現況にある町自力のみにては多大な編成経費を捻出することは不可能なことであると思料されるから、林業政策の躍進を期する意味に於て、大浜町有林の経営案編成費を一九五四年度に補正豫算化して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月九日	請願陳情者	石垣市長　牧志宗得　外二名
件名	森林経営案編成費補助に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

戦前戦後を通じて乱伐が行はれ経営案による合理的経営が出来なくなつた為に年々来襲する台風に伴う河川の氾濫による水田破壊及び砂礫の堆積による耕作不能地等が増加しつつある事は、森林の過伐による保案機能減退の結果で従つて経営案に基く合理的林業経営を行い生産過程に於て秩序をつける事は一人林業経営ばかりでなく生産期間の長い林業経営に於ては再経営計画の立案が必要であり特に八重山の資源開発に伴い尚一層重要であるのであるが、然しながら市財政の實情では、到底支出不能で一に政府補助により目的達成が出来るものと思料されるので、林政業策の躍進の見地から五四年度補正豫算に於て補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月九日	請願陳情者	琉球商工会議所 会頭　池畑嶺里
件名	商工会議所事業費補助に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

琉球商工会議所は、商工業者各界の商工業の改善発展及び社会福祉の増進等の趣旨に基き昨年度以来政府の商工奨励費補助により各種の指導奨励事業を實施しているので事業の性格から本年度に於ても当然補助金の交付があるものとして百万円を見込み四月年度開始以来各種事業を實施して居るも、然るに五四年豫算には、商工会議所に対する補助金は計上されてをらず而して農林水産、移植民社会事業、文教の各種団体には相当の補助金が計上されているに反し唯一の商工団体である商工会議所に補助金が交付されないと言う事は不合理であると思料される。日本及米國に於いても商工政策として縣及市から相当多額の補助をして居り又戦前沖縄に於いても那覇市を地区とする商工会議所でありながら縣費補助があり、戦後の現在でも那覇市より補助をしている状態であるから、今回の補正豫算に是非事業費補助として百万円を計上して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月二四日	請願陳情者	中部市町村議会議員会 会長　伊佐常喜
件名	生産業者の保護育成強化について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

沖縄の経済は生産の伴はない消費経済のみ発達している實状で其のバランスは軍作業、土建工事其の他の労務賃金等の収入により維持されている状態であるので前途を考えた場合は、實に不健全な状況にあるといはなければならない幸い経済振興計画も配慮中との事であり此の際生産面に重點を置き現在實施しつつある畜産振興、軍向移出向蔬菜、優良品苗圃、土地改良、農業加工面、農道改修、荒廃地解消等其の他生産増強に直接効果ある方面の大巾な豫算増額をなして生産業者が自から希望を以つて生産増強に従事し努力せしむるよう生産業者の保護育成の方途の強化を図つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四七号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年一月二九日	請願陳情者	多良間村水納漁業組合 組合長　宮國仙助
件名	漁船建造費補助方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

水納島は、漁業を本業として生計を営んで居るのであるが、元来のくり舟漁業を以つてしては近き将来に於て食生活に枯渇の日が到来するのではないかと憂慮されている状態にあるので之が打解策として漁業方策の轉換を計画し計画的に規模を拡大にする意味に於て機械化漁船の建造を計画しているのであるが、然しながら現在の組合の資力にては到底事業の完遂は不可能の事と思料されるので漁船建造に対し相当額の補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月六日	請願陳情者	八重山郡竹富町長 仲本信幸
件名	渡場運営補助金交付方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

西表島の仲間川及び浦内川は部落と部落の中間に位置する重要な河川で、八重山開発事業が具体化しつつある現在に於て兩河川を中心とする移住民受入豫定地の仲間地区は既に六〇移民が入植し、浦内地区には来春入植豫定となつているので、從つてこの兩河川の渡場の運営維持は是非共必要であり、町費を以つてこれが維持運営する事は困難であると思料されるから補助をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第七号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二二日	請願陳情者	沖縄海運協会長　大山朝常　外八名
件名	運搬船（貨客船）の災害補償に対する助成方について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

海運事業の健全発達を図るため政府に於ては、一九五二年度より離島航路に対し、補助金を交付されたことは、海運事業者として喜ばしいことであるが、然るに補助金の対象として恩典に浴しているものは定期航路事業免許船三十余隻であり他の百隻の船舶は離島住民の文化物資其の他の交流を使命とし同じく海運事業の発展に努力して居るに拘らず恩典に浴していない状態であり、而して台風の通路である琉球に於ては毎年台風による船舶の被害も甚大で復旧も運搬船の如き わ資本船主であるため遅延し文化物資その他の輸送も不円滑となり離島住民の生活に多大の悪影響を及ぼし又船主自体も生活困窮の現状にあるので、これが対策として相互に災害を補償救済する目的のため、今回運搬船共済会の発足を計画促進をなしているから琉球海運事業の建金発達を図る意味において、共済会に対し

一、運搬船共済会の助成費として共済会事務費の一部
二、一九五四年度は創業費として五十万円
三、共済掛金の半額
四、一九五四年度に二五〇万円の共済掛金の補助助成をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五三号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月九日	請願陳情者	沖縄海運協会　会長　大山朝常
件名	運搬船（貨客船）の災害補償に対する助成方に関する請願	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

この陳情の要旨は、第七号と同じである。

請願（陳情）文書表

番号	第八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二二日	請願陳情者	伊原間部落会長　野底良佑　外六名
件名	白保、伊原間、電話開通方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

大浜町桃里以北の地区はマクラム道路の開通によりある程度の交通は緩和され現在該道路は八重山の一大交通路となり牧場、山林、漁業其の他各種の公務関係の人々の頻繁に往来している現状であるが、開通に伴い通信機関の完備されてないため住民は非常に不便を来たしている実状であり、而して通信機関の完備をすることにより、八重山開発を促進する最も有力なる手段であり又住民の願望でもあるから、早急に白保、伊原間、間の電話架設の實現方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一〇号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二九日	請願陳情者	平良市長　石原雅太郎　外四名
件名	池間島郵便局舎並に電信業務復旧に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

池間島局舎は昭和十一年に開設され、郵政事務並に電信業務も取扱はれて居つたが、戦後群島政府時代に豫算の都合で一時事務停止になり、その後地元民の復旧實現方要望も未だ實現にいたらず、非常に不利不便を来たしている實状であり、而して郵便局の復活こそは、孤島苦の解消と文化の恩恵に浴すると共に、水産業の基盤とする漁船の保全並に漁獲を上昇せしめる目下最大の急務と思料されるから、早急に郵便局の設置と電信業務を復活するよう取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一一号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二九日	請願陳情者	宮古郡伊良部村長 垣花正憲
件名	電話施設の復旧方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

伊良部村は、戦前は電話施設もあつて住民は文化の恩恵に浴して居つたが終戦後海底電線が切断されたまま今日迄放置されている現状で、一通の電報等に就いても一日を費して平良市まで出なければならず又特に急を要する電報等の場合でも悪天候の際は五、六日と延引し事實電報の使命を果さない状態で私的にも公的にも不利不便を来たしている實状であるから、早急に通信施設の復旧方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二九日	請願陳情者	城辺町長 平良恵茂
件名	福里郵便局の復旧方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

城辺町は地理的に恵れない交通不便な状況下にあつた関係上、戦前は城辺局、福里局の二局が置かれ電信事務も取扱はれて産業、文化、教育、経済面に多大の貢献をなしていたが、戦後群島政府時代豫算の関係で福里局は当分事業停止になり以来今日迄放置されて不利不便を来たして居る現状であるので、農村の産業、文化、教育等の向上のためには是非福里局の施設と電信業務施設が目下の急務であると思料されるから、早急に福里局の復活方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一〇月二九日	請願陳情者	三和村長 伊敷喜栄 外一名
件名	道路改修方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

三和村、字新垣より字真栄平、字字江域、具志頭字仲座に至る五四号線道路一九五三年九月政府道路に編入され、一九五二年度に於て字新垣の入口より字真栄平の東まで、約五千呎の路面の修理も施されて諸車輛や人畜の通行が便利になり食糧増産に多大な利益をもたらす事が出たのであるが、然しながら字真栄平の東より具志頭村字仲座に至る約七千呎の道路は戦前よりの悪道路にして諸車輛の通行不可能のため、食糧増産並に製糖用燃料採集等に非常に不利不便を来たしている實状であるから、是非該道路の改修をして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一七号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月五日	請願陳情者	西表連合部落会長 区長 上亀直盛 外三五名
件名	西表島祖内港突堤構築に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

租内港は、農林産物の移出、人員の往来をはじめ視察調査研究、島外よりの修学旅行其の他各種旅客の出入に活用されている西表島唯一の重要な港であるが、然しながら突堤施設がなき為地元民は勿論島外より往来する旅客其の他あらゆる面に於て不便困却の状態にあるから早急に突堤構築の實現方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第一八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月五日	請願陳情者	小浜島小浜本部落 代表　仲盛広一　外一八名
件名	桟橋延長方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

小浜島小浜港桟橋は、戦前縣助成金により全長八〇米の桟橋の完成を見たが打続く台風の為に多大の損傷を蒙り更に今次大戦によりて徹底的に破壊され全く使用不能の状態であつたが、戦後米國民政府の復興計画により旧桟橋の南側に全長五〇米の桟橋が完成されたが、然しながら該桟橋は五十米に過ぎないので、諸物資の入荷生産物の出荷等の積却しに際し大潮以外には満潮でも船舶の横つけ不可能で従つて小傳馬船にて中継積却せねばならぬため無駄の労力と時間の空費、荷物の損傷等其の他あらゆる面から不利不便の状況下あり、而して該桟橋の延長は字民の多事の要望でもあり又延長については莫大な費用を要するので、字民の自力にては到底不可能な事であると思料されるから、補助により延長早期實現方取計つて貰い度い

請願（陳情）文書表

番号	第二二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一一日	請願陳情者	琉球郵便局長会
件名	戦前の郵便貯金簡易保険及び郵便年金等払戻方について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

戦前の郵便貯金簡易保険及び郵便年金は大東亜戦争及び之に伴う行政分離のため今尚払戻がなされておらず、然も払戻に就いては貯金保険等は現在日本円の額にて支払うとの事であるが、斯る措置を取る事は、かつて戦争遂行義務を強いられて粒々辛苦積立をなしたる貯金預入者、簡易郵便年金加入者に対し忍びない事であり、斯業の信用にも重大影響を及ぼす結果となるから、払戻に就いては、預入当時と現今の琉球の物価指数に換る貨幣価値を充分に考慮に入れ早急に払戻が實現するよう取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二三号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一一日	請願陳情者	勝連村長　田中武助
件名	軍用水道よりの分割補給並に水道施設方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

勝連村平敷屋部落は、軍施設のため旧部落に移住する事ができず、米軍上陸当時の物資集積所跡に新部落を形成しているが、戦前は飲料用水井戸が一三六個所もあつて、早ばつが続いても飲料水に不自由する事はなかつたが、戦後これらの井戸は軍施設内に在つて破壊されたため、区民は雨水又は他区より荷馬車等にて運送して使用している状態で、一日の飲料水を揚げるに多くの時間と労力を消費し区民の経済的な損害は莫大であり而して現在新設せる共同井戸も海岸近くにある関係上、水質が悪く飲料水に適せず保健衛生防火等の見地から憂慮されている現状であるが、幸い軍に於て現在使用中の軍水道より毎月一〇〇万ガロンを給水する旨の通達にも接しているが未だに實現にいたらない實状にあるから、早急に民政府に対し實現促進方を取計つても貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年一一月一八日	請願陳情者	勝連村長　田中武助
件名	與勝港浚渫工事に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

與勝港は勝連村唯一の産物である石材（トラバーチン）の輸出港としてのみならず、漁船の避難碇泊所並に離島からの漁獲物陸揚場又は北琉球、奄美大島等よりの船舶の出入港として勝連村唯一の良港であるが、然しながら港口の沿岸は大部分、砂浜と岸盤で海も遠浅になつている関係上、碇泊所から干潮時の波打際まで一〇〇間以上も離れて居り又現在の航路の幅員及び水深では満潮時の僅かの時間しか出入出来ず、干潮時にはくり舟さえも出入困難な状態で非常に不利不便を来して居り経済的時間的生産面にも重大な影響を蒙つている實情である。而して該港口の浚渫は勝連村発展並にトラバーチン開発上から急設を要するものと思料されるから、本年度補正豫算に計上し浚渫工事の實現方を取計つて貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第二九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十一月二一日	請願陳情者	三和村長　伊敷喜栄
件名	護岸工事施行方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

三和村に於ては、戦前戦後を通じて護岸工事も完成されて居つたのであるが、一九五一年のマージ並にルイス台風より殆ど全部破壊されてしまい其の后字喜屋武の西原護岸（二百二十呎）は復興工事も施されたが、残りの参千七拾呎はそのまゝ放置されているため、台風の度毎に多大な潮害を蒙り特に字喜屋武の西原護岸の近くには字民の飲料水用井戸と使用水井戸があり暴風の度毎に潮が浸して使用不能の状態になるため部落民の日常生活に支障を来たす實状にあるから、残りの喜屋武の西原護岸工事（三千七十呎）を早急に施行してもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四九号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年三月一日	請願陳情者	久米島仲里村儀間部落代表　崎村三郎外一〇名
件名	護岸復旧工事施行方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

儀間護岸は、儀間部落民の住家の防波防潮施設として又久米島の表玄関として最も重要な個所であるが、一九五〇年の台風で該護岸及び突堤が破壊され以来現在まで放置されているために、一、毎年の台風により部落内へ海水浸入により甚大な被害を蒙る恐れあり　二、護岸突堤破壊のため本島航路も他港へ寄港する事になり部落民の不利不便は絶大である。斯る實状下にあるので速やかに復旧工事をしてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月二四日	請願陳情者	高嶺村長　奥村幸福
件名	高嶺村字真栄里護岸復旧工事に関する請願	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

高嶺村字真栄里護岸工事は本年度復旧工事豫算に計上されているようであるが、該護岸の全長（四、二六〇呎）からすると、計上されている豫算はその一小部分にすぎないから、左記實情検察の上、補正豫算で追加工事の實現方を取計つて貰い度い。

一、一九五一年のルース台風で全壊した該護岸が復旧されないため、四〇町歩の田畑及び宅地に甚大な被害を繰返している。

二、該護岸の完成により一〇町歩の荒ぶ地が美田良圃となり生産増加の實を挙げることができる。

三、比較的暴風の少ない年でも、高潮による水田の被害は大きい。

請願（陳情）文書表

番号	第三三号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月二四日	請願陳情者	高嶺村長　奥村幸福
件名	高嶺村中央縦道路復興に関する請願	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

高嶺村字大里から字與座まで三、九〇〇呎、字豊里まで四、五〇〇呎の道路は村内各部落を結ぶ中枢道路で、行政上、通学上、産業上に欠くことの出来ない要路であるが、戦後一回も改修されたことがなく放置されている状態であり、この中枢道路の機能を充分発揮させるためには、該道路の完成が急務であると思料されるから、補正豫算に計上して早急に實現方を取計つてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三四号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月三〇日	請願陳情者	大原部落代表者 部落会長　安里哲二　外一二名
件名	大原郵便局設置に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

大原部落は西表島東部に位置し政治経済的及び文化的に重要なる位置を占め、加うるに最近移民の入植により人口の激増しつつある現状と更に政府の開発方針により一増の人口増加の趨勢にあるが、然るに郵便局が設置されていない為一通の電報を送るにも又送金等その他においても石垣市まで行かなければならず、そのため住民は非常に不利不便を来たしている實状であるから、住民の福利増進並に将来の発展等の見地から速かに大原郵便局（電信事業併置）を設置して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第三五号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月三〇日	請願陳情者	宮古郡島伊良部村長 垣花正憲
件名	伊良部村渡口港桟橋復旧工事に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

伊良部村は、平良市を距る一哩の洋上に位置し他市町村との連絡並に漁港として佐良港、渡口港の二港があり、佐良港は小規模ながら桟橋施設を有しているが、然るに渡口港は往時の設備の形跡を止めているに過ぎず、戦前渡口港の重要性を認められ沖縄振興事業の一部として桟橋工事施行されたが年々襲来する台風の為破壊されてしまい、その復旧工事も大東亜戦勃発のため中止になり現在まで放置されている状態で船客の乗下に危険を伴い又日常生活必需品購入等に非常に不利不便も来たして居り而して当桟橋の復旧は村民の挙つて渇望しているも貧弱なる村財政を以つて工事の施行は不可能の事であるから産業振興の見地から早急に復旧工事施行を取計つてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年四月一二日	請願陳情者	宮古郡伊良部村々長 垣花正憲
件名	伊良部村渡口港桟橋復旧工事に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

この陳情の要旨は、第三五号と同じである。

請願（陳情）文書表

番号	第三六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年十二月四日	請願陳情者	糸満町長 金城明
件名	糸満港のしゆん渫に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

糸満町は住民の大半が直接間接に水産業に関係するものばかりであり糸満港のしゆん渫は戦前戦後を通じて町民の多年に亘る悲願で一九五三年度に政府豫算により一部しゆん渫の着工を見たのであるが然しながら政府の年次計画による豫算額が僅少であるため該工事の完成を見るまでには相当の長年月を要する見込で其の間毎年台風襲来の被害甚大を憂慮されている状態であるので糸満港の重要性並に沖縄水産業の発展等の見地から、糸満しゆん渫費年度豫算額を最大限に増額して短期間に完成するようにして貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四三号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一二月一五日	請願陳情者	琉球造船株式会社 社長　兼元清順
件名	工業振興奨勵補助金交付に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

現在沖縄には小規模な造船所が六カ所もあるが、いずれも五十屯以上の船舶を上架出来るドック施設を有する造船所は一つもなく而も造船造機の綜合的工場でないため船体及び機関の修理工作は別々の工場でなさねばならない関係上、船舶業者は船舶の建造修理に経費の上からも又時間的にも幾多の損失を招いている現状である。従つて能率的綜合的な整備された恒久的な工場の施設をなす事は最も急務であると思料される。この意味に於て今回琉球随一の綜合工場として那覇泊港北岸に能率的且つ恒久的船渠施設と造船、機械、鑄物、熔接等の諸工場を新設する事に決定準備を進めているのであるが、然しながら海底の改造、土地の改良等目に見えない莫大なる経費を要するため完成を目前に控えて資金不足のため憂慮されている状態であるから、造船所のもつ使命の重大なるに鑑み補助金を交付して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五二号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月五日	請願陳情者	琉球交通安全協会 会長　久保田盛春
件名	交通安全協会に対し補助金助成方について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

終戦後沖縄における陸上交通の飛躍的発達は他に類を見ない躍進振りであるが、その反面交通事故による犠牲的消耗も逐年増加し社会公共生活に大なる恐怖を與えつゝある事は、實に悲しむべき現象である。かかる現状下において当協会は設立以来事故未然防止対策並に交通道徳の昂揚、交通法規の趣旨徹底に各地区警察署並に支部と緊密な協力のもとに極力交通事故防止に努力をなしているのであるが、一九五四年二月八日以降事務を交通課側より沖縄自動車学校内に移転させられた関係で其の後の会費の徴収不可能になり一九五四年度の事業計画に要する費用が不足を来し事業運営上支障を来たすものと思料されるから、補助（参拾万円）して戴き度い。

請願（陳情）文書表

番号	第四六号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一二月二四日	請願陳情者	中部市町村議会議員会 会長　伊佐常喜
件名	奄美大島の祖國復帰に伴う剰余豫算の措置方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

沖縄の現段階に於ては、早期復旧を主体として自立経済達成の根幹をなす生産振興面に重點を置き施策を講ずべきであると思料されるので今回奄美大島の祖國復帰に伴う剰余豫算は左記事項につき優先的に重點施策として復旧費に充当して貰い度い。

一、非軍用地で戦争のため石や石粉等を敷積まれて耕作不能となつた土地の復旧
二、戦争のため表土全部採去されて耕作不能となつた土地の復旧
三、戦争のため排水溝等破壊せられてその周邊の土地に損害を及ぼしている土地の復旧
四、戦争のため破壊された護岸や防潮林等のために損害を及ぼしている農耕地の復旧

請願（陳情）文書表

番号	第二七号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五三年一一月一八日	請願陳情者	沖縄全地区市町村長会 会長　比嘉秀憲
件名	諸要望事項に就いて	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

一九五三年十一月十二日沖縄全地区市町村長会に於て、左記要望事項に就き全会一致を以つて決議したから、善處方を願い度い。

一、國体への派遣選手の旅費は政府豫算に計上してもらい度い。
二、市町村の援護事務費は政府負担にして戴き度い。
三、戦前の市町村吏員に対する恩給、退職給與金等、受給資格者に対する給與金特別措置を講じてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第五八号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月一四日	請願陳情者	恩納村々長　津嘉山朝信　外一四一名
件名	軍用地指定保留方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

恩納村字恩納及び南恩納一帯の一号線以南の学校敷地及び他一部を除く全耕地を軍用地に指定する旨の通達に接しているが、該地域一帯は恩納村唯一の穀倉地帯にして三カ部落約一、〇〇〇人の食糧を確保し得る優秀な耕地であるので、若し軍用地に指定される事になれば、食糧事情の深刻化を豫想され、それに一号線以西の耕地は既設軍用地と併せ全部軍用地となり耕地は皆無状態となり約一、〇〇〇人の住民は路頭に迷う事は火を見るより明らかであり、貧困なる村財政の運営にも支障を来たすものと思料されるので、該地域一帯の軍用地指定を保留して貰い度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六〇号	提出月日	四月二十二日
受理月日	一九五四年四月一六日	請願陳情者	軍用地委員会連合会　会長　桑江朝幸
件名	軍用地問題の早期解決方に関する陳情	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

軍使用地問題については、全住民が極力要望している適正地料による賃借に対しては未だ考慮されず、DE評価人による地償の六〇%率という低廉な地料の支払を布告二十六号によって施行され、然かも貸借料未解の中に軍においては、土地買上方針を発表し住民を不安におとし入れている実状である。軍用地問題に関しては今後益々難問題が積重つて来ると思料されるから、軍用地問題の早急なる解決のための、左記事項の実現を期してもらい度い。

一、軍用地関係は、内政局行政課、法務局財産管理課で取扱つているが、軍用地の接収、解放、補償等の難問題を解決する迄に整備されてないので、之等難問題の解決繁雑な事務を一元化し軍用地に対する政府政策の樹立を計つて軍用地住民の相談相手として、軍用地主務局を設置して戴き度い。

二、軍用地に対する適正地料並に補償基準法を制定し、適正価格による地料支払の実現を計るために、算定基準支払法を立法化して戴き度い。

三、軍用地買上問題に対する確固たる方針と政策を樹立して戴き度い。

○議長（平良幸市君）　お諮りいたします。日程第一第二これを行政法務委員会に付託いたしたいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では日程第一第二を行政法務委員会に付託いたします。

日程第三から日程第九までこれを内政委員会に付託致したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様決定いたします。

日程第十から日程第十八までこれを文教社会委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様決定いたします。

日程第十九から日程第四十七までこれを経済工務交通委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様決定いたします。

日程第四十八日程第四十九これを豫算決算委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大浜國浩君　内容が分りませんので質問する訳ですが、日程第四十九の「諸要望事項について」ということは豫算決算にかゝわる問題です。

○議長（平良幸市君）　これは御手許に配付してあります請願陳情文書表を御覧願います。これは市町村長会長からの陳情になつておりますが、この中は三つの項目に分れており、一応豫算決算委員会に付託いたしましたら適当な委員会に廻さなければならないものも出来て来ると思いますが、一応は豫算決算委員会に付託したら適当だと思つておりますが…

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様決定いたします。

次、日程第五十と第五十一とは共に軍使用地に関する陳情になつておりますが…

○大山朝常君　日程第五十と五十一は軍用地特別委員会に付託されると思いますが、この間軍使用地の特別委員会に於て軍使用地に関する諸問題の根本的の解決はこれからであるとし、なお今後多々こういう問題が出るだろうというような豫想の下に、軍使用地特別委員会を常置的なものにして貰いたいというような各員の希望がありましたので、それを院にお諮りして、なおそれが通りましたらこの五十と五十一をそこへ付託していただきたいという風に考えております。

○大浜國浩君　只今の御意見は御尤もとは存じますが、要するに問題は我々の立法院の運営方法によるのでありますから、勿論これまであつたところの特別委員会も常置の形をとつておつたのであります。矢張りそういつたような形で考えて貰つたらいゝと思いますが常置のつもりでやるというような運営の方法を以つて行くということで結構だと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　お諮り致します。只今十七番（大山朝常君）八番（大浜國浩君）からの御意見の通り、前の本会議で設置いたしました、軍用地特別委員会を軍用地問題の解決を見るまで存続して行つて、その委員会にこの二つの案を付託したいという御意見でありますが、左樣決定してよろしうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左樣決定致します。

○議長（平良幸市君）　次日程第五十二メツセージ第四号、これを内政委員会に付託致したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では日程第五十二メツセージ第四号を内政委員会に付託致します。

○議長（平良幸市君）　次、日程第五十三立法案第二号戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案を議題と致します。第一読会であります。提案者からの御説明を願います。

立法案第二号

戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案

右の議案を発議する。

一九五四年四月二十日

発議者　西銘　順治

立法院議長　平良幸市殿

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

戸籍手数料及び寄留手数料と関する立法

（目的）

第一条　戸籍法（大正三年法律第二十六号）及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料の額は、この立法の定めるところによる。

（閲覧の手数料）

第二条　戸籍簿、除籍簿又は戸籍法第三十六条の書類の閲覧についての手数料は、一回につき二十円とする。

2　寄留簿の閲覧についての手数料は、一回につき十五円とする。

（謄本、抄本交付の手数料）

第三条　戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付についての手数料は、一枚につき二十円とする。一枚に満たないときも、同樣である。

2　寄留簿の謄本又は抄本の交付についての手数料は、一枚につき十五円とする。一枚に満たないときも、同樣である。

（証明の手数料）

第四条　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明についての手数料は、一件につき二十円とする。

2　届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第三十六条の書類に記載した事項の証明書の交付についての手数料は、一件につき二十円とする。

3　寄留簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更なきことの証明又は寄留簿に記載したる事項に関する証明についての手数料は、一件につき十五円とする。

附　則

この立法は、公布の日から施行する。

○西銘順治君　先ず発議の理由について御説明申上げます。元来戸籍並びに寄留届出事務は國家事務であり、市町村長が國家より委任されて行うところの事務であります。この手数料もそれ〳〵戸籍法第十四条第一項、第十七条第六十七条第一項、第二項並びに寄留手続令第四条第一項によりこれを徴収いたしております。而もこの収入は市町村の収入たるべきものとなつております。その額もそれ〳〵戸籍手数料規則並びに寄留手続令によりまして規定せられているのでありますが、終戦後戸籍事務は各市町村におきましては、それ〳〵独自の形式と手続をもつて施行されているような現状にあるのであります。而もその手数料は各条例によつて徴収し、その額も区々の現状にあるのであります。又現行の手数料規則並びに寄留手続令によりますと、その額も十五銭、十銭という現在の通貨観念では律することのできない極めて少額であり、今回の戸籍整備法の施行に伴いましてこれを全琉一定した基準を定め、その額も現在の通貨の観念と實際に要する費用その他の實情を勘案いたしまして、最も適当妥当な額に引上げるべくこゝに立法の基礎があると思われますので、本立法案を発議するものであります。参考までに申上げますが、政府から提出されましたところの参考案との比較におきまして、最も根本的な相違をなしているところのものは、参考案によりますというと、第一条の規定によりまして立法の定める額の範囲内において条例で委任するという形をとつているのでありますが、これは國家の委任事務による手数料などについて、これを条例に委託するのは条理ではないというような観點から致しまして、全琉一円を統一された手数料に規定した訳であります。従つて参考案の第五条を削除したような形をとつた次第であります。以上説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明が終りましたので質疑応答に移ります

○当山真志君　第二条の一項の戸籍簿の閲覧料が二十円で、二項の寄留簿の閲覧料が十五円、同じ戸籍関係の公簿の閲覧料であるが、ここに差異が出された主なる理由、同じく第三条においても同樣になつているが、これらの差額を出さなければならない理由を拝聽したいと思います。

○西銘順治君　この差額が出ております理由は、入籍除籍などの場合と寄留の場合におきましては、その帳簿の整

備或いは閲覧等からいたしまして寄留の方が手続が簡易であり、而も閲覧に至つてはさして戸籍或いは除籍などに比較いたしまして費用を要しないというような點から、差額を出して来ているような次第であります。

○大浜國浩君　差額を出してもらつたことはよく分りますが、琉球の全市町村における處の最高の手数料並びに最低の手数料につきまして御調査になつたことがあれば御発表をおねがいしたいのであります。なおこの金額は、日本々土におけるところの手数料並びに閲覧料といつたようなものからも眺めての決定だと思うのですが、その點又併せて御説明をおねがいしたいと思います。

○西銘順治君　最高最低の額でありますが、先ず閲覧の方から行きますというと、最高與那城村でありまして、一回につき四十円の手数料を徴収しております。それから謄抄本の手数料でありますが、同じく與那城村におきまして謄本の場合六十円、抄本の場合四十円をとつている状況にあるのであります。これが最高の額になつております最低の額は相当あるのでありますが、伊平屋村などにおきましては閲覧の手数料については十円、謄抄本関係の交付の手数料につきましては同じく十円を徴収しているのであります。これが最低、最高の額になつておりますが、御参考までに申上げると、五十六市町村におきまして閲覧料金の最高が四十円一カ村、先程最低十円と申上げましたが、閲覧料の場合は仲里、久米島具志川村におきましては五円の閲覧料を取つております。最低五円二カ村、平均いたしますと十四円強という数字になつております。一番多い料金は十円でございまして、二十五カ町村がこれを施行しております。徴収しない市町村が八カ町村あります。五円が二、十円二十五、十五円一、二十円十七、三十円一、四十円一という風に閲覧の料金はなつております。謄本料金について申上げますというと、最高が六十円最低十円　平均二十四円弱という風になつております。以上が各市町村におけるところの閲覧料、それから交付料などの實際の状況であります。それから日本との手数料の関係でございますが、物価或いはその他の状況から勘案いたしましても、この手数料は適当な額であると考えております。

○当山真志君　附則には「この立法は公布の日から施行する」となつておるが、こうした場合に公布そのものがおくれることがあつて、前に先の法によつて徴収したものを追徴したものを追徴しなければならないという破目に陥るような感じがするが、これで差支えないでしようか。

○西銘順治君　別にこの規定で重要な支障を来すことは考えられないのであります。追徴などについては町村或いはその他におきまして適当に處理されても別に法律の趣旨からは離れないのじやないか、斯様に考えております。

○新垣金造君　先程の御説明によりまして、市町村によつて謄本や抄本の手数料の額が相異つておりますが、この立法に定められますると、いわゆる公布になりますと、取らない町村、現在までそういつた手数料をもらわない町村も是非取らなければならんもんであるが、これが第一、それから第二は市町村当局や市町村議会議員のそれぞれの市町村の財政その他の施政の上からしてそれぞれ市町村によつて異ることは当然立法の上で認められるのが至当だと思われます。この意味におきましていわゆる限定された額でなくて、最高限度を決めてそれ以下とすることは、その市町村によつて相異つても差支えないと思いますが、この點の御見解、その二點をお伺いいたします。

○西銘順治君　先ず第一の質疑についてお答えいたします。取らない町村があるが、これは取らないでもいいかという御質問でありますが、これは取らなければならないようになつております。次に各町村の財政状況その他とにらみ合せて、最高の額の範囲内においてこれを条例に委任した方がいいんじやないかというような質問のようでありますが、これにつきましては行法委員会におきましても相当問題になりまして、財源捻出のみの対象としないで實費を原則として行きたいという考え方と、市町村の自治を擁護する、市町村の自治を尊重するという建前から、質疑者の意向の通り最高の額の範囲内においてこれを定めた方がいいという意見などもあつたのでありまするが、大体この手数料そのものゝ性質が、又戸籍事務、寄留事務が國家の事務であり従つて國家の事務を掌理する市町村において、これに要する手数料などについて差異があつてはならない筈だ、國の委任事務の規定を条例に委すのは合理的ではない。条理に反するといつたような點からいたしまして、もう一つは現在の各市町村におけるところの手数料などの平均値からいたしましてもこの額が適当な額であり、もう一つの観點から申上げますというと、最高の額を決めた場合においては恐らく多数の町村がこの最高の額を徴収するであろうという三つの理由、法的な理由とその他の理由などからいたしましてこの規定を設けたような次第であります。

○新垣金造君　只今の御説明によりまして、第一条の目的によつて市町村はこの立法によつて全部徴収するということに限定づけられるということになるという御説明でありましたが、然らば戸籍の謄本や抄本を要求する場合において色々の事情があるのであります先ず一番悪い面から考えまするというと、貧困者の戸籍謄本や或いは抄本が必要である場合、それは現在戦争によつて打ちのめされた琉球の援護事務の上から相当数あるのでありまして、これの提出については一面救済を受けるなどの関係もありますが、この立法によつて

決定されるというならば、そういった面の免除の条文がなければならないと思われます。市町村の戸籍関係の手数料にはそれぞれその點が含まれているものだと思います。更に学校関係の受験生の場合とか、色々その他に普通の戸籍による身分証明の謄本や抄本が必要とされて参りますので、それについてはそれぞれ事情が異りまするが、そういった面もこれは条例によつて徴収するということになれば、市町村はそれぞれ市町村のあらゆる面から眺めた實情にそうて、それぞれの規定が設けられると思いますが、本法によつて決定された額をすべて徴収するということになりますれば、そういった面の、先程申上げましたような面が考慮に入れられない。從つて市町村においては徴収上、又は戸籍謄本や抄本を必要とする面の人達のこの謄本抄本交付の上から、或いは金銭に困つている人達は相当打撃を受けると想いますが、その點の御見解、これらは一律にやはりそれでいいのであるか、御見解を伺います。

○西銘順治君　御説の通り確かに特殊な事情が出て来ることもあると考えられます。その特殊な事情の救済の規定などについては、他の法律委ぬべきであると考えております。又この中に規定しておつて取らないということになりますというと、法律の施行上非常な支障を来しますので、あくまでも原則としてはこれを徴収するようにいたしまして、特殊な救済を要する人達の手数料などにつきましては、別の法律にこれを委ねた方が適当じやないかと考えているような次第であります。

○新垣金造君　別の法律というのはこの法律が決められたことは、この法律によつて徴収しなければならない、別のことは別の法律によつて決まりますが、いわゆる戸籍の謄本を必要とするその場合には他の法律によつて徴収するのじやなくして、この法律によつて徴収するということになるのであります。從つてそういった面のことは特殊に他の法律でということも考えられるでありましようが、それは不可能だと思います。只こゝで少しく、或いはそういった趣旨が採り入れられていゝもんだということになるならば、本法が第二読会に移る場合において大体規則を以つて、これが何々ができるといつたようないわゆるこれが本立法でありますので、これに伴う規則によつてそういうものが是正されるという風な方向の意味であるかどうか、ちよつと御意見を拝聴しておきます。

○西銘順治君　御趣旨は余りはつきり致さんのでありますが、要するにこの規定の中で救済規定を設けるべきであるという御意見だと解釈いたします。然しながら立法の形式の上からいたしましては一応この立法は原則としてこのように打出しまして、救済規定等につきましては、別の法律などによつて救済されるのがあくまでも建前じやないかと考える次第であります。

○新垣金造君　只今のはそういう意味合じやありません。救済とか　特殊なものに対するものを本法に入れようという意味ではなくて、そういった特殊事情に対して本法の運営上、いわゆる施行規則といったような面が生れることによつて、そういった面を謳い得るのじやないかということが考えられるので、本法においてそれを求むるというのではないので、これは施行上いわゆる必要な規定は規則で以つてこれを定めるとかいったようなことを織込むことによつてなされると思うのですがその點をお伺いしているのであつて、本法に救済関係をどうせよということを謳わねばならんかということをきいているのではありません。要するに施行規則によつてそういうことを定めるそう考えられるのでそういう點をお伺いしている訳であります。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後二時四十二分休憩）

（午後二時四十四分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○当山真志君　質疑打切一読会終了の動議を提案いたします。

（「賛成」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十一番（当真忠君）から質疑を打切つて一読会を終了したいとの動議が提案され、賛成の声がありますので動議は成立いたしましたが、第一読会をこれで終つて委員会付託にする前に御意見があられるようですから……

○大浜國浩君　法的な手続でありますが、立法は一事一件に限るというのが章典の示すところであります。なおこれが戸籍手数料並びに寄留手数料となつておりますが、私の見解では二件になつているように解釈するのであります。以前の議会におきましても、多分郵政関係から出したところの立法についていつたような見解の下に修正をされた記憶があるのでありますが、どういう風な見解をもつていらつしやるかなおもう一つは本立法は公布の日から施行するということになつておりますが、公布の日から施行された場合においてはいわゆるさかのぼつて徴収しなければならない、これは徴収をしなければならないという立法なるが故にもう少し考えてもらいまして、何年何月何日から施行するという風にもつて行かれたらどうかという見解をもつものであります。

○西銘順治君　お説の通り第二条第二項におきまして、寄留簿の閲覧手数料についての規定がありますが、確かにこれは琉球章典第二十四条におきまして一事一件の原則が謳われているのであります。その趣旨から申しますというと、なる程これはこの件の形態にもなりますが、寄留簿戸籍簿というものは性質上同じようなものであり、而も日本も或いはこれまでの立法案件を見ましてもこのような慣例がありますの

で、同時に規定したような訳であります。もう一つ施行の期日でありますが「この立法は公布の日から施行する」という風になつているが、はつきり期日を謳つた方がいいんじやないか、この點については研究してみたいと考えております。

○議長（平良幸市君）　お諮りいたします。日程第五十三立法案第二号戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案の一読会はこれで終え、行政法務委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では左様決定致します。

○議長（平良幸市君）　行政主席選挙早急實施に関する請願決議案を議題と致します。これは二読会になつておりますが、前の本会議との関連もありますので、この日程五十四から日程五十六までを一括して上程いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では日程五十四から五十六までを一括上程いたします。これは特別委員会に付託された議案でありますので、特別委員長から一応御説明をねがいます。

○新里銀三君　決議案第十一号を御説明申上げます。行政主席選挙早急實施に関する請願決議案を特別委員会に付託されましたので、特別委員会におきましては三政党からそれぞれの立場におきまして行政主席選舉の早急實現について檢討したのであります。從つて三政党の目的は、卽ち任命行政主席では現在全住民の意思を代表した主席でないが故に、いくらか責任がなさそうなような、そして而も任命主席は軍だけに責任があるかの如く感ぜられますので、これを早く公選に移しまして、民意によつて主席を任命した方がいいというので、三政党から出してある請願決議案をそれぞれ檢討いたした結果先ず社大党と民主党の提案はほぼ同じ線を辿つて参りましたが、ここに人民党から出たところの請願決議は上の方に任命主席の退陣要求という文句が使われておりますので、色々論議いたしましたところ、発議者の大湾議員も目的が任命主席を廃し主席の公選の早急實施が目的であるということに意見が一致しましたので、從つて任命主席の退陣要求という字句は削りまして、三党の趣旨が一つにまとまりましたのでここで三つの政党から出しました案をまとめて委員会案をつくることにし、その起草を西銘議員におねがいいたしましてでき上つたのであります。なお西銘議員が草案した決議案を更に委員会で再檢討いたしまして、加除或いは挿入いたしてここに成案ができ上つたのであります。そして三党の出しました主席選舉早急實施に関する決議案がここに一つの原案としてできたのであります。これを読んで見ます（朗読）

決議案第二号、同第五号、同第九号に対する主席公選促進特別委員会修正案

行政主席選挙早急實施に関する請願決議

終戦以来九ヵ年アメリカ合衆國の理解と援助によつて逐年復興の一途を辿つて来ましたが、過去半世紀にわたり日本國の地方自治団体として自治行政を運営してきた琉球の住民にとつて民主政治完成の願望は切なるものがあります。

かゝる現状に於て、なお行政主席が任命されているということは、琉球政府に対し代議政治の一般的責任をおい法及び秩序の維持に協力し、公務に参與し、選挙において投票し、且つ、正規の租税を納める義務を有する琉球住民（琉球政府章典（一九五二年布令第六十八号）第三条第二項）に対する行政主席の責任を不明確にし、從つて住民の自治精神を傷つけ、不平不満を誘発し、ひいては、米琉相互の信頼と協力を阻害するばかりでなく、反米思想を醸成し、かえつて、共産主義の進出に間隙をあたえる恨れがあると信じます。

よつてこの際、一九五二年四月一日琉球政府創立式典における民政長官リッジウエイ大将の「自治政府の機構は行政主席の選挙によつて完成される。」との声明を實現し、卽に公布された行政主席選挙法による公選を行つて住民の期待に応え、米琉協力の体制を磐石不動のものたらしめるべく、立法院の新しい発足を契機として、行政主席の公選を早急に實施していただくよう院の決議をもつて要請致します。

右決議する。

宛　琉球列島米國民政長官
同　副長官

○新里銀三君　ここに三政党の宛名は琉球列島米國民政副長官でありましたが、更に委員会におきまして琉球列島米國民政長官ハル大将にも一部送ろうということになつて、宛名もふやしまして以上草案したのであります。御審議をおねがいいたします。

○瀬長亀次郎君　質問いたします。この決議案の真中ごろに「正規の租税を納める義務を有する琉球住民（琉球政府章典（一九五二年布令第六十八号）第三条第二項）に対する行政主席の責任を不明確にし」ということがありますが、琉球政府行政主席の住民に対する責任はどういう風に規定されているか、私達が現在みるところでは余り主席として住民に責任を負つていないという風に解釈しておりますが、この點についてお答えをねがいたい。もう一つは私達が出しましたあの行政主席の退陣要求と、主席公選の速なる實施は不離一体をなすものだといつた意味で現在の任命主席は速かに退陣の決意をして、そして退陣することによつて主席公選を促進してもらわなければならないといつたことを明確に謳わなければ、この主席公選の促進は物足らない感じがする。だから今の任命制度ではいかないので、一日も早く任命制度に終止符を打つために比嘉主席は退陣を

決意する。そしてこの退陣の辞表をアメリカ民政副長官は快く受取つて、選挙を速かにしてもろうという一連の繋りをもつていると思います。従つてこの主席の退陣は主席選挙と不離一体をなすものであると思つて主席の退陣要求を私ははつきり出したのでありますが、万一主席が何時までも私は主席でよろしい、自信満々と日本に復帰するまで或いは沖縄の経済復興が成るまで或いは又アメリカの援助がずつと続くまでは何時までも主席でおりたいというような気持が濃厚であり、たとえ住民が主席の公選を要求しても頭にかぶさつている任命主席が重々しく坐つていると主席公選ができないという結論に立つて、だから任命主席は一日も早く退陣を決意して全住民にそれを知らしめ、自分を任命した統治者に対して意思表示をするというようなことは、時宜に適し政局安定の一番大きい途だと考えております。そういつた意味で、又主席公選の実現を促進する意味においても、現在の比嘉任命主席は退陣をしてもらいたいという意味の意志表示が必要だと思つておりますが、この三点につきまして委員長からでもよろしゆございます。他の委員からでもいゝと思いますので、御答弁をおねがいしたいと思つております。

○新里銀三君　お答え申上げます。第一、真中頃の行政主席の責任の不明確は瀬長議員がおつしやつた通りであります。章典には住民に負荷された義務即ちその上に書かれました「代議政治の一般責任をおい、法及び秩序の維持に協力し、公務に参與し、選挙において投票し、且つ正規の租税を納める義務」を琉球住民は負わされておりますけれども、しかし琉球政府を運営する主席は住民に対して責任を負わされていないがためにこれを書いてありますので、この文でいけば結局主席公選によつて、こういう義務を住民に負わしたからには義務を負うた住民の意思によつて選挙して、公選によつた主席は自分も責任を負うてもらいたいという意味におきまして、この義務を具体的に書いてあるのであります。従つて不明確な責任はこれによつて明らかにされることを希望した訳であります。次の任命主席の退陣要求につきましては二つ一しよに出すということはやはり大湾議員も主張されておりましたが、任命主席が即時退陣をしますと選挙法によりまして少くとも一カ月間はそこに空間ができるということにもなるし今日主席が退陣するから今日選挙という訳にはいかないと思います。従つて目的は主席の公選の早急實施であることを我々委員は考えまして、これを削つても目的が主席公選の促進を請願陳情するにあるから、この方にまとめていつた方がいゝんじやないかということになりまして、結局あなたの黨に属した大湾議員もこれに同意したのでありますす。その點は大湾議員からお聽取願いたいと思います。

○瀬長亀次郎君　第一番目の「琉球住民に対する行政主席の責任を不明確にし」とありますが、これは責任は不明確ではありません。責任は持つていないのです。だから言葉の使い方もはつきりと琉球住民に責任を持たない主席はこれは辞めてもらわなければならない。そして住民の自由意思によつて本当の民主々義の原則に徹して行われる直接選挙による公選でない限り、住民の利益と真の民主々義は確立できないということを明確にした方がいゝんじやないかといつたような意味でおきゝしたのであります。いわゆる行政主席は琉球住民に対して、こういつたことに対して責任を持つといつたことがないのでいわゆる琉球住民に対する行政主席としての行政上責任を持たない。任命したところの任命権者、アメリカ占領軍の代行機関に対して責任を持つといつたことが明確になつておりますので、こういつたことははつきりと責任をもつていないということにした方がいゝんじやないかという私の質問の要旨であります。更に主席の退陣要求につきましては別々であれば意見がまとまりそうであるかどうか、即ち現在の任命主席宛に、あなたはどうも余り行政主席として全住民の福祉になるようなことになりそうもないから、早く退陣してもらいたいという一本の請願にすれば、引離せばそれは賛成であるかどうか、こういつたことを委員会で論議がされなかつたかどうか。この二點についてもう一ぺんおたづね致します。

○新里銀三君　主席の責任の不明確さということについて非常に重く見られているようですが、主席の責任の分野が書いてあります。主席は責任があります。即ち琉球政府の設立（一九五二年三月二十九日琉球列島米國民政府布告十三号）第四条に「琉球政府の行政権は行政主席にある」即ち行政権については任命主席が責任を負うようになつておりますので、はつきりこゝに書かれておりますので、決して住民に対して責任がないと断言できないものだと信じます。次に別々にすれば通るか通らないか、それは三つの政黨から出したものをまとめてもらいたいという議会の要請によりまして、そうして特別委員会におきましてまとめるべくやつたのでありますから、こゝでまとめて来いというものを我々は別々にやろうと協議したことはありません。妥協的にまとめていこうというのがその委任された問題の趣旨でありましたので、別々にやろうというような問題を出したこともありません。従つて先ず最初は大湾議員も自分の主張を通しておりましたが、あと五名の委員の意見に従いましてその通りとにかく目的さえ果せば良いということに三政党が一致致しまして、そうして別々という考は毛頭考えずに、この問題が促進されるようにまとめただけであります。

○新垣金造君　本問題は当然別々に考

えるのが至当です。この二つを別々にして考えるというのはまちがいであります。

（笑声起る）

理由は人民党から出された任命主席の退陣要求ということは比嘉主席に対して「お前は適当じやないから辞めろ」という要求であり、時としてはこれが強要する場合もあり得ることであつて退陣要求ということは比嘉主席に要求することであります。處が主席の公選ということは現在の場合、第一回立法院におきましても愼重に檢討され、特に主席公選の立法に出ている處のその議決が不明確になる。この主席選擧を主席に要求するんじやなくして、これは只今の提案の宛名にある通り軍に請願すべきことであります。比嘉主席を罷免しろということならばこれは一つで結構でありましようが、退陣しろということは比嘉主席にいうことであつて、比嘉主席を罷免させるということとは自らこれを請願する目的が違うのであります。故にこの退陣要求と公選問題は別個である。特に最近新聞にすでに軍から表明された通り主席の公選ということは立法院が介入すべき問題じやない。これは軍でするものだということは新聞にも報道されたことであり、この問題は別々に檢討されることが至当だと思われます。從つて本員はこのまとめられた案の字句上のことは別としまして、大体として根本の概念はこの案に賛問して止まないものであります。

○瀬長亀次郎君　今さつきの質問と関連しますが、これは比嘉主席の退陣要求と主席公選を速かならしめることが書きようによつては一本にもできます處がここではそういう意見であるので再び形を変えて主席の退陣要求決議案を出すことに致しますが、その前にもう一つ明確にしてもらいたいのがあります。今さつきと関連致しますが、今特別委員長からの話で行政主席の責任は政府章典にも明確にあるというような意味のことをいつておりますが、若しそういう風に明確になつているとすれば、不明確という言葉を使わないようにした方が良いんじやないか、私の考では行政権に対する責任というのはアメリカの任命した人に対する行政に対しての責任であつて、住民に対して行政一般について責任を負うという風なことを意味しているんじやないと解釈しておりますが、この解釈は別と致しまして、若し委員会の方ではつきり行政主席が行政権、即ち行政権というのは住民に対して責任を負うことが明確になつているとすれば、この不明確は削らなくちやいかない。即ち琉球住民に対する行政責任がこう〳〵だという風に明確になつているのであるが、しかしそれでは住民が満足しないといつたような意味に直さなければこれ自体が不明確になります。そういう意味において今の特別委員長の意見をもう一ぺんおききしたいと考えております。

○新里銀三君　お答え致します。布告十三号には行政権は行政主席に屬すると書いてありますので、つまりパツとしておりまして具体的な文でありますしかし住民に課せられた義務はここにあります通り具体的に課されており、あれが余り不明確であるからこれも不明確であり、從つてこれにつきましては住民の不平不満を起すとしてありますので、決してこれは矛盾していないと思います。

○星克君　動議を提出したいと思います。これはすでに三政党一致した意見でありまして、委員会においても愼重に檢討された問題でありますから、読会を省略致しまして満場一致可決をしたいと望むものであります。

（「賛成」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今五番（星克君）から本案を読会省略にしたいとの動議が出ておりますが、賛成の声がありますので、動議は成立致しております。

○瀬長亀次郎君　私が今申上げておりますのは「琉球住民に対する行政主席の責任を不明確にし、從つて住民の自治精神を傷つけ云々」ということは、この主席を公選しなければならない理由としての一番大きいものだから、更に最前きいております琉球住民の政府に対する義務ということははつきりなつており、明確である。處がその租税を納める義務その他の権利、義務を住民ははつきり謳われている。その住民に対する行政主席の責任が不明確であるということであるとするならば、もつと具体的にいれなければこれが骨子をなすものでありますし、即ち住民に対する行政主席の責任が不明確であるのか、又ほとんどないのかということ不明確であればどういつた點が不明確であるか、從つてそこから派生するものが主席公選という一つの結論になつて来る。これは主席公選が速かに行われることを狙いとする以上、この點をもつと明確にしなければならないんじやないかといつた意味で私はきいているのでありまして、骨子をなすものだと思つている訳であります。

（「進行」とよぶ者あり）

○大浜國浩君　私は本修正案に賛成するものであります。布告十三号の第四条に行政主席の行政執行に関する處の責任が示されております。尚章典の第三条にも更に住民は政府に責任を負うが、行政主席は住民に対してどういう風な責任を負うかということは明文化しておらない點においては法の落度であつたと私は思います。しかしながら要するに主席を退陣させることによつて公選を促進するのが妥当であるか、それとも公選を促進することによつて實現することによつて、主席が退陣するように持つていくのが穏当であるかが現段階におきまして我々が最も考慮すべき問題でありまして、尚公選を促

進することによつて現段階を短縮するという観念から本案に賛成するものであります。

○議長（平良幸市君）　読会省略の動議は成立しましたのでお諮り致します決議案第二号、第五号、九号に対する特別委員会修正案について読会を省略することに賛成の方挙手ねがいます。

（二十六名挙手）

二十六名多数でありますので読会を省略致します。ではお諮り致します。本案を特別委員会修正案通り可決して御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」とよぶ者あり）

異議ありの声がありますので決をとります。本案を特別委員会修正案通り可決することに御賛成の方挙手ねがいます。

（二十六名挙手）

二十六名、多数でありますので、修正案通り可決決定致します。

○議長（平良幸市君）　次、第五十七日程五十八、日程第五十九、これは前の本会議において特別委員会付託になつた議案でありますので、一括上程致したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では、一括上程して議題と致します。

暫時休憩致します。

（午後三時十五分休憩）

（午後三時十九分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○大山朝常君　四月の十四日三党から提案になりました軍使用地に関する請願決議案が軍使用地特別委員会に一括して付託になりましたので、委員会における審議の経過ならびに結果につきまして御報告いたします。委員会は十五日の午前十時から開きまして午後に及びました。そこには軍用土地連合会長の桑江氏も参考人として出席して色々有益な証言がありました。初日で大体成案ができまして、二十日からその成案を検討致しましたが、一応この成案を朗読して見ます。

（以下朗読）

決議案第三号、第七号、第八号に対する軍用土地特別委員会修正案

軍用地處理に関する請願決議

現在沖縄においてアメリカ合衆國軍隊の使用する土地の総面積は、四二、四二四、五エーカー（五一、九三三、一〇三坪）（軍発表）に達し、沖縄の総面積の一四パーセント、耕地面積の四一、二パーセントを占めているが、これに対する使用料は、極めて低廉であり、これを地主の要望額と比較した場合別表㈠に示す如く僅かにその九分の一に過ぎない。農耕地を收用されて生活の基礎を失つた農民にとつて、斯かる低廉な使用料は、最低生活を維持するにははるかに遠く、住民の窮乏は言語に絶するものがある。

又アメリカ合衆國軍隊によつて與えられた財産の損害は、現在判明しているだけでも別表㈡に明らかな如く莫大な額に達しているが、これに対しては何らの補償もなされず、被害者の切實な陳情も顧みられない状態にある。

而も現在アメリカ合衆國軍隊の占有する土地のうちには、現に使用されていない土地が少からず存在するにもかかわらず、新たな土地の收用は依然として住民の意志を考慮することなく、而も強制的に行われており、住民のこれに対する不安は計り知れないものがある。

斯かる時に当つて、アメリカの議会が更に沖縄の土地の買上と永久使用、地料の一括払の問題を採り上げ、これが恰も琉球住民の希望であるかの如き印象を與えたことは、住民に大きな衝激を與え、米國の土地政策に対する住民の不信と不満は、今や抑え得べくもないものとなつている。

よつて琉球住民の意思を代表する琉球政府立法院は、住民の生存権の確保と財産權尊重の立場から、左記要望事項を決議し、これがすみやかなる實現を請願するものである。

記

一、アメリカ合衆國政府による土地の買上又は永久使用、地料の一括払は絶対に行わないこと。

二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること使用料の決定は、住民の合理的算定に基く要求額に基いてなされ、且つ評価及び支払は、一年毎になされなければならない。

三、アメリカ合衆國軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと

四、現在アメリカ合衆國軍隊の占有する土地で不要の土地は、早急に解放し、且つ、新たな土地の收用は絶対に避けること。

右決議する。

一九五四年四月二十二日

宛　アメリカ合衆國大統領
同　上院議長
同　下院議長
同　上院外交委員長
同　國務長官
同　陸軍長官
琉球列島米國民政長官
同　副長官

○大山朝常君　三党が提案致しました事の修正につきましては、どの党も問題が問題だけに超党派的、大乗的態度を基礎に比較的スムースに運びました沖縄の軍使用土地は只今米國議会の外交委員会で論議されている最中でありまして、時期的に緊急を要する問題で軍使用地の法制化の問題は早急に處理しなければならない重要な問題ですがそれはあとまわしにしまして、一応請願決議案のみを審議することに決したのであります。提案になりました三党の請願決議案の内容はほとんど大同少異でありましたので、軍用地連合会の会長の証言ならびに委員各人の意見等

も勘案致しまして四原則確立に意見が一致したのであります。先ず第一の項であります。沖縄農民の土地所有の考え方は宗教的なものでありまして、私有地を手離すということは到底考えられない。このような地主の意見を尊重したのであります。只今米國議会での考え方と沖縄の地主の考え方は全く相反する考え方でありまして、至急この誤りを打消さなければならない際どい處であります。そういう意味で一番前にかかげた譯であります。二番目でありますが、その支払方法については一年説と五年説の両説がありました。五年説は適正賃貸料であれば五年前受をした方が有利だというような主張でありました。一年説の方は國際情勢の変化とか経済状況の変動とか地価の変動等を豫想致しまして、この方が安全有利であると主張しました。それで五年説が少数意見でありましたので、結局一年説に話はまとまつた訳であります。三番目の項目につきましては二番目とも関連致しますが、本項は軍用地に対する基本法を是非立法して、以上の諸規定を至急作つて、合理的にこの問題が解決できるような基本を作つて徒らに農民を不安がらせたりするような社会事情を取除くようにしなければならないという風に考えております。暫定措置として算定の要項等は日本における日米行政協定によつてできた處の法律等を参考にして当分の間處理しなければならないと考えております。幸いに参考資料はすでに事務局に集められております。四番目のこの項でありますが、これも住民が従来から絶えず主張して来ましたし、米國の最高責任者の方も今後は軍用地はこれ以上拡張しないとの発表もありましたが、最近又恩納に十二万坪引上げをするようなことがこの間立法院議長宛陳情が参つているそうであります。この問題もこの間の特別委員会のへき頭問題になりましたが、正式な決議に入れずに審議したいとの委員会の意見でありましたので、是非この陳情も採擇して頂いてもろうようお諮り致します。昨日恩納村で地主と委員の話合があるというので飛んでいつて、その状況をつぶさに見聞して参りましたが、恩納の土地問題の審議の資料を是非握つて報告したいと思つている次第であります。四項目の仕舞の項です。仕舞の項にこの問題を解決して頂くことによつて共産党のしん透を防ぐといつたような意味の文章を挿入する少数意見がありましたが、こういつた言葉は必要がないだろう、その他の意見でそれを取入れないことにしました。そういう少数意見があつたことを御報告申上げておきます。それからこれに付帯して参りますので、この案が決議になりましたならば、米國大統領と米國上院下院議長ならびに外交委員長に対しては四カ条を至急電報で請願をした方が良いという委員会の意見が一致したのであります以上であります。

○議長（平良幸市君）　修正案の御説明が終りましたので、質疑應答に移ります。

○新里銀三君　三政党の協調がうまくいつてでき上つたと考えます。委員長の御説明の中に恩納村のお話が出ましたので御参考までにその實情を申上げます。恩納村の軍用土地問題で我々民主党と致しましては、去つた十七日土曜日午後四時から下里、天願、新里三議員で現地調査にいつたのであります村長さんの津嘉山さんと土地委員の伊波篤清さんと現場にいきましてつぶさに調査致しまして、そうしてその理由をきいたのでありますが次のようになつております。那覇から名護に向つていきますと、恩納の初等学校を越えてしばらくすれば上りにかゝります。上りにかゝつた處から左の方ずつと海岸に向けまして恩納の部落の入口に並木がありますが、左側の十八戸の家を入れまして、左の方万座毛に向つて約十二万坪余りといつておりました。そこは恩納村におきまして最も良い農耕地でありますので、この土地が全部軍に使用された場合、恩納村の農民は大変な目に会うという話をされたのでありますので、その土地を收用する處の軍のやり方はどういう風であつたかときいて見ましたら、一九五二年十一月頃第二十九空軍少佐が村役所に村長さんを訪ねて来まして、こゝを軍使用地にしたいから何とか軍に使わしてもらいたいという希望を申上げました處、村長は地主に相談しなければできないと拒否したのであります。極東軍司令部で良いというのであればどうか知らんけれども地主に相談もないからできないと話しましたら、その少佐は明日東京にいつて相談して来るから使わしてもらいたいということだけをいつて、その後何らの音沙汰もない。一昨年から一處が本年三月二十八日DEが来まして軍用地に指定されているから承諾してくれと村長におつかぶせたのであります。村長さんは地主の承諾がないからできないとつつばねましたら、地主の承諾も村長の承諾もなくて空軍自体で勝手に赤線を引いた図面を持つて来たそうであります。更に四月八日後藤二世が参りまして、軍用地約十二、三万坪を使用するからといつたそうでそのうち一万三千坪ぐらいは建物を作るようなことをいつておりました。そうしてしかもそれだけ棚をまわしましてその他の耕地面積は自由に耕作をさせるといつておつたようであります。但しこの棚内で二、三回以上も盗難事件があつた場合は全面的に禁止区域にするというようなことをいつたのであります。それで墓地も三カ所ありますその移轉料は一カ所一万八千円位上げるからやつてもらいたいということをいつておつたのであります。尚その十二、三万坪の耕地所有者は二百戸を越すようであります、その人口は千人以上あるようであります。恩納村は他に替地がないので、この農耕地を取ら

れた場合は非常に困る現状であります尚恩納村ではこれ以外にも現在軍が使つている軍使用地が二十八万坪現在あるようでありましてこれに十二、三万坪入れますと、恩納村の全耕地の二十八パーセントが軍用地に使用され、しかも今度指定された處の軍用地は農家が十八戸立退かなければならないという事態があつたようなことを話しておりました。以上恩納村の事情を申上げて本案審議の参考にしてもらえば幸甚に存じます。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後三時三十六分休憩）

（午後三時四十分再開）

○当山真志君　軍使用地問題は今買上げや永久使用は絶対反対というのが住民の意思である。そうして地料の値上げをしてもらいたいということが非常に重要な問題になつていると思うのであります。この地料は安いし、土地はないというような事情で住民の経済上非常な貧困に陥つている。この意味から先ず地代の値上げを断行されることをおねがいし、そうして値上げになつた地料を一年ずつよりか五年分をまとめて前払いをしてもらつた方が良いという考えで、五カ年まとめた前払説を主張したのであります。それから本項においてこの我々の決議案が如何にすれば効果的であるかという狙いから、この陳情文の本項の終りから三行目の「よつて琉球住民の云々」という所に他に理由も述べられて来ているのでありますが、「この軍使用地問題の円満解決は共産主義の浸透を防ぐ上からも最も重要な問題である」という文句を挿入して次に本案の四原則を要望したいという意見を持つていた訳で、現在もその方が効果的であると考えているのであります。それはアメリカ軍の土地を使用し、又駐屯するということは外部から共産勢力の来るのを防止、防禦するのが狙いである。それと共に島内において共産主義が起らないように浸透しないようにするということは更に大きな狙いであると思うのであります。貧困とか社会不安、財政の困窮ということが思想悪化の基になるということはよく主張論争されている問題であります。即ち我々が住民のそういう不安を取除くということはこういう思想悪化を防ぐ重要は問題である。この項目を入れることによつてアメリカもこの目的達成がより可能であるという考え方を深くすることによつて、我々住民の経済援助という立場にも及び、又その共産主義防衛の目的完遂の上からやはりこういう地代の値上げも必要であるということが若し向うを刺激すれば、その刺激によつて住民の思想が犯されて効果が大きいという考え方をしますので、この軍用地問題の円満解決は共産主義の浸透を防ぐ上からも最も重要な問題であるということを入れて効果あらしめることが我々民主々義愛好者の狙いじやないかと考えますので、これを挿入ができたら本望であると私は思うのであります。以上少数意見の浦足説明を申上げます。

○新垣金造君　只今十一番さん（当山真志君）の少数意見が明らかにされましたので、これに対する本員の見解を申上げたいと思つております。アメリカが沖縄に駐屯するということそれ自体が、世界をあげての民主々義陣営と共産主義陣営の争いが極東における重要な問題でありまして、こゝに我々沖縄にはアメリカとして駐屯しなければならないようになり、これが原因になつて今琉球住民挙げてこの土地問題の軍用地使用に対して幾多な問題をまき起しているのであります。これ程世界情勢が明確にされて、そうして東洋における共産陣営の浸入を防ぐということが大きいねらいである以上、我々はこのねらいに対して、この問題のより良い解決によつて、アメリカがねがつている處のこの問題をより強化する處の重大問題であるが故に、今まで少数意見として委員会で認められなかつたかも知れませんが、こゝが大きな世界的ねらいであり、琉球住民が又これに協力する處の基本的な問題でありますから以上、この少数意見を是非取入れてもらいたい。今直ちにこれが取入れられることが不可能ならば、更に二読会を継続しましてでも是非これの訂正補正をねがいたいのであります。問題が重大であればあるだけこゝに表現すべきである。こういう處をおだやかなりとする處の文句の上に表現させようといつたことは、この問題解決の上からは却つて鈍らす所以になるんじやないかと思います。しかし本員は十一番さん（当山真志君）の少数意見を是非取入れてもらいたいという意味におきまして、直ちにということは無理でありましようから二読会継続でもつて一ぺん御検討ねがいたいのであります。

○大山朝常君　只今の少数意見に対する本員の考え方ならびに委員会の考え方でありますが、この間参考人として土地連合会長が見えて地主の意見がどうであるかを求めました處が、地主は殆んど一年説を唱えている訳であります。それから五年という風になつた場合には、只今アメリカの議会で論議されているような説を容認しているような感じが強くひびくのであります。高くして適正で五カ年分貰つた方が良いがアメリカは恐らく五年分払わんだろうと思いますし、又尚こうなると五年分もろうより十年分もらつた方が良いという問題も出て来るのでありますが國際情勢がどういう風に変動するかはまだはつきり分りませんし、それから沖縄の経済状況がどういう風に動くかそれに関連して地価の問題がどういうように動くか、それはよく分りませんために一年説が良いと考えるのであります。それは原文の儘一つ通してもらいたいと思います。尚この前文の最後から四行目の處にこの問題の円満解決のためには共産主義の浸入を防ぐ云々

といつたような言葉を入れた方が良いという風なお考えでありますが、こゝで先ず、「米國の土地政策に対する住民の不信と不満はいわゆる抑え得べくもないものとなつている。」という文章の中に含みがあつて、思想悪化という結果になるという風に含んでおります関係もありますし、直接この軍用地問題と共産主義問題と何ら関連もないような感じがしますし、又こう威かく的な言葉を使うというようなこともどうかと思いまして、原案の通り真正面から正直にこういう風に現わした方が良いんじやないかという風に考えております。

○新垣金造君　一寸少数意見に対する賛成の中でどうかと思われる點がありますので―私が申上げますのは箇条書の文句の中の五年説は先程の委員長報告通り賛成であります。理由は御説明にもありましたが、更に個人としての意思表示としての意見を申上げるならば、先ず五カ年分ということは成程まとまつた金の金額が増えるので結構なように考えられますが、何といつてもこの場合地代のねらいは引上げが目的でありますが故に、五年分もらつた方が良いということになれば金額が増えることになりますので、その引上額の率が百パーセント引上げられるのが、五年分となる場合には八十パーセント位、六カ年と計算でいえば金額が増えるといつたことになるので、このねらいについては委員会の御意見に賛意を表するものであります。只本員が修正したいと思いますのは、この請願決議案の一目、二目、三目、四目の終り頃に先程十一番議員（当山真志君）からおつしやつたように「この軍使用地関係の円満解決は共産主義のしん透を防ぐ上からも最も重要な問題である」ということを挿入する修正動議が若し惡るければ二號会継続で是非この挿入をしたいと思うのであります。これは見解の相異ですが、只今委員長やその他多数委員の方でもこの問題は余り関係ないと考えておられるようですが、こゝは非常に関係があるのであり、そこに大きなねらいの開きがありますので、再檢討をねがいたい。軍としてはこゝに基地を持ち、日本から閉出された場合でも永く沖縄の方で極東の防共陣営を強化しようというねらいである以上、このねらいがどこまでも共産主義の極東における勢力増大を挫こうというのがねらいである以上、このねらいは本決議案と相一致すべきものだと思いますので、本員は二號会継続で委員会の方で御檢討ねがい、これが容られないというならばこの修正案に対して又更に修正案を出したいという意見を持つておりますので、さようお取計らいねがいたいと思います。

○議長（平良幸市君）　休憩致します

（午後三時五十六分休憩）

（午後三時五十七分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○瀬長亀次郎君　私動議を提案致します。この委員会案に賛成致します。従つて読会省略で可決してもらいたいという動議を提案します。理由を申上げます。この軍用地處理に対する請願決議案の持つ政治的意義は、現在アメリカ合衆國の議会において、沖縄軍用地を一括買上げ、又はそれが住民の反撃に会い或いは又賛成しなければ永久使用して地料の一括支払をするという事を今議題にあげております。それに対しましては現在沖縄住民の中に永久使用に対する一括支払或いは軍用地買上げについては賛成するようなことが報道され、それを基礎として審議が進められている。それに対しまして沖縄の全住民はそういう買上げや或いは永久使用による地代の一括支払に対して賛成し兼ねるという意思表示が實に必要である。時期を失するならばこの請願決議案の政治的意義は完全に滅殺されるという意味におきまして、これは一日も早くこの案を通さなくちやいかんという現在の全住民の要望であると私は思います。そういつた意味で早く決議をして、今委員長もおつしやいましたが、この宛名の中にアメリカ合衆國大統領ならびに上院議長、下院議長、上院外交委員長に対しては電文でその四原則を打つて、あとで委細は文という事にした方が良いんじやないかという事を付加えられたことも、即ちこの請願決議案の政治的意義が奈辺にあるかということを示したものであり、早くこれを入れなくちや全住民に対する本当の渇望が議会において反映されないと思います。そういつた意味で提案したのでありますが、更に今十番議員（新垣金造君）ならびに十一番議員（当山真志君）からの説明でありますが、共産主義云々ということは勿論これは決り文句で必要であるかも知りませんが一つにはこれを逆に解しますと、あなた方が買上げをしたり或いは永久使用更に一括支払をしたりして住民の反撃を撃発し、或いは地料を今のように払つて上げないで更に立退を強制し、強制土地の取上げを続行するというに至つては、これを止めなければ共産主義になるぞといつたようなアメリカに対する威かく的な感じもする。アメリカはそれを知つていると思います。我々よりもCICその他の情報機関を整備して相當な處まで住民の意向がどこにあるかということを知つているアメリカに対しまして、更に私達は只これだけの意見を持つているからこれが正しいのであるということを、はつきり卒直に素直に正直にそうして大膽にこれを披瀝した方が良いという意味で―もう一つありますーアメリカ政府は勿論共産主義退治或いは反共勢力の増強は必要であるかも知れませんが、沖縄にアメリカ軍が侵入して以来九カ年間ニミツツ布告を先鋒として現在まで布告布令を出しております。その中に土地問題に関し一つも共産主義を防遏するために沖縄におり、従つて沖縄の土地は必要であるから收用するということ

は謳つていない。だけでなしに全住民の福祉と繁栄のために更に自由を守るためだといつたようなことが謳われているのであつて、布告布令指令でこういつた公の法的根拠があるといつたことには何もなつておりません。更にもう一つの理由は、現在資本主義対共産主義の対立が云々されておりますが、その対立は話合によつてこれを解決する。一日も早くあの水爆や原爆の恐怖から逃れ、今は話合で戦争を防ぎ平和な暮しをしようというのが全世界の要望となつて、近いうちジュネーヴ会議が開かれて朝鮮問題更に現在発展中のインドシナ問題が取上げられようとしております。従つてこの世界情勢は我々の生活の上にも明白になつて来ております。私達はどこの感情も刺激せず一図に住民の福祉のために、土地取上げに対して與えられる住民の損害が如何程であるかということを知らしめ、そうしてこれに対して正義と人道に則つてアメリカに払つてもろうということを要望するだけで宜しい。そうして世界の情勢は話合によつて戦争の危機人類の滅亡の危機から全人類を救わんとして、資本主義諸國の指導者、共産主義或いは人民々主義國家の指導者は一にその目標に向つて進んで来たということは否定し得ることができない厳然たる世界的事實であります。従つてこの共産主義云々というような威かく的文句を使わずに、又これは沖縄においては飛んでいる鳩まで共産主義となつて、鶏まで共産主義の象徴だといわれるかも知れませんが、こういつたことは立法院ではなるべく使わん方が良いんじやないかといつた意味で、私は十一番議員（当山真志君）のおつしやつたことに対して委員会で反対したのであります。今申上げたようなことを一日も早く現在開会中のワシントン議会に通知し、この琉球七十万住民の軍用地處理問題に対する意思を披瀝していきたいという意味で読会省略の動議を出した次第であります。

（「異議なし」とよぶものあり）

○新垣金造君　読会省略に対しては反対します。徹底的に修正を要望するものであります。これには矢張り時間の余裕を與えてもらいたい。これに対する考え方をもつと説明することがある軍用地問題は既に二カ年余も経過しているが何時までも遅々として前進していない。そこで我々はいうべきことは卒直にアメリカに対して意思の表現をするのが建前であります。こういう問題でアメリカに対して或る程度遠慮したような生温いい方をしていると、それは大変都合が良い、しかし威かく的文句ではないのであります。何故ならばアメリカがこの軍用地問題を取損つた場合には共産党になるんだという威かくじやない。期せずして琉球住民の絶対多数は共産党になるであろう。その証拠の一つとして申上げますならば〝諸君〟といつた屋外演説の場合にアメリカは琉球人の土地を取上げて人民の所有権をどうのとか或いは軍政を布いてどうのとかいつた場合に、今日の二十以上の若い人達の演説会場のパチパチという拍手喝采の声は期せずして共産党員になる前提であると本員は断定するものであります。故に私は当山議員のいわれたように少数意見ではあるが明確にしたい。出来ればかゝる問題は全会一致が頼もしいのであります。特にこういう重大問題は全会一致が頼もしいのであります。そのために読会延長と要望するものであります。若しこれが読会省略で行くならば私は何處までも反対します。理由は先程申上げました通りでありまするが、そんなに今日明日という危急の病人とは違う、今注射でも打たなければ死ぬような病気ではない。既に前々の議会から持越された問題で、もつともアメリカとしてワシントンでどういう法律案が生れるかは分りませんが、恐らくアメリカは沖縄の土地問題に対して何らかの立法がなされるでありましようが、我々琉球の住民の財産権、而もニミツツ布告第一号、沖縄が占領された当時に於いて人民の財産権を尊重するというあの布告第一号のニミツツ布告の精神からいつてもその後幾多の世界情勢から来た世界人権宣告から来るところの人民の財産権の保護、或いは又他の布告布令などから来たところのその後の問違つた點も多々あるのではありますが、我々は今アメリカさんから見れば一つの試験問題を我々に投出している。昔鹿児島が沖縄に雄鶏の卵を注文したような状態で、この問題も我々試験台に乗せられている。その理由はもう既にこの問題で何回布令が変つて来たかということだけでも我々の自主的な方向によつて変更されつゝあるということが豫想されるのであります。従つて次の本会議まで少し遅れても、明日も本会議を持ちたいと思えば持てます。急ぎであれば本会議を明日もつてもよい。この少数意見としての修正動議を入れて可決にするか、全員が纏まつたこの決議案にするかということを愼重に御検討なさいまして本案の處理をしてもらいたい。議長は私いつぞやの機会にいうつもりであつたのですが、余りお急ぎでことを處理するような、十四対十四という数の一つの暴力でもつて處理しては困る。その意味に於いて愼重に取扱つてもらいたいと思います。

○議長（平良幸市君）　休憩いたします。

（午後四時十分休憩）

（午後四時三十一分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

○兼次佐一君　この案の取扱い方については本員は二十分前から今日の二読会を打切つて二読会の継続をすべきであるということを休憩中に申上げております。同様な結論に達しておりますので動議として出します。本日の本案に対する二読会は、本日の日程は打切

つて次の本会議に継続したいという動議であります。それについて意見を申上げておきます。この前文に共産主義云々の文句を入れたいという少数意見をめぐつての民主党の主張でありますこれに対して賛否を今論じようとは思いません。だが然し先に十番議員（新垣金造君）は土地問題をめぐつて軍の土地に対する執行について話をする場合、地方に於ける青年はこれに共鳴して拍手を送る。これは取りも直さず共産黨を支持しようとしている前提であるといつたようなことをいつております。青年を冒瀆するも甚しいのであります。なお又共産主義云々をこゝに打込むということについては賛否はいわないが、アメリカが土地問題で住民の理解の行くような解決をする場合には沖縄の人民は民主陣営にはしるが、さもない場合には直ちに共産主義陣営にはしるような思想薄弱な、主義に対して薄弱な人民であるという誤解を與えないように、委員会に於いて十分御検討願うよう意見を付して二読会継続の動議を出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　お諮りいたします。今動議が二つ出ておりますので最初のものは十三番議員（瀬長亀次郎君）から読会省略の動議が出ており、賛成の声がありましたので動議は成立しております。これから表決に移ります。読会省略に賛成の方は挙手を願います。

（二名挙手）

二人、少数でありますので否決されました。次の動議は十五番議員（兼次佐一君）からこの案に対する少数意見も出ているし、委員会に於て更に調整検討するため、二読会を継続して委員会付託に回したいという動議であります賛成の声もありましたのでこれも成立いたししております。これに御賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

多数であります。よつて只今上程いたしております決議案は、二読会を継続して特別委員会に付託することに決定いたします。

○瀬長亀次郎君　委員会にお願いしたいと思つております。これは皆さんがいわれていることは反共声明をこゝでやらんといかんだろうといつて非常に力んでおられますが、共産主義を排撃しなければならないという真の理由は本当に民主々義を確立して行くという意味であると私は思います。従つてアメリカが土地問題にしろ、労働問題にしろ、失業問題にしろ、渡航の自由の問題にしろ、更に祖國復帰の問題にしろ、本当に沖縄に於て民主々義を確立しているかどうか、これに対する疑いは實に濃厚であるということはこゝに諤われている。万一本当に民主々義を愛し真に民主々義を確立してでなければ、我々の生活は安定しないということであるならば、何故に真のアメリカが標ぼうする民主々義はかゝる行いをつづけていたのでは確立しないということをもつといわないかということがいえるはずであります。その意味におきまして、この文句を入れる入れんの論點は、果して真の民主々義を確立するかどうかに重點を置いて委員会はやつて貰いたいと私は考えております。

○議長（平良幸市君）　次、日程第六十決議案第十号行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案を議題といたします。これは二読会であります。前の本会議に於て行政法務委員会に付託になつた案件でありますから、行政法務委員長からの報告をお願いいたします

決議案第十号にたいする行政法務委員会修正案

琉球政府権限に関する請願決議

一九五四年一月十一日オグデン副長官が声明されたところの

一　安定した裕福な琉球政府の維持
二　民主的自治政治の継続
三　健全経済の増進
四　健康と教育の向上増進

この政策は、米國が琉球に対して信頼と協力に基く政治の意図を明確にしたものであつて全住民は大きな希望と責任を以つて米國の善意を信頼して共に緊迫せる世界情勢打開のために協力を決意するものである。

而して反米思想や容共勢力を培うような政治経済上の欠點を改めることが協力の所以であると信じ左の各項を請願する。

一　琉球人の日本旅行許可に関する一切の権限を行政主席に移譲して貰いたい。

日本旅行者の数は、年々増加の傾向にあるが、その手続は指令第十二号により煩瑣であり、且相当の日数を要して副長官の許可を受けるため、住民に不便をあたえており、場合によつては反米感情をかもすおそれがある。

二　外國貿易及び外國為替に関する権限の一部を行政主席に移管してもらいたい。

現行の外國為替及び貿易の管理は布令第二十六号及び指令第十一号の規定により民政府の権能に属し琉球政府と琉球銀行とに対等の権限を代行させている。為に政府が貿易上の政策的な措置を講ずる上に不自由である。琉球経済の自主権確立への一段階として外國為替豫算編成と標準外決済認可の権限を行政主席に移管することが望ましい。

三　琉球人の裁判は、すべて民裁判に移譲して貰いたい。

民裁判の制度は、既に確立されて健全に運営されつゝあるが、それに並行して布令第一号に基く軍政府裁判も施行され、一九五三年度に於ける既決犯罪通知は六三〇件の多きに及んでいるが、言語を異にし、且つ、琉球人に不馴れな訴訟手続の下では琉球人が不利におちいる危険が多い。従つて、これら軍政府裁判の住民に

及ぼす反響は多くの場合、軍に対する誤解をまねき反感を誘発するものである。故に自治の本旨に従い、琉球人自らの行為の責任は自からの制度によつて紀律するような制度に改める必要がある。

右決議する。

一九五四年四月二十一日

琉球列島米國民政長官
同　同　副長官殿

○西銘順治君　先般の本会議に於きまして星議員の提案になりました三つの権限、即ち日本旅行許可に関する権限、貿易に関する権限、軍裁判廃止の件、この三つにつきまして大巾な権限移譲を琉球政府に対してなさるべきだという提案がありましたが、その理由が個々の具体的な旅行問題、貿易の問題、裁判の問題などについて要領を得ませんので、この三つの権限が何故政府に移譲されなければならないかという観點から具体的に理由を列挙いたしまして、三権限の移譲の裏付をなしたのであります。ただ問題になりましたのは貿易に関する権限でありますが、これについては我々の理解を深める意味に於きまして、政府から経済室長を証人として喚びまして意見を聽取しております。その中で外國貿易に関する権限の移譲になつておりますが、貿易、就中外國為替豫算と標準外決済認可の権限が最も重要な権限であるが故に、この二つに限つて権限移譲をしてもろうのが妥当ではないかという観點に立ちまして、権限の一部という風に訂正をいたしたのであります。以上が経過の御報告であります。修正案は御手元に配付した通りであります。

○議長（平良幸市君）　委員会修正案に対する委員長の御説明は終りました二読会でありますので、質疑討論に移ります。

○瀬長亀次郎君　委員会に質問をいたします。第一番目の琉球人の日本旅行に関する一切の権限を行政主席に移譲してもらいたいということは、現在沖縄縣民の渡航の自由が完全にはく奪されているので、この渡航の自由をかち取るためのものであるかどうかをおきゝします。理由は現在たとえば折角祖國の同胞が沖縄の学童の校舎を復興し建築するために五千万円という金を向うで募集してある。それを受取るために屋良会長が行こうとしたら渡航の拒否をするという問題、或は又那覇市会に於てもそれが現れております。更に契約学生の問題もあります。即ち日本復帰運動を日本祖國に於てやつたために契約を解除されたり、或は又卒業したら公職を追放されたり、或は折角春休みで来たとたんと渡航の拒否をされたりしている現實が澤山あると同時になお出入管理課に於ては澤山の實例があります。渡航の拒否についてこの場合行政主席に対しまして渡航を許すか許さんかという権限を與えた場合、完に渡航の自由がなければ現在アメリカが形式的には行政主席にこの権限を與え、従つて権限を執行するために警察局の出入管理課というのが設けられ、現に那覇港に於てその事務を執つております。そして殆ど大部分はこの管理課長が出入國を許可するか、然し拒否権はアメリカが握つているという現状である。この問題を行政主席に移した場合＝行政主席は祖國復帰運動には反対の立場をとつております＝従つてこの祖國復帰運動に反対の立場を固守している行政主席にこの権限が移譲された場合、相変らず渡航の自由は制限され、なきものに等しいという結論に達します。従つてこの問題は完全渡航の自由、即ち沖縄人でありますれば日本は自分の國であります。自分の國に行きたい人でありますれば誰れでも渡航させる。許可制を廃止する。更に日本祖國にいる日本の人が沖縄に来る時も同じような方法で完全に許可するという完全な渡航の自由、こういうのが現れているのかどうか、そういう意味が含まつているかどうか。若し意味が含まれているとすれば、今いゝましたように万一行政主席が特に祖國復帰運動勢力に対しては圧力を加えている事實があり、それに対して主席がいやだといつたら結局これは移されても元の黙阿彌にならざるを得ないという結論に達する。従つてこの琉球人の日本旅行に関する一切の権限を行政主席に移譲してもらいたいという趣旨は、渡航の完全自由を獲得したいとの意味であるが、若しその意味であればそういつたことが現れているかどうか。これをはつきり説明してもらいたいと思つております。

○西銘順治君　瀬長議員のいわれる通り、この旅行の自由の問題だけではなくして、すべて我々琉球人に與えられたところの基本的な人権、就中自由渡航につきましては出来得る範囲内に於て我々琉球人の手に移すということが理想になつているのであります。ところがこゝに謳われたところの渡航の自由ということは、残念ながら現在の琉球の統治の形態からいたしまして我々の自由権の行使は制約を受けているのであります。従つてこゝでいう意味は完全渡航の自由は理想ではありますがそれではなくして、出来る限りの権限一切の権限となつておりますが、真の意味は出来るだけの権限を移譲して貰いたいという意味になつているのであります。御承知の通りこの権限が主席に移譲されたと致しましても主席独自の立場からこれが許可されるかどうかにつきましては幾らか疑問を抱かざるを得ないのであります。従つて御質問の渡航の完全自由などにつきましての規定はこの中には現れていないのであります。指令の第十一号、一九五二年六月十七日に公布になつておりますがこの六条第三項によりましても、沖縄から日本への渡航は窮極の権限を米國軍政府が保留致しておりますので、この権限についての規定であるのであります。

○瀬長亀次郎君　もう一応これについてお伺いします。現在祖國復帰を要望している沖縄縣民の一番の願望は交通の自由であります。即ち祖國に対する一切の交通の自由、例えば学生にいたしましても送金の自由がなければいかん、進学の自由も完全にならなければならない。貿易の問題もあります。それは先ず第一に交通の自由、渡航の自由からはじまります。従つてこういう事を出しましたならば行政主席に或は移管するというかも知れないが、現在の行政主席は任命である以上任命権者の絶対意思をきかなければならないという限界があります。そこでこの第一番の問題は、たとえ移譲されても形に於ては変らないという結論に達します。渡航の完全自由を全縣民に與えるのでなければ、任命主席にこの権限が移譲されましても現在と何ら異るところはなく結局に於て現在の任命主席は任命権者の意思を体してやるとするならば、現在の渡航の自由の一番大きい問題は、祖國復帰運動の熱烈なる支持者に対しましては渡航を許可しない。何故ならば沖縄の現状を祖國八千万同胞に訴える場合に、現在置かれたアメリカの統治形態にひゞが入る。そういつた結論の下に出されていると私は推察いたしますが、これが所謂任命主席に権限が移譲されましても、結局は渡航の自由は何もない。渡航の自由のないところには日本旅行に関して行政主席に権限を移譲されても、単なる気休めになるのであつて、現實に於て那覇港から出ることが出来ない。一大強制収容所としての沖縄の現状を打破することは出来ない。従つてこの問題につきましてこれを変えまして、沖縄縣民に完成な渡航の自由を與えろ、與えて貰いたいという風に変えられる意思はありませんかどうか、これをおきゝいたします。

○西銘順治君　尤もな御説でありますが、残念ながら現在の琉球の状態から致しまして漸進的な移譲でも致し方ない。従つて我々がこゝに敢て一部の権限であつたにしてもこの移譲を主張する所以は、そうすることによつて幾らかでも行政主席に対してその責任を追及することが出来るという観點に立つているのであります。現在のように民政府が握つておつては何故旅行を許可しないのか理由が不明確である。勿論その責任の追及につきましては権限外でありましたが、幾らかでも移譲されれば責任を追及し、許可しない理由などについてもこれを究明することが出来るという漸進的な考え方の上に立つているのであります。出来得れば完全渡航の自由を謳いたいのではありますが、現行の統治の形態上一応はこういう形を以つて陳情した方がいゝんじやないか、斯様な考えを持つております。

○瀬長亀次郎君　今先の土地問題の處理に関しましても少数意見の調整で二読会繼続として再び委員会に付託されるようになつております。或いは読会を省略せず継続してこれを審議してもらいたいといますと、又数の暴力で二対いくらになつて否決されるおそれがあります。従つて私は委員会に望みたいことはもう一ぺんこれを委員会に廻してもらつて、この琉球人の日本旅行に関する一切の権限を行政主席に移譲してもらいたいという事をもつともと實質的なものにしたい。即ち渡航の自由、交通の完全な自由を與えられるように、これはお願いであります。請願であります。所謂強制収容所みたような恰好になつている住民の心からのお願い、これは出来ないことはないと思います。この願いをもつと明確に、はつきりこゝに入れるために一つ柱げて読会を繼続して、委員会で再びこの問題を取上げて　更にこれに対して検討を加えて又出してもらいたいという希望を申上げます。その希望は勿論読会省略じやなしに、読会継続の動議を出しますと又葬られるかも知れませんので、何とかそこで一つやつてもらいたい。先ず委員長その他の委員からの意見を聽かしてもらいたいと考えております。

○星克君　十三番議員（瀬長龜次郎君）に対しまして委員長の御答弁を補佐する範囲内に於て申上げたいと思います勿論理想は完全渡航、祖國と名實共に自由に渡航が出来るという事に目標があることは勿論であります。然しこれはこの次の問題でありまして、この請願が實現を見るならば、我々立法院の手によつてその手続法規は当然作られるべきものであります。その際に於てどの程度に主席の権限を定めるかということは次に起る問題であろうと思います。故に今回の請願は委員会の案通りやつてよいと信ずるものであります。

○新垣金造君　本案につきましては、委員会で御検討の結果只今手元に配付になつている案に意見が一致したようでありますが、本員はこれに賛意を表するものであります。理由は我々が心の奥に祕めている日本復帰という問題形の上から運動せずしても我々はこれは實現の時があるという信念を堅持しているが故に、先ず口からのおしやべりを慎んでいるのでありますが、要するに日本との繋りが實質的な繋り、所謂日本と我々が實質的に繋るということが、即ち琉球人の日本旅行に関する権限が主席に移譲されることや或は貿易上経済上の問題であり、琉球の財政経済に大きく響くすべての問題であり更に琉球人の裁判が琉球人によつて行われることは、今後司法権の日本との共助法による犯罪檢挙や取調べその他の協力を求める意味に於きまして、何れは司法権の問題として共助法も生れることになると信じておりますので、先ず實質復帰という點からしまして、本案は大変時宜を得たものだと思つております。これの取扱につきましては我々の現在の琉球の状態が戦前から見

ますれば矢張り日本の天皇君主の自治を布かれた沖縄縣知事が内務大臣の任命で行われたように、琉球の主席がアメリカ政府から任命されている。これはちようど琉球の現實が戦前の姿と同じような政治形態にあるのでありますこれはアメリカとしては我々に今後本当の民主々義政治を施行する。我々の冷静を要望していると思われますので現在の行き方としては主席の任命がちようど沖縄縣制当時のような形態になるので、今の場合はこういったような穏健的な方面からいってやることが實現性が早かろうと考えているのであります。故に本案に全面的賛意を表するものでありまして、若し又十三番（瀬長亀次郎君）がいわれるように、委員会で再検討の必要があればそれも結構だと思つております。出来得れば皆がこういうものに対しては満場一致が結構だと思われますので、その點を委員会の方で再検討して、いゝという事であれば結構だし、或いは又これ以上の検討の必要がないとおつしやれば又その取扱も適当じやないかと思います。

（「休憩して下さい」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　休憩いたします。

（午後四時五十六分休憩）

（午後五時五分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

○西銘順治君　瀬長議員のいわれる理由はよく分るのでありますが、しかしながら完全渡航の自由という規定になりますというと、この指令第十一号だけの廃止にとどまらないで結局は外國為替管理の問題その他に分れるので、技術上の處理はまずいのではないかと考えております。従つてこの際はこの修正案の通り可決して頂きたいと思います。

○当山真志君　本員は委員会の修正案に賛成を致します。できるだけ完全な自由を獲得したいのでありますが、現在の情勢ではそれは不可能であろうということが考えられるし、そうかといつてそれを得るまで待つのも我々は尚道遠しという感じがしますので、この案の通り今我々で可能であると思われる分について早く可決し、請願したいと思つております　それで二読会を終了し、読会省略で確定議にしてもろうよう動議を提出致します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十一番（当山真志君）から読会省略の動議が提案されて賛成の方がおられますので、動議は成立致しております。それではお諮り致します。決議案第十号を読会省略を以て最終議に付したいとの動議でありますが、読会省略に御賛成の方挙手ねがいます。

（二十六名挙手）

二十六名でありますので読会を省略致します。

○瀬長亀次郎君　表決に移る前に立場を明確にしておきます。第一の琉球人の日本旅行許可に関する一切の権限、業務は、主席に移譲してもらいたいということには反対の意思を表明致します理由を申上げます。現在琉球の住民が本当に要求することは祖國日本との完全交通の自由であります。だからこの本当の欲求を何處にどうさせているか即ち交通渡航の自由という目標を全住民がかゝげるということ、これが立法院の本当の在り方であると私は考えております。それではこの一の問題では解決できないということでありますが解決できないと私は信じます。その理由は現在の許可権に致しましても形式的には行政主席の下にある出入國管理課でこれの取扱がなされております。處がアメリカ民政府ではこれがいかんということになつて始めて拒否するという決定になつて来ます。そうなりますと例え行政主席にこの権限を移譲されましても、行政主席が任命権者に責任を持つという本質から致しまして、どうしても任命権者であるアメリカ民政府に対しましてその反対の立場をとることはこれは絶対できるものではない。天地がひつくり返つてもできるものではないと思います。そうなりますと結局この出入國に対する許可の権限を行政主席に形式的には移譲されたと致しましても、實質的には事態は相変ることなく、やはりアメリカ民政府の意図によつてこの許可はできないといつたような現實を私達は見なくちやいかない。そういう意味におきまして、この問題はやはり許可になつたと仮定致しましても、結果においては渡航の自由は完全でなく、特にアメリカがやりたくないという人々、即ち日本復帰運動＝祖國を愛するというこの真情から出た處の復帰運動をする勢力に対し許可しないという風な結論に達する。この意味におきまして渡航の自由というものはこれによつて解決されるものではない。従つてこの行政主席に移譲するとかしないとかいう風な問題も、結局渡航の自由が我々に與えられたかの如き印象を與えないで、はつきり渡航の自由を完全に握らない限り、我々の出入國は決して完全なものではないという目標を明確にするために、かゝる決議に対しましては反対を表明致しておきます。

○当山真志君　完全自由を説くことは人類の欲する處でありますが、いかなる處においても、いつの世でもアメリカにおいてもソビエット共産國においても、これは全く同じことであると考えます。我々は可能の分で一歩々々その自由を獲得する意味においてこの案の處理をおねがい致したいと思います

（「議事進行」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　表決に移ります。日程第六十号、決議案第十号行政権琉球政府権限移譲に関する請願決議案を委員会修正案通り可決することに御賛成の方挙手ねがいます。

（多数挙手）

多数であります。よつて決議案第十号

を委員会修正案通り可決々定致します

○議長（平良幸市君）　次、日程第六十一立法院法を一部改正する立法案を議題と致します。本案は先の本会議において議会運営委員会に付託になつた案件であります。第二読会であります

立法院法の一部を改正する立法案に関する報告書

一、委員会の経過概要

四月十三日の本会議に於て、本委員会に付託になりました立法院法の一部を改正する立法案につきましては、本委員会は、四月十五日、同十六日同十九日、二十日、二十一日の五日間にわたり全委員出席のもとに、愼重審査をなし、別紙案を本委員会に提出の修正案とすることに全委員の意見が一致した。

二、議案の修正議決理由

本案の内容は概ね妥当と認められるか、

(1)議員数の少い当立法院においては「議員定数」とするよりは、むしろ「総議員数」としてその法文解釈を現在議員数とした方が適当であると認めた。

(2)行政監察委員会は立法院としての國政調査権等の関係からして適当でないと認めた。

(3)懲罰委員会を現行法通り常任委員会にすることを認めた。

(4)出席議員の過半数表決の際において「議長及び委員長は表決に加わることができない」ように但し書をして明らかにした。

(5)政府章典の規定からして、行政主席の出席の義務づけ又は政府委員の任命等については、適当でないと認め、行政主席及び政府委員の章及び同章の全条項、尚これに関連する条項を削除した。

以上の點で修正の必要を認め、別紙の通り本案を修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

一九五四年四月二十二日

議会運営委員長

長嶺秋夫

立法院議長　平良幸市殿

（小字及び――は修正）

立法院法の一部を改正する立法案の一部を次のように修正する。

立法院法（一九五三年立法第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章委員及委員会」を「第五章委員会及び委員」に改める。

目次中「第十章」辭職、退職及び「資格喪失」を「第十章辭職、退職及び補缺」に改める。

目次中「第十一章規律及び警察」を「第十一章紀律」に改める。

第一条中「四月二日」を「四月の第一月曜日」に、「日曜日」を「法定休日」に改める。

第二案第二項を次のように改め、第二項の次に次の一項を加える。

2　行政主席は、議員定数の四分の一以上から臨時会招集の要求があつたときは、要求書を受取つた日から二十日以内に、前項の例により、これを招集しなければならない。但し、二個以上の要求書が提出されたときは、最初の要求書を受取つた日から起算する。

3　前二項の告示には、臨時室に付議すべき条件を記載しなければならない。但し、臨時会の開会中に急施を要する条件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができる。

第三条を次のように改める。

（臨時会招集の要求）

第三条　議員が、臨時会の招集を要求するには、議員定数の四分の一以上の議員が連名で、発議すべき件名及び理由を記載して、議長を経由し行政主席に要求書を提出しなければならない。

第四条「定例会の期日」を「定例会の開会期日」に改める。

第六条を次のように改める。

（年長者の議長代行）

第六条　前条前段の選挙において副議長若しくは議長に事故がある場合、又は前条後段の選挙の場合には、議員中の年長者が、議長の職務を行う。

第八条の次に次の一条を加える。

（臨時会の会期の起算）

第八条の二　臨時会の会期は、招集の当日からこれを起算する。

第十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の選挙の場合には、議員中の年長者が、議長の職務を行う。

第十九条を次のように改める。

（年長者の議長代行）

第十九　前条の選挙においては、第六条の例により、議員中の年長者が議長の職務を行う。

第二十三条に次の一項を加える。

2　現行犯罪の場合を除いて、会期前に逮捕された議員は、院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

「第五章　委員及び委員会」を「第五章　委員会及び委員」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（委員会の種類）

第二十七条　委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

第二十八条を第二十九とし、同条第二項を次のように改め、第三項を削る。

2　議長を除く議員は、少くとも一個の常任委員となる。但し、同時に二個を超える常任委員となることができない。二個の常任委員となる場合は、その一個は、行政監察委員又は豫算決算委員に限る。

第二十九条を第二十八条とし、同条第一項中第八号を削り、第二号から第七号までを次のように改め、第二項を削る。

二　内政委員会

三　文教社会委員会

四　経済工務委員会

五　議会運営委員会
六　豫算決算委員会
七　行政監察委員会（懲罰）

第三十条第二項を削り、同条を次のように改める。

（調査員及び調査書記）

第三十条　各常任委員会には、調査員及び調査書記を常置する。但し、院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

第三十一条を次のように改める。

（特別委員会）

第三十一条　特別委員会は、常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査する。

2　特別委員会は、院において選任し、その委員会に付託された案件が、院で議決されるまでその任にあるものとする。

3　特別委員長は、委員会においてその委員が互選する。

第三十二条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項及び第三十一条第二項」に改める。

第三十三条中「事件」を「案件」に改める。

第三十六条中「議員」を「委員」に改める。（削除）

同條に次の但し書を加える。

但し、委員長は、表決に加わることができない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（委員会の公開）

第三十七条の二　委員会の議事は、これを公開する。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

第三十八条第一項を次のように改める。

委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

第四十条第二項の次に次の一項を加える。

3　少数意見者が、簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共に、これを会議録に掲載する。

第四十三条の見出しを「（議案の発議、その取扱）」に改め、同条第二項中「議案」を「立法案」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　立法案は、すべて三読会を経て議決しなければならない。但し、出席議員の四分の三以上の議決により、読会手続を省略することができる。

4　議案が発議又は提出されたときは、議長は、立法案以外の議案については、これを適当の委員会に付託し、その審査を経た後会議に付し、立法案については、第一読会の会議においてこれを適当の委員会に付託する。但し、発議者又は提出者の要求に基き、特に必要と認めたものは、院の議決で委員会の審査を省略することができる。（削除）

第四十三条の次に次の二条を加える。

（勧告書）

第四十三条の二　行政主席から立法勧告書又は豫算勧告書が提出されたときは、議長は、これを院の会議に上程しなければならない。

2　前項の勧告書中院において必要と認めたものについては、適当の委員会をして発案させる。

（行政主席及び政府委員の出席要求）（削除）

第四十三条の三　議長は、前条の勧告書を院の会議に上程しようとするときは、豫め行政主席又は政府委員若しくはその両方の出席を求めなければならない。

第四十四条第一項中「事件」を「案件」に改め、第二項を次のように改める。

2　前項の中間報告があつた場合又は中間報告を求められて次の会議までに報告をしなかつた場合にその案件について、院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は院の会議において審議することができる。（削除）

第四十五条の次に次の一条を加える。

（行政府提出議案の修正、撤回）

第四十五条の二　行政主席が、院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し又は撤回するには、院の承諾を要する。

第四十六条第二項中「議長は、」の下に「討論を用いないで」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

3　議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。（削除）

第四十七条中「総議員」を「議員定数」に改める。

第四十八條に次の但書を加える。

但し、議長は表決に加わることができない。（削除）

第五十条を次のように改める。

（会議録）

第五十条　院は、会議の記録を保存し、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。但し、祕密会議の記録中特に祕密を要するものと院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第五十二条第一項中「議決」を「可決」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の可決は、出席議員の三分の二以上の賛成がなければならない。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六章の次に次の一章を加える。（削除）

第六章の二　行政主席及び政府委員（削除）

（行政主席の出席請求）

第五十五条の二　行政主席は、院又は委員会からその出席を求められたときは、院の会議又は委員会に出席し

なければならない。

2　委員会が行政主席の出席を求めるには、議長を経なければならない。

（政府委員）

削除

第五十五条の三　行政主席は、行政府から提出された議案又は勧告書について、院の議会又は委員会において、その趣旨及び内容を説明させるため政府委員を任命する。

2　行政主席が前項の政府委員を任免したときは、その氏名を議長に通知しなければならない。

（政府委員の出席請求）

削除

第五十五条の四　行政主席は、院又は委員会から政府委員の出席を求められたときは、政府委員を派遣しなければならない。

2　委員会が政府委員の出席を求めるには、議長を経なければならない。

（発言）

削除

第五十五条の五　行政主席又は政府委員が院の会議又は委員会において発言しようとするとするときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第五十六条を次のように改める。

（質問）

第五十六条　議員が、行政主席に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

2　質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

3　議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを院に諮らなければならない。

4　議長又は院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書の要旨を会議録に掲載する。

第五十七条の見出しを「（質問主意書の送付）」に改め、第一項を次のようと改め、第二項を削る。

議長又は院の承認した質問については、議長がその主意書を行政主席に送付する。

第六十条を次のように改める。

（請願書の提出）

第六十条　立法院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第六十一条の見出しを「（請願の処理）」に改め、第一項を次のように改める。

請願は、委員会の審査を経た後、これを議決する。

第六十二条第一項中「處理」を「措置」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（報告、書類帳簿提出の要求）

第六十四条　院から審査又は調査のため、行政府、官公署その他に対し、必要な報告又は書類帳簿の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第六十五条を次のように改める。

（証人の出頭）

第六十五条　院は、議案その他の審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めることができる。

2　前項により証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

「第十章　辞職、退職及び資格喪失」を「第十章　辞職、退職及び補欠」に改める。

「第十一章　規律及び警察」を「第十一章　紀律」に改める。

第六十六条中「その義員」を「議員」に改める。

第七十条第一項中「発言を取消させる」を「発言の取消を命ずる」に改める。

第七十五条第一項中「懲罰委員会」を「特別委員会」に改め、第三項後段を削り、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の處分の要求又は第三項の動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第七十六条第二項中「前条」を「前項」に、「総議員」を「議員定数」に改める。

附　則

この立法は、公布の日から施行する。

○長嶺秋夫君　本案は四月十三日の本会議におきまして議会運営委員会に知念朝功議員から発議されたのが付託になりました。この立法院法一部改正についての審議を四月十五日、十六日、十九日、二十日、二十一日の五日間にわたりまして慎重に審査を致しまして提案してあります別紙案の通り全員の意見が一致したのであります。本案は立法院運営の或いは立法院の活動の最も基本になる點でありまして、従いましてこれに関連する色々な基本法いわゆる琉球章典或いは琉球政府設立の布告に抵触する個所が澤山ありまして、審議には相当慎重を期したのであります。従いましてその間におきましてはその基本法の起案者である處の民政府との調整もとるべく努力を凝らしたのであります。尚又この改正につきましてはいわゆる議会内閣制度、日本やイギリス等における議会内閣制度と現在沖縄の置かれている或いはアメリカにあるいわゆる大統領制度との差異はありまして、この案の調整に非常に苦心したのであります。本回の改正のねらいは発議者もおつしやいました通り、どこまでも従来行政と立法院が三権分立の點において沒交渉であつたという點を確め、密接な関係を持たして沖縄の行政運営を円滑ならしめたいというのが改正のねらいであるのであります慎重に審議致しました結果、次のようになつております。議員定数とするよりも総議員数とした方が良いという解釈をしたのであります。現行法には勿論総議員数とありまして、つまり現行法通りで良いという解釈であります。総議員数というのはどこまでも現在

員数と解するという風にしたのであります。議員定数となりますと、二十九名をいつでも押える。十五名の過半数を得なければ成立しない。欠員が生じたりする場合は、その欠員の儘欠員を認めて現在員数を押えるべきであるというように解釈したのであります。それから基本になります處の立法院と行政府の関係でありますが、これは布令の六十八号琉球章典の十一条或いは十九条、二十七条等においてこの點がはつきり示されております。つまり十一条は行政主席の権限、十九条は立法院の権限、二十七条は立法するための色々な調査の、國勢調査の件などが挙げられているのでありますが、その點から顧みまして行政監察委員会は適当でない。行政府のすべての行政事務に対し常時立法院がこれを監督するということは行き過ぎである。つまり行政府の権限を侵すことになるという意味でこれは適当でないという結論に達したのであります。従いまして案の行政監察委員会を削除致しまして現行法にある懲罰委員会をその儘現行法の通り生かしたいというようになつたのであります。もう一つは三十六条それから四十八条の表決数の件であります。出席議員の過半数の表決におきまして、議長及び委員長が表決に加わることができないということを但し書に入れたのであります。現行法にはこれはありませんでしたが、今度わざ〳〵これを謳いまして但し書を入れたのであります。いわゆる過半数による表決というものに対しまして、解釈がその過半数の表決に議長或いは委員長が加わつて更に可否同数の場合は又議長、委員長これを採決するという風な二重の點があるように解釈される恐れがあり、これは現行の慣例によつて現行法では議長委員長は採決権だけでありまして、これは解釈を誤まらないようにはつきりした方が良いという意味の但し書にしているのであります。もの一つは行政主席ならびに政府委員という處でありますが、これも行政主席の義務は勧告とそれから豫算の提出という風になつております。それ以外には義務はない。従つて行政主席は議会に出て来るよう義務ずけることは先程も申上げましたように侵すことになる。尚又政府委員に対してもそうである。現行法の参考人或いは証人として調査の時にはよべるという風な式でこの案ができているのであります。色々抵触する他の法がありますので、この點につきましては十分皆さん御検討おねがい致したい。尚又足らない分については他の委員の補説もあると思います。よろしく御審議おねがいします。

○下里惠良君　委員長の御報告に対して、二、三補促説明申上げます。修正議決理由の第一の議員定数を総議員数として、解釈は現在員数と解するという風に謳つてあります。総議員数というものは学説には二つの解釋の仕方がございます。これは議員定数であると解するものと、現在議員数と解する考え方の二つございます。日本の衆議院及び参議院は前者をとりまして、総議員数とは議員定数のことであるという風な解釈をしております。この解釈は非常に現在の日本の議会の状況とマツチした考え方でありまして、即ち衆議院におきましては現在議員数が四六六名おりますが、四六六名のうちから二十名や五十名位欠員がありましても議事の進行には大して差支えはございません。従つて参議院及び衆議院は総議員数というものを大体議員定数と解釈致しておりますし、我々琉球の立法院議員にこの解釈をその儘あてはめると致しますというと、非常に不便を来す處が澤山ございます。従つて委員会は総議員数は現在議員数であるという解釈の下に議員定数という字句を総議員数という字句に変えた訳であります。實例を申上げますれば先程も申上げました通り、四六六名のうちから仮りに五十名欠員があつたと致しましても議員数の約一割位ですから大して議事の続行には支障はないのであります。仮りに我が琉球の立法院において何かの事故で十五名の欠員が生じた場合においては法律の四十七条によつてこれは議事を開いて議決することはできないというようなことになる訳でありますそういうような法律の盲點を救うために総議員数は現在議員であるという解釈をとりました。もう一つ、表決の際において議長及び委員長は表決に加わることができないと明示した理由は、法律の四十八条及び三十六条には出席議員の過半数でこれを決すると書いております。出席議員の過半数で決する訳でありますから、当然委員長も議長もその出席議員の過半数という数字の中に入る譯であります。そう致しますというと委員長及び議長が表決権を行使して可否同数になつた場合には、今度は委員長及び議長はもう一度可否同数の場合はこれを決しなければならぬことになります。そう致しますると議長及び委員長という職にある者は議員或いは委員としての表決権を一度使つて、更に可否同数の場合にはもう一ぺん今度は決裁権を持つ譯であります。そうなるというと一人の人間で二度の意思表示をすることになり、非常に不合理なことになります。一名で二名分の意思表示をする訳であります。こうなりますというと議員平等の原則に反しまして、議長及び委員長だけが特殊な地位に立つて二度意思表示をするというような不都合が生じますので、それを防ぐために可否同数の場合には議長が決する訳ですからその議題に対して賛否のいずれかの意思表示は議長も委員長もできる訳でありますから、それだけを行使して頂きまして、表決権は行使しないという建前をとつた訳であります。そういうような理由で特にこの議長及び委員長は表決に加わることができないという案文にした訳であります。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩いたします。

（午後五時二十九分休憩）

（午後五時三十分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○兼次佐一君　委員長ならびに七番議員（下里惠良君）から説明はございましたけれども、今こゝに確認しておきたいことがありますのでお伺い致します。本案第三十六条の但し書及び四十八条の但し書に出ておりまするのは、従来立法院において行つて来た面で何ら支障を来したことはなかつたけれども、あえてこゝに但し書を挿入されているということは日本の地方自治法等或いは又今の説明の中にあつたようなこと等を勘案されてここに打出されたということについては理解するものであります。そこで七番議員（下里惠良君）の説明の際に、委員長或いは議長が採決をする場合には賛否いずれかに加担していくことができるという御丁寧な御説明がございました。それから推していきまする場合、従来ややもすると問題になり勝ちな可否同数の際における議長の採決は、現情維持の原則によつて否とする側に加担しなければならないといつたようなことは全然考えず、議員平等の立場から可否同数の際は可否のいずれかを議長の意思によつて、若しくは委員長の意思によつてとることができると解釈してよろしうございますか。

○長嶺秋夫君　只今の十五番議員（兼次佐一君）の解釈の通りであると思います。

（「思うじやいかん」とよぶ者あり）

思います。そう解釈しております。

○大浜國浩君　私は本改正案に賛成するものであります。議案の草案に対する處の修正がなされた訳でありますが但し書を挿入されたということは母法においてはつきり明示されているのであり、これに単に地方自治法だけでなく日本の國会法にも但し書にはつきり出されております。その點は議案の改正者は最も当を得ていると思います。尚行政監察委員会、行政主席の議会出席の義務付けに対する處の修正は、いわゆる琉球の政治形態は変態ではあるけれども、変態ながらも先ず三権分立の形をとりつつあるというような理論の根拠からしまして、結局これは行政部、司法部、こういつたようなものに対する處の越権的な行為である。尚行政主席に対する處の章典に示された處の勧告書ならびに報告書、豫算書の義務付け以外に義務付けてこれをどうこうするということは、余り当を得ていないという處の意見を私草案の際にも意見を申上げましたが、この點修正されまして大変当を得た處の案だと思つております。尚もう一つは少数意見でありますが、少数意見なるものに対しまして少数意見書を提出せしめて、あくまでも記録に残すということはもつとも当を得た處の修正案であると思つております。こゝに私は動議を提出致します。本案は十分に検討されまして更に意見のあられる點があるかも知れませんが、本員としてはこれで上乗だと思つております。それで読会省略の動議を提出致します。

（「賛成」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　休憩します。

（午後五時三十五分休憩）

（午後五時四十一分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○瀬長龜次郎君　一寸質問します。第四十三条の三であります。「行政主席及び政府委員の出席要求」更に四十五条の二「行政府提出案の修正、撤回」更に第六章以下行政主席の出席要求、政府委員の問題といつたことに関する質問でありますが、これは草案におきましては行政主席も更に行政主席が任命する政府委員も責任を持つてメツセージその他の政府提出にかゝわる案件を説明或いは質疑応答に応じてもろうために現在までの立法院法を改めて、行政主席に速かにこゝに来てもらい、更に行政主席が任命した政府委員会に来てもらつて、委員会又は院の要求に応じて説明或いは質疑応答に参加してもろうように草案はなつておりましたが、こゝではほとんどこれが削除されております。この理由は、現在の沖縄の統治形態が三権分立をしているために立法院で行政主席を喚問する或いは質疑応答に応じてもろうということは越権行為であると思われたのか、それとも草案に対しまして一応賛成であるが、論議接渉の結果、こういつたものをやらん方が良いといわれたので否決したのか、そこら邊を明確にしてもらいたい。

○下里惠良君　只今の瀬長議員の御質問は、早い話が軍の壓力によつてこれを止めたのではないかというようなお話だと承ります。そうではありません現在の琉球の政治形態というものは、すべてこれ琉球章典を基準として行われているのであります。従つて本案については私共實は賛成であります。殊に琉球住民は戦争後約十年、少い間しか民主々義の洗禮を受けていないのでありまして、それまでの大部分私共は日本の立権政治下の政治生活をしておりまする関係上、多分に日本の現在の議会運営政治或いは政府の内閣政治というものに対して相当の郷愁を持つておりまする。従つてできれば私共が分り易い或いは使い馴れた處のそういう制度が良いのでありますが、現在の琉球住民はその自由を許されておらず、従つてさつきも申上げました通り琉球章典の規定の中において政治活動をしている訳であります。この行政主席を義務ずける處の法規、要するに行政主席を立法院がよんだら来なければならないという義務付け、原文におきましてずい分法規をひつくり返して調べて見ましたけれどもそれに該当するようなものはない。先ず行政主席の章典によつて義務付けられた事項というものは議会の開会壁頭メツセージを送ること及

び租税負担豫算を提出すること、この二つのことが章典によつて義務付けられている訳であります。從つてこれ以外のことを立法院法で義務付けるということはこれは章典違反になる恐れがありましたので、若しこの法律を制定して院を通過させて、これがいざ成立した場合、章典違反になればこれは絶対にけつとばされる訳であります。この場合を考えて委員会としては愼重な態度をとり琉球章典の原文を調査致しまして、行政主席を立法院法で義務付けるということは現行関係法規においては規定できないという結論に達したのであります。以上申上げます。

○瀬長亀次郎君　大体趣旨は分りました。この草案を審議する場合の特別委員会におきましては、今七番議員（下里惠良君）のおつしやつたように、私達の望んでいるのは馴れた政治態勢、その郷愁、それもあります。パンから米、バターから味噌へという意味であると思いますが、そういう意味においても、我々は馴れたこの立憲政治下のことを取り上げて、できるだけ行政主席もメツセージ或いはその他の問題を提案するとき、膝を交えて琉球住民の代表と質疑応答を交していくような制度にしなくちやいかない。そこで問題は政附章典の問題となる。從つて政府章典には三權が分立している。從つて三權分立の民主々義のアメリカの原則に從つて、このためにはこれはできないといつたような意見もありましたが現在の三權分立は本当は分立じやなしに分割である。三權の上に立つているのは統治者が立つて、分割統治としての三權が分裂しているのであつて、完全に分離してその形態が本当の民主々義の自治の確保の方向に向つていつているのではない。そういう意味におきましても三權分立は形の上であつて、實質的には分割統治である。この分割統治から真の自治の獲得を目指す一つの方法である。そういう意味において例え章典にそういうようなことがあつても、現在の立法院として住民の真の代表の意思であるとすれば、この行政主席の出席ならびに行政主席が任命する政府委員が院及び委員会の要請に從つて出席して、みんなのこの熱烈な自分の持つ行政に対する政策を発表し、更に質問に答え、そして討論にも応ずるという風になれば一歩々々前進するのではないかという意味で草案がなされたと私は思いますが、そういう意味におきましてこの行政主席の出席ならびに行政主席の任命する政府委員の出席に関して、草案通りで私は良いと思いますので、こゝで修正動議を出します。

○当山真志君　委員会の修正案に賛意を表するものであります。本案は章典に則り、そうして又三權分立の立場から基本人權を主張される方々の各機関の權限も尊重するという考えの下に、他の機関の權限を侵さない。干渉しないという立場から最もよくできていると思うのであります。若しこれに行政監察委員会を設置して絶えず監視をするようであれば、行政主席に立法院議長がその出席を義務付ける法規を作る尚又上訴才判所首席判事の出席をも義務付けるような法もできて悪い結果になります。そういうことは互に權限侵犯であり、そうして又他の權限を監視する結果に陷るものであつて、こうした各分野の權限を尊重し、各々が自治的にやつていく、そうして必要に応じては出席を招請してその意見をきゝ、質問をし、調査をする權能が與えられておりますので、あれによる立法の資料を集めるという點で用は足りるし、尚又異変がある場合にはその調査も折りに触れてできるというような意味において、この理由の處の㈡に挙げられた點や修正された個条が最も適当であると思いますので、さつきの動議のように案を處理してもらいたいことを要望します。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後五時五十四分休憩）

（午後六時十一分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○瀬長亀次郎君　今さつきの行政主席ならびに行政主席の任命する政府委員の立法院に対する出席等の件に対して修正動議を出しましたが、更に説会を続行して行くという語でありますのでその點まで含めて審議を加えてもろう意味において先程の修正動議は撤回致します。

○大浜國浩君　表決權ならびに採決權につきましてまだ研究すべき餘地がありますので私の読会省略の動議を取消します。

○議長（平良幸市君）　日程第一号立法院法の一部を改正する立法案は本日はこの程度にして、更に二読会を継続することに致します。

事後承諾をお諮りしたい點がありますので五分位お残りをねがいます。報告があります。中村權五郎先生がいらつしやつていますが、この際立法院でお招きして懇談の機会を持ちたいと思いまして交渉を進めましたので、来週火曜日午二時からこちらでお話を伺うことに致します。その日移民使節にいかれた稲嶺一郎氏、瀬長浩氏のお二人も同時にお招きをして御報告を承りたいこういうように決めましたので御承諾をおねがい致します。来週火曜日であります。更にその日に簡単な茶話会を持ちたいと思います。如何でしようか

（「賛成」とよぶ者あり）

ではさよう計います。午後二時であります。それから次の本会議は月曜を豫定しておりましたが、運営委員会からの報告でまだ各委員会からの案件が来ておりませんので、追つて通知することに致します。では散会致します。

（午後六時十四分散会）

○本日の出席者次の通り

議長　平良　幸市君

副議長　宮城　正行君

議員　安谷屋周良君
〃　照屋善清君
〃　石嶺真誠君
〃　天願雄次郎君
〃　星克君
〃　新里銀三君
〃　下里恵良君
〃　大浜國浩君
〃　砂川恵敷君
〃　新垣金造君
〃　当山真志君
〃　與那覇金一郎君
〃　瀬長亀次郎君
〃　大湾喜三郎君
〃　兼次佐一君
〃　大山朝常君
〃　長嶺秋夫君
〃　西銘順治君
〃　玉城瑩君
〃　仲宗根巖君
〃　平良良松君
〃　比嘉宇太郎君
〃　中里猛君
〃　桃原亀郎君
〃　知念朝功君
〃　佐久川長吉君
〃　長田盛徳君

署名　議長　平良幸市㊞
照屋善清㊞
石嶺真誠㊞

第四回議会（定例）琉球立法院会議録
第五号
一九五四年四月三十日（金曜日）

議事日程第五号
午後二時開議
第一　琉球政府公務員法の一部改正について
第二　職員給與改善に関する要望
第三　民事訴訟用印紙法の一部改正について
第四　生産事業の保護育成に関する陳情
第五　印刷業の保護育成に関する陳情
第六　公道編入方に関する陳情
第七　メツセージ第五号（割増金附貯蓄の取扱に関する立法）
第八　メツセージ第六号（森林法の一部改正）
第九　種畜貸付に関する陳情（経済工務交通委員会報告）
第一〇　ダム施設開墾土地再開拓に関する要望（経済工務交通委員会報告）
第一一　農道補修方に関する陳情（同）
第一二　右同（同）
第一三　トラバーチン採石業の補助育成方に関する陳情（同）
第一四　製茶機械購入費補助方に関する陳情（同）
第一五　森林経営案編成費補助方について（同）
第一六　森林経営編成費補助に関する陳情（同）
第十七　商工会議所事業費補助に関する陳情（同）
第一八　生産業者の保護育成強化について（同）
第一九　漁船建造費補助方に関する陳情（同）
第二〇　渡場運営補助金交付方に関する陳情（経済工務交通委員会報告）
第二一　白保伊原間電話開通方に関する陳情（同）
第二二　池間島郵便局舎並に電信業務復舊に関する陳情（同）
第二三　電話施設の復旧に関する陳情（同）
第二四　福里郵便局の復旧方に関する陳情（同）
第二五　通路改修方に関する陳情（同）
第二六　西表島祖納港突堤構築に関する陳情（同）
第二七　桟橋延長方に関する陳情（同）
第二八　與勝港浚渫工事に関する陳情（同）
第二九　護岸工事施行方に関する陳情（同）
第三〇　護岸復旧工事施行方に関する陳情（同）
第三一　高嶺村字真栄里護岸復旧工事に関する請願（同）
第三二　高嶺村中央線道路復興に関する請願（同）
第三三　大原郵便局設置に関する陳情（同）
第三四　伊良部渡口港桟橋復旧工事に関する陳情（同）
第三五　右同
第三六　糸満港の浚渫に関する陳情（同）
第三七　工業振興奨励補助金交付に関する陳情（同）
第三八　交通安全協会に対し補助金助成方について（同）
第三九　運搬船（貨客船）の災害補償に対する助成方について（同）
第四〇　右同（同）
第四一　軍使用土地解決に関する請願決議案
第四二　軍使用地の問題に関する請願決議案
第四三　軍使用土地に関する請願決議案
第四四　恩納村土地使用に関する請願決議案（大山朝常発議、決議案第十二号）
第四五　戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案（行政法務委員長報告、立法案第二号）
第四六　立法院法の一部を改正する立法案（議会運営委員長報告、立法案第一号）
第四七　文化財保護法案（桃原亀郎発議、立法案第三号）
第四八　政府有財産法案（当山真志発議、立法案第四号）
第四九　日本復帰に関する決議案（兼次佐一発議、決議案第一号）
第五〇　即時無条件祖國復帰に関する要請決議案（瀬長亀次郎、大湾喜三郎発議、決議案第四号）
第五一　布令第一三二号の廃止に関する請願決議案（瀬長亀次郎、大湾喜三郎発議、決議案第十一号）

第五二　メツセージ第七号（市町村税法）
○本日の会議に付した案件
日程第一　琉球政府公務委法の一部改正について
日程第二　職員の給與改善に関する要望
日程第三　民事訴訟用印紙法の一部改正について
日程第四　生産事業の保護育成する陳情
日程第五　印刷業の保護育成に関する陳情
日程第六　公道編入方に関する陳情
日程第七　メツセージ第五号
日程第八　メツセージ第六号
日程第五二　メツセージ第七号
日程第九　種畜貸付に関する陳情
日程第一〇　ダム施設開墾土地再開拓に関する要望
日程第一一　農道補修方に関する陳情
日程第一二　右同
日程第一三　トラバーチン採石業の補助育成方に関する陳情
日程第一四　製茶機械購入費補助方に関する陳情
日程第一五　森林経営案編成費補助方について
日程第一六　森林経営編成費補助方について
日程第一七　商工会議所事業費補助に関する陳情
日程第一八　生産業者の保護育成強化について
日程一九　漁船建造費補助方に関する陳情
日程第二〇　渡場運営補助金交付方に関する陳情
日程第二一　白保伊原間電話開通方に関する陳情
日程第二二　池間島郵便局舎並に電信業務復旧に関する陳情
日程第二三　電話施設の復旧に関する陳情
日程第二四　福里郵便局の復旧方に関する陳情
日程第二五　通路改修方に関する陳情
日程第二六　西表島祖納港突堤構築に関する陳情
日程第二七　棧橋延長方に関する陳情
日程第二八　與勝港しゆん渫工事に関する陳情
日程第二九　護岸工事施行方に関する陳情
日程第三〇　護岸復旧工事施行方に関する陳情
日程第三一　高嶺村字真栄里護岸復旧工事に関する請願
日程第三二　高嶺村中央線道路復興に関する請願
日程第三三　大原郵便局設置に関する陳情
日程第三四　伊良部渡口港棧橋復旧工事に関する陳情
日程第三五　右同
日程第三六　糸満港のしゆん渫に関する陳情
日程第三七　工事振興奨励補助金交付に関する陳情
日程第三八　交通安全協会に対し補助金助成方について
日程第三九　運搬船（貨客船）の災害補償に対する助成方について
日程第四〇　右同
日程第四一　軍使用土地解決に関する請願決議案
日程第四二　軍使用地の問題に関する請願決議案
日程第四三　軍使用土地に関する請願決議案
日程第四四　恩納村土地收用に関する請願決議案
日程第四五　戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案
日程第四六　立法院法の一部を改正する立法案
日程第四七　文化財保護法案
日程第四八　政府有財産法案
日程第四九　日本復帰に関する決議案
日程第五〇　即時無条件祖國復帰に関する要請決議案
日程第五一　布令第一三二号の廃止に関する請願決議案

午後二時四十三分開議

○議長（平良幸市君）　開会いたします。出席二七名、欠席二名であります三番議員（石嶺真誠君）は病気届出になつております。諸般の報告はお手許に配付してあります。刷物によつて御諒承願います。

諸般の報告

一九五四年四月三十日（金）

第一、政務報告メツセージ第一号	行政主席	一九五四年四月二八日
第二、電報	八重山公務員教職員	一九五四年四月二九日
第三、同　同	八重山教職員会連合教育委員会	同
第四、同　同	宮古公務員教職員一同	同

第一、メツセージ第一号

一九五四年四月二十八日

行政主席　比嘉秀平

立法院議長　平良幸市殿

政務報告送付について

琉球政府章典第十一条の規定に基き、五四年度政務の状況について、報告します。

政務報告

一九五四年度の政務についてその概況を申し上げます。

政府全般の行政状況を申し上げますと、尨大になり、又その説明も十分意をつくせないと思いますので、現在までに處理し、あるいは實施して参りました重要なる問題を採り上げ、御報告することに致します。

（一　奄美群島の日本返還について）

まづ、年度内で最も大きな問題でありましたのは、奄美大島諸島の日本への復帰でありました。

一九五三年八月八日奄美大島返還のダレス声明から五カ月後の一九五三年十二月二十五日、奄美住民待望の日本返還が「奄美諸島に関する日米協定」に基き、愈々日本へ復帰したのであります。これは、正に琉球住民にとつて歴史的なできごとでありました。米國民政府副長官は、同日布告を公布し、新に琉球の地理的境界を再指定したのであります。

奄美返還に伴う分離事務につきましては、返還前から大体の豫想を付け準備をしていたのでありますが、政府は、十二月二十二日に返還に伴う事務引続調査のため職員三人を現地に派遣し、なお、十二月二十四日の奄美地方庁廃庁式及び翌二十五日の鹿児島縣庁大島支庁開庁式には、主席代理として、官房長を列席せしめたのであります。

返還後における、在沖奄美人に対しましては、米國民政府の指令によりまして、一九五四年一月中に一応臨時外人登録を受けるよう指示されましたので、政府は、この事務に対處する万全の策を講じ一月四日から登録受付を開始したのでありますが、一月末までに一万九千六十七件、人員にして二万三千八百八十九人の登録証明書の発給をしたのであります。なお、返還に伴つて奄美に引上げた者は、四月十三日現在で五千四十八人の多きに達しています。

次に奄美群島の日本返還に伴う政府職員の状況を申し上げますと、奄美地方庁及び奄美群島内各廳庁に勤務していた奄美出身職員は、一九五三年十二月四日現在で一千四百八十二人、また当時沖縄本島内に勤務していた者は、三百二十九人でありましたが、奄美の日本返還が十二月二十五日と豫想されましたので、本島に勤務していた奄美出身職員をその希望により逐次奄美地方庁や関係各局廳庁に轉勤発令をなし、返還当日の十二月二十五日までには、九十人の轉勤を命じ、日本官吏として引き継いでもらつたのであります。

返還後におきましても更に十九人を送出致しましたが、なお、現在沖縄において勤務しているのが、二百六人残つているのでありますが、内日本政府の引継承認を受けている者警察官八十六人、一般職員六人あります。

同群島に対する政府の債権債務につきましては、十二月二十五日で一応打切られたのでありまして、また、政府有財産につきましても、これは、書類及び証拠物件も含むのでありますが、一九五三年十二月二十五日、アメリカと日本との間に協定されました、条約第二十三号「奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」第二条によりまして十二月二十五日に存在するものは、その日で無償で日本國政府に移轉されるようになつたのであります。なお、日本政府の財産で（市町村団体の分も含む）、十二月二十五日に奄美群島に存在し、且つ、同日前にはアメリカ合衆國政府の管理下にあつたものも、無償で日本政府に返還すべき旨決められていますので、そのように措置されたのであります。

（二　人事について）

次は人事関係について一言申し上げて置きます。

奄美群島の日本返還に伴い、同群島出身でありました前副主席泉有平氏は、一九五三年十二月二十五日付で解任になりましたので、その後任に與儀達敏氏が去る三月十五日付で民政府副長官から新副主席として任令されました。ここにあらためて御報告申し上げます。

行政府職員の定数につきましては、かねてから少数精鋭主義のもとにその縮減を図つて来たのでありますが、法定定員七千四百五十五人に対し、奄美大島の日本復帰による自然減及び行政整理によつて現在の豫算定員は、五千六百七十七人となつており、前年度に比べ一千七百七十八人の縮減を見ておるのであります。

（三　法政について）

法の制定については、第二回定例会において立法院で議決された立法は、七十二件でありましたが、その中六十八件の立法及びこれに伴う規則、細則等にそれぞれ署名し、公布致しました。なお、法制の整備につきましては、琉球の法制の整備充實の基礎を築き、現行法令の全貌を明確ならしめるため、「琉球現行法規総覧」を編纂し、法令の周知徹底に努めて参りました。

（四　戸籍整備について）

次に戸籍整備事務の状況について申し上げます。現在、琉球において實施されている戸籍事務は、宮古及び八重山地方におきましては、現行戸籍法に基いて厳正な戸籍事務が行われていますが、沖縄地方におきましては、戦災によつて旧戸籍簿の殆んど全部が焼失し、止むを得ず、一九四七年「臨時戸籍事務取扱要綱」が制定されて、不完全ながら戸籍事務を続けて来ていたのであります。戸籍事務の不備は、各面の復興が進展するに従つて、益々その不便を痛感し、これが整備は喫緊の問題となつたのであります。政府は、ことの重要性に鑑み、戸籍の再製を図るため、まづ職員を日本本土に派遣し、その調査研究を行わせ、早急な整備対策を立てたのであります。本年度においては、その費用八百十七万一千百円を豫算に計上しておきましたが、去る十一月に

は、戸籍整備法も公布されましたので、愈々戸籍再製についての住民への周知徹底運動或は諸用紙の購入等準備を進めると同時に全琉各市町村戸籍関係職員に対する戸籍事務講習会を開催する等、この事業が、迅速且つ支障なく遂行されるよう努力をして来たのであります。去る二月二十日には、「戸籍整備法の施行期日を定める規則」を公布し、三月一日から整備事務が開始され、各市町村では、すでに申告届出書の受理が始められています。

（五　布令による補正豫算について）

奄美大島の日本復帰に伴う補正豫算につきましては、立法院の解散のために民政府の布令により成立を見ましたが、奄美復帰に伴う才出剰余額一億四千二百三十六万円、その他の経費節減による三群島からの才出剰余額一千十三万円、三群島の才入増加額八千二百二十八万円、民政府からの補助金追加額六千九百五十四万円、合計三億四百三十一万円の補正となりました。これは学校建築補助を殆め緊急重要な事業面に充当したのでありますが、その主なるものは次のとおりであります。

公立学校建設補助	壱億一千四百五十万円
校舎修繕補助	四百三十三万円
生活保護費	一千三百万円
土地改良費	四百十万円
耕地災害復旧費	四百万円
農道修築費	四百五十五万円
耕地護岸復旧費	一千万円
土地改良用備品購入費	三百四万円
道路維持費	三百万円
橋梁工事費	四百万円
道路修築費	六百万円
護岸工事費	四百六十万円
八重山開発道路橋梁工事費	四百五万円
建築及び建設費	五百五十一万円
電話増設工事費	四百万円
琉球大学補助費	三百万円
選挙費	六百万円
租税過誤納払戻金	三百七十五万円
政府使用土地建物賃借料	七百八万円
政府使用土地建物購入費	一千六百七十万円

となつております。

（六　租税状況について）

次に租税状況について概略して申し上げますと、本年度は、登録税の改正を除いては、住民負担に影響を及ぼす改正はなかつたのでありますが、政府発足以来絶えず民政府当局に対して要請した外人商社及び個人に対する課税が實現し、一九五三年七月その布令が公布されましたため、本年度豫算に一千五百万円計上致しました。しかし年度内収入は三千万円が見込まれ、更に、外人の所有に係る自動車に対しても布令により本年一月から課税される事になつて現在これの徴収も實施中であり年度内約三百万円の収入見込であります。

三月末現在における諸税収入は、直接税関係収入済額三億四百四十一万円、間接税関係収入済額四億七千九百九十三万円その他の税収入済額百九万円合計七億八千五百四十三万円で、租税収入豫算額十億四千六百七十八万二千三百円に対し、七五、七パーセントの収入済額となつており、年度末までに豫算額に到達し得るものと見込んでおります。

（七　社会福祉事業の状況について）

次に社会福祉事業の状況を御報告します。社会福祉の部門におきましては多年の懸案でありました、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の所謂福祉三法が昨年十一月に公布されましたが、生活保護においては、従来の扶助額百十二円平均を百六十一円に増加し、医療扶助は、従来一人年額三千円の枠を外し、大巾に診療扶助の範囲を拡大し、その他教育扶助、出産扶助、住宅扶助、葬祭扶助、生業扶助等を新たに實施し、総計四千九百万四千七百円となり、住民の文化的最低生活の保障に努力して来たのであります。

なお、児童相談所、福祉事務所が近々設置される豫定であり、その開設の暁には、社会事業面における住民の福祉は、愈々増大するものと考えます。児童福祉については、里親制児童の保護連行、乳児保育等児童福祉法に則るこれらの福祉面は進展の一途を辿つており、更に厚生園、職業学校、盲唖学校の施設の改善充實等に力を致しているところであります。

恩給、援護業務については、昨年八月恩給特別措置法の施行實施に伴いその周知徹底と受給権の諸指導及び手続について努力し、現在までに處理した件数は、恩給関係千三百余件、諸給與関係百余件計千四百余件を算え、また、援護業務中日本の援護法による諸給與請求の受付件数は、一万二千余件で、これに対し年金証書の交付を受けたもの千三百余件、弔慰金の通知を受けたもの千八百余件計三千百余件で金額にして、年金八百五十五万円、弔慰金六百二十五万円計千四百九十万円に上つております。

復員業務については、今年度から本格的に業務が開始される豫定で現在まで日米両政府の厚意によつて着々歩つており、中共引揚者の援護については、舞鶴に直接職員を派遣してその援護取扱に遺憾のないよう万全を期しております。

医療保健の面を申し上げますと、昨年八月の名護病院の新築移轉を始め、胡差中央病院の設備の充實、癩療養所及び精神病院の病棟の増改築等を實現致しました。

結核問題については、金武保養院、琉球結核科学研究所及び宮古療養所等の施設の整備を行い、ベッド廻轉式を實施してできるだけ多数の対象患者の健康恢復について配慮し、一方民政府との協同による國際結核会議を開催して合理的な豫防対策を進めつゝあります。

医療人の自由開業については、民政府布令による医師の配置制度が去る三月以降廃止されて、医療面における自治権の大きな前進をみた次第であります。

環境衛生につきましては、従来沖縄本島だけに設置された清掃指導員を宮古、八重山の各市町村にも設置して地方衛生業務の円滑な運営を期して参りました。その他外地からの傳染病の侵入については、檢疫陣容を強化してこれが防止に努め、一方接客業面においては、旅館業法、理容師美容師法、公衆浴場法の制定に基いて、その施行に万全を期しております。

以上社会事業として住民福祉の増大に折角努力をして来たところであります。

（八　労働関係について）

労働関係については、従来布令第九十七号労働基準令によつて労働基準行政を實施してきましたが、一九五三年九月画期的な労働三法が公布になり同年十月一日から民関係の事業に適用されることになりました。爾来この立法の施行を円滑にし、従来の労働の封建性を打破し、労働の民主化を促進するために必要な六百余条に亘る諸規則を制定すると共に、労働三法に関する講習会、研究会、労働講座等を設けて、法令の周知徹底に努力する傍ら職員をして適用事業場の指導監督を行わしめ、労働者の労働条件の向上に盡力して参つたのであります。

労働安全行政面では、職場における使用者労働者の安全協力活動を推進して産業の勃興を図るとともに、災害を防ぎ、労働者の生命と健康とを尊重し、その能率を増進するために産業の安全週間を開催して安全思想の普及昂揚を図つて来たのであります。

職業安定行政面においては、昨年中に求人一万九百十四人、求職一万七千三百六人、斡旋一万一千三百六十八人の實績を示し、住民の就業保護に尽して参りました。

更に、軍作業労働の面では、民政府に対し、軍労務者の適正賃金の實現に関する進言を行い、逐次その改善について成果を收めつゝあります。即ち、各職種の最低給額については、時給一円を引上げ、又同一職種の最低額と最高額との給與差が四円から十円に拡大されております。なお、第一種から第四種までに属するいわゆる軍関係作業において生起する労働者災害補償事件その他労働関係のトラブルの處理につきましては、労働相談係を設けて、民政府当局と緊密な連繫の下に苦情の解決に努力しておるのであります。

（九　建設関係事業實施状況について）

次に建設関係事業の實施状況を申し上げます。

まず、道路工事については、現在政府道として認定されているのが、九十七カ線、延長五百八十余哩で内六十五カ線、延長四百二十二哩余が供用を開始して政府がこれを維持管理しております。道路改修工事は、五十二カ所で工費一千七百五十余万円に達しております。

護岸工事は、戦災被害と毎年来襲する風水被害による復旧工事に重點を注いでおりますが、逐次可及的重要な地域から優先的に實施し、その復旧個所は八十九カ所工費、一千七百七十五万九千九百三十円に及び、その他橋梁二十二カ所、八百八十六万一千百六十円、水路二カ所、四十万三千百九十三円の工事を施行し、何れもその大半が竣工しております。現在までに施行された水道工事は、三十八カ所工費五百八十四万一千円でありますが、これは農村経済の安定を図るために経費の八十パーセントを占める水道資材を政府が援助しているのであります。

港湾工事については、現在までに實施した工事四十カ所その工費一千六万三千九十円その他那覇商港施設改良工事に四百六十九万八千円を支出し、平良市漲水港突堤工事に対し百万円を補助しております。

建築関係については、過去一年間に施行された建築工事は、七十七棟、延三千五百五十九坪、工費は六千三百十一万六千六百五十九円でその主なる建物は、琉球気象台、愛楽園病棟、琉球大学男子寮等で、その他に立法院庁舎、沖縄精神病院、宮古南静園病棟及び南部税務署庁舎等は、竣工未了となつております。

電気事業につきましては、牧港火力発電所の発電容量四万六千KWから琉球経済振興のため八千KWの電力を政府に供給されたので三配電会社の創業を許可しましたが、この外に準電気事業者が八十三件もあり、これについては、電気技術及び保安取締に関して規制を施して参りました。

陸運事業については、本年二月末現在においてバス貨物運送タクシー業合計百八十一社、車輛合数四千三百二十一台に達しているので、政府としては、その経済文化に及ぼす影響の重大なことに鑑み、これが正常の育成に努めてきた次第であります。

海運事業につきましては、現在全琉の登録船舶は運搬船百七十四隻、八千余屯、漁船二百二十四隻、四千余屯、その他の船舶十四隻三百余屯合計四百十二隻、一万三千五百余屯に上つているので、航海の安全を図つて船舶檢査を定期　中間、臨時の三段階に分けて厳重に實施する一方、列島間航行には二十五航路の海運業者を選定して補助金を交付して離島航路の円滑な運営を期し、更に海技従事者の養成並びに資質の向上については、船舶職員講習会及び試験を實施して九百余人の合格者を出しております。

以上建設関係事業實施の概要であります。

（十　経済対策實施状況について）

次に経済対策實施状況を申し上げますと、

まず、農業関係では、食糧自給度の向上を図るため、水稲の種子更新、荒地の解消、甘藷バイラス病の防除対策、病害虫異状発生対策等を講ずると共に換金農作物の振興助成に力を盡した結果相当の成果を收めつつあります。

肥料問題につきましては、購入肥料価格差補助金一千余万円を計上交付して一弗九十円換算の前年度の肥料価格に据えおきといたしました。更にガリオア資金の削減に伴つて商業資金による買付を行い、必要肥料の適期買付を確保すると共に、廉価購入を図るため、価格差補助を行う豫定であります

蚕糸業については、昨年晩秋蚕から産繭額の一部を日本に輸出して新取引市場を開拓以来蚕種掃立数量は、本年春期において前年に比し三十二パーセントに増加し、蚕繭出荷量も前年度の四十パーセントから六十パーセントに増加しております。

農業関係につきましては、以上のような生産増強の素地を作ることと併行して農業技術の改良事業にも力を盡しており、各市町村に六十五人の農業改良普及員を設置し、これに対し補助を行い、普及事業の進展と拡充を図るため諸種の事業を行つているのでありまず。一方、生活改善普及事業も講習会展示会等實施し、また農村青少年教育については四Hクラブを結成させてその育成に努めてきたのであります。

糖業においては、共同製糖場の新設十七ヵ所、施設の改善を施したのが、六ヵ所で、更に品質の改善、反当收量の増加、蔗園の拡張に努めた結果、前年度に比し二十二パーセントの増收を見、輸出量においては、五十四パーセントの増加となり、金額にして既に前年度のほぼ倍額の弗を獲得しております。分蜜糖についても、輸入糖に対する百パーセントの課税で保護處置を講じた結果順調に育成されていくものと考えます。琉球製糖会社が前年は、不振の状況にありましたが、本年は機構の改革、施設の改善等により運営が刷新されましたので、分蜜糖の生産量は、大東製糖株式会社の生産に合せまして約六千トン、しかも良質の耕地白糖が生産されるようになり、島内需要を充足し得る域に到りました。

協同組合については、その経営刷新に重點をおき、ガリオア物資代金の大巾の免除、整備奨励金の交付による自己資金の充實、中央金庫の融資金増加、貯蓄増強運動による各種事業の活潑化、農林水産倉庫設置に基く共同販売体制の確立等、着々その成果をあげ、現在までに一九五四年度中に於ても六十一組合の設立を認可しております。また、民政府に納入すべきガリオア物資代金のコゲつきは農協、漁協の金融上大きな障碍であると共に信用面においても、影響が大きかつたのでありますが、民政府と交渉の結果、農協関係一千九百万円　漁協関係一千七百万円計三千六百万円の債務を免除してもらうことにしました。この免除による直接的な農協、漁協の利益は勿論農漁民の受ける間接的な利益は、多大なものがあるのであります。

農業関係基本施設につきましては、一九五〇年に着工しました越来事業地区が昨年九月に竣工し、これによつて二十八町歩の田面積六百三十三石の増收が見込まれております。辺土事業地区は、二月まで全工程の六十八パーセント進捗、中城事業地区は、七十五パーセントと完了し、何れも遠からず竣工の見込であります。農道については、昨年四月から着工したもので完了地区二十一カ所、未完了地区十四カ所、これによる受益面積は、一千七百町歩となつております。また昨年のニーナ台風による被害の緊急工事で三カ地区の工事を完了し、その他に災害復旧工事を完了した地区五ヵ所、未完了地区十五カ所で、これによる受益面積は、四百八十町歩となつております。その他に現在までに認可したものが、農道修築十二カ地区、耕地護岸復旧十二カ地区、災害復旧十三カ地区、農業用施設二カ地区となつております。

水産業については、台風被害対策として漁船共済組織の確立と漁船ラジオ施設の完備を奨励助成する一方、漁港施設の整備を図つて沖縄四、宮古、八重山各二の漁港に助成してきました。沿岸漁業については、昨年度に引続きこれを保護育成してきましたが、真珠の養殖は、免許したのが、七件あつて既に輸出をみており、その生産は、逐年増加する豫想で外貨獲得に重大な役割を果すものと期待しております。

又、遠洋漁業については、南方公海における大型鮪延縄が着手されて成果をあげ、更に琉球近海にさば資源が発見されたので日本から技術者を招いて新規漁業への指導をするなど、何れも琉球水産業発展のため努力しているところであります。

林業につきましては、植林の指導と愛林思想の昂揚に努めた結果、植林面積公私有林計四七六五エーカー一般植樹総本数百万余本という好成績を示しており、一方保護管理事業として松喰虫の防除、西表営林署における船による森林警らの實施、林業経営指導員の設置等公私有林の復旧促進に努め、相当の成果を收めつつあります。

畜産業については、量において戦前のそれに接近し、質においては、戦前以上の優良種が生産されつつあります。

外人向牛肉その他の需要は、増大して次項に述べてある通りこれに応じ得ない状態にあるので業者に対する補助政策を一層強化する方針を採つております。

商務関係については、各種商企業が、既に整備の段階に達着し、弱小企業の共倒れ、脱落、同種企業の合同気運等、自由経済の発展過程における弊害を露呈しつつあるので、商業団体の指導育成を始め、商業機構の整備を図ると共に、陶汰される弱小企業の集中

育成等の保護策を講じてきた次第であります。

なお、保管業務につきましては、それが商企業との関連性において重要でありますので、その機能を充分に発揮せしめるために倉庫業法により倉庫証券の発行を實施せしめました。これにより貨物の売買と証券の運用は、商企業全般の発達に寄與することが大なるものと期待しているところであります。

次に、琉球の現段階におきまして最も関心を持たなければならないものとして島内ドル獲得事業がありますが、これは比較的僅少な資金で済む事業でありますので、農業面からは、軍向け蔬菜栽培を奨励して島内における米人を対照に販売することにして前年度から奨励助成をしてきたのでありますが、現在その組合が、二十四組合、耕地面積百三十町歩から年間百六十四万ポンド、金額にして一千八百万円の生産をしているのであります。更に家畜による外貨獲得事業も年々増加の傾向を辿つている状況でありまして、現在、米人の精肉需要に対し八十七万一千六百三十ポンドの枝肉及び精肉を供給し、これ又約五千五百二十万円を獲得し、共に将来のため明るい希望を與えているところであります。

工業につきましては、輸出を第一義として保護育成と販路開拓に主力を注いだ結果、織物業、製帽、陶器その他の手工業は、一段の進歩を示し、泡盛醸造業については、新たにモデル工場を設置してその振興を図り、一方島内自給度を高め、工業についても助長策を講じ、製塩、醤油醸造工業施設の充實を図るとともに、マーニ工業の振興、皮革工業の奨励等努めてきたのであります。

外資導入については、外資導入合同審議会において昨年審議許可したのが二十六件、本年一月以降九件、合計三十五件に上り、外國人による技術導入は百十六件で何れも琉球経済に寄與させるよう努力致しております。

なお、経済の総合計画の面においては、昨年八月経済審議会を設置し、民間の専門家二十人を委員に委嘱して、経済振興についての調査研究を進めております。

（十一　外國との経済交渉経過について）

次に米國民政府の了解のもとに、ビルマ及び日本との貿易面、或は経済面における交渉の結果を纏めて申し述べたいと思います。

まず、特筆さるべきものとしては、ビルマ政府と琉球政府との間に締結された四カ年の長期に亘る米の買付契約をしたことであります。契約による数量は、第一年目即ち、一九五四年に四万トン、次の三カ年は三万トン宛でありますが、値段の點は、ビルマ米の規準米ナセイン種でFOB一年一四〇ドル、二年一三四ドル四〇セント、三年一二八ドル八〇セント、第四年一二三年ドル二〇セントであります。米は、品種毎に格差が決定されているのでありますが、その要求する米をこの規準値で買付できるようになつておるのであります。なお、この値段は、一九五三年度のそれに比較しますと一屯当り約三千三百五十円の安価でありまして、これを買付量四万屯の値段からしますと約一億三千四百万円の差があり、莫大なる利得を得ることになるのであります。また、この値段は、将来世界における米の相場が高くなつてもこの契約によつて価格は上昇しないようにされておりますし、これに反し世界の米の値段が下つた場合には、ビルマ政府が他の政府に売付ける最低値段で琉球政府に渡すという特別条件付きの価格になつております。更に今回の契約で有利になりましたことは、日本の契約の場合は、ビルマ政府の引渡した米が品質が如何なる場合もキヤンセルすることができないことになつておりますが、今回の琉球政府の契約につきましては、本契約においては、日本同様でありますけれども、附属覚書によりまして琉球政府の指定した検査官の認定により品質不良の場合は、キヤンセルすることができることになつているのであります。又、米買付に関し、ビルマから琉球までの輸送の契約を三井汽船会社と契約致しましたが、その契約は、前年に比べて一屯当約四十五円だけ安く契約ができました。これによつて、四万屯の米を輸送するのに約百八十万円の利得を得ることになる訳であります。この契約は、一九五四年度中の契約でありますが、若し、将来において船運賃が、一般的に値下げになれば協議の上處置するよう約束されております。

以上、米の価格、船運賃の低減によつて約一億三千五百万円の総経費を軽減することができ、直接に住民の負担も軽くすることができましたことを深く喜ぶものであります。

第二は、黒糖に関する消費税法の問題であります。黒糖の日本輸出につきましては、琉球黒糖オンリーの特惠措置をとつてもろうよう交渉を続けたのでありますが、砂糖消費税法の関係から日本における琉球黒糖の立場が外國と競合する點が多く不利でありました。去る二月頃から砂糖消費税法の改正気運がでて来たので、外國糖に対する琉球黒糖の立場を有利に展開すべく琉球黒糖も日本國内糖と同様に認めて貰うよう経済使節団を派遣し交渉した結果、琉球黒糖は、日本國内生産黒糖と同様の税率が据置きになり、外國糖との間に税率の差ができ、黒糖の日本輸出が有利に展開するようになつたのであります。その後本年三月に至りまして更に消費税率の二割引上の改正がありましたがこの場合にも駐日代表を通じ交渉の結果、琉球黒糖については、従来どおりの据置になつたのであります。

第三は、木材輸入枠の制限撤廃につ

いての日本政府との折衝であります。即ち、杉材の輸入につきましては、前年度に引続き日本政府と鋭意折衝の結果、従来の四半期別割当を年間を通じての一括割当に改めてもらい、その数量も相当の増石を見たのであります。この新しい處置によつて琉球における木材の需要供給は、期別に左右されることなく適時、調整され、木材価格の安定と企業の健全化が促進されたのであります。

第四は、日本への青果物移出でありますが、日本におきましては、戦後行政分離により日本植物防疫法によつて、わが南西諸島からの青果物移入を禁止しましたので、この法律の改訂を目指し、経済使節団を日本へ派遣するとともに日本政府の関係係官を招聘する等数次に亘つて交渉の結果、日本植物防疫法の改訂が行われまして本年一月、日本農林省と経済局長との覚書によつて本格的輸出を開始することができたのであります。

以上日本及びその他の國との間に経済問題、貿易問題として交渉をして参りました主要なる事項であります。

（十二　貿易及び輸出輸入の状況について）

貿易に関しましては、一九五二年七月に締結されました「本土と南西諸島との貿易及び支払に関する覚書」の取極条項を最も有効に實現し、琉球貿易の根幹をなす対日本貿易を通じて、本土との實質的な経済の一体化を押し進め、國際收支の不均衡の是正に努めてきたのであります。

輸入業者の信用と安定を期するためかねてから後払方式の採用が強く要望されていたのでありますが、昨年の輸入からこの方式の一種であるD、P方式の實現をみたことは大きな喜びであります。

日本向輸出については、常に駐日代表事務所と緊密なる連絡をとり、一方日本において物産展示会を催して琉球物産の紹介に努めた結果、輸出額は、年間八百万弗に達し、前年度より約三百万弗の増加をみています。

昨年における輸入實績は、五千九百万弗を超えておりこの中約七九％が日本からの輸入で他は殆んど外米と肥料の輸入になつております。

ちなみに、ここで輸入食糧の状況を申し上げますと、政府は、商業資金によつて三万四千余屯の米を購入し、民政府はガリオア資金によつて二万七千余屯の米を買付けたのでありますが、別項で申し上げました通り、政府は米買付使節を派遣し、ビルマ國の友誼的好意によつて良質廉価のビルマ米の長期買付契約に成功し、その結果この四月から小売価格は一キロ二十六円から二十三円五十銭に引下げられることになり、毎月約一千万円の住民の負担軽減ができるようになつたのであります。

なお、輸出品として重要な地位を占めている屑鉄について一言しますと、政府は所有屑鉄の收集業者を二十八社、收集兼輸出業者を八十五社指定して取扱に当らせた結果、昨年八月以降本年二月末までの取扱屯数三万六千余屯、輸出屯数二万九千余屯、納入済額三千万円、納入見込額九百余万円の成績をあげております。

（十三　移民促進事業について）

移民事業については、曩にその促進とボリビア移民の受入状況調査のため移民使節を派遣し関係各國を訪問せしめ各國政府要人との折衝に努力致しましたところ、ブラジルにおける計画移民の見透しをつけるとともにボリビア移民については、具体的な打合せまでが完了する等大きな成果をおさめることができたのであります。なお、ボリビア入植の際、支払わなければならない保証金二千六百万ボリビアンの免除もしてもらうことができ、加うるに三千五百万ボリビアンの経済援助資金の獲得にも成功しましたので愈々待望の計画移民が出来るようになつたのであります。それで今年八月までに四百人を現地に到着せしめるよう目下送出事務に忙殺されているところであります。ボリビア移民につきましては、これから引続き十年間に三千家族一万二千人を送出する計画であります。

更に、東南アジア諸國への漁業技術移民の送出については幾多の隘路はあるが、その目的達成に努力を払いつゝありますし、南洋群島については、一九五三年五月帰還者の實態調査を實施したが、同群島には再渡航希望者が九四パーセントもおり、又、同地方は、最も経済的に移民のできる地域としてその早期實現を期しているところであります。

なお、これら計画移民の實施に伴う渡航費及び定着資金を融資するため移民金庫の設立のため昨年十一月移民金庫法が公布されましたが、目下その設立を急いでいるところであります。

（十四　八重山開拓事業について）

次に八重山開拓事業について申し上げます。

八重山開拓事業については、一九五三年度、農業移民を主体として五百万円の豫算で始めて計画的に實施し、移住者を送つたのでありますが、この経験に鑑み、開発移民を送出して新経済体を創設するには、交通、衛生、教育、文化等諸種公共事業が併進して行わなければ、これが定着育成は、困難であり、更に農業資源の開発のみならず林業、畜産、水産、鑛業等各種産業がそれぞれの段階において開発されるようこれが基礎施設も併行していかねば完成されないという観點から、一九五四年度は、総合開発計画を主眼とし、頭初豫算二千三百五十万円、内経済局関係九百十万円、工務交通局関係一千百八十万円、社会局関係百十万円、文教局関係百三十万円で、新移住二百七十戸目標と主力を交通、衛生、教育の基本施設に結集して推進したのであります。なお、補正豫算において、経済局

関係二百三万五千五百円、工務交通局関係四百五万円、社会局関係二百二十二万一千五百円、計九百三十七万三千百円を追加増額して本年度重點指向面の強化充實を図つたのであります。

移住者につきましては、一九五三年四月から大宜味、久米島、宮古の各地区から八四戸三七一人を移住させており、現在移住者による開墾面積は、既に二百四十九町歩に上り開墾事業と相俟つて基本施設も道路工事四カ所、橋梁工事七カ所で政府保有の機械力を動員して順調に進捗し、平均七〇%の完成を見ております。更にオグデン副長官の道路建設資金の特別の援助によつて裏石垣において三里、西表島において五里に亘る道路が開設され開拓地の基礎は愈々堅實になりつつあり、本年度移住者送出豫定二百七十戸に対して現在までに二百四十六戸の申込を受けており、六月迄には二百七十戸の移住を完了し得る見込であります。

(十五　災害対策について)

次に一九五三年中におこりました旱害、風水害に対する対策について報告申し上げます。

一九五三年の夏季は、琉球全域にわたり降雨がなく農作物の生育に支障を来し、水稲は、分蘖期から穂孕期、甘藷は植付の最適で共々に最も水を必要とする時期であつたため、住民は、日々の食事にも事欠く様な苦境に追い込まれ、又、八重山群島においては六月同島に来襲したヂュリー台風で收穫前の主食物に多大の被害を蒙り食糧の危機を来しましたので早急にこれが対策を講ずるため臨時災害対策委員会を設け、経済企画室を中心に対策要綱の決定に全力を注ぎつつありましたが、たまたま、七月にキット台風、八月にニーナ台風が再度来襲し、全琉に猛威を振い、護岸、井堰、堤塘を破壊し、又農作物は、甚大なる被害を受け、農民に與えた物質的、精神的打撃は極めて大きく生活不安を来たす地区も生ずるに至つたのであります。そこで政府は民生安定のため、全機能を災害対策に傾注し、早急にこれが實施を推進すべく、当初豫算壹千百五拾万円に新に百拾万円を追加し、総額一千二百六十万円の災害対策費を関係局たる経済局、工務交通局、社会局に示達し、苦境に喘ぐ住民の生産基盤の早期確立のために緊急食糧対策、生産対策、建設対策及び救護対策を實施せしめたのであります。その豫算の内容を示しますと、

総額
一千二百五十九万八千六百二十八円
経済局関係
七百八十七万六百二十六円
内　肥料補助
百四十六万七千七十八円
馬鈴薯補助
百十五万一千二百五十九円
工事費
二十一万五千円
食糧購入費
五百四十三万六千三百一円
社会局関係(生活費補助)
百十七万九千九百九十円
工務交通局関係(工事費)
三百四万九千円

となつておりますが、それぞれ、その早急なる實施によりまして農地、護岸、井堰等も復旧し、最も憂慮されていました食糧事情も好転を続け、生産面も回復を見ることができたのであります。

(十六　軍使用土地について)

軍使用土地の問題については、現在の琉球における最も重要な問題として政府は、その解決に努力をしてきているのでありますが、賃貸料支払の状況を申し上げますと、昨年四月から開始された講和発効前の土地賃貸料の支払事務は、十二月末でほぼ完了しておりますが、これによる支払済総筆数は、十一万六千余筆、金額は、一億一千万円であります。更に引続き講和発行後二年二ヵ月の暫定地料及び地上物件補償費の支払が開始されて、暫定地料の支払済筆数は、一千余筆、金額五十六万余円、物件補償費の支払件数は、八十四件、金額七十余万円になつております。

なお、軍使用地の賃貸料につきましては、余りに少額に失し、これが適正価格の引上げには、土地委員会等を通じ検討をしてもろうと同時にあらゆる機会において米民政府に対し折衝努力を続けて来ているのでありますが、米國においても、これを重要なる問題として取り上げ、目下、米本土において充分研究されているようでありますので漸次好轉して行くものと確信しているところであります。

(十七　教育関係行政について)

次に教育関係行政について申し上げます。

まず、中央教育委員会においては、教育行政の管理運営に関して去る三月までに九回にわたる会議を開き、百数十件の案件を審議するとともに地方教育委員会及び学校に対する適切な指導助言をなす等琉球教育の進展に努めております。

教職員の資質の向上につきましては、特別に民政府の援助を得、更に政府豫算にも計上して夏季休暇に六週間、冬と春に二週間ずつ今までにかつてない規模の大きな講習会を實施し、受講教員数延七千六百餘人にも及んでいる状況であります。

日本派遣研究教員の制度は、琉球政府の発足以来實施されたものでありますが、現在までに五回で百十一人を派遣しており、研究期間を終えて帰つた教員は、全琉において目覚しい活躍をしております。なお、二十餘万円の豫算で琉球大学学生に学資を補助して卒業後義務教育学校に就任させる制度を設け、義務教育学校の教員組織の強化と均等を期した次第であります。

なお、教育学術文化等に関して広く各界識者の意見を求め政府の施策に資

するため、昨年十月に文教審議会を設け、委員十七人を委嘱したのでありますが、まず、当面の重要課題である産業教育振興計画について数回の審議会及び特別委員会を開催し討議を重ねているので、将来の産業教育に多大な貢献を示すものと期待しております。

現代教育の根本問題である基準カリキュラムの設定については、教育目標設定委員会及び各教科別構成委員会を設けて、四カ月の間に七十三回の会合を重ねて去る一月に小学校基準カリキュラムの試案を得たが、引続き中学校の基準カリキュラムの設定を計画しているので、新学年度においては各地区各学校の教育内容の技術面の進歩改善が一層活潑化するものと確信しております。

社会教育については、住民の實際生活に即する文化的教養を高めるため、図書館、博物館の内容充實を図ると共に、社会教育指導者の養成と相俟つて公民館の設置を奨励し、学校設備を開放して必要な講座を開設してきたのであります。

育英事業については、琉球育英会の本部を政府内におき東京、大阪、九州に事務所を設けて、契約学生への給費補導、卒業生の就職斡旋等をなすと共に、日本政府と緊密な連絡をとり、公費学生への補助給費等を實施してきました。現在契約学生が二百十八、公費学生が三十八人で更に近く三十八人の公費学生が渡日することになつております。

（十八　校舎建築の状況について）

校舎建築につきましては、政府の最も意を注いでいるところでありまして、一九五四年度の公立学校々舎建築豫算は、総額一億八千六百四十七万五千二百円で、内、奄美大島が分離前に十四教室を建築し、三百十九万一千四十円を消化しましたので、従つて沖縄、宮古、八重山の豫算は一億八千三百二十八万四千百六十円で六百四十教室が年度内に完成する豫定であります。即ち、一九五三年度の復旧率五一、一パーセントが、五四年度末には、六二、二パーセントになり、十一、一パーセントが引上げられることになります。なお、實際工事の施行については、三月二十日現在で各教育区とも契約を完了しておりますし、年度内には六百四十の全教室を残らず竣工するよう万全を期しております。

政府立学校の新築豫算は、五百二十八万八千円で内、奄美が分離前に一教室三十一万二千円を消化しておりますので、残額四百九十七万六千円が当方の豫算で十五教室ができる豫定であります。これの復旧率は、一九五三年度の四〇、五パーセントが四九、五パーセントになり九パーセント引上げられることになります。

一九五三年度までに完成した教室は（残存校舎を含めて）二千二百九十三教室で、一九五三年七月現在の在籍で必要教室数が四千五百二十二教室、差引き一千五百七十教室が不足していることになります。しかし、更に、一九五四学年及び一九五五学年で自然増の五百二十学級を豫想したときは、二千九十教室の不足になり、それに要する経費が約六億円に及ぶことになります。

また、校舎修繕費につきましては、公立学校分は、八百四十四万八千八百円で六十七教室が年度内に修理されますし、政府立学校の分は百三十四万五百円がその費用に充当されることになつております。

（十九　治安関係について）

次に治安関係行政について申し上げます。

人権を尊重すると共に社会不安を一掃するには、捜査を科学的にしなければなりません。しかし、現在、科学捜査施設につきましては、嘘発見器、紫外線発光器、顯微鏡各一個を所有するに過ぎないのでありますが、これを最大限に利用して相当の効果をあげつゝありますが、一九五〇年三月から實施して今日までに、指紋原紙七万三千九百八十九枚、被疑者写真七千八百五十七枚を得ており、その内、昨年度中に作成の分は、指紋二万五千四百八十二枚、被疑者写真三千五百四十三枚となつております。犯罪捜査におけるこれらの鑑識の果す役割は、實に大きいのでありまして、今までこれらの實績を申し上げますと、指紋の利用により前科を発見したのが六千百七件、偽名、偽籍を発見したのが二百五十四件、変死者の身元を判明したのが、八件、犯罪現場における指紋や、質屋古物商等の帳簿に押した指紋から犯人を発見したのが四十件でありまして、その他自動車強盗事件や強盗傷害事件等の重要犯罪の検挙にも相当の貢献をなしつゝあるのであります。

交通機関の発達に伴つて犯罪も移動的になりましたので、警察行政の機動性の確立は、最も重要なる問題でありますので、昨年沖縄本島に警察電話の架設を計画し、目下工事中でありますが一部は既に使用しているのであります。また、超短波無線電話も警察本部並びに本部、糸満両警察署に架設されましてその偉力を発揮しつゝあり、パトロールカーも五台を購入し、犯罪や交通事故の防止に貢献しつゝあるのであります。

パトロールカー設置後の交通事故の防止について説明申し上げますと、一九五二年十一月から一九五三年二月までの四カ月間におきまして自動車台数平均二千四百三十四台、その間の交通事故二百六十二件で、自動車台数に対する事故の割合は、一〇、八パーセントでありましたが、パトロールカーが活動を開始してからの一九五三年十一月から本年二月までの四カ月間における自動車台数平均四千四十四台、交通事故二百六十九件で自動車台数に対する交通事故は、六、七パーセントとな

り、四、一パーセントの減少となつているのであります。これは、パトロールによる犯罪防止の成果が如實に示されている一例でありますが、その外パトロールカーは、犯罪の捜査や、犯人の逮捕、犯罪の豫防、防火等の運動や宣傳にも從事してその實績は相当見るべきものがあるのであります。

犯罪は、最近益々増加する傾向にあると共に兇惡化し、社会不安を来たしている状況で誠に遺憾でありますが、これに対しましては、捜査陣を増強するとともに、防犯協会の育成等防犯の強化徹底を期し、もつて社会惡の防遏に努めたいと思つております。

（二十　郵務通信事業について）

次に郵務通信事業について申し上げます。

郵務関係については、琉球の國際的性格に伴つて業務激増の傾向を示し、内外國引受配達郵便物総数は前年度の約二倍の六百四十万通に達し、郵便窓口貯金取扱高も増加の一途を辿つて本年度は、一億七千八百万円に上つております。年金恩給事務は戰後九カ年振りに昨年十二月から再開したが二月までの支給高は、口数四百七十三件、金額二百五十万円で本格的支給が開始された場合の取扱件数は、約二万件、金額四億B円を上廻るものと豫想されております。

通信関係については、昨年九月から名瀬鹿兒島間、十月からアメリカRCA会社委託によつて那覇大阪間に無線電話の開通をみて本土との距離が一段と短縮されたのであります。

通信施設については、警察超短波無線の設置、無線電報局の那覇港ターミナルビルへの移轉、楚邊送信所、真嘉比送信所、首里受信所の高壓受電用変電所の設置等、電気通信施設の整備拡充を図ると共に、無線通信士の資格検定試験を實施して通信士の養成に努めて来た次第であります。

集団ラジオの普及については、目覚しいものがあり、既に二十七町村、加入者数八千戸に及んでおります。

更に現在使用している単式磁石式電話交換機は操作が複雑で性能も惡く通信サービスを損じているので、これを共電式電話交換方式に改めるべく目下工事を進めており、六月末日までには完了して通話のふくそうが大いに緩和されるものと期待しておるところであります。

（二十一　地方行政について）

最後に地方行政について申し上げます。

地方行政につきましては、健全なる地方自治が行われるよう政府としましては、各市町村に対する補導育成に重點を置いたのでありますが、地方自治を完全に遂行せしめるためには、窮乏している地方財政の援助が第一義的な問題でありますので本年度は御承知のように市町村財政調整交付金として当初豫算において四千七百二十八万円計上致しましたところその交付に当りましては、市町村の基準財政収入額は、一億四千九百十四万二千七百二十八円、基準財政需要額は、二億八百二十一万八百二十円となり収入不足額即ち、交付基準額が五千九百六万八千九十三円と算出されたのであります。交付金総額はこの基準額の約八十パーセントに当りますので、結局各市町村の交付金は、平均してそれぞれの収入不足額の約八〇パーセント相当額になつたのであります。これは、昨年度の交付率五十六パーセントに比較して著しく増嵩致しまして市町村財政の立直しに寄與したところ多大なるものがあり、ひいては、地方行政の助長になつた事と思つているところであります。

以上をもちまして、政務報告を終ります。

なお、施政方針につきましては、一九五五年度豫算案送付と同時にこれを御送りする豫定でありますので、御諒承の程お願いいたします。

一九五四年四月二十八月

行政主席　比嘉　秀平

第二、

受　一九五四年四月二十九日

発　八重山公務員　教職員一同

宛　議長

「電文」

人事委員会勧告案の公務員に対する勤務地手当案は八重山に対しては不当と思はれるにつき、一級地に編入方是非御高配乞う」八重山公務員教職員一同

同

第三、

受　一九五四年四月二九日

発　八重山教職員会、連合教育委員会

宛　議長

「電文」

八重山僻地教員の年来の宿願である僻地手当豫算に計上されずと聞き、ゐ憾に堪えぬ、教育の機会均等の立場から今回豫算に是非計上されるよう御高配を乞う「八重山教職員会　連合教育委員会

第四、

受　一九五四年四月二十九日

発　宮古公務員、教職員一同

宛　議長

「電文」

勤務地手当の支給地域より、両先島が除外されているのは、不当と思料す両先島の全地域を一級地に含める様御高配を乞う」宮古公務員、教職員一同

○議長（平良幸市君）　日程の報告をいたします。本日の会議は日程第一から日程第十二までこれもお手元に配付してあります日程一覧表によつて御諒承を願います。お諮りいたします。日程第一から日程第八までと日程第五十二、これはメツセージになつており、直ぐ委員会付託にする案件でありますので一括上程いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますから、日程第一から第八までと最後の日程第五十二と一括上程いたします。

メツセージ第五号

一九五四年四月二十二日

行政主席　比嘉　秀平

立法院議長　平良幸市殿

割増金附貯蓄の取扱に関する立法の要請について

軍用借地料の支払い、恩給及び援護金の支払い等が約五億B円の多額に上る見込で、そのままこれを看過した場合は、浪費を助長すると共に外貨を流出し延いては、インフレーションへの遠因ともなるので、貯蓄奨励推進の対策を講じなければならないと考えますよつて、その貯蓄運動の一環たる制度としまして、このたび割増金附貯蓄制度を確立したく、該法案の立法を要請いたします。

メツセージ第六号

一九五四年四月二十六日

行政主席　比嘉　秀平

立法院議長　平良幸市殿

森林法の一部を改正する立法要請について

森林法の一部を別紙理由により改正する必要があるので立法要請します。

改正理由

一　官有林を貸付する場合には、原則として有料となつているが、森林法第六十六条第一号の場合には、貸付料を免除することができる規定になつていないので、現在政府の指導奨励している八重山開発移民へ貸付する場合も地料を免除する處置を講じた方が望ましいからである。

二　現行森林法は日本に準じて林業経営指導員を設置した市町村にその経費の二分の一以内の助成をすることにしてあるが、同立法制定後経済局の同じ産業関係の町村技術員即ち普通農事、養蚕、畜産、水産業技術員に対しては経費の全額、又は三分の二補助するようになつているのに単に林業関係だけは同法案当時の日本の補助率をその儘規定したため、最近になつて民間側から林業技術員も同一率に取扱うべきだとの要望もあり、又そうすることが当然と思料される。

メツセージ第七号

一九五四年四月二十九日

行政主席　比嘉　秀平

立法院議長　平良幸市殿

市町村税法に関する立法要請について

首題について、別紙理由により該法案の立法を要請します。

（要請理由）

一九五二年立法第六十三号「営業税法等の適用癈除並びに条例政庁令及び告示等の廃止に関する立法」によつて宮古、八重山群島においては、各市町村独自の税条例のみによつて、市町村税を課徴することとなり、現在に至つている、従つて両群島各市町村間においてさえも税の均衡は保持されておらず、ひいては、全琉的の均衡も保持されていない現状にあるので、全琉を通じての住民負担の公平を期するため、市町村税法の立法を必要とする。

請願（陳情）文書表

番号	第六三号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二十二日	請願陳情者	琉球上訴裁判所首席判事　仲井間宗一
名件	琉球政府公務員法の一部改正について	紹介議員	

請願（陳情）の要旨

現行の琉球公務員法によれば、行政府各局長及び立法院事務長は夫々特別職として規定されているが、独り司法府の業務局長のみ特別職でないという事は三権分立主義の本質的精神に反するものであり、立法、司法、行政三権の機関が夫々に独立し何れも其の間に優劣がある事は認められない。故に各機関の事務局の長は職務につきその重要性並に責任の度合は各同等であり本法立法の際に脱落したものと思料されるので脱落は当然是正されなければならない。更に上訴裁判所首席判事は職責上専属秘書を必要とするのであるが、この専属秘書の職務及び責任の度合についても立法院議長専属秘書及び行政主席専属秘書と同等で何等の優劣も認められないものであるから、速急に公務員法の一部を改正して、上訴裁判所事務局長並に上訴裁判所首席判事専属秘書を特別職にして戴くよう改正してもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六四号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二六日		
件名	職員の給與改善に関する要請		
紹介議員		請願陳情者	琉球上訴裁判所首席判事　仲井間宗一

請願（陳情）の要旨

さきに給與法の立法により職員の待遇が改善されたとはいえ、待遇の固定化には更に一歩前進改善をなすべきで、一日も早く均衡を得せしめ固定化を計らなければならないと思料されるが、特に裁判所の判事に生活の憂をなくし裁判官としての品位と威厳を保持し職責を完うせしめていくため左記の通り給與額を改正して待遇改善を図つてもらい度い。

一　現行法による巡回判事一級乃至四級及び治安判事一級乃至六級の区分を廃止して、巡回、治安の判事を一本建とし、これを一級乃至七級までの七段階に区分する。

二　一級判事は行政府各局長と同額とする。

三　一級判事の俸給額と上訴裁判所判事の俸給額との差額をもつて巡回、治安の各首席判事の職務手当として加算する。

四　判事の給與区分に次の通りの差額を設ける。

1　一級、二級、三級、四級の各差額は各々四〇〇円とする。

2　四級、五級、六級、七級の各差額は各々三〇〇円とする。

請願（陳情）文書表

番号	第六五号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二六日		
件名	民事訴訟用印紙法の一部改正について		
紹介議員		請願陳情者	上訴裁判所首席判事　仲井間宗一

請願（陳情）の要旨

現行の民事訴訟用印紙法の各条項相互間に印紙貼用額の不均衡の點が見受けられ一貫した法体系の維持と衡平の立場から、民事訴訟用印紙法の一部改訂して調整の必要があると考えられる勿論本法を立法する際にも或一定の規準に従つてなされたとは思うが第八条の場合等は他の条項と対比して餘り寡少すぎて均衡を失する憾がある。即ち本条に掲げてある事項中には其の性質上極く簡単なものと煩雑なものとがあり、且亦訴訟物の価格又は請求の金額の多寡等にも多大の懸隔があるし更に手続上の仕事の分量においても自から差異がある事等を綜合吟味して見るとき段階を設けて之を調整する要ありとするのが實際取扱者の異口同音に述べる所であり又訴訟物の価格や請求の価格の多寡によつて受ける法益の度合調節の面からしても段階別区分による改訂が妥当ではないかと思料されるから、適正なる改正をして戴き度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六一号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二十日		
件名	生産事業の保護育成に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	緑南産業株式会社代表者　平　政也

請願（陳情）の要旨

沖縄の主要産物である黒糖を初め、移出園藝作物、水産物其の他の輸出諸物資の包装資材として戦前は多量に日本より移入されていたものであるが、業者よりの要望もあり、又農村経済の発展、諸輸出事業や建設事業に協力する意味において、北部地区に多量に生産される稲藁の加工業に着想し、その第一事業として藁の主要産地である羽地村に工場の敷地を求め最新式全自動の製莚、製叭、製縄機等を取り入れ事業の開始を見たのであるが、然しながら、㈠新式精密な機械であるため操作技術が不充分であるのと、島産藁を使用する関係で、機械の改造を餘儀なくされている。㈡資本の僅少

である。㈢経営技術の拙劣等の欠陥により、事業運営に支障を来たしている状態である、従つてこれらの不備缺陥を改善是正し工場の能力を十二分に発揮する事は、独り会社のためばかりではなく、農村経済の発達を期する上に大いに期待される事と思料されるから、施設並に経営改善のため、補助をして戴き度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六二号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二十日		
件名	印刷業の保護育成方に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	那覇市三区十七組沖縄印刷協同組合代表照屋幸清外二十名

請願（陳情）の要旨

印刷業務が各局に分散所属していたときは、印刷物の種類、各印刷所の設備程度其の他より各業者は夫々公平に其の機会を得直接需要者と印刷所と接触する事により技術、納期等はすべて仕事が円滑に運ばれていたが、印刷業務が政府用度課に移管されたため、従来の業者の保持していた、實績が急激に御破算になつたため、業者は経営上に一大異変を来たしたばかりでなく、仕事の實際面において不利不便を来たしている状態で、加うるに島外より殺到する既製印刷物の量は漸増するばかりで、更に近来印刷物発注斡旋をなす專業者が続出して、日々多量の印刷物が島外へ発注される傾向を示し、印刷業者に一大脅威を與えているばかりでなく、又一面ドルの島外流出に拍車をかける事にもなり、琉球自立経済樹立の上にも好ましからず影響を及ぼしつゝあるから、印刷に関する事務は従来通り各局へ還元して戴き尚島外より流入する印刷物に対しては適当な課税をして、流入の制限若しくは防あつに関し何等かの立法措置を講じ印刷業の保護育成をしてもらい度い。

請願（陳情）文書表

番号	第六六号	提出月日	四月三十日
受理年月日	一九五四年四月二七日		
件名	公道編入方に関する陳情		
紹介議員		請願陳情者	越来村・長大工廻朝盛

請願（陳情）の要旨

越来村々道である、二十四号線とを結ぶ「センター白川線」及び二四号線と十三号線とを結ぶ「越来室川線」並に農事研究所と美里村とを結ぶ、「越来八重島線」はいずれも交通頻繁な重要幹線であるから、實状調査の上、是非政府公道に編入して戴き度い。

○議長（平良幸市君）　日程第一及び日程第二を行政法務委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では行政法務委員会に付託いたします。日程第三と日程第七と日程第五十二を内政委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では内政委員会に付託いたします。日程第四、日程第五、日程第六、日程第八　以上四つの案件を経済工務交通委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では経済工務交通委員会に付託いたします。

○議長（平良幸市君）　次にお諮り致します。日程第九から日程第四十までは経済工務交通委員長の報告になつておりますので、一括上程いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では日程第九から日程第四十までを一括上程いたしまして、経済工務交通委員長の御報告を願います。

一九五四年四月三十日

経済工務交通委員会

委員長　兼次　佐一

委員会付託陳情等の處理について

四月二十二日の本会議において本委員会に付託された陳情のうち三十二件は別紙の通り處理すべきものと決定した右報告します。

付託月日	件名	陳情者名	處理
四、廿二	種畜貸付に関する陳情	八重山群島竹富町長 仲本　信幸	行政府へ送付
〃	ダム施設開墾土地再開拓に関する要望	宜野座村長 浦崎康裕外二名	右　同
〃	農道補修方に関する陳情	平良市大嶺農事實行組合 池間昌増外八名	右　同
〃	右　同	平良市字東仲宗根添山北区 仲宗根玄昌外三名	右　同
〃	トラバーチン採石業の補助育成に関する陳情	合資会社勝連石材工業社 前野　折	右　同
〃	製茶機械購入費補助方に関する陳情	石川市山城茶業協同組合 山城　正繁	豫算決算委員会へ廻送
〃	森林経営案編成費補助について	八重山大浜町長 大田守松外一名	行政府へ送付
〃	森林経営案編成費補助に関する陳情	石垣市長 牧志宗得外二名	右　同
〃	商工会議所事業費補助方に関する陳情	琉球商工会議所 池畑　嶺里	右　同
〃	生産業者の保護育成強化について	中部市町村議会議員会 伊佐　常喜	右　同
〃	漁船建造費補助方に関する陳情	多良間村水納漁業組合 宮國　仙助	右　同
〃	漁場建営補助金交付方に関する陳情	竹富町長 仲本　信幸	右　同
〃	白保、伊原間電話開通方に関する陳情	伊原間部落会長 野底良祐外六名	右　同
〃	池間郵便局舎並びに電信業務復旧に関する陳情	平良市長 石原雅太郎外四名	右　同
〃	電話施設の復旧方に関する陳情	宮古群島伊良部村長 垣花　正憲	右　同
〃	福里郵便局の復旧方に関する陳情	城邊町長 平良　惠茂	右　同
〃	道路改修方に関する陳情	三和村長 伊敷喜栄外一名	右　同
〃	西表島祖内港突堤構築に関する陳情	西表連合部落会長 上亀直盛外三五名	右　同
〃	橋梁延長方に関する陳情	小浜島小浜本部落 仲盛広一外十八名	右　同
〃	與勝港しゆん渫工事に関する陳情	勝連村長 田中　武助	右　同
〃	護岸工事施行方に関する陳情	三和村長 伊敷　喜榮	右　同
〃	護岸復旧工事施行方に関する陳情	久米島仲里村儀間部落 崎村三郎外一〇名	右　同
〃	高嶺村字真榮里護岸復旧工事に関する請願	高嶺村長 與村　幸福	右　同
〃	高嶺村中央線道路復興に関する請願	高嶺村長 與村　幸福	右　同
〃	大浜郵便局設置に関する陳情	大原部落会長 安里哲三外十二名	右　同
〃	伊良部村渡口港橋梁復旧工事に関する陳情	宮古伊良部村長 垣花　正憲	右　同
〃	糸満港のしゆん渫に関する陳情	糸満町長 金城　明	右　同
〃	工業振興奨励補助金交付に関する陳情	琉球造船株式会社 兼元　清順	五四年度補正豫算に計上されたので採擇とみなす
〃	交通安全協会に対し補助金助成方について	琉球交通安全協会 久保田盛春	行政府へ送付
〃	連絡船（貨客船）の災害補償に対する助成方について	沖縄海運協会長 大山朝常外八名	豫算決算委員会へ廻送
〃	右　同	右　同	右　同

○兼次佐一君　二十二日の本会議において経済工務交通委員会に付託されました付託案件の中三十二件の処理については、御配付いたしました通りに處理したのでございます。その中で特に御報告申上げたいのは、報告書の一番目の種畜貸付に関する陳情（八重山竹富町長）に対しましては、経済局の畜産課を参考人として喚んで意見聽取の結果、この陳情の趣旨をかなえる可能性があるという証言を得たのであります。それから二番目の件は目下工務局において調査中であるとの証言でございます。六番目の製茶機械購入補助金については五十五年度豫算に計上豫定の証言を得たのであります。その他はこゝに明記してあります通り、それぞれの委員会或は行政府に送付することが至当であるという委員会の見解でございます。残された二件の案件とは、琉球郵便局長会議から出された郵便貯金、簡易保険年金等の払戻しについての陳情と勝連村長から出された軍用水道よりの分割補給についてでございますが、今暫く檢討の餘地があると認めまして保留いたしている次第でございます。以上簡単ながら御報告いたします。

○議長（平良幸市君）　経済工務交通委員長の報告は終りました。今の報告通り承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では御報告通り承認致しまして、次に移ります。

○議長（平良幸市君）　次、お諮りいたします。日程第四十一から四十三まで、これは前の本会議において三つの決議案を一つに纏められた委員会修正案が出されて、二読会になっている案件でありますので、一括上程いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では一括上程いたします。

○大山朝常君　四月二十二日の議会で軍使用地特別委員会に付託になりまし

たところの軍使用地處理に関する請願決議案を前文の第四節の終りのところの修正でございます。この問題は四月二十六日と四月二十八日の両日に亘りまして委員会におきまして検討した結果、その第四節目の終りに次のような文句を入れるように決定になりましたので御報告申上げます。御記入をお願いします。一応上から読み降してみます。「かゝる時に当つてアメリカの議会が更に沖縄の土地の買上げと永久使用、地料の一括支払の問題を取上げ、これが恰かも琉球住民の希望であるかの如き印象を與えたことは、住民に大きな衝撃を與え、米國の土地政策に対する住民の不信と不満は今や抑え得べくもないものとなつている。―その次であります―民主々義を確立し共産主義の浸透を防ぐ上からも、この軍使用地問題の円満解決は絶対に必要である」という文句を入れた譯であります一部変つた意見もありましたが、多数の認めた決議によりまして、今先申上げました文句を差はさむようになりましたので以上御報告をしておきます。

○議長（平良幸市君）　質疑討論に移ります。

○瀬長亀次郎君　第二回目の土地委員会で修正された案に対して色々修正意見がありましたが、私は反対意見を申上げたのであります。従つてこゝに簡単にその理由を説明申上げます。と申上げますのは、この土地問題につきましては一項目から四項目に亘る所謂四原則に対しては何人も反対はない。本会議においてもなかつたし委員会においてもなかつたのでありますが、問題は前文における共産主義の問題が本会議において討議されて、更に委員会に付託されて今土地委員長が報告されたのがそれであります。私は特に沖縄における土地問題においては共産主義、社会主義　民主々義、人道主義、そういつたイズム以前の行動だと思います。沖縄における土地問題は殆ど強奪のように行われている。これに対して共産主義であるとか、民主々義であるとか、社会主義であるとか、人道主義であるとか、そういうイズムということはこゝに行われておらない。むしろイズム以前の行動が今沖縄において行われている。これが現實であり、そして既にその頂點に達しているということがいわれると思います。この實例といたしまして、この前恩納村の土地取上げに対する反対陳情が本会議から委員会に付託されましたので、土地委員会では實情調に行つたのでありますが、恩納村では今度十三万坪餘り土地の收用がある。更にその前に、一九五二年三月一日から着工されましたあの恩納村の万座毛一帯における十四万坪の土地に対しましては何らの契約もなされておらない。更に地代も払われておらない。たゞこれを取る場合に農作物に対する損害として幾らかもらつている。契約をするのでなし、更に地代として払つてなし、而もその恩納村の万座毛の入口に貼付けられたアメリカの標札、實に大変な標札がかゝつている。この土地はアメリカ合衆國々務省の財産につき、何人も許可なくして入ることが出来ないということがはつきり鮮かに書かれております。立ち帰つて村長さんに、「あなた方はアメリカに売つたことがありますか」ときゝますと、「売つたどころか、売らないどころか、我々は契約もしておりません、更にその地代も取つておりません」とはつきり明言しております。これたるや本当に何と申しましようか、イズム以前であると思います。従つてかゝることをアメリカがいう所謂共産主義の防遏や民主々義の何とかかんとか、或は人道主義の何とかかんとか、社会主義、色々主義もありましよう、ところが沖縄における土地問題は實に全く一方的強制的そして殆ど收奪に近いような方法で行われている。これが現状である。この意味におきまして、この土地問題につきましてはそういつたイズムのことをいうのは、そのこと自体が既にアメリカに対する一歩後退を意味する。我々は堂々と要求すべきものは要求して、そして本当にアメリカが民主々義であるとするならば、實際の民主々義に徹しまして、こゝの土地も住民の所有権、所有権だけでも守つてくれる、或は守つてやるという風なことでなければいけない。という意味におきましてこの陳情はなされると思つております。その意味で特に土地問題の如きに於てはやれ共産主義をいうか、何とか、自由主義諸國の一員として或いは共産主義をはね返し或は社会主義を何とか、人道主義の何とか、そういう主義、イズム、こういつた以前の形態であるという意味、従つて私は何處までもこれに対しては賛成をし兼ねます。ただ二回も申上げましたが、この本旨について、即ち四原則についてこの意見は完全に一致しております。従つて私は前委員会で決められた修正案に賛成するということを委員会ではつきり述べておりますので、その點をこゝで疑問を挟む餘地のないために以上申上げておきます。

○長嶺秋夫君　この問題につきましては先般の本会議に於て審議検討され、四原則について完全なる意見の一致を見ているのであります。ただこの前文に於て文句を挟むことについて異論があつて、更にこれを継続して委員会によつて愼重審議されたのでありましてこゝに多数によつてこの修正案に対する修正案が提出されているのであります。一日も早くこれを院の決議でもつて措置をして貰わねばならん重要な時でありますので、討議をこれで打切りまして、直ぐ読会省略で可決していただきたいと思うのであります。

（「賛成」と呼ぶものあり）

○議長（平良幸市君）　只今十八番議員（長嶺秋夫君）から討論を打切つて読会省略をもつて最終確定議に付して貰いたいという動議がありまして、賛

成の声がありましたので動議は成立いたしております。お諮りいたします。本案は読会省略をもつて最終確定議に移すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでありますので採決いたします。休憩いたします。

（午後三時二分休憩）

（午後三時五分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。採決いたします。軍使用土地處理に関する請願決議案を委員長の報告通り決定することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないと認めます。本案は委員長の報告通り可決決定いたします。

○議長（平良幸市君）　次、日程第四十四恩納村土地收用に関する請願（決議案第十二号）を議題といたします。発議者からの説明を願います。

○大山朝常君　豫て恩納村長から恩納村の土地を軍が收用するから、それについて我々は反対しているといつたような陳情が参りまして、これは一応正式に院で受附けて後に特別委員会で審議するようになりまして、四月二十八日の特別委員会に取上げましてこの問題を審議したのであります。その前に一応委員の全員が現地へ行きまして、具さに現地の状況を視察し、なお村当局の方＝村長並びに土地委員長、土地の係から詳しい説明を聽きまして、帰りまして委員会でこの問題を檢討いたしましたが、次のように決議案を纒めてあるのであります。我々といたしましては、恩納村が陳情してあるところのことは　直に受取つて、こうでなければいかんという風に全員の意見が一致したのであります。従つてこの問題は急を要する問題でありまして、御報告をかねて請願決議案にした訳であります一応この決議案を朗読いします。

（決議案朗読）

決議案第十二号

恩納村土地收用に関する請願

決議案

右の議案を発議する。

一九五四月四月三十日

発議者　大山　朝常

立法院議長　平良幸市殿

恩納村土地收用に関する請願決議

軍使用土地問題の解決については、昨年来当院において屢々関係当局に要望を呈し、極力住民の財産権の保護に努めて来たのであるが、これに対しては遺憾ながら今日まで充分な考慮が払われているとは言えない。土の收用法住民の意思を考慮することなく行われているばかりでなく、地代の適正な評価についても住民の意思が全然反映されていない。かかる状態の下で、恩納村の土地百十エーカー（十三万坪）の收用が通告されたことは、軍使用土地問題解決の前途に暗影を投ずるものであり、当院の甚だ遺憾とするところである。

恩納村の関係三個部落は、既に一、三六一、五五七坪の演習地と一二一、六八八坪の送信所用地によつて、その面積の三分の一を失つており、今回の收用によつてそれは更に総面積の五〇、二%に増加することになるが、殘された耕地面積を一戸当り換算すると僅かに四〇四坪しかならない。当村はもともと貧弱農村であり、冬季には食糧不足を来すような實状にあるので、前記の如く広大な農耕地を收用することは、農民にとつて生計の途を封ずるにも等しいと言わねばならない。殊に今日の如く失業者の氾濫している状態にあつては、土地を失うことが農民にとつて如何に大きな打撃であるかは想像にあまるものがある。

軍当局では軍使用土地内の農耕は認めるとのことであるが、他村の例に徴しても明らかな如く、何時農耕停止を命ぜられるかも図り知れず、住民の不安はかゝる口約によつては解消できない。又賃貸料にしても坪当り一円五十銭という低廉な額が呈示されているがこれをもつて住民の生活を維持することは到底不可能である。

又同村における農民の生産意慾は旺盛で、終戦以来多くの荒ぶ地を開墾して来たのであるが、尚一層の増産を図るためダムの建設を計画し、收用豫定地に引水して開田する豫定になつている。更に同地南西側の海岸線は農作物の潮害を防ぐため多額の資金を投じて護岸の完成を見たが、住民は未だにその借金を背負うている状態にある。かくの如く生産計画が進められ、住民の自給自足体制を整えられつゝある現在土地の收用により、これら一切の希望が失われることは、住民の忍び得ないところである。

最後に、軍用施設が学校に近いため教育環境が破壊されるおそれがあり、この點からも住民の反対は大きい。

以上述べたように、今回の收用は恩納村民の生活を破壊するものであり、従つて住民のこれに対する反対も強硬である。よつて琉球政府立法院は、かゝる恩納村民の意を体し、收用通告の撤回を要望すると共に、今後かゝる一方的收用を排し、住民の要望に副うよう努力せられんことを、琉球列島米國民政副長官並びに行政主席に請願するものである。

右決議する。

一九五四年　月　日

琉球政府立法院

○大山朝常君　この宛名に行政主席を入れてありますことは、是非行政主席もこの問題を取上げて、強力に解決して貰いたいというつもりで行政主席を入れてあります。今先満場一致で決議になりました、軍使用地處理に関する決議案の第四項にも決議してあります如く、今後新たに土地を取つていただいては困るという風に謳つてあります関係上、なお又先にも申上げました通り恩納村民の一戸平均の耕作面積は千

百十一坪で、それから軍用地を差引かれますと四百四坪にしかならない。今まで漸くこれで食つておつたものが、軍に取上げられますと四百四坪を耕し残りの約八百坪を年坪一円五十銭千円に近いところの地代では到底食えない。こう委員会では認めて是非これを撤回して貰いたいという風に考えて提案した訳であります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明が終りました質疑應答に移ります。

○兼次佐一君　委員会がこゝに決議案として提案されるまでに、この土地問題をめぐつて現地の調査をされたことを説明の中にいうておられますが、その際に行政主席にこの問題について経緯をきかれたことがあるかどうか、この點をお伺いいたしたいのでありますと申しますのは、こういつた問題は当院で政治的にこれの解決策を講ずる前に、先ず行政主席が現地住民の意思を体して、任命者即ち統治権者に対し、これらの問題の円満解決に手を打たなければならない性質のものだと考えるのであります。従つて主席はこれに如何様な手を今日まで打つて来たのであるが、この點をお調べになつたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○大山朝常君　この問題は、既に恩納村からも直接行政主席宛出しまして善處方の陳情をしたのでありますが、委員会といたしましてはまだ行政主席に会つてこういうことを聽取しておりません。

○新垣金造君　坪当り一円五十銭というのは月ですか年ですか、これが明瞭でないようです。それからお伺いしたいことは、今度のこの土地使用について住民はその土地を全然軍に出したら生活不能というのであるが、適正な賃貸であれば軍の方に貸してもいゝか悪いか、所謂賃貸料が適正であるかどうかということによつて、住民はこれを軍に貸してもいゝという風な考えについてお伺いしたいのであります。そのことは昨年小禄村の具志部落の問題があつた場合にも再三部落の代表者が見えましたが、矢張り根本の問題は軍が是非必要だとして收用する土地について、何處までもこれと争えない立場にあるか、適正な額であるならばといつたような声があつたやに記憶しておりますが、その點恩納村民としてどういう風に考えているか、ちよつとお伺いいたします。

○大山朝常君　最初の質問は、これは一円五十銭、年であります。それから二番目の御質問でありますが、住民の意思は今までできいている範囲では絶対反対だといつております。

○瀬長亀次郎君　今までの委員長の報告に補足いたします。即ち住民の考え方、土地取上げには絶対反対であるのか、或は地代が少し高ければアメリカに貸してもいゝかどうかという問題でありますが、この問題は非常に大きい問題だと思います。何故かと申上げますと、恩納村に対してはガンドリングとかいう大佐か中佐の方であるそうでありますが、この人が行つて強いる。更に関係者が絶対に取上げるという風なことが毎日々々重つて行くと仕方がないという考え方に変ります。これが弱いもの意識の過程であります。そういう風にして日々が経つに従つて仕方がないという考え方は、もう仕方がなければそれ相当の金さえ取れば本当に仕方がないじやないかという風な格好になつて来ると思います。又この前の委員会に於ける恩納村長もそういう風なことを証言しております。従つて我々現地に行きました委員としては、兎に角恩納村のあの部落の人々の本当の考え方は、土地を絶対に取られたくない。これを取られたが最後生活が出来なくなるという風なことが深刻な叫びであつたと感じております。従つて現在のところ土地取上げに対しては絶対反対するという意向であると私はそう見たのであります。ところが今まで申上げましたように壓力が上からも横からも加わつて来ると、これは仕方がないかも知れんが、少し地代をあげてもらえば本当に仕方がないないで押通して行つているのが現在までの土地取上げ、或いは強制立退の具体的な實例であり、プロセスであつたと考えております。

○中里猛君　先程委員長並びに委員の方々の御説明を承りますれば恩納村のこの土地問題につきましては、土地使用料をそれ相当にあげても土地を取られては困る。又この現状から見ました場合に、既に百三十六万千五百七十七坪の演習地と、更に十二万千六百六十八坪の送信所用地として既に軍が使用している状態でありまして、それに更に今度これだけの土地が取上げられるということは、確かに農村民として死活問題でありまして、この問題は恩納村の實情から考えました場合に是非院として取上げて、院の名に於いてこの問題については軍にも要求しなければいかんと思うものでありまして、本案を読会省略、全会一致で可決していただきたいと思うのであります。動議を出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今二十五番（中里猛君）から決議案第十二号を読会省略をもつて最終確定議に付したいとの動議が提案され、賛成の声がありましたので動議は成立いたしました。では決議案第十二号を読会省略を以つて最終確定議に付すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では読会を省略して最終確定議に付します。採決に移ります。決議案第十二号恩納村土地收用に関する請願決議案を原案の通り決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では可決決定いたします。多少字句の修正があるかと思いますが、それは議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様取計います。

○議長（平良幸市君）　次、日程第四十五立法案第二号戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案を議題といたします。二読会の讀会であります。

戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案に関する報告

一、委員会の経過概要

四月二十二日の本会議において、本委員会に付託になりました戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案につきましては、本委員会は、四月二十六日全委員出席のもとに、愼重審査をなし、別紙案を本委員会提出の修正案とすることに全委員の意見が一致した。

二、議案の修正議決理由

(1)各市町村の会計年度は、七月一日から始まるので、これとの調整を計るため、附則の施行月日を一九五四年十月一日に改めた。

以上の點で修正の必要を認め別紙の通り本案を修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

一九五四年四月二十八日

行政法務委員長

西銘　順治

立法院議長　平良幸市殿

戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案の一部を次のように修正する。

第四条第三項中一行目の「記載事項に変更なきことの証明」を「記載事項に変更がないことの証明」に改める。

附則を次のように改める。

この立法は、一九五四年七月一日から施行する。

○西銘順治君　委員会の経過の概要について申上げます。四月二十二日の本会議に於きまして本委員会に付託になりました戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案につきましては、本委員会は四月二十六日全委員出席の下に愼重に審査いたしましたところ、別紙案本委員会提出の修正案とすることに全委員の意見が一致したのであります。議案の修正議決の理由につきましては各市町村の会計年度が四月一日から始まりますので、これとの調整をはかるため、附則の施行月日を一九五四年七月一日に改めたのであります。以上の點で修正の必要を認め、別紙の通り本案を修正議決すべきものと議決した次第であります。以上御報告いたします。

○議長（平良幸市君）　質疑討論に移ります。

○大浜國浩君　委員会に付託になりました際にお伺いしておきましたが、一事一件であつたかどうかということですね、これが一事一件ではないということろのことは修正されないで、そのまゝになつておりますが、その理論をきかせていただきたいと思います。一事一件でないというところの理由ですね。

○西銘順治君　章典の第二十四条に於きまして一事一件の原則が謳われておりますが、戸籍手数料及び寄留手数料両方を一つの法律に謳うということにつきまして、その原則に反しないかどうか、反しないならばその理論を教えてもらいたいという御質疑でありますが、これは寄留簿或は戸籍簿の二つの性格からいたしましても、別に原則に遠くもどるものではない。又これまでの立法の慣例からいたしましても、二つをこゝに規定しても条理には反しないという建前から一しよに規定したような次第であります。

○星克君　質問も意見もないようでありますので、讀会省略で採決に移つて貰いたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今五番議員（星克君）から立法案第二号を讀会省略をもつて最終確定議に付したいとの動議が出て、賛成者がありましたので動議は成立いたしております。讀会省略を以つて最終確定議に付してよろしうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では最終確定議に付すことにいたします。採決に移ります。日程第四十五立法案第二号戸籍手数料及び寄留手数料に関する立法案を先刻委員長が報告いたしました通り可決決定してよろしうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では左様可決決定いたします。

○議長（平良幸市君）　次、日程第四十六立法案第一号立法院法の一部改正する立法案を議題といたします。二読会の讀会であります。

立法院法の一部を改正する立法案に関する再審査報告書

一、委員会の経過

四月二十二日の本会議に於て本委員会に再付託になりました立法院法の一部を改正する立法案については、本委員会は、四月二十六日及び四月二十九日の二日間にわたり、全委員出席のもとに、愼重に再検討を加えた結果次の通り決定した。

二、議決の理由及び内容

I　議長及び委員長の表決権については

(イ)章典には「立法院の議事は出席議員の過半数による。」と明確に規定されており、可否同数の場合の特例が定められていないので、本法にこの特例を設けることは章典に抵触することになる。

(ロ)右の理由で可否同数の場合の特例規定を設けることができないので、従つて裁決権の行使は考えられない。

(ハ)議員平等の原則からして議長に表決権を與えることは、当然の理である。

(ニ)委員長についても、議長の場合

と平仄を合すため表決権を與えて、表決権はこれをなくした。

依つて改正案中第三十六条及び第四十八条に関するさきの本委員会の修正はこれを取消し、それぞれ次のように修正した。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　院の議事は、特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決する。

2　現行法第二十九条第二項の存置改正案によれば、委員会構成の変更については、現行法第二十九条第二項は、この規定がなくても法の改正により当然変更ができるものとして削除されており、本委員会においても一応それを諒としたのであるが再検討の結果、過去の實績に鑑みても法の改正は相当の日数を要するものであり、この第二項を削除した場合においては、今会期の当初において院が法の改正をまつことなく規則の改正のみで委員会の構成に変更を加えた如き臨機応変の處置を講ずることができなくなるので、現行法通りこれを存置した方がよいと意見の一致をみた。よつて、次のように修正を加えた。

第二十九条を第二十八条とし、同条第一項中第八号を削り、第二号から第七号までを次のように改め、第二項を削る。

（削除）

再審査の結果、本委員会は右の通り議決した。

右報告する。

一九五四年四月二十九日

議長運営委員長

長嶺　秋夫

立法院議長　平良幸市殿

○長嶺秋夫君　立法院法の一部を改正する立法案に対する再審査の報告をいたします。四月二十二日の本会議に於きまして、本委員会に再付託になりました立法院法の一部を改正する立法案につきましては、本委員会は四月二十六日及び四月二十九日の二日間に亘り、全委員出席の下に愼重に再検討を加えました結果、次の通り決定したのであります。本会議に於きまして討論になりました議長並びに委員長の表決権の問題についてであります。これにつきましては章典第二十七条の第六項に「立法院の議事は出席議員の過半数による」という原則が掲げられているのであります。こういう風に明確に規定されており、可否同数の場合の特例が定められていないのに、本法にこの特例を設けることは章典に抵触する事になる訳であります。右の理由で可否同数の場合の特別規定を設けることが出来ないので、従つて裁決権の行使は考えられない訳であります。議員平等の原則からいたしまして、議長に表決権を與えることは当然の理であります委員長についても議長と同様でありますので、表決権を與えて採決権はこれをなくしたのであります。よつて改正案中の三十六条及び四十八条に関する先の本委員会の修正はこれを取消し、それ〳〵次のように修正した次第であります。第三十六条を次のように改めます。第三十六条、委員会の議事は、出席議員の過半数でこれを決する。第四十八条、院の議事は、特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決する。こういう風にするのであります。更に現行法の第二十九条第二項の存置を議決したのであります。改正案によりますと、委員会構成の変更につきましては、現行法第二十九条第二項は、この規定がなくても法の改正により当然変更が出来るものとして削除し、本委員会に於て一応これを諒としたのでありますが、再検討の結果過去の實績に鑑みても法の改正は相当の日数を要するものであり、この第二項を削除した場合においては、今議会の当初に於て院が法の改正をまつことなく規則の改正のみで委員会の構成に変更を加えたように、臨機応変の處置を講ずることが出来ないようになるので、現行法通りがよいということに意見の一致を見たのであります。よつて次のように修正を加えたのであります。第二十九条を第二十八条とし、同案第一項中第八号を削り、第二号から第七号までを次のように改める。第二項を削る。」この「第二項を削る」というのを削除しまして、つまり第二項を生かすということであります。再審査の結果本委員会はこの通り議決いたしました。なお附加えて申上げておきますが、所謂出席議員というのに対する解釈を一本にして明確にするため、出席議員というのはその議場に顔を出した議員が全部出席議員である。又章典には過半数によるという原則を謳つてありますから、当然そこには可否同数の時はということは考えられないのであります。従つて議長も表決に加わつて貰ろうということに決定したのであります。特別の定めのある場合は臨時議会招集の要求、これは四分の一以上とか或は公開の停止は三分の二以上とか、それを除いては過半数によるということにしたのであります。

議長（平良幸市君）　質疑討論に移ります。

○当山真志君　討論に入る前に一つおきゝしたいのであります。議長や委員長を含めて可否同数の場合はどうするようなお考えですか。

○長嶺秋夫君　可否同数ということは考えられない訳であります。議事は過半数によつて決するとなつておりますから、可否同数の場合には否決ということになつております。

○大浜國浩君　この表決権を持たせる

理論には余り私は賛成出来ないのであります。まだ筋が通つていないという感じがしますが、表決権を議長に與えた場合に於て、こういつたことはあり得ないかと思われる點を質問したいと思います。議長も勿論自分の意思を表示するという場合には、自分の議席に立ち帰らなければならないのであります。投票、或いは挙手、或いは起立して採決をした場合に於てその場合は誰がその表決を、所謂指揮するのであるか、日本の國会法に於きましては事務総長が議長に代つて議長がいない場合にはその指揮をなすことになつておりますが、こちらにはそういつた規定がない。そういつた場合には動議は成立した。可否をとりますという場合に於て更に議長は挙手をさせた場合に於ては自ら挙手をしなければならない。そういうことがあり得るのですが、そういうことはどういう風に處理をなさるおつもりでありますか。

○長嶺秋夫君　方法だろうと思いますが、議長席に於ても出来ると思います

○大浜國浩君　慣習によりまして議長は自分の意思を表示する場合には自分の席に帰らなければならないことになつております。議長なるが故に議長は議長席で自分に與えられた権限を行使しているのであつて、表決になつた場合には議員平等の原則から自分の席に立ち帰つて自分の意思を表示しなければならないということが慣習であるがそれをどういう風に今後とりなして行くか、如何なる方法によつて處理して行くかという點に疑問を持つのでありますが、その點十分に納得の行くまで説明してもらいたいと思います。

○西銘順治君　議員に與えられた表決権を議長の場合どういう形で行使するかという問題になりますが、議員平等の原則からいたしますならば、議長といえども各議員と同様に一票を投ずる資格を有するのであります。従つて慣習であるから自分の議席に帰つて表決に加わらなければならないということは理由にはならないだろう、従つて議長の席から自己の表決権の行使は十分に出来るのではないか、斯様に考えるのであります。平等の原則はあくまでも一議員一票であるが故に、その行使については自席に帰る必要はない、慣習であると申しておりますが、慣習は慣習であつて、行使については別に慣習に従う必要はないのじやないか、斯様に考えております。

○大浜國浩君　慣習であるが故に必ずしもそれを守る必要はないとおつしやればそれでも結構だとは思います。然し慣習は慣習としまして、我々はどういう風にそれを取扱つて行くかというところに所謂問題の派生する基盤があるのじやないかと思います。先程も申上げました通り、決を採るための人には誰かなるかということになる訳であります。私の聽いた範囲内に於いては表決権を議長に與えた場合、その時の指揮をする人は順繰り議員がなつてもよいということも私はきいておりますが、そういう事が許されるかどうか。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩いたします。

（午後三時四十三分休憩）

（午後四時二分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

○兼次佐一君　立法案第一号立法院法の一部を改正する立法案は、今さつきの運営委員長のその後における修正の報告はありましたが、これを委員会の修正案として二読会の討論を打切り、読会省略で直ちに可決したいという動議を出します。

（「異議なし」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　只今十五番議員（兼次佐一君）から立法案第一号を二読会を打切つて読会省略で最終確定議に付したいとの動議が出され動議は成立しております。

○大浜國浩君　すべて議長に表決権が與えられるようになりまして、結局は投票による處の行使による、いわゆる決がとられるものと思います。挙手による處の決のとり方、起立による處の決のとり方について、どうぞ特殊な奇現象を呈するような表決がとられないようにお願いしたいのであります。

○議長（平良幸市君）　先刻成立致しました動議の處理を致します。立法案第一号を読会省略を以つて最終確定議に付すことに御異議ありませんか。

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　次、日程第四十七、立法案第三号文化財保護法案を議題と致します。発議者からの御説明をねがいます。一寸休憩します。

（午後四時五分休憩）

（午後四時七分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

立法案第三号

文化財保護法案

右の議案を発議する。

一九五四年四月二十日

発議者　桃原　亀郎

立法院議長　平良幸市殿

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

文化財保護法

第一章　総　則

（この立法の目的）

第一条　この立法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて住民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）
第二条　この立法で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、工藝品、古文書典籍、筆跡、書跡、民俗資料、彫刻、その他の有形の文化的所産で歴史上又は藝術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」をいう。）
二　演劇、音楽、舞踊、工藝技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は藝術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　史跡、名勝及び天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という。）
2　この立法の規定（第六条第二項第一号、第七条第一項、第二項、第八条、第九条第一項、第四項の規定を除く。）中「重要文化財」には、特別重要文化財を含むものとする。
3　この立法の規定（第六条第二項第八号、第二十七条第一項、第二項、第二十八条第一項の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び市町村の任務）
第三条　政府及び市町村は、文化財が琉球の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎となすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの立法の趣旨の徹底に努めなければならない。
（住民、所有者の心得）
第四条　一般住民は、政府及び市町村がこの立法の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な國民的財産であることを自覚し、これを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
3　政府及び市町村は、この立法の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章　文化財保護審議会

（設置）
第五条　行政主席の諮問機関として、文化財保護のため、文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会の事務は、文教局で処理する。
（任務）
第六条　審議会は、行政主席の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に関し必要と認める事項を行政主席に建議する。
2　行政主席は、左に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。
一　特別重要文化財の指定及びその解除
二　重要文化財の管理及び修理に関する命令
三　特別重要文化財の修理及び滅失又はき損の防止の措置の施行
四　重要文化財の現状変更及び輸出の許可
五　重要文化財の買収
六　理蔵文化財の発掘の施行
七　助成の措置を講ずべき無形文化財の選定
八　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその解除
九　史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に関する命令
十　特別史跡名勝天然記念物の復旧及び滅失、き損又は衰亡の防止の措置の施行
十一　史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
十二　前各号に掲げるものの外文化財の保存及び活用に関する重要事項

第三章　有形文化財

（指定）
第七条　行政主席は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。
2　行政主席は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいのない住民の宝たるものを特別重要文化財に指定することができる。
（告示及び指定書の交付）
第八条　前条の規定により指定をしたときは、行政主席は、その旨を公報で告示し、且つ、特別重要文化財又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
（解除）
第九条　特別重要文化財又は重要文化財が特別重要文化財又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、行政主席は、特別重要文化財又は重要文化財の指定を解除することができる。
2　前項の規定により指定を解除したときは、行政主席は、その旨を公報で告示し、且つ、所有者に通知しなければならない。
3　前項の通知を受けたときは、所有者は、二十日以内に指定書を行政主席に返付しなければならない。
4　第一項の規定により特別重要文化財の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、行政主席は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。
（管理方法の指示）
第十条　行政主席は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
（所有者の管理義務）
第十一条　重要文化財の所有者は、この立法並びにこれに基いて発する規則及び行政主席の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

（所有者の変更）
第十二条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、規則の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定を添えて二十日以内に行政主席に届け出なければならない。
（滅失又はき損）
第十三条　重要文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者は、規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から十日以内に行政主席に届け出なければならない。
（所在の変更）
第十四条　重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者は、規則で定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに行政主席に届け出なければならない。
（管理又は修理の補助）
第十五条　重要文化財の管理及は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者に対し、補助金を交付することができる。
（政府による修理等の施行）
第十六条　行政主席は、必要と認めるときは、特別重要文化財につき自ら修理を行い、又は滅失き損の防止の措置をすることができる。
2　前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、行政主席は、あらかじめ、所有者に対し、当該重要文化財の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
3　第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、政府の負担とする。
（輸出の禁止）
第十七条　重要文化財は、輸出してはならない。但し、行政主席か文化の國際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。
2　重要文化財の外國人に対する譲渡はこれを輸出とみなす。
（環境保全）
第十八条　行政主席は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
2　前項の規定による處分によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。
（譲渡の申出）
第十九条　重要文化財を譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方豫定対価の額を記載した書面を行政主席に提出し承諾を受けなければならない。
2　前項の規定による譲渡の申出のあつた後二十日以内に政府において買い取るべき旨の通知をしたときは、政府に譲渡しなければならない。
（出品）
第二十条　行政主席は、重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限つて、政府立博物館その他の施設において政府の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。
2　行政主席は、政府が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限つて、政府立博物館その他の施設において政府の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
3　前二項に規定する場合の外、行政主席は、重要文化財の所有者から政府立博物館その他の施設において政府の行う公開の用に供する重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。
4　前三項の規定による出品のために要する費用は、規則の定める規準により政府の負担とする。
（損害の補償）
第二十一条　前条の規定により出品したことに起因して当該重要文化財を滅失し、又はき損したときは、政府は、その重要文化財の所有者に対し通常生すべき損害を補償する。
（保存のための調査）
第二十二条　行政主席は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
（埋藏文化財の発掘に関する届出指示及び命令）
第二十三条　第二十七条の規定により史跡に指定された土地以外の土地において埋藏物たる文化財（以下「埋藏文化財」という。）を発掘しようとするときは、規則の定める事項を記載した書面をもつて、発掘しようとする日の二十日前までに行政主席に届け出なければならない。
2　埋藏文化財の保護上特に必要があると認めるときは、行政主席は、前項の届出に係る埋藏文化財の発掘に関し必要な事項を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
（発掘の施行）
第二十四条　行政主席は、必要があると認めるときは、自ら埋藏文化財の発掘を施行することができる。
2　前項の規定により発掘を自ら施行しようとするときは、行政主席は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権限に基く占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と

認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3　第一項の規定による埋蔵文化財の発掘によつて、損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生すべき損害を補償する。

第四章　無形文化財

（助成）

第二十五条　無形文化財のうち特に価値の高いもので政府が保護しなければ衰亡する虞のあるものについては行政主席は、その保存に当ることを適当と認める者に対し、補助金を交付し、又は資材のあつ旋その他適当な助成の措置を講じなければならない。

（公開）

第二十六条　行政主席は、前条の規定による措置を受けた者に対し、三箇月以内の期間を限つて、当該無形文化財の公開を命ずることができる。

2　前項の場合には、第十九条第四項の規定を準用する。

3　前条に規定する無形文化財の保存に当つている者から、その保存に係る無形文化財を政府の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合は、行政主席が適当と認めてこれを承認したときは、その公開のために要する費用の全部又は一部を政府負担とすることができる。

第五章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第二十七条　史跡名勝天然記念物は、行政主が指定する。

2　行政主席は、前項の史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に指定することができる。

3　前二項の規定により指定をしたときは、行政主席は、その旨を公報で告示し、且つ、指定されたものの所有者及び権限に基く占有者に通知しなければならない。

（解除）

第二十八条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物とその価値を失つた場合は行政主席は、その指定を解除することができる。

2　前項の規定による指定の解除には、前条第三項の規定を準用する。

（管理）

第二十九条　行政主席は、適当な市町村その他の団体を指定して史跡名勝天然記念物の管理（復旧を含む。以下本案第二項、第三項及び第二十七条において同じ。）をさせることができる。

2　史跡名勝天然記念物に指定されたものの所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、前項に規定する管理及び管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3　第一項の規定による管理に要する費用は、この立法に特別の定のある場合を除いて、当該市町村その他の団体の負担とする。

4　政府は、前項の費用の一部を補助することができる。

第三十条　前条第一項に規定する場合を除いて、史跡名勝天然記念物に指定されたものの所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理に当るものとする。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、又は衰亡する虞があると認めるときは、行政主席は、管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（復旧に関する命令又は勧告）

第三十二条　行政主席は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合は、その所有者又は管理者に、その修理、復旧を命令又は勧告し、必要があると認めるときは、政府自らこれを行うことができる。

（現状変更の制限）

第三十三条　史跡名勝天然記念物の所有者又は管理者がその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。但し、その維持の措置をする場合は、この限りでない。

（環境保全）

第三十四条　行政主席は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

（古墳、旧跡、その他遺跡等発見の届出）

第三十五条　土地の所有者又は占有者が古墳、旧跡又はその他の遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、規則で定める事項を記載した書面をもつて発見の日から十日以内に行政主席に届出なければならない。

（委任規定）

第三十六条　この立法の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第六章　罰則

（刑罰）

第三十七条　第十七条の規定に違反し、行政主席の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、二年以下の禁こ若しくは一万円以下の罰金に処する。

第三十八条　重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、二年以下の禁こ若しくは一万円以下の罰金に処する。

2　前項に規定する者が当該文化財の所有者であるときは、一年以下の禁こ若しくは五千円以下の罰金に処する。

（行政罰）

第三十九条　重要文化財又は史跡名勝天然記念物管理、修理又は復旧の施行の責に任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し衰亡するに至らしめたときは、八千円以下の過料に處する。

第四十条　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に處する。

一　正当な理由がなくて重要文化財の管理、修理又は復旧に関する行政主席の命令に従わなかつた者

二　重要文化財の修理、滅失、き損の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

三　第十九条の規定に違反して、重要文化財の政府に対する売り渡しの申出をせず、若しくは申出をした後所定の期間内に政府以外の者に譲り渡した者

四　第二十条に規定する出品公開に関する規定に従わなかつた者

五　第二十三条第二項の規定に違反して、行政主席の埋藏文化財の発掘の禁止又は停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

六　第二十四条の規定による埋藏文化財発掘の施行を拒み、又は妨げた者

七　正当な理由がなくて、第三十一条及び第三十二条の規定に違反して、史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に関する行政主席の命令に従わなかつた者

八　第三十三条の規定に違反して、行政主席の許可を受けないで史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼした行為をした者

九　すべて届出を命ぜられた場合に、これを怠り或は虚偽の届出をした者

附　則

1　この立法は公布の日から施行する。

2　文化財保護調査会規程（一九五四年三月九日付告示第四十八号）はこの立法施行と共に廃止する。

○桃原亀郎君　立法案第三号文化財保護法案の説明を致します。メッセージの第一号として文化財保護の立法が要請されまして、文教社会委員会に付託になりましたので、参考案を中心と致しまして慎重審議を重ね、更に終戦直後から今日までの空白時代における民間団体及び文化財保護委員会によつて潰滅寸前に集録された處の文化財を直接見まして、更に文化財保護委員会の方々と懇談を重ねて、この文化財保護の立法に対する意見の調整を致しまして、全会一致でこの法案をまとめた次第であります。あたかもちようどこの間に日本々土から南方調査の一行が、文化財関係の学界の権威者が見えまして、いよいよ琉球文化財の今日のこの滅失の危機に瀕していることを強調され、更に琉球文化財の重要性が再確認されまして、そうしてこの文化財保護法が一日も早く立法されることを要望されている機会であります。こういう機会におきまして、この法案を委員会におきましてもできるだけ慎重に審議をして早く成立することを希望しているのであります。この法案は日本の文化財保護法案を基本に致しまして、現在の琉球の機構に適用するように全会一致でまとめたものがこの法案であります。最も大きな相異點として考えられますことは、國家的な最も文化の誇りを持つ日本の文化財保護法は、規模におきまして非常に広大でありますが琉球におきましては、こういつたような機構を縮少して、そうしてこの権限を日本におきましては文部大臣の直轄下に、文部省の専門の文化財保護委員会というものが特殊な機関になつてこの問題を處理しておりますが、琉球におきましてはその主体を主席においてあるのであります。主席の責任の下に今度は文化財保護審議会を設置致しまして、この文化財に関する處のすべての問を處理する諮問機関にしてありまするが、この諮問機関も単なる形式的な有名無實なものにせず、できるだけ或る程度の権威を興えていこうという處が、委員会といたしましては最も注意を払つた處であります。こういうような處から機構的にはかなり縮少されて参りました。なお本土におきまして日本々土におきまして最近埋藏文化に対して非常な注意を払つておりまする関係上、又琉球におきましてもこの方面では特に危機に瀕しており、いわゆる前記のあらゆる方面から土建関係或いは軍使用地関係がこういう方面に関心がなく、そうして埋藏文化というものに対する注意が払われていないために、この方面に貴重な古文化財があるけれども、等閑に付されて、この二、三年のうちにこれを保護育成せんと取返しがつかない危険があるということを指摘されまして、特にこの保護法案にも埋藏文化に対する条を入れましてこれの保護に当るようにしておりますなお他に特に注意を加えてありまするのは、日本の条文にないものとしては無形文化財の中に舞踊というものを取入れてあるのであります。この舞踊は日本の無形文化の中にはありませんけれども、琉球舞踊は特殊な意味を持つものとして日本々土においても重要視され、特に神奈川あたりではこれを重要文化財に指定しているというような事がありまするために、なお又琉球においても舞踊は特殊の意義を持つているという意味からして特にこの舞踊というものを付加えてあるのでありますなお委員会と致しまして特別の注意を払いましたのは、重要文化財が琉球におきまして外國人の手に渡り易いというようなことが考えられまして、これを琉球内において外人に譲渡するようなことに対しては、できるだけこれは禁止をしたいという意味から、これを

輸出として見做して主席の許可を受けるような方法にしてある點であります。こういう點が主とした相異點になつております。なお罰則におきましては、日本の罰則の条項に比べましてこれを琉球における現實に照して軽減をしてあるのであります。或いは程度という點が日本法と異る主なる點であるのでありまするが、愼重御審議をおねがいする次第であります。以上簡単に御説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明を終りました。一読会であります。質疑応答に移ります。暫時休憩いたします。

（午後四時十五分休憩）

（午後四時十六分再開）

○議長（平良幸市君）　再開いたします。

○桃原亀郎君　参考案との相異點の最も主なるものを御説明申上げます。参考案の第二章、文化財保護審議会、この法には第五条と第六条がある訳でありまして、この五条は文化財審議会をおいて、そうしてその権限が謳われてないのであります。強いて権限を申上げれば二項の方に「文化財保護審議会は文化財保護に関する事項につき行政主席に建議することができる。」とこれだけしかないのでありますが、こうなつて来ると、この文化財審議会というものは折角設けられましたけれども、これの性格が不明であつて、諮問があつたら建議はできまするけれども、どういうようなものに対して建議するかといつたような文化財審議会の権限が非常に不明瞭になつておりまして、やゝもすると有名無實になる恨れがあると考えまして、この委員会案におきましては第六条をこゝに設けまして＝委員会案の第六条を御覧になつて頂きます＝「審議会は、行政主席の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に関し必要と認める事を行政主席に建議する。」その第二項に「行政主席は、左に掲げる事項については豫め審議会に諮問しなければならない。」というようにして、行政主席の文化財保護に関する全責任を行政主席に委任してあつたのを、こゝに左にかかげるものについては是非審議会の意見をきかねばならぬということに致しまして、審議会の性格を明確にしたのであります。一号から十二号までの事項を挙げて審議会の性格を明確にしてある訳であります。それともう一つは埋蔵文化に関する件を二十三条＝今さつき呈示をしました＝二十三条を一条設けて、「埋蔵文化財の発掘に関する届出指示及び命令」の条文を入れて埋蔵文化に対する保護、保存の条文を加えてあるのであります。それにつづいて二十四条もその通りであります。委員会自体としてのこの埋蔵文化の発掘ができるような条文にしてあります。二十三条、二十四条は埋蔵文化財に関し委員会において實施できるような条文にしてあるのであります。以上簡単に御説明を終ります。

○長田盛徳君　お伺い致します。舞踊は文化財に入れるようになつておりますが、古典舞踊と古典音楽は不離一体だと思います。古典舞踊だけですか、古典音楽も入つておりますか。

○桃原亀郎君　第二条の一項第二号にあります。第二号「演劇、音楽、舞踊工藝技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は藝術上価値の高いもの。」無形文化財には勿論音楽も入つております。

○西銘順治君　発議者におたずね致しますが、第十条におきまして管理方法が規定され、第十一条において、所有者の管理義務が規定されております。それにもかゝわらず第十五条におきましては「重要文化財の所有者がこの負担を負えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため重要文化財の所有者に対し、補助金を交付することが出来る。」こうなりますというと、一方では義務を規定しておきながら政府の場合はそれに対する補償をしない。こうする場合があり得ることにつきましてはどうお考えになりますか。もう一つは輸出の禁止でありますが、これは政府で買收するのであれば良いのでありますが、第十七条の「重要文化財は、輸出してはならない。」という規定でありますが、個人の所有権に対する侵害等の問題について売買は自由であるしこれについてはどうお考えになるか。第十七条及び第十五条の関係について説明おねがい致します。

○桃原亀郎君　十条十一条におきましては管理方法の趣旨と所有者の管理義務を謳つてあるのでありまして、これは文化財の所有者はあくまでも義務付けられている訳であります。義務付けられておりまして、なお又十五条に来ましては管理或いは修理の補助となつておりまするが、文化財のうちで特に重要文化財につきましてはその儘にしておくというと滅失の恐れ或いは毀損の恐れがあり、そういうものに対しては所有者自体がこれは復旧修理するのが建前でありますけれども、その負担に堪えない場合その他の特別の事情があつて到底それを行い得ないものに対しては、政府の義務としてこれに補助を與えてこれで保護をするというように、これは政府もその義務を持つという意味になつていると考えているのであります。それからもう一つ第十七条の輸出の禁止につきましては、すべて自由企業の精神からすると、今十九番さん（西銘順治君）のおつしやるのも当然と思いまするけれども、文化財につきましては、特にこれは政府ならびに住民として文化財保護育成の義務を與えられているのでありまして、他の商品とは異る。いわゆる重要な意味を持つている點からこれがその儘他の商品目標自由を許した場合は、その住民の歴史及び文化というものゝ重要性を

備つける恐れがあるし、過去の歴史、将来の文化の創造という意味から、この程度の制限は止むを得ないと思うのであります。それに対してはあくまでも政府として財産権の尊重という建前から考慮されることになるのであります。

○当山真志君　十九条の譲渡を申出る場合は豫定対価を付して貸貸するようになつているのですが、政府が若しこの文化財を政府有に指定し、そうしてその場所を変更して、政府機関にでも移譲して多くの展覧に供するといつたような處置をとる場合に、その対価についてはどういう風になつているのでしようか、よく人権の尊重が叫ばれるが一方的に持つていくのであるか、その文化財というのが個人として一面家宝として持つていたが、或いは生活の貧困さからこれを財産として處理せねばならぬような立場の人もいると思うのですが、その辺の點を一つ御説明ねがいます。

○桃原亀郎君　只今の問題は先の問題と関連しているように思われますが、この文化財保護の要重性に鑑みまして或る程度の制限が出て来るのは止むを得ないと思います。しかしながら人権及び財産権を尊重するということにこの本案はなつているのであります。その対価というものが問題でありまするが、これは通常生すべき権限でありまして、社会通念上誰が考えてもこれで適当であるという額がこのものによつて決められていくのでありまして、これは審議会の方でこの面に当るという風になつていく訳であります。

○当山真志君　そうした対策がどこに謳われておりますか。

○桃原亀郎君　第四条第三項でありますが、「政府及び市町村はこの立法の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」この条文をよく生かしていかにやならぬと思います。

○長嶺秋夫君　第二条の文化財保護審議会の件でありますが、他に告示第四十八号による文化財保護調査会というものがあり、その設置の目的任務が同一のように考えられますが、その関係はどうなつておりますか。

○桃原亀郎君　只今の保護調査会の方は行政事務局組織法第五条の規定に基いて今年の三月九日に設けられているのでありますが、これは今までの間この条文によつて文化財の危機に瀕しておりましたのをくい止めて来た。そうしてこの法案ができるのを待つて当然廃止されることになつた訳であります

○西銘順治君　第七条によつて文化財指定の権限は行政主席となつておりますが、現在の沖縄の情勢から致しまして、文化財の指定に当つて政治的に改良の余地が多分にあると考えられますが、これをどうお考えになつておられるか、この場合何らかの形で立法院の承認を得るといつたような規定を設けた方が良いんじやないかと思いますが

○桃原亀郎君　第七条指定に関する行政主席の権限に対しての制限ですか。

○西銘順治君　はい。

○桃原亀郎君　これにつきましても委員会では相当考えたのでありまするがこういつた文化財に対しては、特にその方面の専門的或いは技術的な能力を持つている者でなければ仲々これを解決するということは非常に困難でありますので、特にこの審議会というものを設けて権限を與え、そうして主席の一方的な行為に対して制限を加えてあるのでありますので、これは我々十分安心して仕事ができると考えております。

○西銘順治君　この審議委員の任免については、何らかの形で立法院の承認を得るような形に持つていかないというと、行政主席の諮問機関としておかれるのでありますから、多分に政治的な考慮が払われる余地があると考えられがすが、若し特別な技術を要するに致しましても、そういうような處置がとられなければならないと思いますがどんなものですか。

○議長（平良幸市君）　暫時休憩致します。

（午後四時三十四分休憩）

（午後四時四十一分再開）

○議長（平良幸市君）　再開致します

○当山真志君　この文化財保護法案はもつと研究すべき余地があると思つております。関連して申しますと、例えば罰則の三十九条の行政罰の如きでも、文化財を持つているがために八千円そこらの罰金も科されるような事態を生じ易い傾向にありますので、特にこの罰則のあたりは更に研究してもらうべく今一応審議御研究をするために委員会に再付託したいと思うのであります。

○議長（平良幸市君）　立法案第三号の一読会をこれで終了致しまして、文数社会委員会に付託致したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では立法案第三号文化財保護法案を文教社会委員会に付託致します。

○議長（平良幸市君）　次、日程第四十八立法案第四号政府有財産法案を議題と致します。発議者から御説明おねがいします。

立法案第四号

政府有財産法案

右の議案を発議する。

一九五四年四月二九日

発議者　当山　真志

立法院議長　平良幸市殿

政府有財産法

第一章　総　則

第二章　管理及び處分の機関

第三章　管理及び處分

第一節　通　則

第二節　行政財産

第三節　普通財産

第四章　台帳、報告書及び計算書

附　則

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

政府有財産法

第一章　総則

（この立法の趣旨）

第一条　政府有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに處分については、他の立法に特別の定めある場合を除く外この立法の定めるところによる。

（政府有財産の範囲）

第二条　この立法において政府有財産とは、政府の負担において、政府有となつた財産又は法令の規定により、若しくは譲與、寄附により政府有となつた財産であつて、左に掲げるものをいう。

一　不動産

二　船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック

三　前二号に掲げる不動産及び動産の從物

四　事業所、作業所、学校、病院、研究所、その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五　地上権、地役権、鑛業権、その他これらに準ずる権利

六　特許権、著作権、商標権、實用新案権、その他これらに準ずる権利

七　株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券、その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、政府が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的の為に臨時に所有するものを除く。

2　前項第四号の機械及び重要の器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所、その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを政府有財産とする。

（政府有財産の分類及び種類）

第三条　政府有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2　行政財産とは左に掲げる種類の財産をいう。

一　公用財産　政府において政府の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの。

二　公共福祉用財産　政府において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは広場又は公共のために保存する記念物、その他の重要文化財

三　企業用財産　政府において政府の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの。

3　普通財産とは、行政財産以外の一切の政府有財産をいう。

（総轄、所管換及び所属替の意義）

第四条　この立法において「政府有財産の総轄」とは、政府有財産の管理及び處分の適正を期するため、政府有財産に関する制度を整え、その管理及び處分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び處分について必要な調整をすることをいう。

2　この立法において「政府有財産の所管換」とは、各局長、官房長、地方庁長、人事委員会委員長、会計檢査委員会委員長、その他これらに準ずる行政機関の長、立法院議長又は上訴裁判所首席判事（以下各府各局の長という）の間において、政府有財産の所管を移すことをいう。

3　この立法において「政府有財産の所属替」とは、同一所管内に二以上の課、かいがある場合に一の課、かいの所属する政府有財産を他の課、かいの所属に移すことをいう。

第二章　管理及び處分の機関

（行政財産の管理の機関）

第五条　各府各局の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

第六条　各府各局の長は、天災その他の事故によりその管理する政府有財産を滅失又は毀損したときは、直ちに行政主席に通知しなければならない。

（普通財産の管理の機関）

第七条　普通財産は、内政局長がこれを管理しなければならない。

（普通財産の處分の機関）

第八条　普通財産は行政主席が處分する。

（政府有財産総轄の機関）

第九条　政府有財産は行政主席がこれを総轄しなければならない。

（政府有財産の引継）

第十条　行政財産の用途を廃した場合においては、各府各局の長は内政局長にこれを引継がなければならない。

（政府有財産の事務委任）

第十一条　各府各局の長は、その管理する政府有財産に関する事務の一部を課かいの長に分掌させることができる。

2　行政主席は、政府有財産に関する事務を、地方公共団体又はその吏員に取扱わせることができる。

第三章　管理及び處分

第一節　通則

（管理及び處分の総轄）

第十二条　行政主席は、必要があると認めるときは、各府各局の長に対し、この管理する政府有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め實地監査をなし、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を講ずることができる。

第十三条　行政主席は、政府有財産について、その現況に関する記録を備へ、常にその状況を明らかにして置かなければならない。

第十四条　各府各局の長が、政府有財産の所管換を受けようとするときは、その旨を行政主席に申し出なけ

ればならない。

第十五条　公共福祉用財産とする目的で財産を取得し又は公共福祉用財産以外の政府財産を公共福祉用財産としようとするときは、立法院の議決を経なければならない。公共福祉用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十六条　左に掲げる場合においては、当該政府有財産を管理する各局の長は、行政主席の承認を得なければならない。

一　公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二　普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三　公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四　公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五　公用財産又は企業用財産である建物を移築し、又は構造を変更しようとするとき。

（職員の行為の制限）

第十七条　政府有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る政府有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2　前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

第二節　行政財産

（処分等の制限）

第十八条　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲與し、若しくは出資の目的とし又はこれに私権を設定する事ができない。

（準用規定）

第十九条　第二十一条から第二十五条までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節　普通財産

（處分等）

第二十条　普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定によりこれを貸付け交換し、売払い、譲與し、又はこれに私権を設定することができる。

2　普通財産は、立法で特別の定めをした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

（貸付期間）

第二十一条　普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

一　植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く以下同じ）を貸し付ける場合は五十年

二　前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は二十年

三　建物その他の物件を貸し付ける場合は、五年

2　前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

（無償貸付）

第二十二条　行政主席は、左に掲げる場合においては普通財産を、公共団体に無償で貸し付けることができる。

一　公共団体において、教育施設、その他これに準ずる施設又は公益事業の用に供するとき。

二　公共団体において、緑地、公園、溜池、火葬場、墓地、塵芥焼却場又は汚物處理施設の用に供するとき。

三　公共団体において保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。

2　前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげた場合は、これを行うことができない。

3　行政主席は、第一項の規定により普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は、前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

（貸付料）

第二十三条　普通財産の貸付料は、毎年定期にこれを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

（貸付契約の解除）

第二十四条　行政主席は、普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中は政府又は公共団体において公用、公共用又は政府の企業若しくは、公益事業の用に供するため必要を生じたときは、その契約を解除することができる。

2　前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人はこれによつて生じた損失につき行政主席に対しその補償を求めることができる。

第二十五条　前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、行政主席は会計檢査委員会に通知すると共に、その損失補償につき適当な措置をとらなければならない。

（準用規定）

第二十六条　前五条の規定は貸付以外の方法により普通財産の使用又は收益をさせる場合にこれを準用する。

（交換）

第二十七条　普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、政府又は公共団体において公用、公共用又は政府の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、価額の差額がその高価なものの価額の四分の一をこえるときはこの限りでな

い。

2　前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3　第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、行政主席は、事前に会計検査委員会に、これを通知しなければならない。

（譲與）

第二十八条　普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一　公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する必要があるとき。但し、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においてはこの限りでない。

二　公用、公共用又は公益事業の用に供していた寄附にかゝる財産の用途を廃止した場合において、これをその寄附者又はその相続人、その他の包括承継者に譲與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

三　公共団体又は私人が公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用する財産の用途に代るべき他の施設をなしたためにその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において、当該公共団体又は当該私人若しくは、その相続人その他の包括承継者に譲與するとき。

（用途指定の売払）

第二十九条　一定の用途に供させる目的を以て普通財産の売払をする場合は、行政主席は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

第三十条　前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならい、期日及び期間を指定して普通財産の売払いをした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、行政主席は、その契約を解除することができる。

2　前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、行政主席は、その額を決定しなければならない。

（売払代金の納付）

第三十一条　普通財産の売払代金又は、交換差金は当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合においては、行政主席は、その代金又は差金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2　前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、行政主席は、延納期限、担保及び利率についてこれを定めなければならない。

3　第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、行政主席は、直ちにその特約を解除しなければならない。

一　当該財産の譲渡を受けたものの管理が適当でないと認めるとき。

二　各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積貸付料の額に満たないとき。

第四章　台帳、報告書及び計算書

（台帳）

第三十二条　各局、官房、地方庁、人事委員会、会計検査委員会、その他これらに準ずる行政機関、立法院、上訴裁判所（以下各府各局という）は第三条の規定による政府有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備へなければならない。但し、課、廨の長において、政府有財産に関する事務の一部を分掌するときはその課、廨毎に、これを備へ、各府各局にはその総括簿を備えるものとする。

2　各府各局の長又は課、廨の長は、その管理する政府有財産につき取得所管換、所属替その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載すると共に、行政主席に通知しなければならない。

（増減及び現在額報告書、総計算書）

第三十三条　各府各局の長は、その管理する政府有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を調製し、翌年度十月三十一日までに、これを行政主席に送付しなければならない。

2　行政主席は、前項の規定により送付を受けた政府有財産増減及び現在額報告書に基き、政府有財産増減及び現在額、総計算書を調製し、第一項の政府有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度一月三十一日までに、会計検査委員会に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四条　行政主席は、会計検査委員会の検査を経た政府有財産増減及び現在額総計算書を翌年度開会の立法院の定例会に報告することを常例とする。

2　前項の政府有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査委員会の検査報告の外、各府各局の政府有財産増減及び現在額報告書を添付する。

（見込現在額報告書、総計算書）

第三十五条　各府各局の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における政府有財産見込現在額報告書

を調製し、当該年度一月三十一日までに、これを行政主席に送付しなければならない。

2　行政主席は、前項の規定により送付を受けた政府有財産見込現在額報告書に基き、当該年度及び翌年度末における政府有財産見込現在額総計算書を調製しなければならない。

（無償貸付状況報告書、総計算書）

第三十六条　行政主席は、毎会計年度末において、第二十二条第一項の規定（第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む）により無償貸付をした政府有財産につき毎会計年度末における政府有財産無償貸付状況総計算書を調製し翌年度一月三十一日までに会計検査委員会に送付し、分の検査を受けなければならない。

第三十七条　行政主席は、会計検査委員会の検査を経た政府有財産無償貸付状況総計算書を翌年度開会の立法院の定例会に報告することを常例とする。

2　前項の政府有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査委員会の検査報告を添付する。

（施行規則）

第三十八案　この立法の施行に関する必要な事項は、行政主席がこれを定める。

附　則

1　この立法は、公布の日から、これを施行する。

2　この立法施行前になした政府有財産の交換、売払、譲與、及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は收益をさせる行為は、この立法の規定によつてしたものとみなす。

3　前項に掲げる行為にして、この立法の規定に抵触するものは、その抵触する限りにおいて、この立法施行の日にその効力を失う。

○当山真志君　立法案第四号、政府有財産法の提出説明を申上げます。本案は政府からまわされました参考案を基礎にして、当内政委員会で審議研究をつずけたのでありますが、先ずその目的は政府有財産の管理處分等に関し、適正を期するために本法案の提出をした訳であります。参考案に委員会の方で訂正を加えてハそれを今日の一読に提出いたし、これを原案にしたいと思うのであります。差上げましたこの財産法と日本法との差異を申上げますと日本では大藏大臣に管理處分権があるのを琉球では主席にしてあるのであります。それから第二十一案の貸付年数は、日本法では植林をする時の年数が六十年になつておりますが、こちらでは五十年、土地及びその貸借物をこのために貸すときは日本法の三十年を二十年、建物の場合は日本の十年を五年に縮めてあるであります。日本では各府縣の場合の諸例が短かいようになつているのであります。先ず第一条の方で参考案に修正を加えまして、管理といえば取得は入らないのが普通でありますが、日本法でも特に管理の中に取得を含めてそうして管理という名目で表わすようにしてありますので、日本法に則つて取得、維持、保存及び運用を入れてあるのであります。第二条の第四号に試験所というのが参考案にあつたのを削つてございます。これは研究所の中に含まれるものであり、日本法にも削られているので、こちらでも試験所は除き、研究所の中に試験所も含まれるものと解釈して立案してございます。それから第二章の管理及び處分の機関、ここの第五条から九条まで行政財産は各府各局の表が管理し、普通財産は内政局長が管理し、総轄は行政主席とするようにしてあります。そうして行政財産の處分はできんようになつておりますが、行政財産の用途を廃したときは各府各局の表は内政局長に引きついで普通財産としてから處分ができるよう同一にしてあるのであります。なお二十四条、二十五条の解約したときの相手方の損害を補償するようにしたのは、住民に迷惑をかけんように民主的に考えた次第であります。それから二十二条の無償貸付の場合、日本法は住宅施設を入れてありませんがここではそれも入れるようにしたのであります。大体以上のような説明を申上げまして愼重御審議、読会省略で通過させて頂きますようおねがいいたします。なお政府財産の状況視察を企てまして、北部の名護農業研究指導所、北部農林学校、北部の保健所、愛楽園等を視察いたしたのであります。いずれも良く管理されているようでありますが、愛楽園の方では園の收容者の住宅が非常にわるいので少く共一二〇〇万円は要るが、今度の豫算補助が八〇〇万円しかないようなことが新聞報道に見えたので相当心配をしているので善處方頼むというような園長からの要望がありましたので、この點豫算審議の時に善處をして頂きますように向うを見た實成からして私からもおねがいしておきたいと思うのであります。以上簡単に申上げます。

○議長（平良幸市君）　発議者の御説明が終りました。一読会であります。質疑応答に移ります。

○瀬長亀次郎君　二つの點を質問いたします。一つの點は政府有財産の問題についてであります。例えば現在國有財産或いは不在地主の土地もありますが、現にアメリカ現地代行機関で管理している財産、管理課で管理している財産。こういつたものはこの政府有財産法によるとどういう風な取扱を受けるのか、第二条に又は法令の規定により若しくは譲與、寄付により政府有となつた財産であつて、左に掲げるものをいう。」といつたようなことが書いてあります。それを明確にしないと、これは一番重點であつて、その他は大したことはないと思いますが、現在のアメリカ合衆國政府及びその代行機関が國又は元の縣の財産こういつたのを財

産管理課で管理している。こういつたものについてこの政府有財産法ができた場合には如何なる取扱がなされるのか、或いは國有財産は便宜上或いは國際法上―それはどうか分りませんが―今までのようにアメリカ合衆國政府の代行機関としての琉球列島米國民政府の管理課で管理していくのか、或いは直ちに移されるのか移されるならばどういつた条項によつて移されるのか、そういつた問題について説明をおねがいしたいと思います。もう一つの點は第三条の第二項に「若しくは供するものと決定した公園若しくは広場又は公共のために保存する記念物、その他の重要文化財というのが書かれております。これは今先委員会に付託になりました文化財保護法に関連いたして来ます。これとの関連性について、この二つの點をお伺いいたします。

○当山真志君　國有財産や元の縣有財産といつたようなものは現在軍が管理しておりまして、この政府有財産の効力は及ばないと考えております。これが移された場合にやはりこの財産法によつて管理されることと考えます。それから第三条の記念物その他の重要文化財、これらはやはり政府有財産として取扱われ管理されますが、やはりこれに関する他の法ができた場合には、その法の適用により管理處分されるものと考えるものであります。

○瀬長亀次郎君　今の第一番目の問題に関するものでありますが、現在の國有財産、その他財産管理課で管理しているものはこれに含まれない。後で移される場合はそうかも知れないがという御意見でありますが、この場合そうなりますと第二条の「若しくは譲與、寄付により」のこういつた點をもう少し明確にしてもらいたいと思います。

○当山真志君　今軍の管理課が管理している國有財産や縣有財産は、やはり譲與とは違つて引継ということで移されることもあろうと思いますが、行政府内の財産管理課にある財産はこの法の適用を受けると考えております。軍の管理している國有財産や元縣有財産はやはり行政府は移譲される場合にこの法の適用を受けるものと考えております。

○兼次佐一君　政府有財産としての旧日本政府の國有林の保護に対しては、政府は相当な負担においてこれを保護育成しつつありますが、國有林に対する見解、いわゆる政府有財産と見做されるのか、又どの程度の段階におかれているか、若し國有林がその儘政府有財産となつていないとするならば政府の負担においてなされている處の地上物件に対してはどういう見解をもつておられるか、これが一つ、あと一つは既に國頭方面、愛楽園等を委員会は調査して、そして政府有財産の管理状況を御調査になつておられる御報告を承りましたが、與儀試験場の御調査をなさつたことがあるか、若し御調査されたとするならば、同試験場敷地内に現に建築されているところの民家などについての御調査をされたかどうか、以上二點をおたずねいたします。

○当山真志君　政府有財産の視察は南部、中部、北部をやる計画で進めましたが、日数が足りずにまだ全部はまわりませず、與儀試験場の方はまだ視察していないのであります。又國有林などの維持に経費がかけられているとするならば、この軍の管理財産に対してこれは補助の形式で出しているのであろうと考えますが、その邊の詳しい調査はまだ進んでおりません。

○比嘉宇太郎君　國有林の管理は営林署が現在やつているのでありますが、これをその儘に軍の財産であるという意味において放置しますと、たちまち荒廃してしまう。盗伐がつづいているのであります。この儘放置することはこれは軍の財産であるという理由を以ちまして、これを打切ることは悉く山が荒廃する原因となるのでありましてむしろそういうことは奨励してやるべきではないかと思います。

○当山真志君　國有林の管理などにつきましてはやはり森林法もあつて、それらにより或いはこの管理課の方からその維持費を出しているかと考えますが、それによつて先ずこれが荒廃に瀕しないような措置が講ぜられていることと思います。軍有じやなくして、軍がこうした財産を管理しているという見解から、現在の事務の費用やその維持に関しては、管理課が当然持つべきものであると考えるのであります。

○兼次佐一君　本員が質問いたしておりますのは、琉球内にあるところの外國有財産の性格について伺つているのではありません。いわゆる外國有財産中の日本政府有の旧國有林が、琉球政府の政府財産となる可能性があるかについての見通しをきいているのでありそれでその國有林の保護育成のために第二条に謳われているようないわゆる政府の負担においてこれを保護育成しつつあるが、こういつたようなものとの関連をきいているのでございまするから、二読会に参りまするまでに十分御研究をなさつていただきたいのであります。なお又委員会の日程の御都合で與儀試験場の御見聞、御調査がまだやられていないようでありますが、本法立法に当りまして、委員会が現に琉球政府の主管しているところの政府有財産をなるべくでき得る限り御調査下さいまして、二読会においてすつきりするような御答弁をいただける様希望するものであります。

○下里恵良君　愛楽園の委員会による調査の状況、或いはそれに対する豫算の関連の話がありましたが、宮古の南静園の現状は實に見るに堪えないところがございます。これは同一の方法で是非とも委員会が御調査の上、適当な方途を講じていただきたいと希望を申上げておきます。

（「進行」とよぶ者あり）

○議長（平良幸市君）　別に御質疑が

なければ、立法案第四号政府有財産法案の一読会を終了いたしまして、内政委員会に付託いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では、左様決定いたします。

○新垣金造君　現在政府有財産がいくらあるか、どういうものがいくらあるかという一覧表が欲しいのですが、一体いくら位あるか分らんようでは人民からきかれても議員として答弁に困ると思いますので、財産一覧表を何とかしてもらいたいと希望を申し述べておきます。

○当山真志君　十番議員（新垣金造君）の御要望の財産に関する一覧表は、今作製中で明日までにでき上る豫定であります。この方もお配りして皆さんの御参考に供したいと思つております。

○議長（平良幸市君）　お諮りいたします。日程四十九、決議案第一号日本復帰に関する決議案と、日程第五十決議案第四号即時無条件祖國復帰に関する要請決議案の二案を一括上程いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では日程第四十九、第五十を一括上程いたしまして決議案第一号の提案者からの御説明をねがいます。

決議案第一号

日本復帰に関する決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月五日

発議者　兼次　佐一

立法院議長　平良幸市殿

日本復帰に関する決議

一九五一年九月八日、サンフランシスコ市において、連合國及び日本國によつて締結された対日平和条約第三条の規定による。琉球諸島に対する協定については、絶対多数の琉球人は不満であつた。

その後米國があま美大島の統治権を放棄して、同島を日本に返還したその誠實と好意に対しては、心から感謝するものであるが、然し旧沖縄縣が依然として祖國から分離されたまゝ、平和条約第三条の規定に基く米國の統治下におかれていることに対しては、相変らず満足し難きものである。

沖縄諸島の内外における事態の推移に見るに、アイゼンハワー米國大統領の基地保有声明にも拘らず、祖國復帰の必然性は、日本民族としての住民の間に更に確乎たる信念となつて根を下しつつある。

われわれは、沖縄諸島の早期祖國返還のみが住民に真の自由と福祉と民主々義をもたらせる所以であることを確認し、またかゝる返還は米國の世界政策に些かも支障を来さないのみならず却つて自由世界の恩恵を住民に体得させる道であることを確信する。

依つてわれわれは、祖國政府及び米國政府の真摯にして好意ある措置が、あま美大島の先例によつて早急に實現することを強く期待し、且つ要望する右決議する。

宛　アメリカ合衆國大統領
同　國務長官
同　上院議長
同　下院議長
同琉球列島米國民政長官
同　民政副長官
アメリカ合衆國駐日大使
日本國総理大臣
同　外務大臣
同　衆議院議長
同　参議院議長

○兼次佐一君　お手元に配布されております決議案第一号、日本復帰に関する決議案について御説明を申上げます。一九五一年九月八日サンフランシスコ市における対日平和条約締結の際、北緯二十九度以南の琉球を含めた南北諸島及び小笠原諸島を含む南方諸島に関する同条第三条の規定については、内外を問わず反対があつたのでございます。就中我が琉球の問題については、日本は勿論インドや英國内の一部にすら日本行政権内に委ねるべきだと主張されたのでございます。即ち現地沖縄からの署名による復帰嘆願書の提出や吉田全権の講和会議における不満の意思表示を始めといたしまして、インドの同会議不参加の理由もそのためであつたのであります。その後米國における対日講和条約審議の上院外交委員会において共和党のウイルキー氏は、沖縄諸島はその住民を必ずしも信託統治下におかなくても米國は米國の必要とする軍事基地設定ができるといゝ、更に批准書には独立か日本復帰か将来の運命を住民に決定せしむべく沖縄住民に一般投票を許すとの決議文を挿入しても、米國の安全保障に支障を来さないと述べております。然るに現地沖縄人の血の叫びである復帰悲願も、この自然の要求を認める人々の希望も遂に相容れられずして、締結された条約第三条の規定に対する不満は我々の偽わらざる心境であります。しかし米國が沖縄に対して何らの領土的野心を抱いていないということは、講和会議における米國全権団代表ジョン、フォースター、ダレス氏の条約案説明において沖縄問題に言及され、次の様に述べております。日本の残余の主権を保有することを許すようにするのが最もよい方式であるとしてこれを明確にしたがその後上院外交委員会においては、数年後この問題を改めて考え直したいと述べ、更にこれら諸島は戦略的に高く評価されているが、同時に國民的感情や歴史的関係なども考慮に入れてこれらを評価考究し、周囲に適合すべき最善の案を出すべきであると述べておられることや、その後における米高官筋の談話声明などからしてその真實性が十分認められる訳であります。しかしながら特に昨年十二月二十五日に行われた奄美大島の返還によつて、米國がいさゝかも領土的野心を抱くものでないという

ことが判然とされ、日米両國民のためまことに喜ばしいことであります。しかるに我が旧沖縄縣が依然として米國の統治下に母國から切断された儘放置されているということは、我々の最も遺憾とするものでございます。米國は奄美大島の返還に当つて残餘の琉球諸島は米國のために引きつづき統治されるといゝ、又年頭における米國アイゼンハワー大統領の教書においても、沖縄基地の永久保持を声明しているのであります。我々といえども米國のいう平和の敵が共産主義であり、その侵略に備えるために沖縄の基地が必要なことは同様に認めている。更に又米國を中心とする自由主義陣営とソ連を中心とする共産主義陣営の中間に立つて、いわゆる中立の立場において自由と平和を保とうとする考え方が既に夢であり、その夢すらも許されなくなつている現實を十分認識するものである。然るが故に米國の沖縄基地を認め、それに対して協力をなしているのであります。しかしそれはその後における米國高官筋の台湾や近くは米國下院軍事委員会の委員長、ルロイ、ジョンソン議員の極東調査後における調査報告中に見られる沖縄に対する支配権の継続の主張とは、その見解を異にするものであります。即ち米國は、沖縄における米國の基地保有は必ずしも統治権と不可分でないと考えなければならないのであります。ここに七十万余の、否、八千万日本國民の確固たる信念となつて深く根を下しつゝある祖國復帰の願望を容れて、統治権を日本に返還しても基地の保有は日米間に締結されている安全保障条約によつていさゝかも支障を来すものではなく、むしろそうすることによつて沖縄を含めた日本、八千万民族のより以上の協力が得られるものと確信するのであります。この見地に立つて、我々を選出した全住民の偽わざる意思を表明すべく、本決議案を提出した次第であります。全住民の声なき声を代表し、全員はこゝに一致して本決議案を可決されるよう要望するものであります。

○議長（平良幸市君）　次、決議案第四号の発議者から提案理由の説明をねがいます

○瀬長亀次郎君　只今上程されました即時無条件祖國復帰に関する決議案の説明をいたします。これはこの説明の前に一応読んでから内容を説明することにいたします（朗読）

決議案第四号

即時無条件祖國復帰に関する要請決議案

右の議案を発議する。

一九五四年四月九日

発議者　瀬長亀次郎
大湾喜三郎

立法院議長　平良幸市殿

即時無条件祖國復帰に関する要請決議

対日講和条約は一九五三年四月二十八日発効し、その日から祖國日本の同胞は占領治下から一応はのがれることが出来た。ところが同じ日本國民である沖縄七十万縣民は、今日も依然としてアメリカ占領軍の完全な軍政下におかれて、耐えがたい苦しみをうけている。沖縄縣民の祖國復帰の悲願は、アメリカのかゝる軍政からのがれて、日本國民としての独立と自由をかちとらなければ、豊かにして平和な生活は望めないという事實に深く根ざしている

沖縄縣民の祖國復帰の熱願と運動は従つてどんなにおさえつけようが断固として進む一大民族運動となつている

女も男も、老人も子供も、階層の如何を問わず、全縣民は祖國の同胞と固く結合しなければ、國民としてはもとより、ただの人間としても生きる道を断たれることを、もう知りつくしている。この現實を歪曲したり、否定したりすることは、何人にも許されない。

アメリカ合衆國政府は、一九五三年十二月二十五日、あま美大島を日本に返還したが、同時に沖縄も返還して、縣民の熱烈な祖國復帰の宿願にこたえるべきであつた。ところがアメリカ政府は敢てそれをしなかつた。沖縄だけを切りはなして祖國にかえさないことの理由を、アメリカ政府は、時をかえ言葉をかえて色々と説明した。しかしどんな衣裳をつけても理由とはならない自由を守ることがアメリカ政府の世界政策の基調をなすものであれば、日本國民としての沖縄縣民の自由は、守らなければならないからである。民族の自由と独立は、抑えつけられてはならないからである。

極東における真の平和と沖縄縣民をも含めて、日本國民の完全独立はまず沖縄が一日も早く日本に復帰することから始まる。

新たに選出された琉球政府立法院は全沖縄七十万縣民の意志を代表し、沖縄の即時無条件祖國復帰を實現するため、つぎの通り意見の一致を見た。

一、対日講和条約第三条の撤廃を調印各國政府に要求する。

二、一の要求が容れられるよう、合衆國上下両院、國連安保理事会及び日本衆参両院、日本の全政党並びに日本労働組合総評議会をはじめ、労働及び一切の平和団体の強力な支援を要請する。

右決議する。

宛　アメリカ合衆國　上院
同　下院
國際連合安全保障理事会
日本國衆議院
同　参議院
同　自由党
同　日本自由党
同　改進党
同　社会党（右派）
同　社会党（左派）
同　緑風会
同　民主クラブ
同　第一クラブ
同　協同党

労働党
同　共産黨
日本労働組合総評議会
日本労働組合総同盟
全日本産業別労働組合会評議
全國産業別労働組合連合
日本官公庁労働組合協議会
全日本自治団体労働組合
日本農民組合
全國農民組合
全日本農民組合

○瀬長亀次郎君　以上が決議文の内容でございますが、第一番目に法的根拠と二番目に政治的意義について申上げたいと思います。法的根拠でありますが沖縄でアメリカの占領政策が継続され縣民が苦しめられている現在の事實はあのサンフランシスコにおいて結ばれましたところの単独講和条約から生み出されております。何故かと申上げますと國連加盟の或いは戰爭に參加した國が一致した意見を以つて講和条約を結べない事實、逆に云うと講和会議に參加しない國があつた。そのためにアメリカが折角作つたーと申上げますのはアメリカのための折角でありますがー作り上げて沖縄を永久に保有しようとの野望にかられて信託統治制度を設けましたにかゝわらず、この信託統治制度はどうしても沖縄に適用できないという法的矛盾を最初から内包していたのであります。と申しますのは信託制度におきましては、それが決定するまでには國連の安全保障理事会の決議を経なければならぬ。處が安全保障理事会は拒否權の行使を認めている。この拒否權を使う國ソ連が厳然とひかえているという事實であります。それは対日講和条約を結ぶ時からすでに知つていながらかゝる条約を無理に一方的に調印した。従つてそもそものはじめからこの条約の法的矛盾が包藏され、その帰結と致しまして沖縄縣民にかゝる苦しみを與えているというのが大体の法的根拠である。更に沖縄縣民が國連憲章に規定されたような自治能力のない住民でない歴史的事實も信託統治制度を否定しています。私達が考えなければならないことは、アメリカ合衆國政府はあの去年十二月五日に土地取上げに対する特別布告として二十六号を出した。その前文の中に一九四五年四月から一九五二年の四月二十七日まで、即ち対日平和条約の発効前まで沖縄の占領土地の使用占有は、一九〇七年オランダの首都ヘーグにおいて結ばれました處の有名なヘーグ陸戰条規によつて占有使用して来た。處がその翌日、即ち一九五二年の四月二十八日対日平和条約発効後は、この条約の第三条の第二項によつて土地を占有しているという事をはつきり謳つておりますが、領土權を與えられていないアメリカ政府は土地占有の法的根拠を失い、現在では黙契によつて使用しているとはつきり自白せざるを得なくなつている。さて条約第三条の前段、即ち主文であります。主文はアメリカの合衆國があの小笠原諸島を含めて南西諸島を信託統治すると規定づけ、後段において信託統治が確認するまではアメリカがこの諸島の統治權、いわゆる司法、行政、立法の全權又は一部を握るというふうに規定している。ところがアメリカ合衆國が日本に要求し、四十八カ國に要求して調印した處の対日平和条約第三条の主文となつているところの信託統治というものが条約締結当時からできないということ、更に世界情勢は大体激化するのではなくて平和に進みつつある世界史的現實から申上げましても信託統治制度はどうしても實現性かなく　更に國際間の力関係からいつてもできないことは明白である。そうなると信託統治規定の主文がなくなつて一体いつまでアメリカが単独にこの諸島を統治出来るのかという決定的な法的矛盾にぶち当つているのが現状であります。アメリカは國際法と國際正義を重ずるならば早く沖縄を日本に返還しなければならない。そこでアメリカはそれを償うために、八月八日朝鮮の休戰から帰りましたダレス國務長官が、奄美大島返還の声明を発表したところがその後入れ替り立ち替り沖縄は子々孫々に至らまで永久に統治したい。或いは又永久保有をアイゼンハワーまで叫び更にハル民政長官ならびにこのオグデン副長官に至るまで、ここは永久に返したくないということをいつております。その理由は國際法的な根拠又は國際正義に基いていつているんじやなくて、自由諸國の、主としてアメリカの繁栄を守り、或いは又それに付け加えて共産主義勢力を撃破しなくちやならない。即ち共産主義勢力撃破のための基地として必要であり、自由を守るためであるといつている。しかしそのためには布告布令ではそんなことは出し得ないから住民の幸福と安寧、そのために駐屯しているという風なことをいつておりますが、色んな言葉を使つて沖縄を祖國日本から切り離しまして永久に保有したいといつてもそれは世界の正義と人道が許しませんそのことはほとんど全世界の人々が知つております。即ちアメリカ合衆國政府が祖國日本から切り離して沖縄を永久に保有しようという國際的な条約或いは協定、取決め、法的根拠をはつきり失つているという厳然たる事實であります。更に問題はもつと発展致しまして、今それではアメリカが共産主義を防衛し、更に自由諸國の安寧福祉を増進する意味における基地であるということをいつているが、國際情勢は次第々々に緊迫化しているかというとその逆であります。

（「簡単々々」とよぶ者あり）

現在皆さん御承知の通り、スイスのジュネーヴにおきまして特に中國の五億の國民を代表して周恩来外相が向うについてはつきりと述べておりますことはアジヤはアジヤ人の手ということでありますそうして共産主義國対自由主義諸國の対立が、あの忌わしい戰爭が

豫想されるものではなしに、話合で平和を勝ち取るという事がほとんど全世界的の空気となつて朝鮮の戦争が止められ、今正規の協定、即ち南北を統一して朝鮮独立國家としての自由と民主々義の原則に基く選挙の實施、更に永い間フランスの植民地下におかれて呻吟していたあのインドシナ、即ちヴエトナム、ラオス、カンボヂヤの三國に対しまして、インドシナの本当の住民による、インドシナ独立國家の形成へ如何にして移行させるか、これが論點になつています。世界戦争の発火點ともいわれている朝鮮、インドシナにおける戦争を止めて話合で平和を獲得しなければならないという事は世界の平和勢力の勝利を物語る厳然たる事實であります。この事は主観的な立場を離れて、客観的に私達が世界情勢を分析する場合には、決して資本主義対共産主義の現われ、対立、矛盾が激化するという論點をけとばすものであります。そういう意味合におきましても、この共産主義の撃破、更に自由諸國防衛のための基地としてアメリカが永久に保有するというあほらしい根拠はつきり失われていると私は考えます。次は政治的な意義についてでありますが、今兼次議員からの説明もありました通り、沖縄における軍作業員はじめ各階層の人々は一日も早く日本に帰りたいという意見を持つており、それはほとんど民族的な熱願であります。更に問題は在日本の沖縄縣人でありますが、すでに御承知でありましようが、去年の十一月二十二日日本におきましては在日沖縄縣人が一しよになりまして日本復帰促進の恒常的組織を結成しました。この組織には沖縄人の我々の先輩はほとんど全部網羅されており、この先輩は改新党もあれば日自党系も或いは又社会党右、左の系統、労農党もあるのでありますが、政党の所属の如何を問わず、そうして又思想や政策のわくをのりこえて、ほとんど全部の在日沖縄縣の諸先輩が先頭に立つて祖國に復帰するいわゆるこの失われた沖縄の返還運動に立ち上りまして、更にもつ一段と高く運動を推し進めるために復帰期成会で「会報」という機関誌まで持つております。沖縄縣の諸先輩が日本においてやることは当然であると思われるでしようが、その当然である事實の中に我々の学ばねばならぬ事があります。それは政治的な問題、思想的な問題、更に色んな問題がもつれ合つて思想はどうだ、政党の所属はどうだという事になつていがみ合う場合はかかる団結はできないのでありますが、思想、信仰、政策など問題にせず、民族運動として完全に一体になつている姿は、私達が實に学ぶべきじやないかという事實であります。今まで話しましたことは沖縄の諸先輩並びに在日縣民が団結して祖國復帰の斗いを進めている事實をあげました。それだけではありません。更に日本における各政党がほとんど一日も早い祖國復帰を熱望しております。この会報にもあります通り、改新党の床次徳二、左社会党の佐多忠隆右社会党の浅沼稲次郎、民主外交協会の広瀬広一或いは又非常に面白い事には文部省の文化財保護審調委員の田邊尚雄という人々まで、沖縄縣が文化的にも或いは政治的にも経済的にも日本から切離されることは實に不自然である。私達文部省関係の文化財審議委員としても、沖縄が一日も早く祖國に完全に復帰することを望んでいるから、復帰運動はもつとし烈にやつてもらいたいということを、政府の審議委員までいつております。従つて右は自由党改新党から、左は労農党、共産党に至るまで、あらゆる階層の人々がこの失われた土地の返還、更に奄美大島を含めて全南西諸島の完全な日本復帰を主張しております。これに対しましても私達選良として選挙されたこの立法院は、一日も早くこの決議案を可決して訴えるべき處に勇敢に訴えるというとにならなくちやならないと私は思います。去つた議会におきましてはほとんど全会一致のかたちで二回にわたつて日本復帰が決議されております。そこで今度選挙されましたこの議会においても、私は従前通り全会一致で可決されるだろうと豫想しているのであります。何故かと申上げますと、今の法的根拠から申上げましても、或いは國際情勢即ち平和を望んでいる勢力が非常に増えているという関係、更に沖縄全縣民の要求から致しましても、更にこれに應えるべく在日沖縄縣の諸先輩のあの熱烈な運動から致しましても、更に日本における各政党の代表者或いは日本政府の文部省の事務官あたりに致しましても、すべてが一日も早く日本に復帰する事を望んでいるこの秋に当りまして、私達がこの立法院で七十万の縣民を代表して祖國復帰を決議するということは如何に日本復帰の促進とその實現に拍車を加えるか、今更説明するまでもなく明らかであると思うからであります。日本におけるこの日本復帰の運動のスローガンと致しまして先ず大きく三つをあげております。沖縄縣の即時完全復帰、これが一つであります。二番目には沖縄に日本國憲法を即時實施せよ、これが二つであります。もう一つ、祖國復帰は我々の手でとこの三つの大きいスローガンが一大國民運動の推進力となるために、完全な団結と取り乱さない統一行動を以つて今祖國復帰運動は進められていますが従いまして私は一日も早く即時無条件に—無条件とは完全でありますーわが沖縄が日本に復帰するために、あらゆる運動の先頭に立つて斗うという意思表示をする事は實に大きい政治的意義を持つものと思いますので、全会一致の形でこの問題が可決せられることを望んでやまないものであります。以上を申上げまして簡単ではありますが説明に代える次第であります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明を終りました。質疑応答にうつります

○長嶺秋夫君　二つの同じ趣旨の案が出ております。この問題につきましては過去におきましても何回となく論議もされ、そうして決議されているのでありまして、本員は二つの案が出ておりますので、これを調整して頂きたく、愼重に御審議ねがうために、一つのこれは自治行政の拡大という風な面に関連すると思いますので、行政法務委員会に付託致したくおねがい致します。

○議長（平良幸市君）　只今十八番（長嶺秋夫君）から一読会を終了して行政法務委員会に付託したいとの動議が出ておりますが、御意見の通り行政法務委員会に付託して宜しゆうございますか。

（「異議なし」と呼び者あり）

では決議案第一号、決議第四号を行政法務委員会に付託致します。

○議長（平良幸市君）　次、日程第五十一、決議案第十一号布令第百三十二号の廃止に関する請願決議案を議題と致します。発議者の方から説明をねがいます。

○瀬長亀次郎君　只今上程されました布令百三十二号の廃止の請願決議案の説明を致します。これは御承知の通り四月の二十七日公布と同時に施行された行列と集会の制限禁止の布令であります。この布令は沖縄七十万縣民の民主的社会建設のためのブレーキになるのであつて、決してそれを推し進めるものではないという意味で、この廃止を一日も早く速かにやつてもらいたいというのが大体大まかな趣旨でありますが、法的根拠から申上げますと、現在これを出さないでもかゝることは十分できるという法的な根拠がありますこの百三十二号の理由＝公布した理由でありますが＝理由は二つになつております。一つは琉球政府立法院でかゝる法律がまだ作られていないので、法律を作るまではこれが必要であるという一つの理由と、もう一つは「住民財産並びに交通の安全保護を保持するというこの二つが大体これを発布した理由になつているようであります。一つの理由から＝前の理由から申上げますと＝琉球政府立法院でかゝる集会或いは行列行進の自由を自らの手によつて制限する法律が作られるかどうか、實に疑わしい問題である。私の個人的意見としますれば、こういう集会の自由を制限したり禁止したり、行列或いは行進の自由を制限したりするということは、自らの手によつて作られるべきものではないという意見を持つております。この意見から申しますと立法院が作らないという前提がある。そうなりましたらこの一つの理由は消え去ります。そうしますと残りの且つ住民並びに交通安全を保護するためだという事になつているが、この布令が出なかつたならば＝今までなかつたのでありますが、住民の財政交通の安全保護はできなかつたかといゝますと、全然できております。そうなるとほとんどこれが必要がなくなる。アメリカ政府のあの出しました植民地刑法といわれる有名な集成刑法によりますと安全の罪として三つが規定されております。これでも十分アメリカの政府としては間にあうにかゝわらず、こういつた布令を出している。その狙いがどこにあるかというと大体もう察しはつくと思いますが、私達としては今まで説明されたように立法院でかゝる法律即ち集会、行列、行進の自由を制限したり禁止したりすることが自らの手によつてできないとすれば、もうあと残るのは住民財産ならびに交通の安全保護といつたような程度のものであるとなりますと、これ又根拠は薄弱になつて失われてくる。今までこれがないでもこういうことに対して別に住民の財産があやうくなつたり、或いは又交通の安全が阻害されたりするようなことが全然なかつたし、これからもそういう豫想は全然つかない。つかなにかゝわらずかゝる命令を出したということは沖縄全住民に対して基本的な、保障されなくちやならない人権に対する不当な侵害であるとしか思えないのであります。従いまして我々としては一日もこういうことがないように、又こういう布令がないでも今まで通したのであるから、廃止してもらいたいということでありますが、これが突如として出された理由は奈邊にあるかといつたようなことを我々が考えました場合、すでに明日に迫つた處のメーデーの問題であります。メーデーはこれに該当する。即ち公共の通路並びにその公道において集会をし、或いは行進するのが五十名以上になりますと、軍隊＝アメリカ軍の軍隊であります。＝警察、更に学校の生徒＝先生に引率された学校の生徒＝を除いてすべて許可制をとつております。こうなりますとほとんど完全にこの集会の自由というものが制限されまして、この問題は今明日のメーデーを控えまして、アメリカ民政府がほとんど毎日のように出している。即ち五月一日のメーデーは労働祭ではない。労働者が八時間労働制を獲得した日を記念する労働祭ではない。これは共産主義の鼻祖である處のカール、マルクスが生れた日が五月一日であつて、このメーデーは共産主義者の集りで誕生日を祝する日であるということを、歴史並びに科学を否定するような實に噴飯な断定をしております。マルクスの生れたのは五月一日ではなしにアメリカのために惜しむらくは五日になつております。そのことは全員が知つている筈でありますが、そういう風なことでもして労働者、特に沖縄の労働者の基体的な人権に対する団結権、罷業権が制限され、完全に禁止されております。そういう處に持つて来て集会も自由にできない。行列も自由にできないということに至りましては、もうほとんど手足を伸ばすことができないということになる。これは労働者階級だけじやなしにほとんど一般全縣民

に及ぶものであります。いわゆる言論の自由はこれすべての基本的自由の先決問題であります。言論の自由から生れるものは集会の自由であります。そして集会の自由は行列の自由になつて来ます。更に結社の自由、出版の自由といつた諸自由も、言論の自由、即ち物いわざれば腹ふくれる訳であるというような否定されんようなあの封建的な考え方から脱して、民主社会の一員としてのいうべきことは全部いう、そうして中傷でない、悪口でない健全の批判であれば、如何なる権力者に対しても批判は許される。これが民主々義の原則であるという意味における言論の自由即ち集会の自由になり、行列の自由になります。この意味においてこういう基本的問題から派生して、集会と行列の自由の禁止とその制限は、沖縄における民主的社会の確立に向つて進む場合のブレーキになるのであつて決して民主社会建設の礎とはならないし、ブレーキともならないという意味におきまして、この布令が一日も早く廃止されて、勿論当然これを私は発案者として希望するものであります。色々ありますが、以上を以て説明を終えますが、尚これはこの本文は読めない脱字が色々ありますので、一応読んで見ます。（以下朗読）

決議案第十一号

布令第一三二号の廃止に関する請願決議

左の議案を発議する。

一九五四年四月二十九日

発議者　瀬長亀次郎
　　大湾喜三郎

立法院議長　平良幸市殿

布令第一三二号の廃止に関する請願決議

琉球列島米國民政府は、一九五四年四月二十七日「住民、財産並びに交通の安全保護を保持するため」と言う名の下に布令第一三二号を公布し、公共街路又は公道における集会、集団行進集団示威運動等に対し、一般的禁止に近い広汎な制限を加えたが、かゝる措置は、住民の基本的人権、を不当に害するばかりでなく、琉球の民主化を阻むものであつて、われわれ住民の容認出来ないところである。

およそ集会、集団行進、集団示威運動等表現の自由は、言論、出版、思想の自由とともに、民主々義實現の基盤をなすものであつて、これが十分な保護なくしては到底民主社会をつくることは望み得ない。その故にこそ世界人権宣言、ポツタム宣言等によつてこれが保障され、又すべての民主國家の憲法がこれを採用しているのである。アメリカ合衆國自体も「琉球列島米國民政府に関する指令（一九五二年極東軍司令部発）」二、C、(4)、「琉球政府の設立（一九五二年布告第一三号）」第六条等において、これを規定し、琉球における基本的人権の確立と民主主義の實現を保障したのである。

而もアメリカ諸憲法の拠つて立つ自然法思想によれば、かかる基本的人権は、天賦不可侵のものであつて、如何なる名目をもつてしても制限出来ないのが建前である。いわんやこれらの権利の行使に対する事前の取締は、表現の自由をはく奪するものであつて、民主制の基盤を覆うものであり、世界人権宣言、ポツタム宣言等の許容し得ないところである。

又本布令の意図する「住民、財産並びに交通の安全の保護」は、かかる取締を俟つまでもなく、現行集成刑法及びその附属法規をもつて十二分に果され得るものであり、ことさらに本布令の如き取締法規を制定することは、いたずらに住民の政治的自由を奪い、警察國家の復活を招来するものに外ならない。かかる法規が、民主主義の発展を阻害し、ファシズムを助成するものであることは、かつての治安警察法の下において、われわれの身をもつて体験したところであり、かかる事態が、本布令によつて再び招来されることは琉球住民の黙視し得るところではない

よつて琉球における基本的人権の確立と民主々義の発展とを希求する琉球政府立法院は、本布令がすみやかに廃棄され、住民の基本的自由が回復されるよう、ここに決議をもつて琉球列島米國民政副長官デヴイツト・A・D・オグデン閣下並びに同主席民政官チヤールス・V・ブラムリー閣下に請願するものである。

右決議する。

一九五四年月　日

琉球政府立法院

○瀬長亀次郎君　これは警察國家をいわゆる共産主義の独裁を嫌うと同時に全住民がそういつた場合には特に私達が身近かに迫つているブルジヨア獨裁としてのあのファシズム、このファシズムの大きな頂点をなす國家警察、警察國家における有名なフランコ政権、スペインにおける五名以上集まると許可を受けないと集会ができない。三名以上道を歩くときは許可が要る。皆許可を得なければ重刑を以つて處するという即ち警察國家の典型的なものがフランコ政権である。こういうことを恐れるのは本当の民主々義を希望する住民であります故に本決議案を一日も早く可決されてかゝる不安をなくするように私は要望致しまして、この説明を終ります。

○議長（平良幸市君）　発議者の説明を終りました。質疑応答に移ります。

○大湾喜三郎君　簡単に補足説明申上げます。沖縄の全勤労者階級が自分達のお祭り、いわゆる明日に控えたメーデーに出席しようとする最中にこの布令百三十二号が出ましたことは沖縄の労働者が非常に残念に思つている處であります。御承知の通り一八八六年にアメリカにおいて八時間制の労働時間を獲得したことによつてメーデーは始まつているのであります。そしてこの明日に控えたメーデーに出席するため全労働組合がこれに加入しようとしま

したが、この布令が出ましたために非常に萎縮しております。更に現在労働組合を結成しようとしている職場におきましても、この布令が出ましたために労働組合を結成すること自体さえ今萎縮している姿であります。こういう風な場合におきまして、立法院においては沖縄の働く勤労者を擁護する意味合から致しましても、布令百三十二号は全員を以つて撤廃するように請願するようにしなければいかんと思います簡単ではありますが労働者の立場から補足説明致しておきます。

○長嶺秋夫君　この布令は一昨二十七日に公布になつたものであり、これについて只新聞紙上でお互は見ているだけでありまして、これに対する十分なる研究の必要がありますが、なお又生命財産ならびに交通安全保護というような内容を持つている重要布令であります。従いましてこれは行政法務委員会に付託されるようおねがい致します

○議長（平良幸市君）　只今十八番（長嶺秋夫君）から決議案第十一号の第一読会を終了致しまして、行政法務委員会に付託したいとの動議が出された訳であります。御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

では決議案第十一号、布令第百三十二号の廃止に関する請願決議案を行政法務委員会に付託致します。これで本日の日程を終りましたので、会議を閉じることに致します。なお諮り致したいと思います。先刻可決になりました軍用地問題に関する件でありますが、宛名が民政長官副長官外六名の方になつているようでありますがこの六名の方は請願文の中に織込まないといけないようであります。それは五十二年の九月十日、こういつた書類が民政府から行政府を通じて参つております。「琉球政府は米國民政府の明確な許可がなければ他の如何なる政府とも直接に公務上の通信をなすことはできない。」と従つて議長名を以つて直接各宛先に発送するというのではなくして、副長官宛にして民政長官外これこれに送つてもらいたいという添書をしなければならぬようになつているようでございます。それがこの六名の方に送るには、「左記要望事項を決議し」の次に各宛名を入れる、入れないといかんようでありますので、そこは字句訂正の範囲内で一任して頂いたらどうかと思います。

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

ではさよう致します。

○議長（平良幸市君）　次の本会議は追つて通知致します。散会致します。

（午後五時五十八分散会）

○本日の出席者左の通り

議長	平良	幸市君
副議長	宮城	正行君
議員	安谷屋周良君	
〃	照屋	善清君
〃	天願雄治郎君	
〃	星	克君
〃	新里	銀三君
〃	下里	惠良君
〃	大浜	國浩君
〃	砂川	惠敷君
〃	新垣	金造君
〃	当山	真志君
〃	與那覇金一郎君	
〃	瀬長亀次郎君	
〃	大湾喜三郎君	
〃	兼次	佐一君
〃	大山	朝常君
〃	長嶺	秋夫君
〃	西銘	順治君
〃	玉城	瑩君
〃	仲宗根	巖君
〃	平良	良松君
〃	比嘉宇太郎君	
〃	中里	猛君
〃	桃原	亀郎君
〃	佐久川長吉君	
〃	長田	盛徳君

署名

議長　平良　幸市㊞

照屋　善清㊞

石嶺　真誠㊞

発行所　行政主席官房文書課

（向春印刷社印行）